

事業用太陽光発電施設等に対する地方自治体の条例等の 制改訂状況の調査報告

NPO 法人 太陽光発電所ネットワーク

調査研究室 主任研究員 吉田幸二

初稿 2017/02/12

最新稿 2018/12/31 版

FIT（固定価格買取制度）の導入以降、爆発的な太陽光発電設備の普及にともない、建築基準法、都市計画法や景観条例の適用を受けることのない小中規模の野立ての太陽光発電施設については、景観等の阻害、太陽光パネルによる反射光、パワーコンディショナ等付帯設備からの騒音、雑草防止を目的に敷設したコンクリートを要因とした周囲温度の上昇や雨水の敷地外への大量流出、土地の形質変更にともなう防災機能の低下、設置計画地の周辺住民への説明不足等、さまざまな問題が生じている。昨今ではFIT価格の下落により、当初よりもその勢いは減速したものの、太陽電池パネル等の機器の高機能化・低価格化により、いまもなお至る所で太陽光発電施設の建設は行われている。こうした状況に対して、全国各地の自治体では、独自の条例の制定や既存条例の改定を検討するケースが増えている。太陽光発電の健全な普及のためには、実態の把握と情報共有の必要性があることから、今回、全国の自治体に対して事業用太陽光発電施設に関わる条例等の制定状況の調査協力依頼を行った。回答があった分の内容および独自調査分を集約した結果をここに報告する。

目次	
謝辞	3
調査	3
掲載方法	3
提言	4
対応について	4
条例等について	4
法的拘束力について	4
主な条例とその規制対象の範囲等	4
地方自治体の規制体系等	4
参考	4
近況	5
集約結果	15
1. 調査依頼数と回答数	15
2. 回答の内訳	15
3. 独自調査を合わせた内訳	15
4. 独自の条例等の内訳	16
5. 景観計画・景観条例等で規制している自治体の内訳	16
6. 環境影響評価条例等で規制している自治体の内訳	17
7. 独自の条例等の名称	22
8. 景観計画・景観条例等の名称等	26
9. 環境影響評価条例の名称等	31
自治体からの回答	33
北海道	33
青森県	40
岩手県	44
宮城県	47
秋田県	49
山形県	51
福島県	53
茨城県	58
栃木県	65
群馬県	68
埼玉県	71
千葉県	79
東京都	86
神奈川県	90
新潟県	99
富山県	101
石川県	104
福井県	108
山梨県	110
長野県	114
岐阜県	121
静岡県	127
愛知県	132
三重県	140
滋賀県	145
京都府	148
大阪府	152
兵庫県	157
奈良県	164
和歌山県	167
鳥取県	170
島根県	171
岡山県	174
広島県	178
山口県	182
徳島県	185
香川県	186
愛媛県	188
高知県	189
福岡県	190
佐賀県	196
長崎県	199
熊本県	202
大分県	205
宮崎県	208
鹿児島県	210
沖縄県	211
独自調査	213

謝辞

～ご協力をいただいた自治体の関係者様へ～

年末年始の繁忙期の問い合わせに対して、所管の条例等の確認、関係部署への展開や取りまとめへのご協力およびご回答をいただき、本当にありがとうございました。

調査

調査対象：全国の都道府県および市区町村 1,788 の自治体

調査期間：2016年11月14日～2018年12月31日（調査期間外の事前、事後の独自の継続調査を含む）

（自治体からの回答は2017年2月末で締めて集約）

調査方法：下記の内容について、各自治体のホームページから問い合わせ先などを確認し、Webフォーム、E-Mail、FAXにて調査への協力を依頼

【問い合わせ内容（問い合わせ時期により多少内容文言は異なる）】

事業用太陽光発電施設（メガソーラー等大規模）の環境保全対策等に関する自治体の取り組みを調査しております。ご協力願えないでしょうか？
事業用太陽光発電施設の設置に伴うガイドラインや届出等が必要な条例・規則等がありましたら、下記の2点について教えていただきたく存じます。

- ・ ガイドライン、条例・規則等（環境影響評価条例、環境保全・緑地保全等に関する条例、景観条例等、土地開発等に関する条例等、自然環境等と再生エネルギー発電設備事業との調和に関する条例等）
- ・ 上記の該当する条例・規則等における太陽光発電に係る内容

掲載方法

自治体からの回答分については、担当の方から詳細な説明をいただいている内容も多いので、要約等はせずに体裁など整える、添付ファイルで資料などを送られた場合には、Excel、Wordは転記、PDFなどについては一部ハードコピー、ホームページでのURLなどに表現を変える、回答中の条例等のURLの追記、図表の場合は資料名に置き換えや項目等だけの抜粋などを行いました。

なお、調査期間中を含めて独自のガイドライン、条例、要綱等の制定、既存のガイドライン、条例、要綱の改定などを実施されている自治体がいくつもあり、すでにURLがリンク切れの場合もありますのでご了承願います。

尚、当調査報告公開後に自治体から連絡を受けた分については、〇〇年〇〇月〇〇日 連絡受領分 として掲載しますが、件数集計等での扱いは調査依頼後の独自調査分として扱います。

提言

対応について

・問題が拡大化・深刻化する前からの対応が望まれます。加えて、複数の部局が関係する事業用施設なので、各部局が協力して対応が必要です。

開発行為:都市計画部局 景観:景観部局 防災:総務部局 自然環境:環境部局 生活環境:民生部局など

・国または都道府県において、「環境影響評価条例」や「景観条例」の対象事業として指定、「条例」「ガイドライン」等の制定により、全ての市区町村において自然環境、生活環境、景観、防災等に十分に配慮され、地域との調和のとれた事業が行われることが望まれる。

・自治体の所有地、池、施設の屋根など未使用の遊休場所を活用した土地貸しや屋根貸しなどへの優遇処置など。

・事業を行う場合、国や自治体が制定した法律、条令、ガイドライン、要綱、指針などの順守し、法令等の縛りが無くとも自主アセスメントを行う等して、事業者と地域の自治体や住民が争い戦うのではなく、共存・共生・共栄を目指し、互いに理解しあう努力をすることだと思います。

条例等について

法的拘束力について

	法的拘束力	主 な 実 施 事 項
1	無	関係御法令や必要な手続きの一覧を作成し公開
2	無	留意事項などで事業者に協力を願う
3	無	要綱など作成し、事業者に協力を願う
4	無	指針やガイドライン案を作成して、パブリックコメントで住民等の意見を求める 指針やガイドラインを制定
5	有	条例案を作成して、パブリックコメントで住民等の意見を求める 条例の制定

景観計画を作成し、景観行政団体に移行すれば、景観条例・景観形成の基準・ガイドラインなどで、設置後の景観等まで細部にわたり独自の規定が可能。

主な条例とその規制対象の範囲等

主 な 条 例 名	主 な 規 制 対 象 の 範 囲 等
環境影響評価条例	事業を行う前(設置前)に影響について評価できる
開発指導要綱 土地開発指導要領	太陽光発電施設設置に伴う造成等
再生エネルギー設置事業との調和に関する条例	設置後の自然環境や生活環境への影響まで
(景観行政団体、自主条例含む) 景観計画 景観条例 景観形成ガイドライン	設置後の景観等まで

地方自治体の規制体系等

法的拘束力	規制体系	内 容 ・ 意 味 等
無	配慮事項	心くばりや心づかいをして欲しいこと
	留意事項	心をとどめて気を配って欲しいこと
	要綱	事案に対する基準やその事務の取扱いについてまとめたもの 法令の解釈や裁量基準を内部的な規範として定めたもの
	要領	大綱的に定める場合に使われる要綱に対して、細目的に定める場合には要領を用いる
	指導要綱	規制的な行政指導をするに当たってその内容をまとめたもの
	指針	事業等を進める関係者らに対して、自治体から基準となる目安などを指し示したもの
	ガイドライン	関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの
有	条例	法律同様に自治体ごとの独自ルール
	施行規則	条例を補足する詳細事項

参考

2013年7月20日発行「自治体の屋根貸し太陽光発電事業レポート」

<http://curator358.com/?p=1031>

2014年5月6日発行「太陽光発電の普及・促進の影で」レポート

<http://curator358.com/?p=1729>

太陽光発電・グリーン電力等のニュース・・・月又は週に1回程度配信

配信の停止、配信先の登録、変更、追加などは下記の URL からお願いいたします。

<https://regssl.combzmail.jp/web/?t=cj32&m=27c4>

近況

年 月	自治体名	記 事
2018年12月26日	岐阜県関市	関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(素案) についてのパブリックコメントを実施
2018年12月15日	千葉県野田市	野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(案)及び施行規則(案)についてのパブリックコメント終了
2018年12月14日	香川県	香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン(仮称)(案) のパブリック・コメント実施
2018年12月14日	和歌山県橋本市	橋本市の太陽光発電条例成立、来月施行へ 住民説明と届け出義務化
2018年12月14日	千葉県長柄町	長柄町太陽光発電設備の適切な設置を図るための手続きに関する条例が制定
2018年12月6日	環境省	第5回 太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会
2018年12月5日	静岡県	太陽光発電設備の適正導入に向けたモデルガイドラインの公表
2018年12月5日	栃木県市貝町	12月定例会一般質問通告「大規模太陽光発電の規制について」
2018年12月	三重県熊野市	熊野市小規模太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの策定 計画
2018年11月26日	愛知県常滑市	常滑市太陽光及び風力発電施設の設置等に関するガイドライン策定について(第11回常滑市議会協議会協議事項)
2018年11月22日	経済産業省 資源エネルギー庁	入札(太陽光第3回・バイオマス第1回) の上限価格設定に当たっての参考資料
2018年11月20日	岐阜県	太陽光発電の適正導入に関する国の動向について(更新)
2018年11月12日	茨城県守谷市	守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定
2018年11月10日		エコリンクス「2017 京都府 再生可能エネルギー設備(太陽光発電) の設置・運用・メンテ・廃棄に係るガイドライン ―設置から廃棄まで― 2018年11月改訂版」公開
2018年11月9日	埼玉県東秩父村	東秩父村内において実施される太陽光事業に対応する為、ガイドライン及び要綱を策定
2018年11月8日	経済産業省 資源エネルギー庁	太陽光発電所への「標識」設置を喚起、未改善には認定取消も
2018年11月7日	山口県防府市	「防府市内で産業用太陽光発電事業を実施される皆様へ」掲載
2018年11月6日	千葉県野田市	野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(案)及び野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則(案)に関する意見募集
2018年11月1日	環境省	太陽光発電のアセス、第1種は100㎡以上と法の対象とする太陽光発電施設の規模要件の水準案を示した
2018年11月1日	三重県御浜町	御浜町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱の施行
2018年11月1日	栃木県大田原市	「大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」(案)に対する意見募集(パブリックコメント) について
2018年10月30日		「重要インフラの緊急点検」の点検項目追加について
2018年10月30日	環境省	「太陽光発電の環境影響評価に係る検討状況について」
2018年10月30日	静岡県東伊豆町	東伊豆町内における太陽光発電設備設置事業に関する条例の制定
2018年10月29日	宮城県亘理町	太陽光発電設備の農地転用に伴うガイドライン
2018年10月26日	兵庫県	太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の一部を改正する条例の概要について
2018年10月25日	静岡県東伊豆町	大規模開発を抑制へ 26日に開かれる臨時町議会に太陽光発電条例を提案
2018年10月25日	静岡県浜松市	大規模太陽光発電所の建設による自然や生活環境への影響を回避、低減するため、環境アセスメント(環境影響評価) 条例の施行規則の一部を改正し、適用範囲を広げる方針
2018年10月24日	千葉県酒々井町	酒々井町太陽光発電施設の設置及び管理に関するガイドライン制定
2018年10月23日	静岡県浜松市	浜松市環境影響評価条例施行規則等の改正について(平成30年度第2回浜松市環境影響評価審査会)
2018年10月17日	山梨県北杜市	北杜市の太陽光発電の規制に関する条例制定を目指す検討委員会が市が条例を設けて建設を独自に規制すべき神奈川県内の太陽光発電保守点検事業者データベースを作成だという提言をまとめ、17日、市長に提出
2018年10月16日	神奈川県	神奈川県内の太陽光発電保守点検事業者データベースを作成
2018年10月16日	熊本県水俣市	「水俣市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を改訂
2018年10月15日	福岡県直方市	「直方市太陽光発電設備事業に関する条例」を制定
2018年10月15日	経済産業省 資源エネルギー庁	再エネ事業の長期安定化に向けた事業規律の強化と地域共生の促進
2018年10月15日	経済産業省	小規模太陽光の規制強化 安全確認へ立ち入り、「固定価格」取り消しも視野
2018年10月12日	静岡県東伊豆町	(仮称)東伊豆町内における太陽光発電設備設置事業に関する条例のパブリックコメント(結果公表)
2018年10月12日	環境省	第3回 太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会において、これまで対象外だった太陽光発電にも環境影響評価を導入することに大筋で一致。対象となる発電所の規模など具体的な要件については、地方自治体が定める環境影響評価条例以上をベースに検討。
2018年10月10日	兵庫県三田市	里山の保全を目的とした「里山と共生するまちづくり条例」の骨子案を公表 「三田市里山と共生するまちづくり条例(案)」の意見交換会の開催及び意見募集について
2018年10月10日	兵庫県篠山市	篠山市まちづくり条例等における太陽光発電施設許可基準等の変更

2018年10月8日	—	全国メガソーラー問題シンポジウム実行委員会 全国メガソーラー問題シンポジウム開催(長野県 茅野市民館)
2018年10月	兵庫県	「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の改正骨子(案)」に関する県民意見提出手続き(パブリック・コメント手続)の実施
2018年10月	兵庫県三田市	太陽光パネルを許可制に 三田市が検討、12月にも条例案 300平方メートル以上、県より厳格化
2018年10月	岡山県備前市	備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業の調和に関する条例及び施行規則を制定
2018年10月1日	長野県長野市	大規模な建築行為等の届出について(景観計画の改正)
2018年10月1日	沖縄県	沖縄県環境影響評価条例等の改正について(平成30年10月1日全面施行)
2018年10月1日	静岡県下田市	下田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の改正施行【主な改正点: 再生可能エネルギー施設に関すること】
2018年10月1日	埼玉県東松山市	東松山市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインを施行
2018年9月28日	静岡県東伊豆町	(仮称)東伊豆町内における太陽光発電設備設置事業に関する条例のパブリックコメント
2018年9月28日	岩手県盛岡市	盛岡市景観条例を改正し、工作物として太陽光発電設備及び風力発電設備を追加
2018年9月28日	岐阜県恵那市	「恵那市太陽光発電設備設置に関する条例」が制定
2018年9月	長野県上松町	上松町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例及び施行規則を制定
2018年9月	茨城県常陸太田市	常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例及び施行規則 平成31年1月1日施行
2018年9月	千葉県成田市	成田市景観計画の変更 平成30年11月1日施行
2018年9月28日		「重要インフラの緊急点検」の実施について
2018年9月	長野県筑北村	筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例及び施行規則を制定
2018年9月21日		重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議
2018年9月	岡山県美作市	美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例を制定
2018年9月	山梨県	26日、山梨県議会は太陽光発電設備の適正化に関する議員連盟を設置し、初会合を開催。
2018年9月	兵庫県佐用町	9月定例会一般質問において太陽光パネル発電(事業用)規制の条例を
2018年9月26日	兵庫県神戸市	「(仮称)神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」の制定について市民の皆さまのご意見を募集
2018年9月25日	山形県山形市	「山形市景観計画(案)」に対するパブリック・コメントの実施
2018年9月	京都府宇治市	9月定例議会 請願第30-4号 宇治市における太陽光発電設備の設置に関する規制条例の策定についての請願
2018年9月	静岡県松崎町	松崎町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定
2018年9月	長野県佐久市	自然環境保全条例について 「太陽光発電設備の設置」に伴い、佐久市自然環境条例に規定された「木竹の伐採」、「土地の形質の変更」等の行為を行う場合は、今後も条例の対象との注意喚起
2018年9月	茨城県守谷市	守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例(案)等に対する ご意見の募集の終了
2018年9月	静岡県	第2回太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン検討会の開催
2018年9月	福島県いわき市	9月13日、いわき市議会9月定例会一般質問にて「条例制定で太陽光発電事業の規制を」小規模な林地開発(1ha以下)は、事前に計画書の提出が必要です。(周知徹底)
2018年9月10日	群馬県東吾妻町	東吾妻町「太陽光発電設備の設置」に関する配慮事項 公開
2018年9月1日	栃木県市貝町	市貝町太陽光発電の設置事業に関する指導要綱の施行
2018年8月	経済産業省資源エネルギー庁	再生可能エネルギーの主力電源化に向けた今後の論点～第5次エネルギー基本計画の策定を受けて～
2018年8月	山梨県甲州市	太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書 議決 甲州市議会
2018年8月	静岡県	太陽光発電施設に係る環境影響評価の適用範囲の拡大(静岡県環境影響評価条例施行規則の改正)
2018年8月	岡山県美作市	メガソーラーの開発に関する独自の影響評価条例案を9月4日開会の9月定例市議会に提案
2018年8月	環境省	平成30年8月30日 第1回 太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会 開催
2018年8月21日	岩手県奥州市	景観計画を変更し、届出対象行為の備考欄修正(工作物に太陽光発電施設を含む、再生可能エネルギー発電関連施設と明文化)
2018年8月	静岡県河津町	(仮称)河津町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例のパブリックコメントについて(結果)
2018年8月	静岡県松崎町	松崎町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例(案)についての意見募集(パブリックコメント)の実施結果について
2018年8月	山梨県甲州市	平成30年甲州市議会9月定例会提出議案 発議案第3号 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書の提出について
2018年8月	福島県いわき市	「太陽光発電施設導入にあたっての留意事項について」
2018年8月	兵庫県神戸市	太陽光発電パネルの適正な設置に向けた取り組み 「(仮称)神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例」の制定を目指します
2018年8月	経済産業省資源エネ	再エネの長期安定電源化に欠かせないのは「地域との共生」(Web公開)

	ルギー庁	
2018年8月10日	鳥取県北栄町	北栄町農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン
2018年8月	茨城県守谷市	守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例(案)等に対するご意見の募集
2018年8月	千葉県千葉市	太陽光発電設備における事業者の方へのお願い
2018年8月	静岡県河津町	(仮称)河津町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例のパブリックコメントについて
2018年8月	静岡県松崎町	松崎町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例(案)についての意見募集
2018年8月	岐阜県恵那市	太陽光発電設備設置に関する条例及び施行規則(案)への意見を募集終了
2018年7月	長野県阿南町	阿南町再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドラインの策定
2018年7月	岩手県盛岡市	盛岡市景観計画の変更案及び景観条例の改正案に関する意見を募集
2018年7月	兵庫県丹波市	丹波市開発指導要綱を改正(平成30年10月1日施行)主な改正点:【太陽光発電施設設置に係る適用範囲の変更】や【太陽光発電施設設置に係る整備基準の新設】
2018年7月	熊本県水俣市	「水俣市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を制定
2018年7月	静岡県伊豆市	伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を制定
2018年7月	兵庫県篠山市	太陽光発電施設に係る「篠山市土地利用基本計画」の変更(案)等に対するご意見の募集
2018年7月	兵庫県神戸市	新幹線止めた「太陽光パネル」神戸市が設置規制強化を検討
2018年7月	環境省	メガソーラーへの環境アセス適用も視野、今夏にも検討会
2018年7月	静岡県下田市	下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について
2018年7月	岐阜県恵那市	太陽光発電設備設置に関する条例及び施行規則(案)への意見を募集
2018年6月	静岡県下田市	再生エネルギー大規模開発には不同意 下田市議会条例案を審議
2018年6月	福岡県直方市	直方市太陽光発電設備設置事業に関する条例の策定について【条例(案)の概略】への意見を募集
2018年6月	静岡県伊豆市	伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例案パブリック・コメント実施結果について
2018年6月	栃木県佐野市	佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例の施行について
2018年6月	岡山県岡山市	事業用の太陽光発電施設の乱立に歯止めを掛けるために、来年4月の施行を目指して環境影響評価(環境アセスメント)を義務付ける条例の策定を計画
2018年6月	長野県佐久市	「佐久市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン」及び「佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱」策定
2018年6月14日	長野県木曾町	木曾町地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例(平成30年度規則改正版)
2018年6月	埼玉県寄居町	「寄居町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」及び「寄居町太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの事務取扱に関する規準」制定・公布
2018年6月	—	野鳥の会、太陽光発電もアセス対象にと環境省へ要望
2018年6月	静岡県	県環境影響評価審査会で県が太陽光発電所建設について環境アセスの対象とする改正の方針を示した
2018年5月	静岡県裾野市	太陽光発電施設について土地利用事業に関する指導要綱を一部改正
2018年5月	福島県白河市	「白河市太陽光発電施設の設置等に関する指導要綱」を制定
2018年5月	静岡県伊東市	伊東市八幡野地区の大規模太陽光発電所(メガソーラー)の建設計画について、小野達也市長は31日の定例記者会見で、6月1日に施行されるメガソーラー規制条例の適用対象となるとし、建設に同意しない考えを示した。
2018年5月	愛知県名古屋市	有松町並みガイドライン 公開・・・太陽光パネルは、東海道から見える部分には設置せず、その他の道路から見える部分においても設置しないことを基本
2018年5月	埼玉県蓮田市	蓮田市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインを策定
2018年5月	静岡県伊東市	伊東市が同市八幡野に計画されているガソーラー工事について、宅地造成等規制法に基づく変更の許可が出されていない現時点では工事着手は適法とは認められないとして延期指導
2018年5月	長野県長野市	長野市は「景観計画」を改定し、普及が進む太陽光発電施設(パネル面積500㎡以上)などの設置に対して市への届け出を義務づけることを決め、関連条例の改正案を6月議会に提案し、10月施行を予定
2018年5月	静岡県下田市	「(仮称)下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー事業との調和に関する条例」案のパブリックコメント(意見公募)開始
2018年5月	長野県筑北村	筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例(案)に対するご意見を募集
2018年5月	静岡県浜松市	「浜松市太陽光発電施設設置に関する土地利用要綱」改正
2018年5月	千葉県白井市	「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」施行
2018年5月	沖縄県	沖縄県環境影響評価条例等の改正について(平成30年10月1日施行) 「土地の造成を伴う事業」を対象事業に追加
2018年4月	静岡県	県内における太陽光発電施設に関する実態と課題を把握するために、県内全市町(政令市含む)に対して3月に実施したを対象にアンケート調査の結果を公開
2018年4月	兵庫県加西市	加西市開発調整条例を改正「太陽光発電施設等の開発行為の手続き対象となる面積を「1,000平方メートル

		以上」から「1,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満」に変更する。」等
2018年4月	愛知県春日井市	太陽光発電事業にかかる春日井市許認可届出手続一覧をHPにて公開
2018年4月	兵庫県	著しく大規模な太陽光発電施設に対する「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」の施設基準の強化
2018年4月	三重四日市市	「四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン」を策定・施行
2018年4月	山形県	山形県環境影響評価条例の一部を改正する条例が施行
2018年4月	栃木県	「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」運用開始
2018年4月	長野県伊那市	「伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置などに関するガイドライン」の改正
2018年4月	宮崎県高千穂町	「高千穂町景観計画」を策定
2018年4月	群馬県片品村	片品村景観計画・片品村の美しい景観を守り育てる条例に関する意見の募集について
2018年4月	静岡県伊豆市	自然環境と再生可能エネルギー施設との調和に向けた条例案 パブリックコメント募集
2018年4月	栃木県佐野市	佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例(案)に関するパブリックコメントの実施について
2018年4月	千葉県長南町	「長南町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」施行
2018年4月	和歌山県有田川町	「太陽光発電施設の設置における景観形成基準」施行
2018年4月	京都府南山城村	「南山城村再生可能エネルギー発電設備設置事業に関する指導要綱」制定・施行
2018年4月	大阪府箕面市	「箕面市特定太陽光発電設備の設置の規制に関する条例・施行規則」施行
2018年4月	埼玉県鳩山町	「鳩山町太陽光発電施設の設置に関する要綱」施行
2018年4月	長野県松川町	「松川町再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」施行
2018年4月	山梨県上野原市	「上野原市景観計画」を策定、平成30年4月1日より、上野原市景観計画や上野原市景観条例の施行
2018年4月	滋賀県大津市	「大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例及び施行規則」施行
2018年4月1日	福島県福島市	
2018年4月1日	岐阜県白川町	白川町太陽光発電設備設置事業の指導に関する要綱の施行
2018年3月30日	岩手県陸前高田市	陸前高田市景観条例及び施行規則の制定
2018年3月	群馬県富岡市	「富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」制定・公布
2018年3月	長野県木祖村	「木祖村自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」及び「木祖村自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則」施行
2018年3月	長野県松川町	「松川町再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」制定
2018年3月	大阪府箕面市	「箕面市特定太陽光発電設備の設置の規制に関する条例・施行規則」公布
2018年3月	群馬県前橋市	平成30年4月1日から『広瀬川河畔景観形成重点地区』を施行
2018年3月	沖縄県名護市	名護市議会 請願第4号 太陽光パネル設置等に関する条例制定についての請願 3月28日 継続審査
2018年3月	滋賀県大津市	「太陽光発電設備の設置ガイドライン」制定
2018年3月	静岡県伊東市	「伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」制定
2018年3月	和歌山県	「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」を制定
2018年3月	和歌山県和歌山市	「和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」制定
2018年3月	千葉県大網白里市	「大網白里市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」策定
2018年3月	滋賀県大津市	太陽光発電設備の設置ガイドライン策定(案)に係る意見募集の結果について
2018年3月	茨城県つくば市	「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等の設置に関するガイドライン」を策定
2018年3月	静岡県	「静岡県における自然景観と調和した太陽光パネルに関する景観誘導施策の検討調査」報告書
2018年3月	香川県	20日の定例県議会において、土庄町豊島で計画が進む太陽光発電事業を巡る地元住民による反対運動を踏まえ、事業者に対し住民への事前説明を義務付ける法整備などを求める意見書を採択
2018年3月	静岡県伊東市	伊東市議会3月定例会は19日の最終本会議で、大規模太陽光発電所(メガソーラー)規制条例を可決。施行日は6月1日。八幡野地区のメガソーラー計画には適用されず、鎌田地区の計画は適用となる可能性が高い。
2018年3月	栃木県那須塩原市	「那須塩原市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」策定
2018年3月	岐阜県恵那市	太陽光発電事業による無秩序な山林伐採を防ごうと、恵那市が独自の規制に乗り出す。七日の市議会一般質問で、市建設部の鷲見典幸部長が意向を明かした。
2018年3月	千葉県長南町	「長南町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」制定
2018年3月	岡山県岡山市	岡山市内の山林でメガソーラーの建設計画が浮上しており、地元住民から環境や災害への影響を心配する声が上がっている。市は2月定例議会に独自の環境影響評価条例案を提案。対象にはメガソーラーも含める方針だが、国の上位法がなく、条例の実効性は未知数。
2018年3月	京都府南山城村	南山城村で進められているメガソーラー計画に反対する住民グループが10日、地元で記者会見を行い、村や京都府に対して、反対の意思表示や不認可を求めていく考えを述べた。
2018年3月	滋賀県大津市	太陽光発電設備の設置ガイドライン策定(案)に係る意見募集について
2018年3月	岩手県盛岡市	「盛岡市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指針」制定
2018年3月	滋賀県東近江市	「東近江市太陽光発電設備設置に関する指導要綱」制定

2018年3月	愛知県新城市	「新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」における対象を50kW以上から10kW以上に改定
2018年3月	三重県松坂市	「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」運用開始
2018年2月	高知県	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則(平成13年高知県規則第16号)の一部改正について
2018年2月	三重県四日市市	「(仮称)四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン(案)に関するパブリックコメント(意見募集)の結果について
2018年2月	栃木県	太陽光発電施設の設置・運営などに関する県の指導指針を発表
2018年2月	千葉県香取市	香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の一部改正について(意見募集)
2018年2月	和歌山県和歌山市	和歌山市は25ヘクタール以上の太陽光発電を整備する事業者に市との協議や許可を要件とする条例案などの議案を2月定例会市議会に提出する
2018年2月	三重県鳥羽市	鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例(案)へのパブリックコメント(結果)
2018年2月	千葉県	農地転用関係事務指針の一部改正(案)に関する意見募集について
2018年2月16日	兵庫県たつの市	「たつの市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱」制定
2018年2月	奈良県宇陀市	「宇陀市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」について
2018年2月	栃木県	「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」策定
2018年2月	福島県福島市	平成30年4月1日より、太陽光パネル。(土地に自立して設置するものに限る。)パネル面積の合計1,000㎡を超.えるものも景観法に基づく届出の対象とする
2018年2月	福岡県	太陽光発電導入円滑・適正化講習会を開催します
2018年2月	千葉県白井市	第3回白井市環境審議会 報告「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」について
2018年2月	和歌山県	「(仮称)和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」骨子案に係るパブリックコメント(県民意見募集)実施結果について
2018年2月	岩手県雫石町	「雫石町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例」制定 「雫石町太陽光発電設備設置に関するガイドライン」制定
2018年2月	大阪府箕面市	山麓部などの太陽光発電設備の設置を規制します～山麓部などに設置する一定規模の太陽光発電設備の設置を規制する条例を3月議会に提案～
2018年2月	兵庫県西宮市	「快適な市民生活の確保に関する条例」改訂
2018年2月	大阪府箕面市	「箕面市特定太陽光発電設備の設置の規制に関する条例・施行規則」制定
2018年2月	群馬県みなかみ町	「みなかみ町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」策定 「みなかみ町開発事業指導要綱」改正
2018年1月22日	鹿児島県指宿市	『指宿市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱』を制定
2018年1月	埼玉県	大規模太陽光発電施設(メガソーラー等)に関する情報について
2018年1月	長野県南木曾町	「南木曾町の自然環境等と再生可能エネルギー設備設置業との調和に関する条例」制定
2018年1月	香川県土庄町	景観計画の改訂
2018年1月	千葉県白井市	白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン(案)に対する意見を募集
2018年1月	大阪府	大阪府域における太陽光発電施設の地域との共生を推進する体制<大阪モデル>
2018年1月	静岡県	県景観懇話会が一時紛糾 メガソーラー巡り会長が議事進行拒否
2018年1月	三重県鳥羽市	鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例(案)への意見募集
2018年1月	愛知県東郷町	宅地開発、建築物の建築、土地の用途の変更をするときは ～東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例～
2018年1月12日	福島県福島市	福島市景観条例の改正
2018年1月	栃木県日光市	「日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例」の施行
2018年1月	高知県	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部改正について(意見募集終了)
2018年1月	和歌山県	「(仮称)和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」骨子案に係る県民の皆様のご意見を募集
2018年1月	長野県飯田市	太陽光発電施設等の取扱いを定めることについて (飯田市景観規則及び飯田市土地利用調整条例施行規則を一部改正)
2017年12月	兵庫県西宮市	「快適な市民生活の確保に関する条例の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの実施
2017年12月	三重県四日市市	「(仮称)四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン(案)」について ーご意見を募集しますー
2017年12月	茨城県北茨城市	北茨城市太陽光発電施設の適正管理による地域環境の保全に関する条例及び施行規則が制定
2017年12月	静岡県伊東市	伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(案)について
2017年12月	奈良県宇陀市	宇陀市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について 原案可決
2017年12月	静岡県浜松市	太陽光発電適正管理支援組織設立へ
2017年12月	山梨県富士河口湖町	富士河口湖町は、東京都内の事業者に対する太陽光発電施設の設置を認めない不同意処分を取り消すよう命じた甲府地裁判決を不服として、22日までに控訴する方針を固めた。
2017年12月	千葉県佐倉市	「佐倉市景観計画」を策定

2017年12月	埼玉県日高市	「日高市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」制定
2017年12月	群馬県富岡市	「富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(案)」に関するパブリックコメントの実施結果について
2017年12月	滋賀県大津市	「大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例及び施行規則」制定
2017年12月	滋賀県	メガソーラー建設、住民に事前説明を 滋賀県が初対策
2017年12月	香川県豊島	太陽光発電所に住民95%が反対、豊島産廃問題の苦い記憶が
2017年12月	埼玉県嵐山町	「嵐山町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」について
2017年12月	兵庫県三田市	景観計画(案)に対する市民意見の募集
2017年12月	沖縄県	「沖縄県環境影響評価条例及び施行規則の一部改正案」に対する意見の募集終了
2017年12月	千葉県成田市	成田市景観計画(変更素案)についてパブリックコメントを実施
2017年12月	高知県	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部改正について(意見募集)
2017年12月	京都府京都市	京都市西京区桂坂つばき東第1地区建築協定
2017年12月	茨城県結城市	太陽光発電設備に関する条例の施行規則の一部改正について
2017年12月	岩手県雫石町	雫石町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例(案)に対するパブリックコメントの結果について
2017年12月	高知県	「太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドライン(平成29年12月4日改定)」について
2017年12月	埼玉県横瀬町	「横瀬町太陽光発電施設の設置に関する要綱」を制定
2017年12月	山梨県北杜市	北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会について
2017年12月	埼玉県滑川町	「滑川町太陽光発電事業の適正実施に関するガイドライン・要綱」策定
2017年12月	栃木県日光市	栃木県内初、発電出力で太陽光設備規制 日光市議会が条例可決
2017年12月	群馬県沼田市	「沼田市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導要綱」告示。平成30年1月1日より施行。
2017年12月	千葉県白井市	第2回白井市環境審議会 「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」の策定について
2017年12月	三重県志摩市	小規模な太陽光発電設備設置事業に関するガイドラインの制定
2017年12月11日	熊本県菊池市	「菊池市景観計画」策定
2017年11月	和歌山県和歌山市	和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例骨子(案)に対する意見募集
2017年11月	和歌山県古座川町	土砂災害や電磁波に不安 太陽光発電所建設で古座川町民
2017年11月	島根県出雲市	「再生土」の締め出し加速、住民トラブル増加
2017年11月	兵庫県三田市	市街地周辺景観計画(案)及び山並み・田園景観計画(案)に関する意見交換会の実施について
2017年11月	兵庫県丹波市	太陽光発電 「1000平方メートル以上で届出」 丹波市が開発要綱改正を検討
2017年11月	栃木県日光市	日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例(原案)に対するパブリックコメント結果公開
2017年11月	長野県飯田市	太陽光発電施設等の取扱いを定めること(飯田市景観計画の変更(案)並びに飯田市景観規則、飯田市土地利用調整条例及び飯田市土地利用調整条例施行規則の一部改正(案))に対する意見の募集結果(2017年11月15日更新)
2017年11月	静岡県伊東市	メガソーラーを規制へ 伊東市が条例化方針
2017年11月	埼玉県坂戸市	「坂戸市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」について
2017年11月	大阪府	平成29年度第1回「太陽光発電施設の地域共生に向けた近畿経済産業局・大阪府連携協力会議」及び「庁内連絡調整会議」の開催について
2017年11月	沖縄県	「沖縄県環境影響評価条例及び施行規則の一部改正案」に対する意見の募集について
2017年11月	福岡県福岡市	宅地造成等規制法において、太陽光発電施設用地等も「宅地」として扱われ、都市計画法に基づく開発許可制度における宅地の定義とは異なる
2017年11月	群馬県富岡市	自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(案)に関するパブリックコメントの実施
2017年11月	長野県塩尻市	塩尻市再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドラインについて
2017年11月	三重県伊勢市	伊勢市景観計画を変更しました(平成29年11月1日) 太陽光発電施設を届出対象工作物に追加 太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン策定
2017年11月	鹿児島県湧水町	『湧水町再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン』を策定し、平成28年9月1日より運用を開始しておりますが、今回、事業計画の届出等についての見直しを行いました。(平成29年11月1日より運用開始)
2017年11月	宮崎県日向市	太陽光発電設備及び風力発電設備に係る景観形成基準
2017年11月	群馬県安中市	安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例
2017年11月1日	兵庫県西宮市	開発事業等におけるまちづくりに関する条例の改正
2017年10月	岡山県岡山市	岡山市環境影響評価条例(素案)へのご意見募集(パブリックコメント)の結果について
2017年10月	滋賀県大津市	大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例(案)のパブリックコメント結果の公表
2017年10月	奈良県宇陀市	「宇陀市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(素案)」のパブリックコメントを行います

2017年10月	香川県	香川県議会の一般質問で浜田知事は県として太陽光発電所設置のガイドラインを検討することを明らかにした。
2017年10月	栃木県日光市	産業観光常任委員会 日光市太陽光発電設備設置事業と周辺環境との調和に関する条例について議会と協議
2017年10月	長野県小海町	平成29年第3回定例会にて太陽光の規制の必要性について質疑
2017年10月	山梨県北杜市	北杜市太陽光発電設備に関する指導要綱の一部を改正
2017年10月	岩手県雫石町	「雫石町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例(案)」に係るパブリックコメントの募集について
2017年10月	愛知県東郷町	東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例を制定
2017年10月	愛知県東浦町	東浦町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱を制定
2017年10月	岐阜県下呂市	下呂市土地開発事業に関する条例の改正に伴い、地上設置式の太陽光発電設備の設置(出力10キロワット未満のもの※を除く。)を行うときも協議が必要
2017年10月	埼玉県美里町	太陽光発電施設設置に関する要綱を制定
2017年9月	岐阜県下呂市	太陽光発電設備に関する下呂市景観ガイドラインについて
2017年9月	兵庫県多可町	「多可町太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」を制定
2017年9月	栃木県鹿沼市	鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電施設設置事業の調和に関する条例を制定
2017年9月	群馬県	太陽光発電設備の設置にあたっての配慮事項
2017年9月	岡山県岡山市	岡山市環境影響評価条例(素案)へのご意見募集(パブリックコメント)
2017年9月	栃木県鹿沼市	「(仮称)鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電施設設置事業の調和に関する条例」(案)に係るパブリック・コメントの募集結果
2017年9月	静岡県熱海市	風致地区条例許可基準を改正(今改正が太陽光発電施設を想定したもの)
2017年9月	長野県御代田町	平成29年第3回定例会において、「小規模な太陽光発電施設へ届け出の義務化を」検討・審議
2017年9月	長野県飯田市	太陽光発電施設等の取扱いを定めること(飯田市景観計画の変更(案)並びに飯田市景観規則、飯田市土地利用調整条例及び飯田市土地利用調整条例施行規則の一部改正(案))に対する意見の募集
2017年9月	岐阜県可児市	太陽光発電施設設置に関する配慮事項 公開
2017年9月	埼玉県小川町	「小川町太陽光発電事業の適正実施に関するガイドライン」「小川町太陽光発電事業実施の手続等に関する要綱」の策定について
2017年9月	山梨県北杜市	北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会委員の募集について
2017年9月	島根県松江市	都市計画の原案の縦覧、説明会及び公聴会開催のお知らせ(本地区の建築物の形態意匠の制限に、太陽光パネルについての規定を加えようとするものです。)
2017年9月	大分県大分市	平成29年第3回定例会市議会にて「太陽光パネルの設置に関する規制について」質問
2017年9月	滋賀県大津市	大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例(案)の策定に係る意見募集について
2017年9月	高知県香美市	太陽光発電施設へ転用
2017年9月	佐賀県嬉野市	「嬉野市再生可能エネルギー発電設置指導要綱」を制定しました。
2017年9月	群馬県安中市	市内での太陽光発電設備設置について、自然災害の危険性が高い急傾斜地開発や市内全域での乱開発につながる同設備設置の抑制に向けた条例案を、市議会定例会に提案
2017年9月	沖縄県東村	再生可能エネルギー発電設備設置に関する条例及び施行規則の施行
2017年8月	埼玉県小鹿野町	「小鹿野町太陽光発電施設の適正な設置に関するガイドライン」を制定
2017年8月	栃木県鹿沼市	再生可能エネルギー発電設備設置事業の許可制度(2017.8) 「鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の設置事業との調和に関する条例」を、9月議会に上程する予定
2017年8月	福岡県飯塚市	飯塚市相田の白旗山一帯に計画されている大規模太陽光発電の計画書に対し、近隣の自治会の住民125人が反対の意見書を市に提出
2017年8月	長野県下諏訪町	下諏訪町再生可能エネルギー設備の設置等に関するガイドライン」を策定
2017年8月	京都府京丹波町	京丹波町太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの制定
2017年8月	愛知県東郷町	東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例案の意見募集結果
2017年8月	栃木県日光市	日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例(原案)に対する意見募集
2017年7月	兵庫県多可町	「多可町太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(案)」への意見を募集
2017年7月	三重県	津市一志町で計画する太陽光発電事業に係る「津市波瀬太陽光発電所造成事業」について、津市内で開かれた三重県環境影響評価委員会小委員会で審議
2017年7月	滋賀県高島市	高島市の山林などに計画されている大規模太陽光発電所について、反対する市民グループが計画中止を求めて市民ら1663人の署名簿を市に提出
2017年7月	山梨県上野原市	平成29年7月19日に上野原市景観計画住民説明会を開催
2017年7月	静岡県伊東市	事業者は、市長が求めていた計画の白紙撤回には応じない考えを市長に伝えた
2017年7月	兵庫県神戸市	(仮称)神戸山田太陽光発電所建設事業は、神戸市環境影響評価等に関する条例の対象事業であり、事業者から同条例に基づき作成された環境影響評価事前配慮書に対する審査を行い、市長意見書を作成し、事業者へ交付

2017年7月	滋賀県	第11回滋賀県景観審議会広域的景観形成検討専門部会において太陽光発電設備等の取扱いについて報告
2017年7月	和歌山県和歌山市	メガソーラー反対 関係地区の連合自治会長らが仁坂吉伸知事に建設反対の要望書を手渡した
2017年7月	愛知県東郷町	東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例案の意見
2017年7月	長野県駒ヶ根市	「地上への太陽光発電設備設置に関わる説明会等の手引き」作成・公開
2017年7月	静岡県伊東市	八幡野地区で進めている大規模太陽光発電所の設置計画について、同市議会は4日の6月定例会最終本会議で、「大規模開発行為に断固として反対する」との決議案を全会一致で可決
2017年7月	群馬県富岡市	富岡市土地開発事業指導要綱の工事設計基準を改正（太陽光発電施設）
2017年6月	鹿児島県 鹿児島県指宿市	県議会及び市議会において、「指宿山川太陽光発電開発に伴う大規模林地開発反対に関する陳情書」の審議(継続)
2017年6月	長野県麻績村	太陽光発電設備の設置事業について
2017年6月	三重県四日市市	規制請願、市議会採択 四日市市、指導要綱など検討へ
2017年6月	長野県信濃町	「信濃町太陽光発電施設の設置に関する指導要綱」及び「信濃町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を平成29年6月30日より施行
2017年6月	三重県	三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインを策定
2017年6月	長野県飯田市	風越山、建設やめて 地域住民らが市長に中止要望書と反対署名を提出
2017年6月	群馬県みなかみ町	みなかみ町景観計画 第2回景観審議会 説明資料 <景観調査/景観特性と課題の整理/景観計画の作成>
2017年6月	山形県	県が審査強化へ 環境アセス条例改正も視野に検討中 県議会予算特別委員会で環境エネルギー部長
2017年6月	山梨県北杜市	太陽光条例、特別委員会で条文内容などの問題点を指摘する声が相次ぎ廃案へ 北杜市6月議会
2017年6月	三重県志摩市	太陽光発電抑制、県内初の条例化 志摩市議会が可決 志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例
2017年6月	長野県木曾町	木曾町地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例施行規則の改訂
2017年6月	兵庫県多可町	6月定例町議会が20日あり、戸田善規町長は町内に太陽光発電施設が新設される際に、開発を規制する条例案を9月議会に上程する考えを示した。
2017年6月	静岡県伊東市	八幡野の大規模太陽光発電所建設計画について、小野達也市長は20日の市議会本会議で「今月中にも事業者に対し計画の白紙撤回を求める」と述べた。
2017年6月	山梨県北杜市	太陽光発電施設の設置を規制する条例案 罰則の有無めぐり市議会の特別委員会で議論
2017年6月	和歌山県和歌山市	巨大ソーラー 中止を 地元住民らが和歌山県に署名提出
2017年6月	鹿児島県霧島市	牧園町の大規模太陽光発電所建設で、県が当初許可した計画とは異なる開発が行われ、近隣住民から苦情
2017年6月	岡山県美作市	6月定例市議会において、・作東メガソーラー事業の許認可や協定書締結等の進め方について市議から質問
2017年6月	長野県信濃町	太陽光発電施設の設置に関する指導要綱及びガイドラインへのご意見を募集
2017年8月	長野県池田町	土地造成を伴う大規模な太陽光発電所は想定されず、条例の規制対象ではなかったが、対象になくても個別に判断できる規定があり、町は景観に影響する恐れがあるとして「立地不可」と決めたが、事業者からの環境等への配慮がされることとなり、町は方針を改め、太陽光発電所への運用基準を新設し、「立地可」と決定した。
2017年5月	沖縄県北中城村	平成29年5月17日 北中城村景観計画を告示 北中城村景観計画、北中城村景観計画の概要、北中城村景観計画～景観形成ガイドライン～
2017年5月	山梨県北杜市	急増「太陽光」条例で規制 北杜市議有志提案へ 6月定例市議会に提出する方針を固めた
2017年5月	三重県志摩市	志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例(案)に対する意見募集
2017年5月	長野県	太陽光発電施設設置に係る市町村取組状況等調査結果(H29.4末現在)公開
2017年5月	群馬県富岡市	1,000平方メートル以上の太陽光発電施設設置を含むすべての案件に係る農地転用について
2017年5月	和歌山県和歌山市	和歌山市景観計画(改定素案)に対する意見募集について(太陽光発電設備等の届出対象行為への明確な位置づけ)
2017年5月	栃木県日光市	メガソーラー反対、市議会に署名6,931人分提出 日光の市民団体
2017年5月	長野県小諸市	小諸市事業用太陽光発電設備設置に係るガイドラインを公表します 小諸市事業用太陽光発電設備設置に係るガイドライン(案)に対して出された意見の概要と市の考え方
2017年5月	長野県飯島町	太陽光発電施設、屋外広告物等への規制が必要 景観行政団体移行へ 計画策定委が発足
2017年5月	三重県	太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン(案)に対する意見を募集
2017年5月	長野県長野市	国立公園など太陽光の設置抑制、長野市がガイドライン改定
2017年5月	群馬県富岡市	土地開発事業指導要綱の工事設計基準を改正(太陽光発電施設)
2017年5月	三重県志摩市	業者と市民団体、太陽光施設のアセスを巡り対立
2017年5月	高知県土佐清水市	土佐清水市の岐でまた太陽光計画、住民が市に指導要望
2017年5月	鹿児島県南九州市	南九州市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの運用開始
2017年5月	長野県青木村	青木村太陽光発電設備設置事業指導要綱
2017年4月	京都府京都市	西京区桂坂もみのき第2地区建築協定、西京区桂坂さくら第2地区建築協定

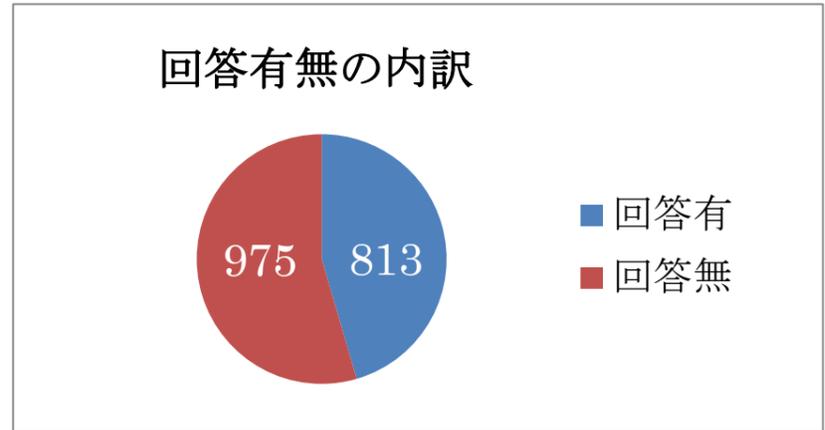
2017年4月	埼玉県羽生市	羽生市太陽光発電施設の適切な設置に関するガイドライン
2017年4月	静岡県富士宮市	「富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を施行
2017年4月	滋賀県大津市	大津市太陽光発電施設の規制等に関する意見聴取会の設置
2017年4月	岐阜県中津川市	中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例及び施行規則の制定
2017年4月	福岡県嘉麻市	嘉麻市大規模太陽光発電設備設置促進条例を廃止する条例（案）に対するパブリックコメントを募集
2017年4月	鹿児島県霧島市	霧島市牧園町に計画されている大規模太陽光発電所、17団体・個人ら「説明不十分」として県に不同意書提出
2017年4月	兵庫県宍粟市	環境の保全と創造および市民の健康で快適な生活の確保をするため要綱を制定
2017年4月	兵庫県	兵庫県の開発許可制度の手引（平成27年4月：H29改訂版）
2017年4月	兵庫県	太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例について
2017年4月	佐賀県多久市	多久市、太陽光発電の届け出義務化を条例で施行（環境保全条例）
2017年4月	茨城県結城市	太陽光発電設備（設置・造成・所有者等変更・維持管理）に関する条例の施行および手続きについて
2017年4月	茨城県つくば市	再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン・要綱の制定
2017年4月	鹿児島県霧島市	太陽光発電設備の設置について、景観法の届出が必要となります
2017年4月	千葉県我孫子市	「我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例」を平成29年6月1日から施行します
2017年4月	埼玉県	市町村向けのガイドライン（作成例）の改定
2017年4月	岐阜県高山市	高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例の一部改正により、太陽光発電設備および風力発電設備の設置については面積に関係なく、届け出が必要となる行為となりました。
2017年4月	和歌山県	和歌山県景観計画における太陽光発電施設設置の取り扱い変更について 太陽光発電施設設置に関する景観ガイドライン
2017年4月	栃木県足利市	「足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」が施行されました！
2017年4月	青森県平内町	「再生可能エネルギー発電設備の設置に関する手引き」を作成しました
2017年4月	長野県上田市	上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱に規定する届出の技術的取扱要領の改訂
2017年4月	静岡県伊豆市	伊豆市景観まちづくり計画」を策定、地上に設置する太陽光発電施設の設置、開発行為などを行う場合は、事前に市に届出が必要
2017年4月	山口県下関市	下関市発電施設建設ナビ～行政窓口のご案内～改訂版の発行
2017年4月	山梨県南アルプス市	【再掲】南アルプス市景観計画景観形成基準の一部改正について
2017年4月	島根県浜田市	浜田市景観計画、浜田市景観条例の施行
2017年4月	兵庫県西宮市	「太陽光発電施設の設置・管理に関するガイドライン」を策定
2017年4月	埼玉県皆野町	皆野町太陽光発電施設の設置に関するガイドラインを策定
2017年4月	埼玉県長瀬町	自立型太陽光設置に伴うガイドラインを制定
2017年4月	福岡県宇美町	宇美町開発行為等指導要綱を改正
2017年4月	大分県	大分県環境影響評価条例等の改正
2017年3月	静岡県裾野市	太陽光発電施設を設置する場合、「土地利用事業に関する指導要綱」に基づく申請が必要になります
2017年3月	茨城県古河市	古河市内における太陽光発電設備設置に関する条例の制定について
2017年3月	山形県鶴岡市	鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドラインの策定
2017年3月	三重県松坂市	松坂市景観審議会 景観計画において、太陽光発電設備の明記を検討
2017年3月	兵庫県福崎町	福崎町開発事業等調整条例の施行、福崎町開発事業等調整条例施行規則を制定
2017年3月	山梨県甲斐市	甲斐市景観条例の制定、景観計画の策定、太陽光発電施設設置行為に対する景観形成の手引き
2017年3月	長野県小諸市	太陽光発電施設の設置事業者対象のガイドライン（指針）案をまとめた
2017年3月	長野県諏訪市	再エネ設備のガイドライン改正 10kW以上で対象に
2017年3月	愛知県東浦町	景観法および東浦町景観条例に基づく届出について（太陽光発電設備の新設、増築、改築若しくは移転等であって次に該当するもの）
2017年3月	山梨県	「太陽光発電施設（ソーラーパネル）の景観との調和」
2017年3月	和歌山県	第3号議案 太陽光発電施設の設置に関する景観法に基づく届出制度改正に伴う 和歌山県景観計画の変更について（諮問）
2017年3月	京都府南山城村	メガソーラー、地元自治会が反対 京都・南山城
2017年3月	滋賀県	（諮問）景観行政団体である各市行政界を跨ぐ対岸の景観等琵琶湖を中心とした広がりつつながりのある一体的な県土の景観の整備および保全について（太陽光発電施設の景観基準の検討について）
2017年3月	長野県上田市	太陽光発電施設の適正導入ガイドラインを施行します
2017年3月	山形県飯豊町	飯豊町自然環境と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例を施行
2017年3月	長野県飯山市	飯山市景観計画の一部変更について（案） ①「太陽光発電施設」を独自の届出対象行為とする
2017年3月	山梨県	太陽光発電施設の適正導入ガイドライン 平成29年3月改訂
2017年2月	栃木県さくら市	さくら市景観計画（素案）に関するパブリックコメント結果

2017年2月	長野県	太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアルについて
2017年2月	滋賀県日野町	太陽光発電設備設置に関する指導要綱について
2017年2月	長野県上田市	景観条例施行規則を一部改正し、工作物の一類型に新たに「太陽光発電施設」を加え、当該施設の太陽電池モジュールの面積を要件基準として、景観法の届出対象とする見直しを行った
2017年2月	三重県	「日本の原風景」と評される伊勢志摩国立公園が、皮肉にもクリーンエネルギーの太陽光発電所にむしばまれる深刻な事態に直面している
2017年2月	栃木県鹿沼市	横根高原メガソーラー建設 差し止め求め署名提出 鹿沼市に市民団体
2017年2月	長野県諏訪市	水への影響さらに調査 霧ヶ峰下のソーラー事業
2017年2月	兵庫県	「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」の骨子(案)
2017年2月	三重県志摩市	「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン(素案)」の骨子
2017年2月	三重県	志摩市磯部町の的矢湾奥に建設計画がある大規模太陽光発電所(メガソーラー)を巡り地元の住民や漁協ら3者の連名で、中止を求める要望書
2017年2月	長野県原村	太陽光発電施設乱開発抑制へ 原村南原区 区内全74世帯が再生可能エネルギー発電施設開発などを念頭に置いた「南原区自然景観・環境保全住民協定」を締結
2017年2月	岐阜県	再生可能エネルギー発電事業に係る市町村独自の要綱・規制等一覧表
2017年1月	滋賀県草津市	太陽光発電設備等の設置に係る草津市景観計画の変更について
2017年1月	滋賀県大津市	メガソーラーなど太陽光発電施設の設置を巡る近隣トラブルを避けるため、設置を市内全域で許可制とする規制素案
2017年1月	三重県	「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」施行
2017年1月	長野県千曲市	千曲市景観計画の届出対象行為に太陽光発電施設の建設等を追加
2016年12月	宮城県仙台市	環境影響評価制度の対象事業に太陽光、火力、地熱、水力発電所を追加しました
2016年11月	山梨県大月市	大月市太陽光発電設備設置に関する指導要綱について
2016年10月	宮崎県	メガソーラー等を想定した「上記以外の土地造成事業」を対象事業に追加
2016年9月	宮城県仙台市	環境影響評価制度の対象事業に太陽光、火力、地熱、水力発電所を追加
2016年4月1日	奈良県奈良市	なら・まほろば景観まちづくり条例を改正し、工作物として地上に設置する太陽光発電用パネルについて明記
2016年3月	静岡県浜松市	浜松市環境影響評価条例 制定

集約結果

1. 調査依頼数と回答数

[総務省の全国地方公共団体コード](#)に基づいて全国の地方自治体 1,788 団体に対して調査依頼を行い、813 団体より回答をいただいた。

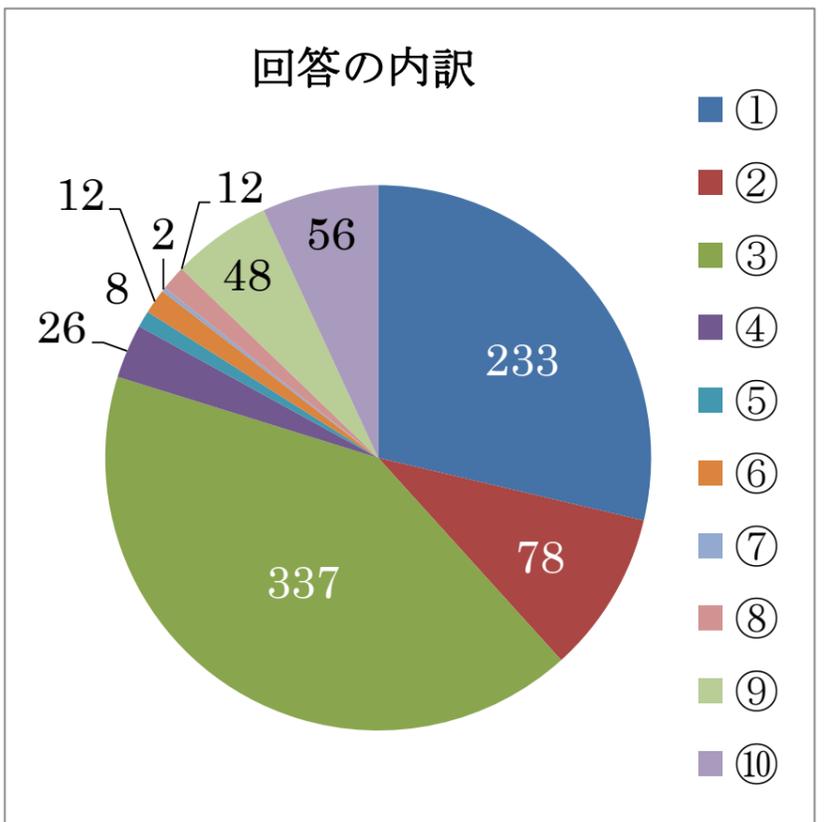


2. 回答の内訳

複数回答があった場合は、高位（番号の大きい）で集計を行った。

太陽光発電施設に関わる

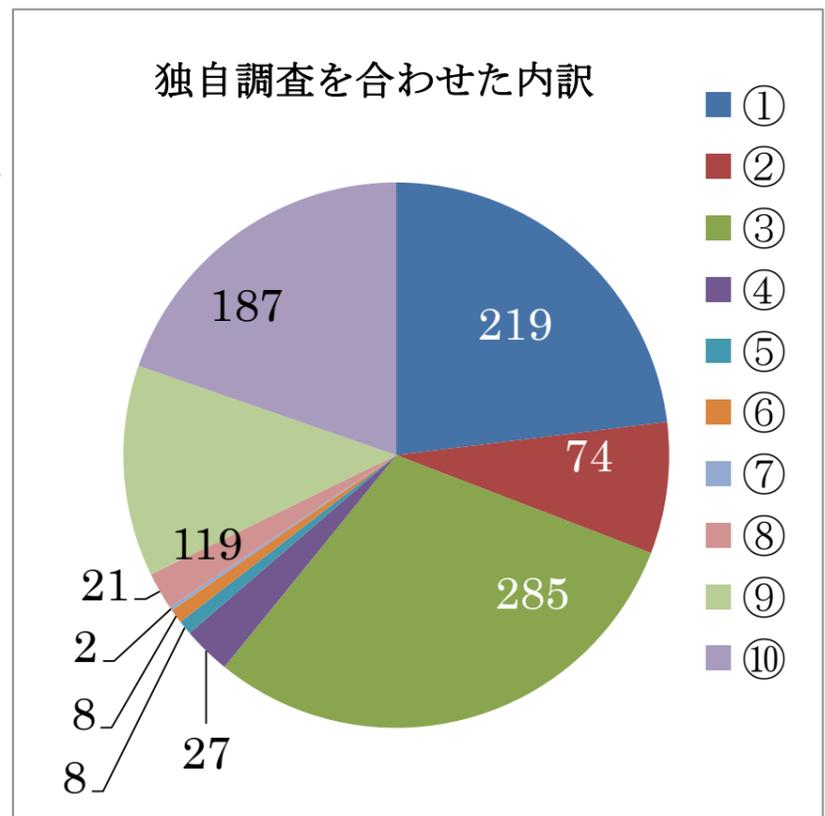
- ① 条例等はない
- ② 法、都道府県の条例等に従う
- ③ 既存の法、条例等に対応（景観計画・景観条例、環境影響評価条例含む）
一般の工作物として扱い、一定規模以上、開発行為、木竹の伐採、土地の形質変更等
- ④ 関係法令又は諸手続の一覧がある
- ⑤ 事業者配慮を求めている、指導している
・自然環境、生活環境、光害等、周辺地域住民への事前の説明会
- ⑥ 条例等の制改定について検討の必要がある
(感じている、考えている、これから進める等)
- ⑦ 条例等の準用
・提出、届出
- ⑧ 条例等の制改定を検討中
(検討中、計画中、策定中、パブリックコメント実施中)
- ⑨ 既存の条例等に太陽光発電施設・パネル等を対象とした、している。
開発行為等、景観計画・景観条例・景観形成ガイドライン等
- ⑩ 再生エネルギー（太陽光含む）に関する独自の条例等がある。条例、要領、要項、基準、留意事項、指針、ガイドライン等
(景観計画の一部として扱われる景観条例等は除く)



3. 独自調査を合わせた内訳

(2018年12月31日現在)

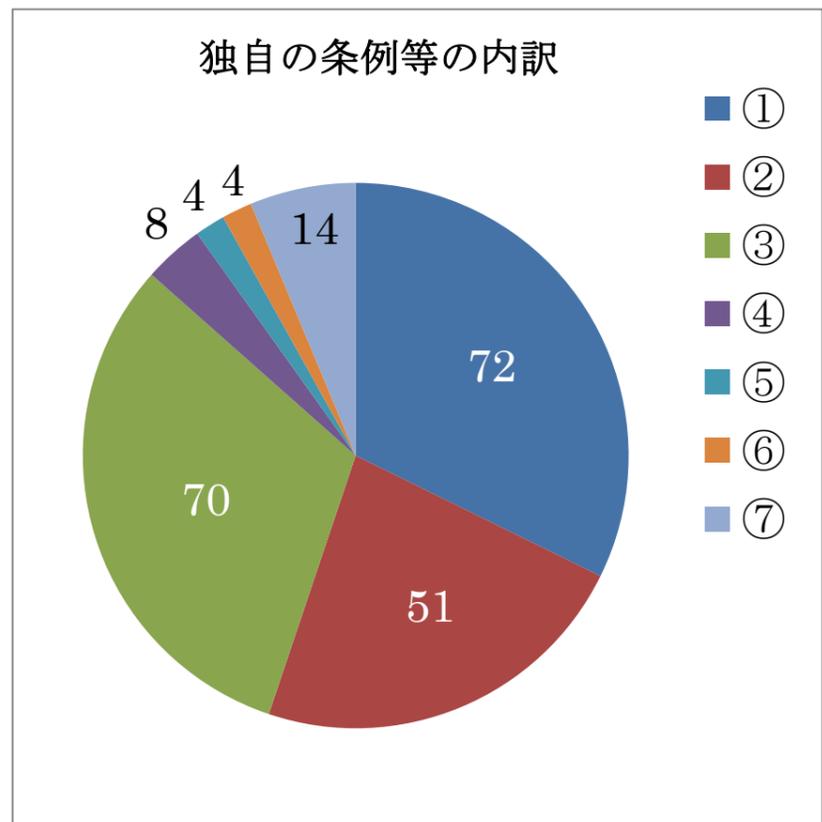
調査依頼の前後の独自調査を合わせた 951 団体の内訳です。
独自調査において④～⑩であることが確認できたものを 2 項に追加。
なお、内訳区分は 2 項と同じですが、既存の景観計画・景観条例等の規制の対象に太陽光発電等と具体的に記述がなかったものとして、独自調査時に記述や景観形成ガイドラインを確認できたものを⑨区分とした。



4. 独自の条例等の内訳

独自条例等を制定した 187 団体について、複数回答での内訳を示す。
 (景観計画の一部である景観条例や景観形成ガイドライン等は除く)

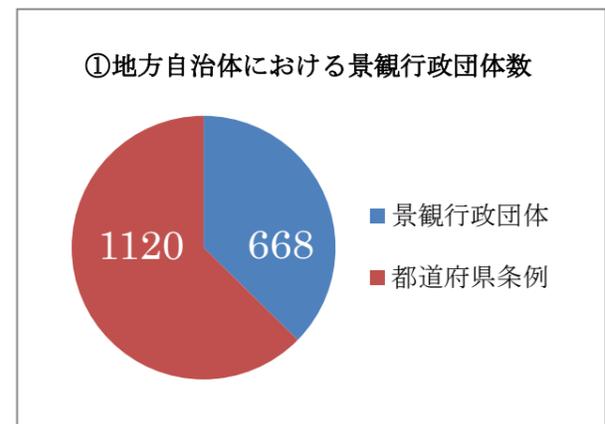
- ① ガイドライン
- ② 要綱
- ③ 条例（および施行規則）
- ④ 指導基準・基準
- ⑤ 取扱要領・要領
- ⑥ 留意事項
- ⑦ その他（要項、指針、マニュアル、規則、配慮等）



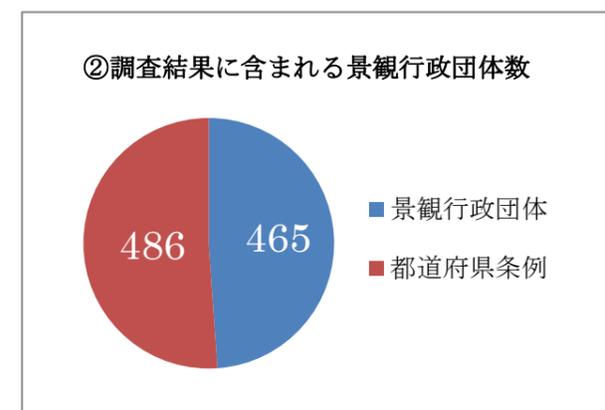
5. 景観計画・景観条例等で規制している自治体の内訳

景観計画・景観条例等に太陽光発電等の記述が具体的に含まれる、または含む計画がある自治体

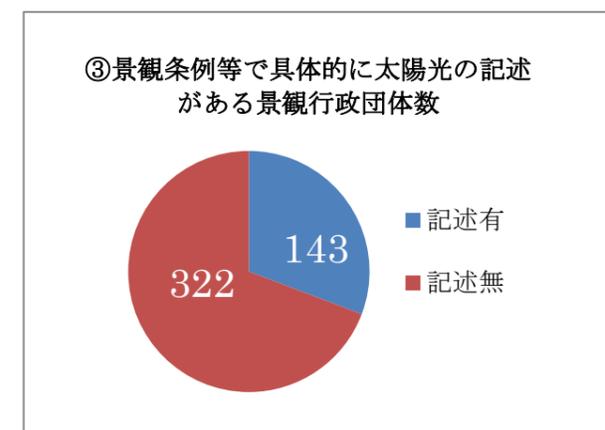
- ① 2018 年 12 月 31 日時点で、都道府県 HP 等にて調査した景観行政団体（自主条例制定団体含む）：668 団体



- ② 独自調査を含めた 951 団体の調査結果に含まれる景観行政団体：465 団体



- ③ 調査結果に含まれる景観行政団体：465 団体の景観条例等に具体的に太陽光の記述が有る景観行政団体数:143 団体



6. 環境影響評価条例で規制している自治体の内訳

① 環境評価条例の制定状況

2018年12月31日時点で、環境評価条例を制定している自治体：47都道府県、25市を確認。(一覧は別途記載)

② 環境影響評価条例における太陽光発電施設の取り扱い状況

「太陽光発電事業」を発電所や電気工作物の一つとして対象事業としているのは山形県、長野県、静岡県、大分県、仙台市、浜松市、神戸市、福岡市の8自治体であり、下記に対象事業の一覧表の抜粋を示す。(浜松市は平成31年3月1日より、「発電所の建設(太陽光発電所)」が新たに環境影響評価の対象事業となる)

内容	アセス対象規模		
	普通地域	特別地域	
発電用施設の建設事業	水力	22,500kW以上	15,000kW以上
	火力	112,500kW以上	75,000kW以上
	地熱	7,500kW以上	5,000kW以上
	風力	7,500kW以上	5,000kW以上
	太陽光	50ha以上	20ha以上

山形県

電気工作物の建設	水力発電所	出力 1.5万kW以上	—
	地熱発電所	出力 5,000kW以上 (原子力は対象)	—
	風力発電所	出力 5,000kW以上	—
	太陽光発電所	敷地面積 50ha以上	森林の区域等 敷地面積 20ha以上
	送電線路	電圧 1.7万V以上 かつ こう長 1km以上	—
	工作物の用に供する一団の土地の造成	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上

長野県

事業の種類	改正前		改正後	
	第1種事業 (環境影響評価の対象)	第2種事業 (環境影響評価の対象) 特定地域*	第1種事業 (環境影響評価の対象)	第2種事業 (環境影響評価の対象) 特定地域*
太陽光発電所の建設	規定なし	規定なし	敷地面積50ha以上 又は、 森林を伐採する区域 20ha以上	敷地面積20ha以上 50ha未満 敷地面積5ha以上
工業用地の造成	施行する土地の区域 (造成面積50ha以上)	—	土地の形状を変更 する区域5ha以上	同左
備考	(太陽光発電に適用)		(太陽光発電には適用しない)	

*特定地域：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の特別保護地区・自然公園法の特別地域・自然環境保全法の特別地区・静岡県立自然公園条例の特別地域・静岡県自然環境保全条例の特別地区等

*敷地面積：太陽光発電所の用に供される敷地の面積(事業を実施するために必要な区域の面積)

静岡県

発電所	火力	太陽光	5ha以上	2.5ha以上
火力	①10ha以上 ②2万kW以上	①5ha以上(自然地の改変) ②2万kW以上(都市ガス・天然ガス等の良質燃料のみを使用するもの) ③施設更新(同一敷地内かつ大気汚染物質等の排出量低減が図られるもの)		
太陽光	20ha以上(自然地の改変)	5ha以上(自然地の改変)	5ha以上	2.5ha以上

大分県

区分	法施行後期		条例施行後期	
	第1種事業	第2種事業	第1種対象事業	第2種対象事業
水力発電所	出力30,000kW以上	出力 22,500kW以上	出力 22,500kW以上	出力 15,000kW以上
火力発電所	出力150,000kW以上	出力112,500kW以上	出力112,500kW以上	出力 75,000kW以上
地熱発電所	出力 10,000kW以上	出力 7,500kW以上	出力 7,500kW以上	出力 5,000kW以上
風力発電所	出力 10,000kW以上	出力 7,500kW以上	出力 7,500kW以上	出力 5,000kW以上
太陽光発電所	対象外		敷地土作の面積20ha以上(工業地域、工業用地域を除く)	—

仙台市

対象とする事業の内容	規模要件		
	全地域	A地域	B地域
太陽光発電所の設置又は変更	敷地面積20ha以上	敷地面積10ha以上	敷地面積5ha以上
火力発電所の設置又は変更	出力30,000kW以上		
地熱発電所の設置又は変更	出力5,000kW以上	出力2,500kW以上	出力1,250kW以上
水力発電所の設置又は変更	出力15,000kW以上	出力7,500kW以上	出力3,750kW以上

福岡市

太陽光発電所	新設	面積50ha以上 又は 森林伐採面積20ha以上	面積20ha以上	面積5ha以上
	変更	面積50ha以上 又は 森林伐採面積20ha以上増加	面積20ha以上増加	面積5ha以上

浜松市

5 発電所	火力発電所	出力 5万 kW 以上
	風力発電所	出力 1,500kW 以上 ただし、特定区域(*)及び500m以内に 住環境等がある地域は出力 1,000kW 以上
	太陽光発電所 (土地造成を伴うもの)	市街化区域：面積 20ha 以上 市街化調整区域：面積 10ha 以上 特定区域(*)：面積 5ha 以上

神戸市

上記7点の画像の出典：各自治体HPで公開されている対象事業の一覧等

別途に記載の環境省の事例集にある③面開発の一種として位置付けた場合は、神奈川県逗子市、京都府、大阪府堺市、大阪府枚方市も区域や規模により環境影響調査の対象となるとのこと。下記に神奈川県逗子市、京都府、大阪府堺市、大阪府枚方市の担当部署から頂いた内容を示す。又、沖縄県でも沖縄県環境影響評価条例を改正し、「土地の造成を伴う事業」が対象事業に追加され、土地の造成を伴い、建築物の建設や工作物の新設を行う事業についても含まれるとホームページに記載されています。

逗子市の良好な都市環境をつくる条例において、太陽光発電事業自体を条例適用対象とはしていません。対象面積が 300 m²以上の土地の区画形質の変更や土石の採取、木竹の伐採が行われる場合に条例の手続き対象としておりますので、太陽光発電事業に伴いそれら適用対象に該当する場合は条例手続を定めることとなります。

京都府では、平成 28 年 4 月 1 日の京都府環境影響評価条例施行規則の改正（同年 6 月 1 日施行）により、すべての土地の造成事業（第一種事業 75ha 以上、第二種事業 50ha～75ha）が環境影響評価の対象となりました。太陽光発電事業については、施設設置そのものを環境影響評価条例の対象と位置付けてはおりませんが、面開発として、対象規模となれば、環境影響評価が必要となります。（事例集では、③で、面積の考え方は、「開発区域全体の面積」になります。）

堺市では、条例における太陽光発電事業の取り扱いについては、③の面開発の一種としての位置付けとなります。（発生土の処分事業や開発事業に付随して太陽光発電設備を設置する場合に対象となる）

枚方市では、太陽光発電事業を事例集の③と同じように、面開発の一種として位置づけ、5 ha 以上（東部区域は 3 ha 以上）の開発行為や 3 ha 以上の樹林の伐採を伴うものであれば、環境影響評価条例の対象となります。

沖縄県では、沖縄県環境影響評価条例及び同施行規則の一部改正(2018 年 10 月 1 日施行)において、対象事業として「土地の造成を伴う事業」（面積が 20 ヘクタール以上のもの（特別配慮地域内で実施されるものは 10 ヘクタール以上のもの））の追加

岩手県では「環境影響評価（環境アセスメント）」の対象とはならないが、留意事項を HP で公開。

太陽光発電事業を検討中の皆さまへ

太陽光発電事業の実施に当たっては、以下に留意して事業を進めていただきますようお願いいたします。
 (詳細については、それぞれの所管部署にお問い合わせください)
 ○なお、以下に示している項目については、あくまで当議で把握しているものに限られており、
 林地開発行為に係る許可や、農地の転用についての許可等、他の必要な手続きについても所管部署にご確認ください。事業を支援いたします。

●自然環境への配慮

【環境影響評価（環境アセスメント）】

- 太陽光発電事業は、出及び本県の条例の対象とはなりません。
- 事業の実施に当たっては、自主的に環境保全措置に取り組み、環境への影響を回避、低減しながら、事業を実施していただきますようお願いいたします。

【環境保全措置の例】 ○希少動植物の生息状況についての事前調査 ○土地の改良や森林の伐採等を最小限に抑えるための工法やパネル配置の検討 ○周囲の景観に配慮したパネル配置の検討 ○残土の適切な処理方法の検討 など	【お問い合わせ先】 県庁環境生活部環境保全課 環境影響評価・土地利用課 ☎019-629-0268
--	---

【自然公園法及び県立自然公園条例に基づく許可等】

- 国立公園、国定公園又は県立自然公園内に工物を新築、改築又は増築する場合は、下記の区分に応じて環境大臣又は知事の許可が必要になります。
- 国立公園、国定公園又は県立自然公園の普通地域内、基準を超える工物を新築、改築又は増築する場合は、環境大臣又は知事への届出が必要になります。

区分	種別	特別保護地域		普通地域	
		保護地区	知事	環境大臣	知事
国立公園	自然公園法	○	○	○	○
国定公園	自然公園法		○	○	○
県立自然公園	県立自然公園条例		○	○	○

【届出の基準】
 ・建築物：高さ10m以上又は延床面積1,000㎡以上
 ・塔形：高さ30m以上

【自然環境保全法及び岩手県自然環境保全条例に基づく許可等】

- 自然環境保全地域の特別地域内に工物を新築、改築又は増築する場合は、下記の区分に応じて環境大臣又は知事の許可が必要になります。
- 自然環境保全地域の普通地域内に基準を超える工物を新築、改築又は増築する場合は環境大臣又は知事への届出が必要になります。
- 岩手県自然環境保全条例で定める環境緑地保全地域内に基準を超える工物を新築、改築又は増築する場合は、知事への届出が必要になります。

区分	種別	特別地域		普通地域	
		保護地区	知事	環境大臣	知事
自然環境保全地域（特別区）	自然環境保全法	○	○	○	○
自然環境保全地域（普通区）	岩手県自然環境保全条例		○		○

【届出の基準】
 ・建築物：高さ10m以上又は延床面積200㎡以上
 ・塔形：高さ30m以上

●開発許可

【都市計画法に基づく許可】

- 主として建築物の建築又は特定工物の建設を目的として一定面積以上の土地の区画形質の変更を行う場合には、工事着手前に都市計画法に基づく開発行為の許可を受ける場合があります。
- 太陽光発電のために設置しようとする太陽光発電設備及びその付属設備が建築基準法に定める建築物でない場合、上記の「主として建築物の建築又は特定工物の建設」に当たらないため、開発行為の許可を要しません。
- 太陽光発電設備（建築基準法上の建築物でないもの）の付属施設（建築基準法上の建築物）があるとき、その用途、構造、配置や発電設備上の不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した場合には、開発行為の許可は不要です。

都市計画法区域	編み込み都市計画法区域	市街化区域	3,000㎡未満
	併設編み込み都市計画法区域	市街化調整区域	原則として許可が必要
農地	計画区域外	区域外	150㎡未満

【建築基準法に基づく許可】

- 土地に自立して設置する太陽光発電設備については、メンテナンスを効いて架台下の空間に人が立ち入らないものであるとして、かつ架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は積荷その他の恒久的用途に供しないものは、建築基準法の建築物に該当しません。
- 附属の建築物を建築する場合は、建築確認申請が必要となる場合があります。

事業実施区域	お問い合わせ先
盛岡市	盛岡市都市計画建築指導課
上記以外	事業実施区域を所管する県庁域振興局の土木課又は土木センター

●土地利用

【国土利用計画法に基づく届出】

- 一定規模面積以上の土地を購入した方は、国土利用計画法に基づく届出が必要になります。土地の売買契約を結んだ日から2週間以内に、その土地の所在する市町村役場へ届け出てください。

【届出が必要な事項】 ○市街化区域：2,000平方メートル以上 ○市街化区域を除く都市計画法区域：3,000平方メートル以上 ○その他の区域は10,000平方メートル以上	【お問い合わせ先】 県庁環境生活部環境保全課 環境影響評価・土地利用課 ☎019-629-0208、0209 ○各市町村の土地用途所管課
---	---

●関連リンク

- 各広域振興局へのリンク
<http://www.pref.iwate.jp/kanzai/shirkoukyoku/index.html>
- 県内市町村へのリンク
<http://www.pref.iwate.jp/profile/links/009781.html>



●野生動植物の保護

【鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく許可】

- 鳥獣保護区特別保護地区内において、工物の新築、改築又は増築、水源の掘立て又は干拓、木竹の伐採等を行う場合は、執照等の許可が必要となります。

【岩手県希少野生動植物の保護に関する条例関係】

- 事業者は、事業活動に伴って生ずる希少野生動植物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため、当該環境への負荷の低減に努める義務があります。
- 事業実施に当たっては、事業実施予定区域内の希少動植物の生息状況等について事前に調査し、それらに与える影響の低減に努めながら事業を進めるようにして下さい。

●土壌汚染対策

【土壌汚染対策法に基づく届出】

- 一定面積以上の土地の形質の変更を行う場合には、工事着手する30日前までに届出が必要になります。

【届出の基準】 土地の形質の変更（掘削及び盛土等）部分の合計面積が3,000㎡以上の場合。	【お問い合わせ先】 事業実施区域 盛岡市、宮古市、長巻市、東上市 上記以外
---	---

●文化財の保護

【文化財保護法に基づく許可等】

- 工事内容及び太陽光パネル等の設置場所によっては、文化財保護法又は各地方公共団体の条例による以下の届出等の手続きが必要となります。事前に事業実施予定地の市町村教育委員会文化財所管課へ相談をお願いします。
- 周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で盛築・土木工事等を行う場合の事前届出及び工事中に遺跡を発見した場合の届出等
- 想定された史跡・天然記念物、選定された重要文化財の景観について、盛築・土木工事等により現状変更を行う場合はその保存に影響が及ぶ場合の許可等

【届出の基準】 届出が必要となる行為等については、こちらから確認願います。 http://www.pref.iwate.jp/hou_data/material/_files/000/000/02/02164/wateken_kokankoukaku_kunintodokete_nodo.pdf	【お問い合わせ先】 事業実施区域 盛岡市、東上市、宮古市、一関市、釜石市、奥州市、岩手町、奥州市、北上市、花巻市、西和賀町、奥州市、平泉町、上記以外
--	---

●景観への配慮

【景観法に基づく届出】

- 一定面積以上の土地の形質の変更を行う場合や、工物が一定規模以上の高さになる場合には、工事着手前に届出をしなければならない場合があります。

【届出の基準】 盛岡市、東上市、宮古市、一関市、釜石市、奥州市、岩手町、奥州市、北上市、花巻市、西和賀町、奥州市、平泉町、上記以外	【お問い合わせ先】 事業実施区域を所管する県庁域振興局の土木課又は土木センター
---	---

出典：岩手県 HP で公開されている資料

http://www.pref.iwate.jp/dbps_data/material/files/000/000/032/521/ryuuijikou.pdf

2. 自治体による対応

面的開発事業に対する環境影響の回避・低減等の事前の環境配慮を求める制度として、条例に基づく環境影響評価手続が挙げられ、一定規模以上の太陽光発電事業についても同手続の対象事業に位置付けている自治体もあります。また、環境影響評価条例以外でも、自然環境の保全、景観の保全、適切な土地利用の誘導等を目的とする条例に基づき、それぞれの目的に応じた環境配慮を求める手続を規定している自治体もあります。このほか、条例に基づく太陽光発電事業に伴う手続を設けていない場合でも、環境保全条例やガイドライン、要綱により事業者に対して一定の配慮を求めている自治体もあります。

■環境影響評価条例における太陽光発電事業の取扱い状況

- 環境影響評価手続の対象とすることで、事業者による適正な環境配慮を促す。
- 太陽光発電事業の取扱い方には、①太陽光発電事業を対象事業に位置付けている、②電気工作物の新設に含めている、③開発行為の一種として位置付けている、の3タイプがある。

①太陽光発電事業を対象事業に位置付けている自治体：
長野県、神戸市、福岡市（規模要件：いずれも面積）
→ 長野県において、条例に基づく環境影響評価手続中の案件あり。

②太陽光発電事業を「電気工作物の新設」等に含めて条例の対象としている自治体：
さいたま市（規模要件：面積）、川崎市・名古屋市（規模要件：出力）
→ 現在まで、条例に基づく環境影響評価手続を行った事例はない。

③「開発行為」、「工業団地の造成」等の開発行為の一種として対象とすることができる自治体：41の自治体（32 道府県、9 市）（規模要件：面積）
→ 福岡県、山梨県、三重県、大分県において、環境影響評価手続を実施した太陽光発電事業の事例（手続中のものを含む）あり。

第1種事業相当の規模要件	該当する自治体（開発の考え方による区分）		
	土地の造成に係る面積	開発区域全体の面積	その他
75ha	茨城県、鳥取県	秋田県、福島県、宮城県、山梨県、愛知県、和歌山県	
50ha	北海道、石川県、静岡県、鳥取県、愛媛県、熊本県	福井県、大分県、千葉県	青森県 ^{※1} 、大崎市 ^{※1} 、広島県 ^{※1} 、北九州市 ^{※2}
30-40ha	佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県	沖縄県	徳島県 ^{※3} （事業種別による規模が異なる）
20-30ha	滋賀県	埼玉県、神奈川県、三重県、香川県	徳島県 ^{※1} 、岐阜県 ^{※1} 、相模原市 ^{※1}
10-20ha	広島市	山梨県	名古屋市 ^{※1}
1-10ha		豊中市	成田市 ^{※1}
その他			京都市（0.6-75ha） ^{※1}

【上記の41自治体の規模要件（第1種事業相当）一覧】

- ※1：個別法令に基づく許認可申請時の規模要件としてあり、いずれの場合もあり得る。
- ※2：開発区域全体の面積と土地の造成に係る面積の両方について規定している。
- ※3：ケースバイケースで実施している。

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/102583.pdf>

2. 自治体による対応

面的開発事業に対する環境影響の回避・低減等の事前の環境配慮を求める制度として、条例に基づく環境影響評価手続が挙げられ、一定規模以上の太陽光発電事業についても同手続の対象事業に位置付けている自治体もあります。また、環境影響評価条例以外でも、自然環境の保全、景観の保全、適切な土地利用の誘導等を目的とする条例に基づき、それぞれの目的に応じた環境配慮を求める手続を規定している自治体もあります。このほか、条例に基づく太陽光発電事業に伴う手続を設けていない場合でも、ガイドラインや要綱により事業者に対して一定の配慮を求めている自治体もあります。

■環境影響評価条例における太陽光発電事業の取扱い状況

- 環境影響評価手続の対象とすることで、事業者による適正な環境配慮を促す。
- 太陽光発電事業の取扱い方には、①太陽光発電事業を対象事業に位置付けている、②電気工作物の新設に含めている、③開発行為の一種として位置付けている、の3タイプがある。

①太陽光発電事業を対象事業に位置付けている自治体：6自治体（3 県・3 市）
山形県、長野県、大分県、山形市、神戸市、福岡市（規模要件：いずれも面積）
→ 長野県、神戸市等において、条例に基づく環境影響評価手続中の案件あり。

②太陽光発電事業を「電気工作物の新設」等に含めて条例の対象としている自治体：3市
さいたま市（規模要件：面積）、川崎市・名古屋市（規模要件：出力）
→ 現在まで、条例に基づく環境影響評価手続を行った事例はない。

③「開発行為」、「工業団地の造成」等の開発行為の一種として対象となり得る自治体：40自治体（29 道府県、11 市）（規模要件：面積）
→ 青森県、宮城県、福島県、山梨県、三重県、和歌山県、鹿児島県において、環境影響評価手続を実施した太陽光発電事業の事例（手続中のものを含む）あり。

区分	【自治体の規模要件（第1種事業相当）一覧】		
	開発区域全体の面積	土地の造成に係る面積	備考
75ha 以上	宮城県、福島県、山梨県、愛知県、京都府、和歌山県	秋田県、茨城県、鳥取県	
75ha 未満 50ha 以上	青森県 ^{※1} 、山形県、長野県、大分県、鳥取県、宮崎県、大分県 ^{※2} 、大崎市 ^{※1} 、北九州市	青森県 ^{※1} 、石川県、福井県、静岡県、徳島県、熊本県 ^{※3} 、浜松市	※1：11市以上の自治体あり得る ※2：市街化調整区域を含む場合は20ha以上 ※3：地下水保全地域においては面積25ha以上
50ha 未満 30ha 以上	山梨県	佐賀県、長崎県、鹿児島県	
30ha 未満 20ha 以上	埼玉県、神奈川県、岐阜県 ^{※4} 、香川県、大分県 ^{※2} 、沖縄県	滋賀県、山形市、静岡市、神戸市、福岡市 ^{※5}	※4：開発区域20haかつ総面積が20ha以上 ※5：工業団地を除く ※6：市街化調整区域は10ha以上
20ha 未満 10ha 以上	三重県 ^{※7} 、相模原市 ^{※6} 、京都市	広島市	※7：工業団地地域の面積は除く ※8：都市計画区域、用途地域等のある区域は20ha以上
10ha 未満	さいたま市、秋田市、富山市 ^{※8}	枚方市 ^{※9}	※9：300㎡以上の開発行為や雨水の保排行為 ※10：5ha以上の緑地の保排行為など

規模要件を出力で規定
川崎市（10万kW以上）、名古屋市（5万kW以上）

注1：本表に示す規模未満の事業においても、スクリーニングや補償プロセス等の手続が必要となる場合がある。
注2：国立公園区域、工業専用地域など特別な区域については、別途規模要件を定めている場合がある。
注3：都市計画法第4条第1之2項に規定する開発行為の面積又は用途第13項に規定する開発区域の面積を対象とする場合は、「開発区域全体の面積」に拠る。

<https://www.env.go.jp/policy/assess/2system/pdf/jirei.pdf>

資料3-1

都道府県・政令市における太陽光発電事業に係る対応状況

1 全国の太陽光発電事業に対するアセス対応状況
 太陽光発電をアセスの対象としている都道府県・政令市38
 対象としていない都道府県・政令市27

2 敷地面積で規模要件を算定する自治体（15自治体）の平均
 第1種事業：44ha以上（都道府県49ha以上、政令市25ha以上）
 第2種事業：23ha以上（都道府県33ha以上、政令市5ha以上）

↓

厳しい基準を設定している政令市もあるが、都道府県は、本県の条例対象となっている標準的な開発事業の規模要件（第1種50ha、第2種30ha）と同等。

【参考 都道府県・政令市アンケート結果（平成27年5月実施）】

1. 土地の改変の有無を問わず、敷地の面積で規模要件を算定するもの

区分	自治体名	対象事業名	第1種事業	第2種事業
事業の目的を問わない	山梨県	宅地の造成の事業	30ha以上	15ha以上
	岐阜県	宅地開発事業	20ha以上	
	三重県	宅地その他の用地の造成事業	20ha以上	
	大阪府	都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行う開発行為その他の土地の形状の変更の事業	50ha以上	
	都道府県平均（第1種：12、第2種：2）		49ha以上	33ha以上
工場事業場	青森県	工場又は事業場の用に供する土地の造成の事業	50ha以上	なし
	宮城県	工場・事業場用地造成事業	75ha以上	
	福島県	工場又は事業場の用地の造成の事業	75ha以上	50ha以上
	埼玉県	工場の設置及びその施設の変更	20ha以上	
	富山県	工場又は事業場の設置又は変更の事業	75ha以上	
	愛知県	工業団地の造成の事業	75ha以上	
	和歌山県	工業団地の造成事業	75ha以上	
	香川県	工場又は事業場の新設、増設又は変更の事業	20ha以上	
政令市平均（第1種：3、第2種：1）		25ha以上	5ha以上	
都道府県・政令市平均（第1種：15、第2種：3）		44ha以上	23ha以上	
発電所の建設	さいたま市	電気工作物の建設	5ha以上	
	神戸市	発電所の建設	20ha以上	5ha以上
事業の目的を問わない	札幌市	建築物その他の工作物の新設又は増改築を目的として行われる一連の土地の形状の変更の事業	50ha以上	なし
政令市平均（第1種：3、第2種：1）		25ha以上	5ha以上	
都道府県・政令市平均（第1種：15、第2種：3）		44ha以上	23ha以上	

2. 実際に土地の形質変更が行われる面積で算定するもの

区分	自治体名	対象事業名	第1種事業	第2種事業
事業の目的を問わない	北海道	工作物の新設又は増改築を目的として行われる一連の土地の形状の変更の事業	なし	50ha以上
	茨城県	宅地開発事業	75ha以上	
	神奈川県	宅地の造成	20ha以上	
	滋賀県	住宅及びその他の宅地の用に供するための土地の造成の事業	20ha以上	
	鳥取県	工場用地、住宅用地その他の宅地の造成の事業	75ha以上	
	佐賀県	宅地その他の用地の造成の事業	35ha以上	
	長崎県	土地の形質の変更を伴う面積的な広がりを持つ事業	30ha以上	
	大分県	一団の土地について行う区画形質の変更に関する事業	75ha以上	
	熊本県	工作物の用に供する一団の土地の造成事業	50ha以上	
	鹿児島県	土地の変更の事業	40ha以上	
工場事業場	秋田県	工場又は事業場の用地の造成の事業	75ha以上	
	石川県	工場及び事業場の建設の用に供する目的のために行う一団の土地の造成の事業	50ha以上	なし
	福井県	工場用地の造成の事業	50ha以上	40ha以上
	静岡県	工業団地の造成	50ha以上	なし
都道府県平均（第1種：13、第2種：2）		50ha以上	45ha以上	
太陽光発電所	福岡市	発電所の設置又は変更の事業	20ha以上	
事業の目的を問わない	千葉市	宅地開発事業	50ha以上	
	相模原市	その他の造成	20ha以上	
	名古屋市	開発行為に係る事業	10ha以上	
	京都市	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を行う事業	16ha以上（4ha以上）	
	大阪市	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に係る事業	50ha以上	
	吹田市	開発行為	5ha以上	
	北九州市	土地の造成事業	50ha以上	
	工場事業場	広島市	工場又は事業場の新設又は増設の事業	10ha以上
政令市平均（第1種：9）		27ha以上		
都道府県・政令市平均（第1種：22、第2種：2）		41ha以上	45ha以上	

出典：「資料3-1」都道府県・政令市における太陽光発電事業に係る対応状況（長野県作成）

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ekyohyoka/hyoka/sennmonniinnkai/documents/08.pdf>

7. 独自の条例等の名称

都道府県	市区町村	条例名等
北海道	札幌市	札幌市大規模再生可能エネルギー関連施設認定要綱
青森県	平内町	再生可能エネルギー発電設備の設置に関する手引き
岩手県	盛岡市	盛岡市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指針
岩手県	遠野市	遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例および施行規則
岩手県	雫石町	雫石町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例
		雫石町太陽光発電設備設置に関するガイドライン
宮城県	亘理町	太陽光発電設備の農地転用に伴うガイドライン
秋田県	由利本荘市	再生エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続きガイドライン
山形県	鶴岡市	鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドライン
山形県	飯豊町	飯豊町自然環境と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例および施行規則
福島県	福島市	再生可能エネルギー導入にあたっての留意事項
福島県	いわき市	太陽光発電施設導入にあたっての留意事項について
福島県	白河市	白河市太陽光発電施設の設置等に関する指導要綱
福島県	矢吹町	矢吹町太陽光発電設備設置指導要綱
茨城県	—	太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン
茨城県	日立市	日立市太陽光発電施設の適正導入ガイドライン
茨城県	土浦市	土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例および施行規則
茨城県	古河市	古河市太陽光発電施設の適正導入ガイドライン
		古河市内における太陽光発電設備設置に関する条例
茨城県	石岡市	石岡市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン
		石岡市太陽光発電設備設置事業の手続きに関する条例および施行規則
茨城県	結城市	結城市生活環境等と太陽光発電設備設置事業との調和および運営事業の適正管理に関する条例および施行規則
茨城県	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例および施行規則
茨城県	常総市	常総市ガイドライン
茨城県	常陸太田市	常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例及び施行規則
茨城県	北茨城市	北茨城市太陽光発電施設の適正管理による地域環境の保全に関する条例及び施行規則
茨城県	笠間市	笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例および施行規則
茨城県	牛久市	茨城県「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」の運用に関する牛久市事務取扱基準
茨城県	つくば市	つくば市筑波山および宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例および施行規則
		つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置ガイドライン
		つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置手続に関する要綱
		支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等の設置に関するガイドライン
茨城県	ひたちなか市	ひたちなか市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関する事務要領
茨城県	守谷市	守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例および施行規則
茨城県	坂東市	坂東市太陽光発電設備設置事業の手続に関する要綱
茨城県	行方市	行方市再生可能エネルギー発電事業届出要項
茨城県	東海村	茨城県「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に基づく手続等に関する東海村における留意事項
栃木県	—	栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針
栃木県	足利市	足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例および施行規則
栃木県	栃木市	栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例および施行規則
栃木県	佐野市	佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例および施行規則
栃木県	鹿沼市	鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電施設設置事業の調和に関する条例
栃木県	日光市	日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例
栃木県	那須塩原市	那須塩原市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン
栃木県	市貝町	市貝町太陽光発電設備の設置事業に関する指導要綱
群馬県	—	太陽光発電設備の設置にあたっての配慮事項
群馬県	前橋市	前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例および施行規則
群馬県	高崎市	高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例および施行規則
群馬県	太田市	太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例および施行規則
群馬県	沼田市	沼田市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導要綱
群馬県	富岡市	富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例および施行規則
群馬県	安中市	安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例および施行規則
群馬県	東吾妻町	東吾妻町「太陽光発電設備の設置」に関する配慮事項

群馬県	川場村	川場村太陽光発電施設の適正導入指針
群馬県	みなかみ町	みなかみ町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン
埼玉県	—	太陽光発電設備の設置ガイドライン
埼玉県	秩父市	秩父市太陽光発電事業の適正実施に関するガイドライン
		秩父市太陽光発電事業実施の手続等に関する要綱
埼玉県	東松山市	東松山市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン
埼玉県	羽生市	羽生市太陽光発電施設の適切な設置に関するガイドライン
埼玉県	蓮田市	蓮田市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン
埼玉県	坂戸市	坂戸市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン
埼玉県	日高市	日高市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン
埼玉県	滑川町	滑川町太陽光発電事業の適正実施に関するガイドライン・要綱
埼玉県	嵐山町	嵐山町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン
埼玉県	小川町	小川町太陽光発電事業の適正実施に関するガイドライン
		小川町太陽光発電事業実施の手続等に関する要綱
埼玉県	鳩山町	鳩山町太陽光発電施設の設置に関する要綱
埼玉県	横瀬町	横瀬町太陽光発電施設の設置に関する要綱
埼玉県	皆野町	皆野町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン
埼玉県	長瀨町	自立型太陽光設置に伴うガイドライン
埼玉県	小鹿野町	小鹿野町太陽光発電施設の適正な設置に関するガイドライン
埼玉県	東秩父村	東秩父村太陽光発電事業の適正実施に関するガイドライン
		東秩父村太陽光発電事業実施の手続等に関する要綱
埼玉県	美里町	太陽光発電施設設置に関する要綱
埼玉県	寄居町	寄居町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン
		寄居町太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの事務取扱に関する規準
千葉県	千葉市	太陽光発電設備における事業者の方へのお願い
千葉県	我孫子市	我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例および施行規則
千葉県	白井市	白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン
千葉県	大網白里市	大網白里市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン
千葉県	酒々井町	酒々井町太陽光発電施設の設置及び管理に関するガイドライン
千葉県	長柄町	長柄町太陽光発電設備の適切な設置を図るための手続に関する条例および施行規則
千葉県	長南町	長南町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱
東京都	八丈町	八丈町地域再生可能エネルギー基本条例
		八丈町再生可能エネルギー事業に関するガイドライン
神奈川県	大磯町	大磯町省エネルギーおよび再生可能エネルギー利用の推進に関する条例
		大磯町再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドライン
山梨県	—	太陽光発電施設の適正導入ガイドライン
山梨県	都留市	都留市安心・安全な再生可能エネルギー発電設備の導入に関する要綱
山梨県	大月市	大月市太陽光発電設備設置に関する指導要綱
山梨県	北杜市	北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱
		北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会設置要綱
山梨県	甲州市	甲州市太陽光発電設備設置事業指導要綱
		太陽光発電設備の農地転用に伴うガイドライン
山梨県	富士河口湖町	富士河口湖町太陽光発電設備又は風力発電設備の建設等に関する指導要綱
長野県	—	太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル～地域と調和した再生可能エネルギー事業の促進～
長野県	長野市	太陽光発電施設の設置に関するガイドライン
長野県	松本市	松本市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導基準
長野県	上田市	太陽光発電施設の適正導入ガイドライン
		上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱に規定する届出の技術的取扱い要領
長野県	岡谷市	岡谷市再生可能エネルギー設備の設置等に関するガイドライン
長野県	飯田市	太陽光発電設備を設置する場合の届出等に関する取扱要領
長野県	諏訪市	諏訪市再生可能エネルギー利用施設の設置等に関するガイドライン
長野県	小諸市	小諸市環境条例・小諸市環境条例施行規則に基づく届出
		小諸市事業用太陽光発電設備設置に係るガイドライン
長野県	伊那市	伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン
長野県	茅野市	再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン

長野県	塩尻市	塩尻市再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドライン
長野県	佐久市	佐久市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン
		佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱
		佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱指導基準
長野県	軽井沢町	太陽光発電施設設置基準
長野県	青木村	青木村太陽光発電設備設置事業指導要綱
長野県	下諏訪町	下諏訪町再生可能エネルギー設備の設置等に関するガイドライン
長野県	富士見町	富士見町再生可能エネルギー発電設備等に係るガイドライン
長野県	辰野町	辰野町再生可能エネルギー発電施設の建設に関するガイドライン
長野県	箕輪町	箕輪町再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン
長野県	飯島町	飯島町地域自然エネルギー基本条例
		飯島町自然エネルギー活用発電施設に関する規則
長野県	南箕輪村	南箕輪村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン
長野県	中川村	中川村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン
長野県	宮田村	宮田村再生可能エネルギー発電施設建設ガイドライン
長野県	松川町	松川町再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン
長野県	阿南町	阿南町再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン
長野県	売木村	売木村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例
長野県	大桑村	大桑村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例
長野県	上松町	上松町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例および施行規則
長野県	南木曾町	南木曾町の自然環境等と再生可能エネルギー設備設置業との調和に関する条例
長野県	木祖村	木祖村自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
長野県	木曾町	木曾町地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例および施行規則
		木曾町地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する指針
長野県	麻績村	再生可能エネルギー発電設備の設置の用に供する目的で行う土地利用事業の設置基準
		再生可能エネルギー設備の設置基準
		麻績村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例
長野県	筑北村	筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例および施行規則
長野県	信濃町	信濃町太陽光発電施設の設置に関する指導要綱
		信濃町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン
岐阜県	中津川市	中津川市太陽光発電設備設置に関する取扱要綱
		中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例及び施行規則
岐阜県	恵那市	恵那市太陽光発電設備に係る開発事業に関する要綱
		恵那市太陽光発電設備設置に関する条例及び施行規則
岐阜県	土岐市	土岐市太陽光発電設備設置指導要綱
岐阜県	可児市	太陽光発電施設設置に関する配慮事項
岐阜県	八百津町	八百津町太陽光発電設備設置事業の指導に関する要綱
岐阜県	白川町	白川町太陽光発電設備設置事業の指導に関する要綱
岐阜県	東白川村	東白川村太陽光発電施設設置規則
岐阜県	御嵩町	御嵩町太陽光発電の推進および適正管理に関する条例
静岡県	—	太陽光発電設備の適正導入に向けたモデルガイドライン
静岡県	浜松市	浜松市太陽光発電施設設置に関する土地利用要綱
静岡県	熱海市	熱海市太陽光発電設備設置事業指導要綱
静岡県	富士宮市	富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例および施行規則
静岡県	伊東市	伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例及び施行規則
静岡県	下田市	下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例及び施行規則
静岡県	伊豆市	伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
静岡県	東伊豆町	東伊豆町内における太陽光発電設備設置事業に関する条例及び施行規則
静岡県	松崎町	松崎町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
愛知県	名古屋市	有松町並みガイドライン
愛知県	新城市	新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱
愛知県	田原市	田原市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン
愛知県	東浦町	東浦町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱
愛知県	設楽町	設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例
三重県	—	三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン

三重県	四日市市	四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン
三重県	志摩市	志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例
		小規模な太陽光発電設備設置事業に関するガイドライン
三重県	伊賀市	伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱
三重県	大台町	太陽光発電施設の設置に関するガイドライン
三重県	御浜町	御浜町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱
滋賀県	大津市	大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例及び施行規則
		大津市太陽光発電設備の設置ガイドライン
滋賀県	東近江市	東近江市太陽光発電設備設置に関する指導要綱
滋賀県	日野町	太陽光発電設備設置に関する指導要綱
京都府	南山城村	南山城村再生可能エネルギー発電設備設置事業に関する指導要綱
京都府	京丹波町	京丹波町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン
大阪府	箕面市	箕面市特定太陽光発電設備の設置の規制に関する条例および施行規則
兵庫県	—	太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例および施行規則
		太陽光発電施設の設置等に関する基準
兵庫県	西宮市	太陽光発電施設の設置・管理に関するガイドライン
		快適な市民生活の確保に関する条例及び施行規則
兵庫県	赤穂市	赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例および施行規則
兵庫県	宝塚市	宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例
		太陽光発電等の事業実施における地域環境との調和・配慮について
兵庫県	宍粟市	宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する指導要綱
兵庫県	たつの市	たつの市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱
兵庫県	多可町	多可町太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例
奈良県	橿原市	橿原市ソーラーシステム等の設置基準に関する要綱
奈良県	宇陀市	宇陀市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例
奈良県	平群町	群町太陽光発電設備設置に関する指導要綱
奈良県	斑鳩町	斑鳩町ソーラーパネル設置に関する基準
和歌山県	—	和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例および施行規則
和歌山県	和歌山市	和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例および施行規則
和歌山県	橋本市	橋本市太陽光発電設備の設置に関する条例
岡山県	備前市	備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業の調和に関する条例および施行規則
岡山県	真庭市	真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例および施行規則
岡山県	美作市	美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例および施行規則
山口県	山口市	山口市の生活環境の保全に関する条例
愛媛県	愛南町	愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進に関する条例および施行規則
高知県	—	太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドライン
		高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例・施行規則
高知県	須崎市	須崎市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱
福岡県	直方市	直方市太陽光発電設備設置事業に関する条例および施行規則
佐賀県	嬉野市	嬉野市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱
熊本県	水俣市	水俣市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン
大分県	別府市	別府市地域新エネルギー導入の事前手続等に関する要綱
大分県	豊後高田市	豊後高田市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱
大分県	杵築市	杵築市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱
大分県	宇佐市	宇佐市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱
大分県	由布市	由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例および施行規則
大分県	日出町	日出町発電施設設置事業指導要綱
大分県	九重町	九重町再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱
鹿児島県	指宿市	指宿市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱
鹿児島県	霧島市	霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン
鹿児島県	南九州市	南九州市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン
鹿児島県	湧水町	湧水町再生可能エネルギー発電 設置に関するガイドライン
沖縄県	大宜味村	大宜味村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例および施行規則
沖縄県	東村	再生可能エネルギー発電設備設置に関する条例及び施行規則

8. 景観計画・景観条例等の名称等

(太陽光発電等の記述が具体的に含まれる)

都道府県	市区町村	条例名等
北海道	—	北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン
北海道	札幌市	景観計画区域における景観形成基準
北海道	函館市	函館市都市景観に関する規則
北海道	中標津町	中標津町景観条例
		太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準
岩手県	盛岡市	盛岡市景観条例
岩手県	陸前高田市	景観計画
		陸前高田市景観条例
岩手県	奥州市	奥州市景観計画
秋田県	仙北市	仙北市景観条例
		仙北市景観計画届出の手引き
福島県	—	福島県景観条例〔景観形成重点地域における行為の届出〕
福島県	福島市	福島市景観行政のあらまし
		福島市景観条例に基づく届出等についての解説
		福島市景観条例に基づく届出について
福島県	会津若松市	会津若松市景観条例（風力発電設備、太陽光発電設備その他これらに類するもの）
福島県	白河市	太陽光発電システム設置推奨基準（白河市景観形成ガイドラインから抜粋したもの）
福島県	喜多方市	景観法および喜多方市景観条例に基づく届出の手引き（景観形成に係る太陽光発電設備の設置に関する取扱要領）
栃木県	栃木市	栃木市景観計画
栃木県	那須町	那須町景観条例
		那須町景観条例施行規則
		大規模太陽光発電施設に関する那須町景観計画および那須町景観条例等の改正について
		景観形成重点地区内「太陽光発電施設に関する景観形成基準」
群馬県	前橋市	「広瀬川河畔景観形成重点地区」が施行
群馬県	桐生市	桐生市景観計画・桐生市景観条例
		届出を要する行為
		桐生市景観色彩ガイドライン
		景観計画区域内における行為の届出について
群馬県	草津町	草津町景観まちづくり条例
		草津町景観まちづくり大規模行為指導基準
群馬県	みなかみ町	みなかみ町景観計画
千葉県	成田市	成田市景観計画
千葉県	佐倉市	佐倉市景観計画
		佐倉市景観計画ガイドライン
千葉県	印西市	印西市景観計画
		印西市景観条例
千葉県	山武市	景観法および山武市景観条例に関する届出
		山武市景観ガイドライン
神奈川県	鎌倉市	鎌倉市風致地区条例
		鎌倉市風致地区条例施行規則
		鎌倉市風致地区条例による許可の審査基準・運用と解釈
新潟県	柏崎市	柏崎市景観計画
		柏崎市景観計画 行為届出の手引き
		工作物リスト
石川県	—	いしかわ景観総合条例施行規則
石川県	金沢市	金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則
		金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例
		金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則
		景観形成に係る太陽光発電設備の取扱い
石川県	加賀市	加賀市景観計画
		加賀市景観条例施行規則
山梨県	甲府市	甲府市景観計画
		届出を要する行為に対する景観形成基準

		(対象:太陽光発電設備等の設置)
山梨県	富士吉田市	富士吉田市景観計画
山梨県	山梨市	景観法および山梨市景観条例に基づく届出等の手引き
山梨県	大月市	大月市景観計画
山梨県	韮崎市	韮崎市景観条例
		韮崎市景観計画
		韮崎市景観条例施行規則
山梨県	南アルプス市	南アルプス市景観まちづくり条例・景観計画
		南アルプス市景観計画景観形成基準
山梨県	北杜市	北杜市景観条例
		北杜市景観計画
山梨県	甲斐市	甲斐市景観条例および景観計画
		太陽光発電施設設置行為に対する景観形成の手引き
山梨県	上野原市	上野原都市計画
山梨県	甲州市	甲州市景観計画
		甲州市景観条例
山梨県	中央市	中央市景観計画
		中央市景観条例
		中央市景観条例施行規則
		景観法に基づく行為の届出
山梨県	市川三郷町	市川三郷町景観計画
		市川三郷町景観条例
山梨県	早川町	早川町景観条例
		早川町景観計画
山梨県	富士川町	富士川町景観計画
		富士川町景観条例施行規則
山梨県	西桂町	西桂町景観計画
		西桂町景観条例施行規則
		太陽光発電施設に関する景観形成基準
山梨県	忍野村	忍野村景観計画
		忍野村太陽光発電施設に関する景観形成基準
山梨県	山中湖村	山中湖村景観条例
		山中湖村景観計画
		山中湖村太陽光発電設備又は風力発電設備の建設等に関する指導要綱
		富士山麓地域景観形成共通の運用基準
山梨県	鳴沢村	鳴沢村景観条例
		鳴沢村景観計画
		鳴沢村太陽光発電施設景観形成基準
山梨県	富士河口湖町	富士河口湖町景観計画
		富士河口湖町景観条例
		富士河口湖町景観条例施行規則
長野県	—	長野県景観条例
		長野県景観規則
		リーフレット(長野県内で「太陽光発電施設」の建設を予定している皆さま)
長野県	長野市	長野市景観計画
長野県	上田市	上田市景観計画の概要
		上田市景観条例施行規則
長野県	岡谷市	景観条例および景観計画については策定中
長野県	飯田市	景観計画(太陽光発電施設等の取扱いを定める)
長野県	駒ヶ根市	駒ヶ根市景観条例
		景観条例による「行為の届出制度」ガイドライン【建築物・工作物】
長野県	中野市	景観計画区域内における行為の事前届出制度
長野県	千曲市	太陽光発電施設の急速な導入に伴う景観面の影響を考慮し、長野県景観規則の一部改正に準じ、千曲市景観計画の届出対策行為に太陽光発電施設の建設等を次のとおり追加しました
長野県	御代田町	長野県景観規則の一部改正に伴い、一定規模を超える太陽光発電施設の建設は事前届出が必要です
長野県	飯島町	飯島町景観計画策定 太陽光発電施設等は発電容量が10kwを超えるもの

長野県	南箕輪村	南箕輪村景観計画
		南箕輪村景観条例施行規則
長野県	信濃町	今後、町ではこの「長野県景観規則」に基づき、太陽光発電施設に関する指導要綱等を整備し、長野県との連携による指導を進めてまいりたいと考えております。国、県の状況をみながら太陽光発電施設設置に関する対応を検討して行く予定です
岐阜県	高山市	高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例
岐阜県	多治見市	美しい風景づくり条例に基づく大規模な行為の届出制度
岐阜県	下呂市	太陽光発電設備に関する下呂市景観ガイドラインについて
静岡県	富士宮市	富士宮市景観計画
		富士宮市景観計画<景観形成基準>
静岡県	磐田市	磐田市景観計画
		磐田市景観計画の概要
静岡県	藤枝市	藤枝市景観計画
		藤枝市景観条例施行規則
静岡県	御殿場市	御殿場市景観計画
		御殿場市総合景観条例施行規則
静岡県	下田市	下田市景観まちづくり条例
		下田市景観計画
静岡県	裾野市	裾野市景観計画
		裾野市景観計画運用マニュアル
		裾野市景観条例
		裾野市景観条例施行規則
		裾野市景観条例概要説明資料
静岡県	伊豆市	伊豆市景観まちづくり計画
		届出の概要
静岡県	伊豆の国市	伊豆の国市景観計画
		景観計画概要版
		伊豆の国市景観条例
静岡県	小山町	小山町景観計画
愛知県	東浦町	東浦町景観条例
三重県	—	三重県景観規則
		太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン
三重県	津市	津市景観計画
		太陽光発電設備に関する景観法の届出制度
三重県	四日市市	太陽光発電事業に関する景観法に基づく届出制度について
		四日市市景観計画
		景観形成基準解説書
三重県	伊勢市	伊勢市景観計画
		太陽光発電施設の届出対象工作物への追加について
		太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン
三重県	松坂市	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン
三重県	桑名市	桑名市景観計画 概要版
三重県	志摩市	景観形成基準
滋賀県	近江八幡市	近江八幡市風景計画
滋賀県	草津市	草津市景観条例
		草津市景観条例施行規則
滋賀県	栗東市	現在、景観の観点から検討している段階です
滋賀県	甲賀市	甲賀市景観計画（甲賀市景観条例） 太陽光パネルや設備自体は届出不要ですが、柵やフェンスを設置される場合については届出が必要となる場合あり
滋賀県	湖南市	景観計画における重点地区において、太陽光発電設備等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）の設置で、設置面積の合計が5㎡を超えるものについては、届出対象としています。
京都府	京都市	太陽光パネルの景観に関する運用基準
		京都市西京区桂坂もみのき第2地区建築協定
		京都市西京区桂坂さくら第2地区建築協定
京都府	福知山市	福知山市景観計画 福知山市では、福知山城の眺望や城下町の景観を守るため、制限を設けています。太陽光発電は、建築基準法の構

		造物には該当しませんが、色の制限として、規制区域内において赤みがかったソーラーパネルを屋根に設置する場合は、規制対象になります。
京都府	南丹市	南丹市景観計画【概要版】
		景観形成基準チェックリスト（山里自然エリア）
兵庫県	—	景観条例
兵庫県	姫路市	土地に設置する大規模な太陽光発電設備に関わる景観の届出について
兵庫県	豊岡市	豊岡市景観条例施行規則
兵庫県	三田市	三田市景観条例施行規則
兵庫県	篠山市	太陽光発電設備の設置に関する景観ガイドライン
奈良県	奈良市	なら・まほろば景観まちづくり条例
		奈良市景観計画審査指針（第3版）
奈良県	橿原市	橿原市景観計画
		橿原市景観条例
奈良県	斑鳩町	斑鳩町には風致地区が存在しており、当該地区のソーラーパネルの設置に関しては一定の制限があり、事業用の大規模な（売電目的の）太陽光発電施設設置は実質的に想定しておりません。なお、風致地区外での町独自の規制等は特段ございません
和歌山県	—	太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン
和歌山県	和歌山市	太陽光発電設備等の設置に関する景観ガイドライン
和歌山県	田辺市	田辺市景観計画
		田辺市景観条例施行規則
和歌山県	有田川町	有田川町景観計画
		太陽光発電施設の設置に関する景観形成基準
島根県		風力・太陽光発電施設に係る届出事務取扱～ふるさと島根の景観づくり条例～
島根県	松江市	都市計画
		松江市景観計画
		太陽光発電設備景観形成基準
		松江市景観条例
島根県	浜田市	浜田市景観条例施行規則
		届出が必要な行為と景観形成基準の解説
島根県	出雲市	出雲市景観計画
		出雲市景観条例施行規則
		景観形成地域内での届出対象行為
島根県	益田市	益田市景観計画
		景観法第16条の規定による大規模行為の届出に関する手引き
島根県	江津市	江津市景観計画
		江津市景観条例施行規則
岡山県	倉敷市	倉敷市美観地区景観条例施行規則
岡山県	津山市	津山市景観計画
		景観法に基づく津山市景観計画の運用 Q&A
		津山市景観条例
広島県	広島市	建築物・工作物等の届出制度（⑭一般区域〈景観計画重点地区以外〉）
		景観形成ガイドライン（工作物1（第1種工作物）の一つとして太陽光発電装置が該当）
山口県	山口市	山口市景観計画
		山口市景観条例
		山口市景観条例施行規則
山口県	萩市	萩市景観条例施行規則 （萩市景観計画に定める景観形成基準・重点景観計画区域内に位置する場合）
山口県	岩国市	岩国市景観計画
香川県	土庄町	土庄町景観計画
愛媛県	松山市	松山市景観条例施行規則
愛媛県	今治市	今治市景観計画
		今治市景観条例施行規則
高知県	四万十市	四万十川景観計画（「大規模な工作物」の具体例に「太陽光発電施設など」の文言を追加します）
福岡県	朝倉市	伝統的建造物群保存地区（伝建地区）の現状変更申請について（太陽光パネルの設置は許可しておりません）
長崎県		長崎県景観計画
長崎県	大村市	大村市景観条例施行規則

長崎県	壱岐市	壱岐市景観条例
		壱岐市景観条例施行規則
長崎県	波佐見町	波佐見町景観計画
		波佐見町景観条例
		波佐見町景観条例施行規則
熊本県	阿蘇市	阿蘇市景観計画
		阿蘇市景観条例施行規則
熊本県	天草市	天草市景観計画
		天草市景観条例施行規則
熊本県	南小国町	南小国町景観計画
		南小国町景観条例施行規則
熊本県	産山村	産山村景観計画
		産山村景観条例施行規則
熊本県	高森町	高森町景観条例施行規則
熊本県	西原村	西原村景観条例施行規則
大分県	大分市	「景観法」および「大分市景観条例」の規定に基づいて届出（工作物〈建造物〉：太陽光発電設備は、高さ10m以上またはパネルの面積が500㎡以上）
大分県	中津市	中津市景観計画
		景観形成ガイドライン
		中津市景観条例
大分県	竹田市	竹田市景観計画
		竹田市景観ガイドブック
		竹田市景観条例
大分県	宇佐市	宇佐市景観形成ガイドライン
		宇佐市景観条例
		景観届出基準一覧
宮崎県		景観形成に係る太陽光発電設備の取扱い
宮崎県	小林市	小林市景観計画
		小林市景観条例
宮崎県	日向市	太陽光発電設備及び風力発電設備に係る景観形成基準
宮崎県	西都市	景観基本条例に基づく届出について
		西都市景観基本条例施行規則
宮崎県	綾町	綾町景観計画
		綾町照葉の里景観条例
		綾町照葉の里景観条例施行規則
宮崎県	高千穂町	高千穂町景観計画
		高千穂町景観計画 概要版（ガイドライン）
鹿児島県	霧島市	霧島市景観計画（太陽光発電設備の設置について、景観法の届出が必要となります）
沖縄県	名護市	名護市景観計画
		名護市景観ガイドライン
		名護市景観まちづくり条例
沖縄県	糸満市	糸満市風景づくり計画
		糸満市風景づくり計画届出の手引き
		糸満市風景づくり条例
沖縄県	うるま市	うるま市景観計画
		うるま市景観条例
		うるま市景観条例施行規則
		景観条例届出に関する審査・運用基準等について
沖縄県	北中城村	北中城村景観計画の概要
		北中城村景観計画～景観形成ガイドライン～
沖縄県	中城村	中城村景観計画の概要（パンフレット）
沖縄県	西原町	景観計画
		西原町景観計画ガイドライン
		西原町景観まちづくり条例
		西原町景観まちづくり条例施行規則

9. 環境影響評価条例の名称等

都道府県	市区町村	条例名等
北海道		北海道環境影響評価条例
	札幌市	札幌市環境影響評価条例
青森県		青森県環境影響評価条例
岩手県		岩手県環境影響評価条例
宮城県		宮城県環境影響評価条例
	仙台市	仙台市環境影響評価条例
秋田県		秋田県環境影響評価条例
山形県		山形県環境影響評価条例
福島県		福島県環境影響評価条例
		福島県特定環境影響評価実施要綱
茨城県		茨城県環境影響評価条例
		茨城県環境影響評価条例施行規則
栃木県		栃木県環境影響評価条例
群馬県		群馬県環境影響評価条例
埼玉県		埼玉県環境影響評価条例
		埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱
	さいたま市	さいたま市環境影響評価条例
千葉県		千葉県環境影響評価条例
		千葉県計画段階環境影響評価実施要綱
	千葉市	千葉市環境影響評価条例
		千葉市計画段階環境影響評価実施要綱
東京都		東京都環境影響評価条例
神奈川県		神奈川県環境影響評価条例
	横浜市	横浜市環境影響評価条例
	川崎市	川崎市環境影響評価に関する条例
	相模原市	相模原市環境影響評価条例
	逗子市	逗子市の良好な都市環境をつくる条例
新潟県		新潟県環境影響評価条例
	新潟市	新潟市環境影響評価条例
富山県		富山県環境影響評価条例
石川県		ふるさと石川の環境を守り育てる条例
福井県		福井県環境影響評価条例
山梨県		山梨県環境影響評価条例
長野県		長野県環境影響評価条例
岐阜県		岐阜県環境影響評価条例
静岡県		静岡県環境影響評価条例
		静岡県計画段階環境影響評価実施要綱
	静岡市	静岡市環境影響評価条例
	浜松市	浜松市環境影響評価条例
愛知県		愛知県環境影響評価条例
	名古屋市	名古屋市環境影響評価条例
	岡崎市	岡崎市生活環境等影響調査条例
三重県		三重県環境影響評価条例
滋賀県		滋賀県環境影響評価条例
京都府		京都府環境影響評価条例
	京都市	京都市環境影響評価等に関する条例
大阪府		大阪府環境影響評価条例
	大阪市	大阪市環境影響評価条例
	堺市	堺市環境影響評価条例
	豊中市	豊中市環境の保全等の推進に関する条例
	吹田市	吹田市環境まちづくり影響評価条例
	高槻市	高槻市環境影響評価条例
	枚方市	枚方市環境影響評価条例
	箕面市	箕面市環境影響評価要綱

		環境影響評価に関する条例
兵庫県	神戸市	神戸市環境影響評価等に関する条例
	尼崎市	尼崎市環境影響評価等に関する条例
奈良県		奈良県環境影響評価条例
和歌山県		和歌山県環境影響評価条例
鳥取県		鳥取県環境影響評価条例
島根県		島根県環境影響評価条例
岡山県		岡山県環境影響評価等に関する条例
広島県		広島県環境影響評価に関する条例
	広島市	広島市環境影響評価条例
		広島市多元的環境アセスメント実施要綱
山口県		山口県環境影響評価条例
徳島県		徳島県環境影響評価条例
香川県		香川県環境影響評価条例
愛媛県		愛媛県環境影響評価条例
高知県		高知県環境影響評価条例
福岡県		福岡県環境影響評価条例
	福岡市	福岡市環境影響評価条例
	北九州市	北九州市環境影響評価条例
佐賀県		佐賀県環境影響評価条例
長崎県		長崎県環境影響評価条例
熊本県		熊本県環境影響評価条例
大分県		大分県環境影響評価条例
宮崎県		宮崎県環境影響評価条例
鹿児島県		鹿児島県環境影響評価条例
沖縄県		沖縄県環境影響評価条例

参考資料：都道府県・市区町村における環境影響評価条例の制定・施行状況等（平成 28 年 3 月 31 日現在）

<https://www.env.go.jp/policy/assess/2-3selfgov/2-3system/list1.html>

自治体からの回答

北海道

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
北海道	北海道	北海道	010006	

【環境生活部 環境局 環境政策課】

当課が所管する、環境影響評価、環境保全（公害関係）、土地開発（特定の開発行為）についてご回答致します。

・ 環境影響評価

事業用電気工作物となる一般的な売電目的のメガソーラー発電所は北海道環境影響評価条例の対象ではないため、手続きは不要です。

なお、あまり想定されませんが、大規模な自家用電力向けの太陽光発電施設の場合で 50ha 以上の土地の形状変更を伴う場合は、条例の対象となる可能性がございますので、届出の要否について個別事例毎に判断することになります。

・ 環境保全（公害関係）

公害関係に関する条例で太陽光発電に関して手続きを要するものはございません。

なお、法律ではありますが、3,000 m²以上の土地の改変を伴う場合には土壤汚染対策法に基づく届出が必要となります。

・ 土地開発（特定の開発行為）

太陽光発電事業に関しては、北海道自然環境等保全条例に基づく「特定の開発行為」の許可申請についてのお問い合わせが時々ありますが、太陽光発電事業は、「特定の開発行為」に該当しないため、手続きは不要となっていますので、念のためお知らせいたします。

なお、土地開発に関しては、他課も所管しておりますので、関係課から別途回答があると思われれます。

【建設部 まちづくり局 都市計画課】

当課で所管している必要な（又は必要な可能性がある）手続きは、開発行為の許可および景観法に基づく届出です。

詳細については、下記をご参照ください。

・ 開発許可制度の手引 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/kaihatukyokaseidonotebiki.htm>

・ 景観法に基づく届出について <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikantodokede.htm>

・ 北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/guideline/taiyouhuuryoku.htm>

【環境生活部 環境局 生物多様性保全課】

環境生活部環境局生物多様性保全課で所管する法や条例等で関連する可能性のあるものを回答いたします。

北海道では、次の条例および施行規則において太陽光発電に関する規制があります。

> 北海道立自然公園条例および北海道立自然公園条例施行規則

また、太陽光発電の事業実施により工作物等を設置する場合は、当該地域が次の法や条例等に定める特別地区や立入制限地区等に該当する場合、許可や届出が必要になる場合や、人の立ち入りが原則禁止とされている場合があります。

> 鳥獣の保護および管理並びに狩猟の適正化に関する法律

> 北海道自然環境等保全条例および北海道自然環境等保全条例施行規則

> 北海道生物の多様性の保全等に関する条例および北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則

※北海道生物の多様性の保全等に関する条例では、事業活動を行うにあたり配慮を求める基本原則等の条項が含まれているため、詳細は下記を参照してください。

北海道ホームページ「希少野生動植物種の保護管理」 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/tokutei/kishou2.htm>

「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」（以下、「条例」という。）に基づき、北海道の生物の多様性におよぼす影響が回避され、又は低減されるよう自然資源を持続可能な方法で利用すること（条例第 3 条第 2 項）、事業の着手後においても生物の多様性の状況を把握し、その把握した結果を当該事業に反映させる順応的な取組方法により対応すること（条例第 3 条第 4 項）などの基本原則にのっとり、事業者は、事業活動を行うに当たり、事業活動が生物の多様性におよぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うことなどにより生物の多様性におよぼす影響の回避又は低減および持続可能な利用に努めるものとし、道が実施する生物の多様性の保全および持続可能な利用に関する施策に協力するものとする（条例第 5 条）と規定しています。

また、希少野生動植物種のうち特に保護を図る必要があるものを「指定希少野生動植物種」（以下、「指定種」という。）に指定し、生きている個体の採取、損傷等を原則禁止しています（条例第 45 条）。

さらに、指定種を保護するため、特に重要な地域を「生息地等保護区」に指定し、区域内で建物を建てたり樹木を切るなどの行為を行う場合、許可又は届出が必要となる（条例第 66 条第 4 項、第 68 条）とともに、区域内でも特に保護を図る必要がある場所を「立入制限地区」に指定し、人の立入を原則禁止しています（条例第 67 条第 4 項）。

なお、個別の条例については、北海道例規類集 (http://www5.e-reikinet.jp/cgi-bin/hokkaido/d1w_login.exe?MENUUNO=2) のサイトにて検索が可能です。

北海道	北海道	札幌市	011002	環境局 環境都市推進部 エコエネルギー推進課 管理係
-----	-----	-----	--------	----------------------------

「太陽光発電施設」の設置自体に関しては、本市では特に規制する法はございませんが、施設の設置に伴う土壤汚染および緑化に関して、ならび

に関連施設の設置に関しては以下の規制がございます。

◎設置に伴い一定規模（3,000㎡）以上の土地の改変が必要となる場合

> 「土壌汚染対策法第4条」に基づく、市長への届出が必要となります。

審査の結果、土壌汚染のおそれがあると市長が認める場合は調査命令を発出することとなります。

http://www.city.sapporo.jp/kankyo/dojo_osen/hou.html

担当課：環境局環境都市推進部環境対策課（011-211-2882）

◎一定規模（1,000㎡）以上の範囲に渡って工作物（太陽光発電施設等）の設置を行う場合

> 「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に基づく申請が必要となります。

申請案件が「緑保全創出地域」種別ごとに定める緑化率等に準拠している必要があります。

<http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/kisei/hozensyousai/hozensyousai.html>

担当課：建設局みどりの推進部みどりの管理課（011-211-2522）

◎市街化調整区域に太陽光発電（100kW以上）関連施設（管理施設等）の設置が必要となる場合

> 「札幌市大規模再生可能エネルギー関連施設認定要綱」に基づく申請が必要となります。

申請に基づき、その用途や本市の土地利用計画に支障がないかを判断し、認定をします。

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/energy/daikibo/daikibo_energy_nintei_yoko.html

担当課：環境局環境都市推進部エコエネルギー推進課（011-211-2872）

北海道	北海道	函館市	012025	都市建設部 まちづくり景観課
-----	-----	-----	--------	----------------

太陽光発電設備は函館市都市景観に関する規則において工作物に該当し、設置場所・規模により、函館市都市景観条例による景観法に基づく届出が必要となります。

・ 函館市都市景観条例

http://www3.e-reikinet.jp/hakodate/d1w_reiki/407901010014000000MH/407901010014000000MH/407901010014000000MH.html

・ 函館市都市景観に関する規則

http://www3.e-reikinet.jp/hakodate/d1w_reiki/407902100051000000MH/407902100051000000MH/407902100051000000MH.html

・ 景観法に基づく届出

<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031800131/>

・ 景観デザイン指針

<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031300068/>

北海道	北海道	小樽市	012033	建設部 まちづくり推進課
-----	-----	-----	--------	--------------

本市では、現在、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例・規則」の中で、太陽光発電に係る内容は盛り込んでおりません。

太陽光発電の設置届出の話があった場合、前述の条例・規則にある行為の届出等の中で、太陽光発電が条例・規則上の工作物若しくは建築物に該当に当たる時は、事業者へ届出していただくということになります。

・ 小樽市景観計画

<https://www.city.otaru.lg.jp/simin/sumai/machidukuri/keikan/keikankeikaku.html>

・ 小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例

<https://www.city.otaru.lg.jp/simin/sumai/machidukuri/keikan/keikanjourei.data/keikann-jyourei.pdf>

・ 小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観規則

<https://www.city.otaru.lg.jp/simin/sumai/machidukuri/keikan/keikanjourei.data/keikan-kisoku.pdf>

・ 景観法および「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」に基づく届出が必要な行為一覧

https://www.city.otaru.lg.jp/simin/sumai/machidukuri/keikan/index.data/todokedekouji_itirann.pdf

北海道	北海道	旭川市	012041	地域振興部 都市計画課 地域計画景観係
-----	-----	-----	--------	---------------------

【地域振興部都市計画課開発指導係（TEL：0166-25-8530 Email：tosi_kei@city.asahikawa.hokkaido.jp）】

◎都市計画法第29条等に規定する開発行為および建築行為について

太陽光発電施設が、建築基準法第2条第1号に定める建築物に該当しない場合は、都市計画法の開発行為に該当しません。

ただし、受電設備や管理のための附属施設等が建築物として判断される場合は、開発行為または建築行為の許可が必要となる場合があります。

市街化区域内の1,000㎡以上の土地で行う場合、又は市街化調整区域で行う場合は、都市計画法の許可が必要か否かを判断するため、確認申請前に「開発行為および建築行為等に係る事前届出書」の提出が必要です。

参考 <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/401/406/zoseikaihatu/d053282.html>

◎宅地造成等規制法

宅地造成工事規制区域で太陽光発電施設の設置等を行う際に、一定規模以上の造成を伴う場合には、宅地造成等規制法の許可が必要となる場合があります。

宅地造成等規制法の許可が必要か否かを判断するため、事前に「規制区域内宅地造成届出書」の提出が必要です。

参考 <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/401/406/zoseikaihatu/p007793.html>

【環境部環境政策課環境保全係（TEL：0166-25-5350 Email：kankyoseisaku@city.asahikawa.hokkaido.jp）】

太陽光発電事業に関する条例、規則等は定めていませんが、3,000 m²以上の敷地面積を持つ私立学校施設、社会福祉施設、病院施設、衛生施設、若しくは事業所等民間施設の新設および変更又は1ヘクタール以上の一団の宅地、資材置場、駐車場、若しくはレジャー施設および運動施設等の造成等を行う場合には、関係法令による確認および許可申請をする30日前までに「旭川市緑地の回復に関する指導要綱」に基づく協議が必要となります。

【環境部環境指導課 水・大気環境係（TEL：0166-25-6369 Email：kankyoshido@city.asahikawa.hokkaido.jp）】

太陽光発電事業に関する条例、規則等は定めていませんが、太陽光パネル等を設置する際に3,000 m²以上の土地の形質変更を行う場合には、着手の30日前までに土壌汚染対策法第4条第1項の届出が必要となります。

北海道	北海道	釧路市	012068	市民環境部 環境保全課 環境管理担当
-----	-----	-----	--------	--------------------

当市では太陽光発電事業についての条例・規則は定めておりません。

太陽光発電を設置するにあたっては、一般的な建設工事と同様に、工事内容、設置場所等により該当する条例等が異なると思います。

企業立地するにあたり該当する条例等を確認できる資料がホームページ上にありますので、こちらをご参考ください。

参考 http://kdb.senkon-itc.jp/kigyoritti/pdf/guide_kushirokigyoritti.pdf

北海道	北海道	帯広市	012076	都市建設部 都市計画課 基本計画係
-----	-----	-----	--------	-------------------

【都市計画課関係】

景観条例につきましては、帯広市は独自に制定しておらず、北海道の条例等に従う形となっており、届出等につきましても北海道が窓口（各管内の振興局が提出先で、帯広市の場合は十勝総合振興局建設指導課）となっております。

北海道建設部まちづくり局都市計画課のホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/index.htm>

その中の「景観および屋外広告物に関すること」→「北海道の景観と屋外広告物」→「景観づくりに関すること」→「北海道の景観施策」に景観条例等や北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインがご確認いただけるようになっております。

北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/guideline/taiyouhuuryoku.htm>

【環境都市推進課関係】

太陽光発電に限らず、帯広市内で3,000 m²以上の土地の区画形質の変更を伴う開発行為を行う場合、帯広市自然環境保全条例第16条に基づき、当該計画の事前協議が必要となります。（国および地方公共団体が行う行為、市環境保全条例規則第10条で定められた行為は除きます。）

帯広市自然環境保全条例

http://www3.e-reikinet.jp/obihiro/d1w_reiki/404901010017000000MH/404901010017000000MH/404901010017000000MH_m.html

帯広市自然環境保全条例施行規則

http://www3.e-reikinet.jp/obihiro/d1w_reiki/404902100026000000MH/404902100026000000MH/404902100026000000MH.html

北海道	北海道	北見市	012084	都市計画課
-----	-----	-----	--------	-------

北見市の定める太陽光発電設備に関して、届出を必要とする条例・規則は以下の通りです。

- ・ 北見市景観条例
- ・ 北見市景観条例施行規則

ただし、太陽光発電に関する特別な内容は設定しておらず、工作物としての届出対象としております。

北見市景観条例に基づく届出について <http://www.city.kitami.lg.jp/docs/2015031200020/>

北見市景観条例 <http://www.city.kitami.lg.jp/reiki/act/frame/frame110001799.htm>

北見市景観条例施行規則 <http://www.city.kitami.lg.jp/reiki/act/frame/frame110001801.htm>

北海道	北海道	岩見沢市	012106	企画財政部 企業立地情報化推進室 企業立地推進担当
-----	-----	------	--------	---------------------------

所管しております工業団地におけるメガソーラー（市内4ヵ所）および環境部が所管しております個人住宅、店舗、事務所等での比較的小さな太

太陽光発電施設のいずれの場合にも環境保全対策等の届出を要する条例・規則はございません。

北海道	北海道	網走市	012114	市民部 生活環境課 環境対策係
-----	-----	-----	--------	-----------------

網走市では、メガソーラー等の太陽光発電事業に係る建築物、工作物に限らず、「網走市環境の保全および公害の防止に関する条例」において、環境保全地区内で、地上に建築物その他工作物を建築し、土地の形質を変更し、又は木竹を伐採することなどにより景観を損壊し、又は災害の誘発を行う行為（開発行為）をしようとする者は、行為を開始する 30 日前までに規則で定めるところにより、市長へ届け出なければならないこととしています。

なお、開発行為に係る条例および規則の詳細につきましては、下記サイトにてご確認をお願いいたします。

「網走市環境の保全および公害の防止に関する条例」

http://www2.city.abashiri.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/m500RG00000451.html

「網走市環境の保全および公害の防止に関する条例施行規則」

http://www2.city.abashiri.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/m500RG00000456.html

北海道	北海道	芦別市	012165	企画政策課まちづくり推進係
-----	-----	-----	--------	---------------

芦別市では特段単独条例等はありません。

北海道	北海道	紋別市	012190	環境生活課 環境保全係
-----	-----	-----	--------	-------------

紋別市において、条例や規則等の点からは届出の必要はありません。

北海道	北海道	士別市	012203	総務部 総合企画室 企画課
-----	-----	-----	--------	---------------

本市では太陽光発電の環境保全に関する条例や規則等ありません。

北海道	北海道	名寄市	012211	総務部 企画課 企画調整係
-----	-----	-----	--------	---------------

本市において、太陽光発電事業の環境保全対策に関する条例や規則等はありませんでした。

北海道	北海道	根室市	012238	建設水道部都市整備課都市管理担当
-----	-----	-----	--------	------------------

当市において、届出等必要な条例・規則等はありませんが、北海道において、景観法に基づく届出の受理や、「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」の策定がされています。

これらの詳細等につきましては北海道根室振興局産業振興部建設指導課が届出・問合せ先となっております。

北海道根室振興局産業振興部建設指導課 0153-23-6835（直通）

北海道	北海道	滝川市	012254	都市計画課、くらし支援課
-----	-----	-----	--------	--------------

届出等が必要な条例・規則等については特段ありません。

北海道	北海道	富良野市	012297	市民生活部 環境課 環境係
-----	-----	------	--------	---------------

- ・ 条例・規則等 > 富良野らしさの自然環境を守る条例 <http://www.city.furano.hokkaido.jp/docs/2015062600011/>
- ・ 太陽光発電に係る内容 > なし

北海道	北海道	伊達市	012335	建設部都市住宅課
-----	-----	-----	--------	----------

環境影響評価条例、環境保全・緑地保全等に関する条例、景観条例等、土地開発等に関する条例等、自然環境等と再生エネルギー発電設備との調和に関する条例等で、伊達市独自のものはありません。

北海道	北海道	北広島市	012343	企画財政部 都市計画課
-----	-----	------	--------	-------------

当市では条例・規則等はありませんが、北海道景観条例や景観法、北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインに基づき届出等が必要な

場合がありますので、北海道のホームページや北海道建設部まちづくり局都市計画課、基本計画・景観グループにて、ご確認をお願いいたします。

北海道	北海道	石狩市	012351	建設指導課
-----	-----	-----	--------	-------

太陽光発電事業に関し、都市計画法に規定する開発行為について本市独自で定めた条例等はありません。
次に、環境影響評価、再生エネルギー等の環境に係る内容についてですが、環境保全課という部署が所管課となりますので、当方にて所管課に確認しましたところ、太陽光発電事業に関し、それら内容において本市独自で定めている条例等はないとのことです。
また、景観条例については、北海道の条例において、本市は全域が景観計画区域となっております。
なお、本市独自の条例等はない場合においても、北海道において条例等を定めている場合もありますことをご留意いただければと存じます。

北海道	北海道	森町	013455	企画振興課 振興係 計画係
-----	-----	----	--------	---------------

当町においての太陽光発電事業に係る条例・規則等はありません。国土利用計画法に基づき届出等を行っていただきたいと思っております。

【参考】

事業用地の場所や面積によって変わりますが、都市計画区域【建設課において確認】であれば、5,000㎡以上、都市計画区域外であれば10,000㎡以上の土地取引をされた場合には、譲受人が土地の利用目的および取引価格等を届出【企画振興課へ提出】いただくこととなります。
また、事業用地の現況が農地であったり、農用地区域や地域森林計画対象民有林（森林法第5条）に入っている等の場合【農林課において確認】もあります。

北海道	北海道	長万部町	013471	まちづくり新幹線課
-----	-----	------	--------	-----------

- ・ 条例・規則等：条例・規則等は制定しておりません。
- ・ 太陽光発電に係る内容:特に制定しておりません

北海道	北海道	せたな町	013714	まちづくり推進課
-----	-----	------	--------	----------

せたな町に於ける再生可能エネルギーに関する条例等は特に制定しておらず国や北海道の法律等を元に進めている状況です。
また、太陽光発電に係る部分も特に設定はしていません。
ご存知かと思いますが、せたな町は非常に風の強い地域で、風力発電の適地となっておりますが、風力発電に関することも特に定めている状況でもありません。

北海道	北海道	島牧村	013919	企画課 企画情報係
-----	-----	-----	--------	-----------

本村では太陽光発電の環境保全対策に関する独自に策定している条例等はありません。
景観条例などは北海道の策定している条例に基づいて、知事宛に届出を提出していただくこととなります。

北海道	北海道	真狩村	013960	総務企画課 地域振興係 兼 企画調整係
-----	-----	-----	--------	---------------------

該当がない旨報告いたします。

北海道	北海道	岩内町	014028	企画経済部 企画産業課
-----	-----	-----	--------	-------------

当町には、太陽光発電施設設置に関し規定している条例および規則等はありません。

北海道	北海道	泊村	014036	総務部 企画振興課
-----	-----	----	--------	-----------

泊村において、条例・規則等はありません。

北海道	北海道	奈井江町	014249	まちなみ課 管財環境係
-----	-----	------	--------	-------------

奈井江町では民間事業者の太陽光発電施設があり、設置時における法規制等は、北海道屋外広告物条例の規制で届出、進達したとされています。
そのほか奈井江町独自の環境保全対策に関する規制、取組み等はありませんので、その旨ご回答いたします。

北海道	北海道	由仁町	014273	地域活性課
-----	-----	-----	--------	-------

太陽光発電事業において、事前に届出や許可を必要とするような規則や要項等はありません。

北海道	北海道	占冠村	014630	企画商工課 地域振興対策室
-----	-----	-----	--------	---------------

関係する条例として、当村では『美しい占冠の風景を守り育てる条例』が挙げられます。

http://www.vill.shimukappu.lg.jp/reiki/362901010009000000MH/362901010009000000MH/362901010009000000MH_j.html

北海道	北海道	幌加内町	014729	地域振興室 地域振興係
-----	-----	------	--------	-------------

条例や要綱はありません。

北海道	北海道	苫前町	014834	企画振興課、環境エネルギー係
-----	-----	-----	--------	----------------

苫前町では、太陽光発電に関する条例や規制等は、ありません。

※苫前町内では、太陽光発電を行った実績がありませんので、未だ条例等は設定しておりません。

北海道	北海道	天塩町	014877	総務課 企画広報係
-----	-----	-----	--------	-----------

本町において、お問い合わせ内容に該当する条例等はありません。

北海道	北海道	礼文町	015172	総務課
-----	-----	-----	--------	-----

条例、規則等なし

北海道	北海道	清里町	015466	企画政策課 まちづくりグループ
-----	-----	-----	--------	-----------------

関連する条例や計画が掲載されているホームページの URL を掲載いたしますので、ご活用ください。

清里町ホームページ

- ・ 建築基準法の確認申請、建設リサイクル法の届出

https://www.town.kiyosato.hokkaido.jp/kurashi/douro_zyuutaku_suidou_tatemono/tatemono/tatemono-taterutoki.html

- ・ 清里町景観条例

https://www.town.kiyosato.hokkaido.jp/reiki/reiki_honbun/a145RG00000465.html

- ・ 清里町景観計画

<https://www.town.kiyosato.hokkaido.jp/gyousei/keikaku/2013-1202-1031-72.html>

北海道ホームページ

- ・ 国土利用計画法の土地取引に関する届出制度

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/seido.htm#制度概要>

北海道	北海道	訓子府町	015491	農林商工課 商工林務係
-----	-----	------	--------	-------------

本町では太陽光発電事業に関する補助制度はあるものの、環境保全対策に関する条例や規則等はありません。

北海道	北海道	西興部村	015628	地域総合戦略室 兼 企画総務課企画係
-----	-----	------	--------	--------------------

条例等はありません

北海道	北海道	厚真町	015814	まちづくり推進課 企画調整グループ
-----	-----	-----	--------	-------------------

1. 条例・規則等

- 1) 厚真町土地保全条例

http://houmu.h-chosonkai.gr.jp/~reikidb/data/12/12/reiki_honbun/a171RG00000266.html

2) 厚真町土地保全条例施行規則

http://houmu.h-chosonkai.gr.jp/~reikidb/data/12/12/reiki_honbun/a171RG00000267.html

2. 太陽光発電に係る内容

上位法（都市計画法等）による開発行為等の届出が不要となる場合、上記の条例による届出が必要となります。

北海道	北海道	洞爺湖町	015849	企画防災課
-----	-----	------	--------	-------

洞爺湖町では届出等が必要な条例・規則等、太陽光発電に係る内容についての該当はありません。

北海道	北海道	むかわ町	015865	総務企画課 政策推進グループ
-----	-----	------	--------	----------------

本町独自で環境影響評価法に係る環境影響評価の手続きや環境アセスメントに関する条例・規則等は定めておりません。

したがって、大規模な太陽光発電事業に伴う環境保全上の問題については、北海道が定める関係法令（景観法、土地汚染対策法、北海道環境影響評価条例、都市計画法等）の運用をベースとして対応しているのが現状です。

北海道	北海道	平取町	016021	まちづくり課
-----	-----	-----	--------	--------

平取町景観づくり条例

<http://houmu.h-chosonkai.gr.jp/~reikidb/data/167/9/419901010009000000MH/419901010009000000MH/419901010009000000MH.html>

当町には上記以外に届出の必要な事項はありませんが、農地や林地などに太陽光発電施設などを建設する場合には、それぞれの法で定められた許可申請等が必要になる場合もございますので、予めご了承下さい。

北海道	北海道	様似町	016080	商工観光課 商工観光係
-----	-----	-----	--------	-------------

様似町では特に定めているものはありません。

北海道	北海道	えりも町	016098	企画課振興係
-----	-----	------	--------	--------

太陽光発電事業の環境保全対策について、当町において届出が必要な条例・例規等はありませんが、北海道として届出が必要な条例・例規等があるかもしれません。

北海道	北海道	新ひだか町	016101	住民福祉部 生活環境課 環境・生活安全グループ
-----	-----	-------	--------	-------------------------

当町に該当はありません。

北海道	北海道	音更町	016314	町民生活部 環境生活課 環境対策係
-----	-----	-----	--------	-------------------

本町では届出等が必要な条例・規則等はありません。

北海道	北海道	新得町	016357	地域戦略室 地域戦略係
-----	-----	-----	--------	-------------

本町においては特段届出等が必要な条例・規則等が制定されておりません。

北海道	北海道	浦幌町	016497	産業課 商工観光係
-----	-----	-----	--------	-----------

条例、規則等については特に定めてはおりません。

北海道	北海道	釧路町	016616	経済部産業経済課商工観光係
-----	-----	-----	--------	---------------

当町において、太陽光など再生エネに係る独自条例はございません。法律による各種手続きで問題ありません。

電気事業法のほか建築基準法や設置候補地の土地利用（都市計画区域、農地、林地、自然公園区域など）においてそれぞれ規制する法律があります。各法律の所管官庁等へご確認願います。

北海道	北海道	厚岸町	016624	環境政策課 環境衛生係
-----	-----	-----	--------	-------------

厚岸町では条例・規則等はありません。

北海道	北海道	標茶町	016641	企画財政課 企画調整係
-----	-----	-----	--------	-------------

町独自の条例等はなく一般的な関係法令ですが、町内には釧路湿原国立公園や埋蔵文化財があることから、一部に規制があります。

「国土利用計画法」：都市計画区域外の土地で 1ha 以上の土地の取引行為を行う場合には標茶町に届出が必要。

「森林法」：地域森林計画の対象の民有林に対し、1ha 以上の開発行為を行う場合には振興局に届出が必要。1ha 未満の土地の転用を行う場合は標茶町に届出が必要。また、森林環境保全整備事業による造林が行われているほか、間伐等の保育事業が行われている場合があるので、留意が必要。

「土壌対策汚染法」：3,000 m²以上の土地の掘削や形質変更がされる場合には振興局に届出が必要。

「建築基準法」：パネルのみの設置であれば開発行為には該当しないため基本的に届出不要だが、建材一体型（屋根材や壁材を太陽電池が兼ねる設置形態）など屋内の施設を設置する場合には届出が必要。

「都市計画法」：都市計画区域である場合、届出が必要。

「景観法」：「建築基準法」における開発行為に該当する場合、届出が必要。

「農地法および農振法」：農地および農業振興地域に該当する場合、届出が必要。

「自然公園法」：標茶町内の一部は国立公園に指定されているため、一定規模を超える建築物の設置や、土地の形質変更を行う場合は届出が必要。

「文化財保護法」：標茶町内の一部は、埋蔵文化財包蔵地が存在し、試掘調査を実施する可能性があるため、北海道教育委員会との事前協議が必要。

北海道	北海道	中標津町	016926	建設水道部 都市住宅課 街づくり推進係
-----	-----	------	--------	---------------------

中標津町では平成 25 年に中標津町景観条例に基づき、太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準を策定しています。

中標津町景観条例 <https://www.nakashibetsu.jp/chousei/tosikeikaku/keikanjyourei/>

基準につきましては、下記 URL をご覧頂きたいと思いますが、対象は、売電を主たる目的とするもので、設置に伴う敷地面積が 1 万平方メートル以上の施設となり、緑化修景、高さ、後退距離等について規定しています。

太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準 <https://www.nakashibetsu.jp/chousei/tosikeikaku/keikan/>

行政指導という形ではありますが、該当する太陽光発電施設につきましてはこれまで数箇所建設されています。

事業者様とは建設前に事前協議をさせていただき、ご協力をいただいているところです。

青森県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
東北	青森県	青森県	020001	県土整備部 都市計画課

条例・規則等：青森県景観条例 <http://www.prefaomori.lg.jp/life/keikan/jyourei.html>

一般的な太陽光発電（地盤面に架台を組んで、太陽光パネルを設置するものなど）であれば、その規模に関わらず、青森県景観条例に基づく「大規模行為の届出」の対象とはなりません。

ただし、太陽光発電を設置する目的で造成行為や舗装等を行う場合で、その規模が「面積 3,000 m²又は法面の高さ 5m を超えるもの」に該当する場合には、条例上の「土地の形質の変更」に該当し、行為に着手する 50 日前までに「大規模行為の届出」が必要となります。

大規模行為届出制度の概要 <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/keikan/keikan-daikibo-1-2todokede.html>

東北	青森県	青森市	022012	都市整備部 都市政策課
----	-----	-----	--------	-------------

当市におきましては、太陽光発電施設の設置に特化した規制や条例、規則等はありませんが、以下の法律および条例等に基づいて届出が必要になる場合がございます。

ご不明な点がございましたら、本文中に記載しております各担当課までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

① 「都市計画法（第 29 条、第 43 条）」……

都市計画法に規定する「開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で土地の区画形質の変更）」に該当する場合には、許可申請をする必要があります。また、市街化調整区域内においては、開発行為を伴わない建築物を新築、改築若しくは用途を変更し、又は第一種特定工作物を新設する場合に許可申請をする必要があります。

「建築基準法」……建築基準法に規定する確認申請手続きが必要な建築物・工作物に該当する場合には、申請が必要です。

詳しくは下記を参照、または青森市役所建築指導課（017-761-4529）にお問い合わせ下さい。

- ・ 開発許可 <https://www.city.aomori.aomori.jp/kenchiku-shido/shiseijouhou/matidukuri/toshidukuri/takutibunjou-kaihatsukyoka.html>
- ・ 建築確認 <https://www.city.aomori.aomori.jp/kenchiku-shido/kurashi-guide/sumai/kentiku/tatemono-tateru.html>

② 「青森市景観条例および同施行規則」……青森市景観条例施行規則第3条の「大規模行為」に該当する場合には、大規模行為届出が必要です。

「青森市屋外広告物条例および同施行規則」……

常時又は一定期間以上継続して屋外で公衆に向けて表示されるものは屋外広告物に該当します。

(屋外広告物の例：はり紙、はり札、立看板、のぼり旗、アドバルーン、広告板、広告塔、そで看板、屋上広告物など)

一定の表示面積を超える屋外広告は、条例に基づく許可申請が必要となります。

詳しくは下記を参照、または青森市役所建築営繕課（017-761-4358）にお問い合わせ下さい。

- ・ 大規模行為 <https://www.city.aomori.aomori.jp/kenchiku-eizen/shiseijouhou/matidukuri/keikan-okugai-koukoku/03.html>
- ・ 屋外広告物 <https://www.city.aomori.aomori.jp/kenchiku-eizen/shiseijouhou/matidukuri/keikan-okugai-koukoku/01.html>

③ 「青森市公害防止条例」……

地下水の採取を規制する地域内において、吐出口径6平方センチメートル以上の揚水設備を設置する場合は許可申請が必要です。

「青森市場水設備以外の動力設備による地下水採取の届出に関する要綱」……

青森市公害防止条例の地下水の採取を規制する地域内において、吐出口径6平方センチメートル未満の揚水設備を設置する場合は届出が必要です。

揚水設備等により、地下水揚水の計画がある場合は、下記を参照、または環境政策課（017-761-4415）にご相談ください。

<http://www.city.aomori.aomori.jp/kankyo-seisaku/shiseijouhou/matidukuri/kankyou-torikumi/kougai-taisaku/04.html>

<http://www.city.aomori.aomori.jp/kankyo-seisaku/shiseijouhou/matidukuri/kankyou-torikumi/kougai-taisaku/05.html>

④ 「農業振興地域の整備に関する法律」……

太陽光発電施設の設置予定地が農業振興地域内に位置している場合は、開発行為の制限を受ける可能性がありますので、設置予定地の決定前の段階で農業政策課（0172-62-1156）と協議ください。

⑤ 一定規模以上の土地取引を行う際には、以下の届出が必要となります。

「国土利用計画法（第23条）」

└ 主な届出対象規模（詳細は法令参照）

- ・ 市街化区域内 2,000㎡以上
- ・ 都市計画区域内 5,000㎡以上
- ・ 都市計画区域外 10,000㎡以上

「公有地の拡大の推進に関する法律（第4条・第5条）」

└ 主な届出対象規模（詳細は法令参照）

- ・ 市街化区域内 5,000㎡以上
- ・ 市街化区域設定のない都市計画区域内 10,000㎡以上

詳しくは下記を参照、または青森市役所用地課（017-761-4336）にお問い合わせ下さい。

<https://www.city.aomori.aomori.jp/yochi/shiseijouhou/matidukuri/toshidukuri/todokede-totitorihiki.html>

東北	青森県	弘前市	022021	都市環境部 都市政策課 計画係
----	-----	-----	--------	-----------------

太陽光発電設備の設置にあたり、届出等の手続きが必要と考えられるものは、以下のとおりとなっております。

・ 都市計画法および建築基準法

都市計画法（開発許可）および建築基準法（建築確認申請）の届出が必要な場合がございます。

届出の有無に関しては、当該設備が『建築物』に該当するかで判断いたします。『建築物』に該当するか（国の技術的助言による基準を満たすもの）については、土地利用計画図や太陽光設備の構造図等を確認した上で判断することになります。

・ 景観法

景観計画区域内で行う大規模な行為については、景観法に基づく届出を必要としており、当市で定める景観形成基準に適合しているか確認いたします。届出対象行為および景観形成基準等については、下記 URL からホームページを参照できます。

弘前市ホームページ「景観法に基づく届出」

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keikaku/keikan/keikanhou.html>

東北	青森県	八戸市	022039	まちづくり文化スポーツ観光部 まちづくり文化推進室
----	-----	-----	--------	---------------------------

「景観条例」にかかる部分についてご回答いたします。

条例・規則等:

八戸市景観条例 <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/9.4598.c.html/4598/keikanjourei.pdf>

八戸市景観条例施行規則 <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/9.4598.c.html/4598/keikankisoku.pdf>

八戸市景観計画 <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/9.4595.c.html/4595/keikaku.pdf>

太陽光発電にかかる内容:

太陽光発電施設の設置が直接の届出要件ではございませんが、設置の際、木竹の伐採や土地の形質変更等々の行為が一定規模以上の場合、届出が必要になります。

詳細は別添の手引き、または市ホームページをご覧ください <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/9.4600.73.485.html>

東北	青森県	黒石市	022047	総務部 市民環境課
----	-----	-----	--------	-----------

事業用太陽光発電施設設置に関して該当する条例および規則はございません。しかし、太陽光発電施設に付属する施設が開発行為に当たると判断される場合には都市計画法第 29 条の開発許可が必要になります（国土交通省が示す「開発許可制度運用指針」の I-1-2 の (5)「太陽光発電設備の付属施設」による）。

また開発行為については黒石市開発指導要綱第 3 条において、都市計画区域内の 3,000 m²以上、区域外の 10,000 m²以上の行為が該当になると定められています。

黒石市開発指導要綱 <http://jorei.slis.doshisha.ac.jp/reiki/022047/contents/content110000589.html>

東北	青森県	五所川原市	022055	都市計画課
----	-----	-------	--------	-------

市独自で制定している条例等はございません。

東北	青森県	十和田市	022063	建設部 都市整備建築課 都市政策係
----	-----	------	--------	-------------------

当市の太陽光発電施設に関して、十和田市としては特に条例・規則などは設けておりません。

県・国に定められた景観関係、大規模行為、土地売買などの土地・工作物に関する届出は必要です。

また、開発行為に関しては国交省からの通達のとおり、工作物に該当されるという指示を受けておりますので、そちらは国交省で広報されております。

東北	青森県	三沢市	022071	建設部 都市整備課
----	-----	-----	--------	-----------

景観条例等では、青森県条例を用いており、それに伴った大規模行為届出というものがあります。

大規模行為届出制度の概要 <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/keikan/keikan-daikibo-1-2todokede.html>

また、環境等の条例、規制については、関係課に確認したところ、環境影響評価は県の方へ、今回のそれ以外の条例は三沢市では該当しないという回答でした。

東北	青森県	つがる市	022098	企画調整課
----	-----	------	--------	-------

当市では上記の内容について届出等が必須になる条例や規則は別段制定しておりません。

参考までに当市の例規集にアクセスするための URL を下記に示します。

http://www3.e-reikinet.jp/tsugaru/d1w_reiki/reiki.html

東北	青森県	平内町	023019	企画政策課 企画政策係
----	-----	-----	--------	-------------

当町においては、太陽光発電の届出等に関する条例・規則・ガイドライン等は特段ございません。

ただ、もし太陽光発電の設置を計画しているのであれば、開発行為等の対象になるかどうかの協議が必要となりますので、計画書等の提出をお願いしております。

また、各関係法令（都市計画法や文化財保護法等）に抵触しないかをチェックするなどの事務は行っておりますが、上記のとおり届出等に関する

条例等はありません。

東北	青森県	鶴田町	023841	総務課
----	-----	-----	--------	-----

条例・規則等はありません。

東北	青森県	七戸町	024023	企画調整課
----	-----	-----	--------	-------

該当する条例等はありません。

東北	青森県	六戸町	024058	企画財政課
----	-----	-----	--------	-------

条例規則については調べる範囲では次のとおりです。また、それ以外に開発行為は 3,000 m²以上が対象となります。太陽光発電に係る内容は特にないと聞いております。

- 国土利用計画法に基づく届出 http://www.town.rokunohe.aomori.jp/machi_sumai_kokudoriyou.html
- 大規模行為の届出制度 http://www.town.rokunohe.aomori.jp/machi_toshikeikaku_daikibokoui.html
- 都市計画法第 53 条許可 http://www.town.rokunohe.aomori.jp/machi_toshikeikaku_53jou.html
- 伐採および伐採後の造林届出 http://www.town.rokunohe.aomori.jp/sangyo_nougyo_bassaioyobibassaigonozourintodokedesho.html
- 六戸町森林整備計画 http://www.town.rokunohe.aomori.jp/sangyo_nougyo_shinrinseibikeikaku.html

東北	青森県	横浜町	024066	企画財政課
----	-----	-----	--------	-------

- ① 環境影響評価条例 > 該当なし
- ② 環境保全・緑地保全等に関する条例 > 該当なし
- ③ 景観条例等 > 景観法（青森県景観条例に準じる。青森県ホームページをご覧ください）
- ④ 土地開発等に関する条例等 > 該当なし
- ⑤ 自然環境等と再生エネルギー発電設備事業との調和に関する条例等 > 該当なし

東北	青森県	おいらせ町	024121	総務課
----	-----	-------	--------	-----

町で策定している条例・規則等はありませんが、工作物を建築する際に必要な手続き・届出等は次のようなものが考えられます。

※内容により青森県民局が担当部署になる場合があります。

- ・ 国土利用計画法に基づく土地売買届出手続 > 担当部署：おいらせ町企画財政課（0178-56-4273）
- ・ 都市計画法に基づく開発許可手続
- ・ 自然公園法に基づく工作物新築等許可申請手続
- ・ 河川法に基づく河川工作物設置等許可手続
- ・ 農地法に基づく農地転用許可手続 > 担当部署：おいらせ町農業委員会（0178-56-4279）
- ・ 森林法に基づく林地開発許可等手続
- ・ 森林法に基づく伐採および伐採後の造林の届出手続
- ・ 文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続 > 担当部署：おいらせ町社会教育・体育課（0178-56-4276）
- ・ 土壤汚染対策法に基づく土地の形質変更に係る届出手続
- ・ 環境影響評価法に係る環境影響評価の手続
- ・ 環境アセスメントに関する条例・規則に係る手続

東北	青森県	大間町	024236	企画経営課
----	-----	-----	--------	-------

大間町では独自の条例・規則等はありませんが、青森県の景観条例により、町を経由して大規模工事等の届出を提出していただく必要があります。

県庁 HP 大規模行為届出制度の概要 <http://www.pref.aomori.lg.jp/life/keikan/keikan-daikibo-1-2todokede.html>

東北	青森県	五戸町	024422	企画振興課
----	-----	-----	--------	-------

事業用太陽光発電施設の環境保全対策に関する当町としての取り組みはございませんが、その工作物や売買する土地の面積等によっては、青森県

景観条例、国土利用計画法および公拡法による届出が必要となる場合があります。

東北	青森県	南部町	024457	企画財政課
----	-----	-----	--------	-------

条例・規則等についてですが、当町においてはそれらについては定めておらず、青森県の条例等を準用している形になっております。

東北	青森県	階上町	024465	総合政策課
----	-----	-----	--------	-------

階上町開発指導要綱 <http://www.town.hashikami.lg.jp/reiki/>

岩手県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
東北	岩手県	岩手県	030007	環境生活部 環境保全課

太陽光発電事業の実施に関して必要となる届出等で、当課で把握しているものについては、下記のリンクから確認をお願いいたします。

太陽光発電事業を検討中の皆さまへ http://www.pref.iwate.jp/dbps_data/material/files/000/000/032/521/ryuuijikou.pdf

ただし、上記リンク先にも記載しているとおり、これはあくまで、当課で把握しているものに限っておりますので、その他の、林地開発行為や農地転用に係る許可等の許認可手続きについては、所管部署に直接ご確認いただきますよう、お願いいたします

【参考】

林地開発行為関係 <http://www.pref.iwate.jp/ringyou/hozen/rinchikaihatu/004098.html>

農地転用関係 <https://www.pref.iwate.jp/nougyou/nouchi/19942/003759.html>

また、当県では、太陽光発電事業は、環境影響評価の対象事業とはしていませんが、もしも、他県で、環境アセスを実施した事例があるのであれば、その際に、他県から出された環境保全の見地からの意見等を参考にするなど、事業の実施に当たっては、自主的に環境に配慮しながら、事業を進めていただきますよう、お願いいたします。

事業を円滑に進めるためにも、事業の実施に当たっては、事業予定地の市町村役場にも、情報提供を行うようお願いいたします。

東北	岩手県	宮古市	032026	市民生活部 環境課
----	-----	-----	--------	-----------

宮古市では該当する条例・規則等はありません。

東北	岩手県	大船渡市	032034	生活福祉部 市民環境課 環境衛生係
----	-----	------	--------	-------------------

当市では、お問い合わせいただいた件に関する独自の条例・規則等はありません。

都市計画法や森林法、国土利用計画法など、その他の法令等に基づき、事業規模等に応じた届出をいただいております。

東北	岩手県	遠野市	032085	総務部 総務課 行政文書係
----	-----	-----	--------	---------------

条例および規則は、市の例規集で公開しております。 http://www1.g-reiki.net/tono/reiki_kana/r_50_ke.html

このうち

「遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例」

「遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例施行規則」

「遠野市景観計画による届出行為等に関する条例」

「遠野市景観計画による届出行為等に関する条例施行規則」

が該当例規と存じますので、御確認ください。

東北	岩手県	釜石市	032115	産業振興部 企業立地課 エネルギー係
----	-----	-----	--------	--------------------

「事業用太陽光発電施設の環境保全対策に関する自治体の取り組み」についてですが、関係各課に問い合わせ、確認しましたところ、釜石市において届出等が必要な条例・規則等はありませんでした。

しかしながら、事業用太陽光発電施設の建設および運営にあたっては当然のことながら農地法関連の手続き、環境や近隣住民への配慮等の懸案事項が発生します。

つきましては、当市での太陽光発電施設の建設等に係る状況を把握することとしております。

東北	岩手県	二戸市	032131	市民生活部 生活環境課
----	-----	-----	--------	-------------

当市には太陽光発電事業に係る独自の条例・規則等はありません。

東北	岩手県	八幡平市	032140	企画財政課 地域戦略係
----	-----	------	--------	-------------

① 条例・規則について

◇松尾村ふるさと景観条例（平成 2 年松尾村条例第 7 号※平成 17 年に合併しましたが暫定施行されています。）

届出先:八幡平市建設課

◇岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成 5 年岩手県条例第 35 号）

届出先:岩手県盛岡広域振興局土木部建築住宅室建築指導課

※八幡平市全域が、どちらか又は両方の条例に規定されている地域です。一部、岩手県の重点地域に指定されている地域もあります。

② 太陽光発電に係る内容

◇特に太陽光発電所のみを規定した規制等はありません。仮設の架台の設置のみであれば、特段届出する義務はないものと思われませんが、土地造成が必要である場合は、それぞれの基準に従って届出が必要になります。

◇その他、届出不要の案件についても、開発に併せて、八幡平市（担当課は八幡平市市民課）と環境保全協定を結んでいただくようお願いしております。

東北	岩手県	奥州市	032158	都市整備部 都市計画課 計画係
----	-----	-----	--------	-----------------

当市においては市内全域でパネル面積 1,000 平米を超える太陽光発電施設について、景観計画により届出を義務付けております。

また、重点地区（平泉文化遺産の近辺）についてはパネル面積 10 平米を超える太陽光発電施設について、届出を義務付けております。

詳しくは当市ホームページ内の奥州市景観計画のページをご確認ください。

<http://www.city.oshu.iwate.jp/view.rbz?nd=205&ik=1&pnp=200&pnp=205&cd=4495>

東北	岩手県	滝沢市	032166	市民環境部 環境課
----	-----	-----	--------	-----------

当市では、太陽光発電に関する条例・規則等は特に定めておりません。

ただし、土地利用について、開発規模・場所等によって届出が必要になる場合があります。

県が関与する場合もあるので、一概には答えられない部分もあります。よって、具体的に計画が決まったならば、個々に相談して頂いております。

東北	岩手県	雫石町	033014	雫石町役場
----	-----	-----	--------	-------

(1) 事業用太陽光発電施設の環境保全対策について

今のところ、条例には含まれておりませんが、今後整備していく必要があると考えております。

担当：雫石町環境対策課（019-692-6403）

(2) 環境保全・緑地保全等に関する条例

太陽光発電に限らず、規模により届出が必要となりますが、「届出行為」であり、規制するものではありません。

担当：雫石町観光商工課（019-692-6475）

(3) 景観条例、土地開発等に関する条例

町への届出は特にありませんが、景観については、岩手県への届出が必要な場合があります。

担当：雫石町地域整備課（019-692-6575）

東北	岩手県	葛巻町	033022	農林環境エネルギー課 環境エネルギー係
----	-----	-----	--------	---------------------

① 条例・規則等について

現在、再生可能エネルギー設備（風力・太陽光・小水力）の設置について規制する条例はありません。

農振地域や保安林等の地域では許認可の事務を行う程度です。

【参考】

葛巻町自然環境保護条例を設置。（優れた自然景観を保護するもの。指定箇所においては開発等の際に町に届け出をすることとしている）

これまで指定箇所において再生可能エネルギー設備の設置が計画されたことはない。

② 太陽光発電に係る内容

条例・規則がないため現時点では特段の規制はありません。

※ その他

お問い合わせいただいた内容と異なる回答になるかと思いますが、参考までに葛巻町の状況を報告させていただきます。

町内では大型の風力発電事業が複数社から提案され、それぞれ環境アセスメントの手続きを進めております。

一方で太陽光発電については、家庭用の太陽光発電が主となっており、町の第三セクターに設置した 100kW の発電設備が最大となっております。

アセスを必要とする大規模な太陽光発電設備の設置に関しては計画がない状況です。

事業終了後の設備撤去の確約、風車乱立による環境への影響など町としても懸念している事項もいくつかあります。

今後、さらなる再生可能エネルギーの導入・推進が想定されますので、今後町としても条例・規則等の策定を検討していかなければならないと感じております。

東北	岩手県	岩手町	033031	農林環境課 環境係
----	-----	-----	--------	-----------

【条例・規則】町独自に制定している条例、規則等はありません

【太陽光発電に係る内容】なし

東北	岩手県	紫波町	033219	産業部 環境課
----	-----	-----	--------	---------

紫波町の届出の流れについてお知らせします。

太陽光発電施設を設置する場合の手続きは以下のとおりとなります。

一番最初に、紫波町環境保全条例に基づく特定施設設置届が必要となります。

- ・紫波町環境保全条例施行規則

別表第 1 (80) その他町長が特に認めた施設

特定施設設置届出の説明

<http://www.town.shiwa.iwate.jp/cms/section/kankyo/entry.html>

この届出は、月末締切で翌月会議を開催し審査した結果を通知および届出受理となります。

この届出受理通知で、紫波町で必要な届出等を通知します。

太陽光発電施設設置での審査の主な視点は以下のとおりです。

- ・造成は行われるか。造成が行われる場合は、その造成や太陽光発電施設設置によって周辺環境への影響はあるか。※特に雨水排水
- ・資材搬入をする時の搬入路として使用する道路に影響がないように対策を講じているか。

その後、土地の面積や造成等が行われる場合によって、必要な手続きが加わってきます。

たとえば、農地に太陽光発電施設を設置する場合は農地転用、切土盛土が 30cm 以上行われる場合は、駐車場等設置指導要綱による協議が必要な場合があります。

また、林地の場合は、森林法による林地開発許可や伐採届等が必要になることがあります。

※林地開発許可申請は盛岡広域振興局林務部

東北	岩手県	矢巾町	033227	住民課環境係、企画財政課情報係
----	-----	-----	--------	-----------------

環境部門といたしましては、「矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例」に環境保全、環境影響評価の推進等が掲げられておりますが、特段届出が必要な事項はありません。また、その他の部門につきましても、届出等が必要な条例、規則はありません。

東北	岩手県	金ケ崎町	033812	総合政策課
----	-----	------	--------	-------

現在、届出等を必要としている条例等は制定しておりません。

ですが、ここ数年の大規模太陽光発電施設の設置に伴い、住民の関心が高くなっており、現在条例等の制定を検討しております。

また、現在設置しようとしている事業者様には、地域住民への説明会をお願いしているところです。

東北	岩手県	大槌町	034614	復興局 都市整備課 区画整理班
----	-----	-----	--------	-----------------

大槌町役場に於いて届出等が必要な条例・規則等はありません。

なお、【届出】ではありませんが、

「大槌町環境基本条例」

http://www.town.otsuchi.iwate.jp/gyosei/reiki/reiki_honbun/b800RG00000486.html

「大槌町景観形成ガイドライン」

<http://www.town.otsuchi.iwate.jp/gyosei/docs/2015060500054/>

ほかに

岩手県の「都市計画法による開発許可に係る審査基準」

<http://www.pref.iwate.jp/toshigesui/kaihatsu/033001.html>

に留意する必要があると思われます。

東北	岩手県	岩泉町	034835	政策推進課 政策推進室（兼）台風災害復旧復興推進室
----	-----	-----	--------	---------------------------

当町では、太陽光発電事業に対する独自の条例・規則等は定めておりません。

岩手県において県内全域（一部除く）を対象とした条例を定めており、必要に応じて県へ届出を行っていただくことになります。

詳細は岩手県 HP でご確認ください。

■岩手の景観と保全と創造に関する条例

<http://www.pref.iwate.jp/toshigesui/machizukuri/23158/005164.html>

■岩手県環境影響評価条例（※太陽光発電事業は対象外）

<http://www.pref.iwate.jp/kankyoku/hozen/hyoka/index.html>

■参考（太陽光発電事業を検討中の皆さまへ）

http://www.pref.iwate.jp/dbps_data/material/files/000/000/032/521/ryuuijikou.pdf

東北	岩手県	野田村	035033	特定課題対策課
----	-----	-----	--------	---------

本村には、条例等はありません。農地法や森林法、岩手県の景観条例等により、一定の情報把握や規制はできているものと認識しております。

東北	岩手県	洋野町	035076	企画課 企画政策係
----	-----	-----	--------	-----------

当町で届出等が必要な条例・規則等はありません。

東北	岩手県	一戸町	035246	総務部 まちづくり課
----	-----	-----	--------	------------

条例および規則はございません。

宮城県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
東北	宮城県	仙台市	041009	都市整備局 計画部 都市景観課 景観係

本市では、景観法に基づき景観計画を定めているため、同法第 16 条により、景観計画区域内（市全域）において大規模な建築物の建築等や工作物の建設等を行う際は、届出が必要となります。

対象規模については、

建築物：地盤面からの高さが 20m を超えるもの又は延べ床面積が 3,000 m²を超えるもの

工作物：地番面からの高さが 30m を超えるもの

としております。

詳しくは、以下の条例等をご確認ください。

- ・杜の都の風土を育む景観条例
- ・仙台市景観法等の施行に関する規則

条例等や手続きの概要は、以下のページにてご覧いただけます。

- ・「杜の都の風土を育む景観条例」について

<http://www.city.sendai.jp/kekan/jigyosha/taisaku/kenchiku/toshikekan/toshikekan/fudo.html>

- ・景観計画区域内の行為の届出について

<http://www.city.sendai.jp/kekan/jigyosha/taisaku/kenchiku/toshikekan/toshikekan/kuikinai.html>

- ・仙台市「杜の都」景観計画について

<http://www.city.sendai.jp/kekan/jigyosha/taisaku/kenchiku/toshikekan/toshikekan/kekaku.html>

なお、開発や環境などに関する内容につきましては、以下のページをご覧ください、各担当部署にてご確認くださいませよう、お願いいたします。

- ・ 建築時等の際の手続について

<http://www.city.sendai.jp/kenchikushido-kanri/jigyosha/taisaku/kenchiku/gyose/todokede/tetsuzuki.html>

東北	宮城県	石巻市	042021	生活環境部 環境課 環境保全グループ
----	-----	-----	--------	--------------------

本市におきましては、環境保全対策に関して届出が必要な条例・規則等はありません。

東北	宮城県	塩竈市	042030	産業環境部 環境課 環境企画係
----	-----	-----	--------	-----------------

現在、当市では、事業用太陽光発電施設の環境保全対策、届出等を独自に定めている条例・規則等はありません。

なお、メガソーラー事業での土地利用に関する相談等については、宮城県環境 生活部再生可能エネルギー室にご相談いただいております。

東北	宮城県	多賀城市	042099	都市計画課
----	-----	------	--------	-------

景観条例はありません。

開発に関しては、宮城県にて行っておりますので、必要であれば、県へ問い合わせ下さい。

東北	宮城県	登米市	042129	建設部 住宅都市整備課 都市整備係
----	-----	-----	--------	-------------------

登米市では事業用太陽光発電施設の設置等に関して条例・規則等は定めておりませんが、要件を満たせば登米市開発指導要綱に該当し、要綱に基づいて手続きを行っていただいております。

「登米市開発指導要綱」

<http://www.city.tome.miyagi.jp/kurashi/toshike/kaihatu.html>

- ・ 太陽光発電に係る内容

「開発を行う土地の面積が 1,000 m²以上で ①土地の性質の変更 ②土地の形状の変更 ③土地の区画の変更」

①②③いずれかに該当すれば目的を問わず開発協議を行っていただいております。

申請の半数は太陽光発電施設の設置となっております。

東北	宮城県	大崎市	042153	市民協働推進部 環境保全課 生活環境担当
----	-----	-----	--------	----------------------

特に定めているものはございません。

東北	宮城県	蔵王町	043010	環境政策課
----	-----	-----	--------	-------

当町においてはまだ規制する条例や規則は制定していません

東北	宮城県	大衡村	044245	企画財政課 政策企画係
----	-----	-----	--------	-------------

条例・規則等につきましては土地開発等を定めた大衡村開発指導要綱がございます。

その他の条例・規則等は特にございません。

大衡村開発指導要綱

http://www1.g-reiki.net/village.ohira/reiki_honbun/c227RG00000418.html

東北	宮城県	色麻町	044440	町民生活課 環境衛生係
----	-----	-----	--------	-------------

本町では太陽光発電（個人用含む）施設に関する条例、規則および町単事業等の施策はありません。

東北	宮城県	美里町	045055	総合政策課
----	-----	-----	--------	-------

美里町には、事業用太陽光発電施設の環境保全対策に関し届出等が必要な条例・規則等はありません。

秋田県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
東北	秋田県	大館市	052043	建設部 都市計画課 都市整備係

当市としては届出等が必要な条例・規則はありません。

ただ、景観条例については秋田県の管轄になりますので、県に確認をした方がよろしいかと思われます。

東北	秋田県	湯沢市	052078	企画課 企画政策班
----	-----	-----	--------	-----------

本市においては条例・規則等の制定はありません。

東北	秋田県	由利本荘市	052108	建設部 都市計画課 都市整備班
----	-----	-------	--------	-----------------

・「再生エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続きガイドライン」

<http://www.city.yurihonjo.lg.jp/www/contents/1364347095363/index.html>

内容) 太陽光発電施設の建設にあたり、市への届出などが必要。

担当部局) 市民生活部 生活環境課

※その他、法令や秋田県条例での規制については各担当部局へお問い合わせください。

別表 1 想定される法規制

事業計画を円滑に進めるため、あらかじめ確認が必要になるとと思われる法規制所管窓口を次のとおり記す。

法規	内容	関係機関
国土利用計画法	一定面積以上の土地取引等の届出	総合政策課
都市計画法	都市計画区域内の開発行為に係る許可	都市計画課
農地法	農地転用の許可	農業委員会
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内の農用地区域からの除外	農業振興課
河川法	河川区域内における建設、作業の許可	由利地域振興局建設部用地課
海岸法	海岸保全区域、一般公共海岸区域内における建設、作業の許可	由利地域振興局建設部用地課
港湾法	港湾区域、港湾隣接区域における水域占用の許可	県港湾空港課
漁港漁場整備法	漁港区域内水域における建設、作業の許可	由利地域振興局農林部農村整備課
環境影響評価法・秋田県環境影響評価条例	事業実施が環境におよぼす影響に関する調査、予測、評価	県環境管理課・生活環境課
自然公園法・秋田県立自然公園条例	国立公園、国定公園、県立自然公園内における建設、作業に対する許可または届出	東北地方環境事務所・県自然保護課
自然環境保全法・秋田県自然環境保全条例	自然環境保全地域内における開発に対する許可	県自然保護課
森林法	林地開発の許可または保安林内における作業の許可	由利地域振興局農林部森づくり推進課
砂防法・秋田県砂防法施行条例	砂防指定区域内における行為制限に対する許可	由利地域振興局建設部用地課
急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域内における行為制限に対する許可	由利地域振興局建設部用地課
地すべり等防止法	地すべり等防止区域内における行為制限に対する許可	由利地域振興局建設部用地課
文化財保護法・秋田県文化財保護条例	埋蔵文化財包蔵地における工事の届出	文化課
鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律	特別保護地域内における制限に対する許可	由利地域振興局農林部森づくり推進課
絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律	生息地等保護区内における制限に対する許可	県自然保護課
秋田県の景観を守る条例	沿道、沿線地域内における建設の届出	由利地域振興局建設部用地課

騒音規制法	指定地域内における特定建設作業の届出	生活環境課
振動規制法	指定地域内における特定建設作業の届出	生活環境課
建築基準法	建設にあたっての建築確認申請	都市計画課
消防法	使用建材の制限および蓄電池設備の許可	消防本部
道路法	公道における道路占用の許可および車両制限令による特殊貨物の運搬許可	各道路管理者
道路交通法	車両の積載重量、大きさ等の制限に対する許可	由利本荘警察署
航空法	航空障害灯の設置に関する届出	国土交通省東京航空局
電波法	電波障害防止区域における建設の届出	東北総合通信局電波利用環境課

※都市計画法の開発許可については、国から通知が出ており、

http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000011.html

太陽光発電設備およびその附属施設が建築基準法第2条第1項に定める建築物でない場合は、都市計画法に基づく開発許可を要しないとされています。

建築基準法上の建築物であるかについては特定行政庁（秋田県）にご確認ください。

東北	秋田県	潟上市	052116	産業建設部 都市建設課 都市計画班
----	-----	-----	--------	-------------------

潟上市では事業用太陽光発電施設を設置するにあたり、関係すると考えられる本市で設けた条例・規則等はありません。

設置にあたっては県条例や国土法、農地法、森林法等に留意してください。

潟上市では宅地開発に関する条例を設けております。したがって、市街化調整区域に建築物を建設する場合、市の許可が必要となります。

太陽光パネル自体は工作物となりますので、該当しませんが、それに付属する施設の種類によっては許可の対象となります。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

※開発許可制度の手引きについて

<http://www.city.katagami.lg.jp/index.cfm/13.9652.60.299.html>

東北	秋田県	大仙市	052124	環境交通安全課
----	-----	-----	--------	---------

当市では届出等が必要な条例、規則等はありません。よろしく願いいたします。

東北	秋田県	仙北市	052159	建設部 都市整備課 営繕係
----	-----	-----	--------	---------------

仙北市景観条例

<http://www.city.semboku.akita.jp/reiki/427901010032000000MH/427901010032000000MH/427901010032000000MH.html>

上記条例にて、届出対象行為としている。

仙北市景観計画届出の手引き

http://www.city.semboku.akita.jp/news_topics/whatsnew.pHP?id=1577

東北	秋田県	小坂町	053031	建設課 建設班
----	-----	-----	--------	---------

町では景観条例のみ制定しています。

景観計画

<http://www.town.kosaka.akita.jp/kensetsuhan/530.html>

景観条例

http://www.town.kosaka.akita.jp/reiki/reiki_honbun/c311RG00000608.html

建築物や工作物として一定の規模となれば、設置場所により届出が必要です。

東北	秋田県	三種町	053481	企画政策課 企画係
----	-----	-----	--------	-----------

三種町では、事業用太陽光発電施設についての

- ・ 条例、規則等はありません。
- ・ その他太陽光発電に係る内容のものもありません。

東北	秋田県	五城目町	053619	まちづくり課 まちづくり係
----	-----	------	--------	---------------

当町では、町の総合計画の中で「太陽光など再生可能エネルギーの活用について検討を進める」旨の記載はございますが、太陽光に関する規定のある条例はございません。

参考になるか分かりませんが、総合計画の URL を以下にお示しします。

<http://www.town.gojome.akita.jp/machikeikaku/7.html>

この中で、「第 2 編第 3 章施策大綱」と「第 3 編第 1 章自然のやすらぎと共生するまちへ」の中に記載されております。

東北	秋田県	八郎潟町	053635	総務課
----	-----	------	--------	-----

届出が必要な太陽光発電に関する条例および規則は、現在の所定められておりません。

参考のため、八郎潟町のホームページで公開されている例規集の URL を記載します。

http://www.town.hachirogata.akita.jp/reiki/reiki_menu.html

東北	秋田県	大潟村	053686	環境エネルギー室
----	-----	-----	--------	----------

大潟村には大潟村環境基本条例や大潟村景観条例といった物が定められておりますが、特段太陽光の設置等に伴う届出を必要とするものではありません。

東北	秋田県	羽後町	054631	企画商工課
----	-----	-----	--------	-------

羽後町では都市計画や景観条例等を策定しておりませんので、届出等は県から権限移譲を受けている部分のみになります。

秋田県・景観条例

<http://pref.akita.lg.jp/www/contents/1208505355438/index.html>

秋田県・開発許可

<http://www.pref.akita.lg.jp/www/genre/0000000000000/1000000000610/index.html>

秋田県・土地取引

<http://www.pref.akita.lg.jp/www/genre/0000000000000/1000000000632/index.html>

山形県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
東北	山形県	山形県	060003	環境エネルギー部 エネルギー政策推進課

本県の該当部分について以下の Web に掲載してございます。

メガソーラー事業に係る主な関係法令一覧シート

http://www.pref.yamagata.jp/kurashi/kankyoe/energy/6050016Msolar_kouholist.html

東北	山形県	米沢市	062022	環境生活課
----	-----	-----	--------	-------

米沢市景観条例があり、太陽光発電に限ったことではなく、「その他の工作物」が該当します。

米沢市景観条例・米沢市景観計画

<http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/5453.htm>

米沢市景観条例および米沢市景観計画の概要

http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/secure/10775/keikan_keikaku_yonezawa_p.pdf

東北	山形県	上山市	062073	市民生活課 環境衛生係
----	-----	-----	--------	-------------

本市では、事業用太陽光発電施設設置に伴い、環境保全対策に関する届出等が必要な条例は特にありません。

ただし、山形県の「山形県景観条例」、「山形県景観規則」などに基づき届出が必要となる場合があると思いますので、詳細につきましては、お手数とは思いますが、山形県の担当部署へお問い合わせいただければと存じます。

東北	山形県	山辺町	063011	建設課 管理用地係
----	-----	-----	--------	-----------

当町で定めた条例・規則等で、該当するものはございませんが、建築基準法に従い、必要ならば開発許可・確認申請手続き等を受け付けております。環境保全対策については、山形県の環境影響評価条例を参考に、各課が合議により対応しております。

東北	山形県	朝日町	063231	税務町民課 環境・固定資産税係
----	-----	-----	--------	-----------------

届出等が必要な条例・規則等は特にありません。

東北	山形県	大江町	063240	政策推進課
----	-----	-----	--------	-------

規模によって届出が不要になるものもありますのでご注意願います。

なお、法律によるもの（森林法、国土利用計画法など）は記載しておりませんので、ご了承願います。

●条例・規則等

大江町景観条例

<http://www.town.oe.yamagata.jp/reikisyu2/act/frame/frame110000389.htm>

大江町景観条例施行規則

<http://www.town.oe.yamagata.jp/reikisyu2/act/frame/frame110000399.htm>

●太陽光発電に係る内容

工作物の新築

開発行為

土地の開墾その他土地の形質の変更

http://www.town.oe.yamagata.jp/modules/info/index.pHP?content_id=15#kei_1_6

東北	山形県	鮭川村	063665	住民税務課 危機管理室
----	-----	-----	--------	-------------

本村では届出が必要な条例・規則等はございません。

しかし、「国土利用計画法に基づく土地売買等届出」により「10,000平方メートル以上の土地」を取得した場合は、届出が必要となります。

また、環境保全について届出の必要はありませんが、「鮭川村環境基本条例」により下記のとおり事業者の責務を定めています。

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

東北	山形県	高畠町	063819	生活環境課 環境係
----	-----	-----	--------	-----------

当町においては現在のところ太陽光発電に関して届出等が必要な条例・規則等は定めておりません。

東北	山形県	小国町	064017	総務企画課 企画財政室
----	-----	-----	--------	-------------

太陽光発電を規制する条例、規則等はありません。

東北	山形県	庄内町	064289	商工観光課 新エネルギー係
----	-----	-----	--------	---------------

本町では、太陽光発電施設の設置を念頭にした特別な条例等は定めておりません。

しかし、全国その他の町村と同様でたとえば農地であれば農地法、農業振興の整備に関する法律、森林であれば森林法、文化財がある箇所であれば、文化財保護法、補助法の制限があり届出が必要な場合があります。

再エネの新設に必要な法令等

土壌汚染対策法		庄内総合支庁	0235-66-2111	
自然公園法	該当なし	庄内総合支庁	0235-66-2111	
山形県立自然公園条例		庄内総合支庁	0235-66-2111	庄支庁
山形県自然環境保全条例		庄内総合支庁	0235-66-2111	庄支庁

鳥獣の保護および狩猟の適正化に関する法律		庄内総合支庁	0235-66-2111	庄支庁
環境影響評価条例	庄内町は該当なし	(保健福祉課環境係)	56-2909	
絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律	県内に指定地域なし			
工場立地法	本町で制定していない			
農地法		農業委員会	42-0173	農業委員会
農業振興地域の整備に関する法律		農業委員会	42-0173	農業委員会
森林法	1ha以上 伐採については届出が必要	農林課農林水産係	42-0166	農業委員会
国土利用計画法		庄内総合支庁	0235-66-2111	
景観法		庄内総合支庁	0235-66-2111	庄支庁 建築課
都市計画法		庄内総合支庁	0235-66-2111	庄支庁 建築課
地すべり等防止法		庄内総合支庁	0235-66-2111	庄支庁河川砂防課
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		庄内総合支庁	0235-66-2111	庄支庁河川砂防課
砂防法		庄内総合支庁	0235-66-2111	庄支庁河川砂防課
土砂災害防止法		庄内総合支庁	0235-66-2111	庄支庁河川砂防課
建築基準法		庄内総合支庁	0235-66-2111	
文化財補助法、文化財保護条例		社会教育課 社会教育係	56-3320	教育委員会
文化財保護法		社会教育課 社会教育係	56-3320	教育委員会

仮に整備しようとする土地の下に遺跡等があれば本町で制定した、文化財保護条例にも該当することになります。

環境面については、環境影響評価条例は定めておらず県に準拠します。

絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律、自然公園法は該当しません。

その他にも担当は町ではありませんが、都市計画法、砂防法、建築基準法・・・ 県が管轄する部分ですが、他の県内町村と同様の扱いです。

東北	山形県	遊佐町	064611	地域生活課 管理係
----	-----	-----	--------	-----------

太陽光発電施設を規制する条例、規則等は特に設けていません。

福島県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
東北	福島県	福島県	070009	生活環境部 自然保護課

当課で所管する条例等について回答させていただきますので、ご承知願います。

○条例

- ・福島県立自然公園条例
- ・福島県自然環境保全条例

○施行規則

- ・福島県立自然公園条例施行規則
- ・福島県自然環境保全条例施行規則

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/>

福島県では、H27年に福島県立自然公園条例施行規則が改正され、太陽光発電施設の新築、改築又は増築に係る届出を要する工作物の基準の追加がありました。

生活環境部 自然保護課（景観担当）

福島県景観計画区域における景観法および福島県景観条例に基づく届出においては、太陽光発電装置を工作物として扱っており、一定規模以上（高さ13m超又は築造面積が1,000㎡超、重点地域においては、高さ5m超又は築造面積10㎡超）の新築や、土地の造成等（面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超、重点地域においては面積300㎡超又は法面の高さ1.5m超）を行う場合は、着手する30日前までに届出が必要です。

県の景観計画区域でない市町村については、県への届出ではなく、それぞれの市町村の制度に基づいた届出となります。

福島県景観条例

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/12436.pdf>

福島県景観条例施行規則

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/12437.pdf>

東北	福島県	福島市	072010	環境部 環境課 再生可能エネルギー推進係
----	-----	-----	--------	----------------------

本市において、事業用太陽光発電施設設置に対して届出等が必要な条例・規則等につきましては、市のホームページ内で公開しております。以下に URL を示しますので、ご参照ください。

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankyo-energy/machizukuri/shizenkankyo/saiseenergy/ryuijiko/150807.html>

また、とりわけ大規模太陽光発電施設を設置する事業者に対しては、安全性の確保、立地地域の理解、景観に対する配慮等を確実に行った上で計画を進めるよう、市のホームページで啓発を図っています。

以下に URL を示しますので、ご参照ください。

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankyo-energy/machizukuri/shizenkankyo/saiseenergy/ryuijiko/161005.html>

東北	福島県	会津若松市	072028	建設部 都市計画課 景観グループ
----	-----	-------	--------	------------------

当課で所管しております会津若松市景観条例において、高さ 10m 以上または築造面積が 1,000 m² を超える規模で設置する太陽光発電施設につきましては、大規模行為に該当し、各種行政手続き（不要な場合は着工）の 4 週間前までに届出が必要になります。

大規模行為の届出につきましては、HP にて公開しておりますが、太陽光発電施設について記載しているわけではありませんので、参考程度にご覧ください。

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2009020200214/>

東北	福島県	いわき市	072044	生活環境部 環境企画課 環境企画係
----	-----	------	--------	-------------------

なお、下記では国の法令、県の条例・規則等に基づく、市への届出等は除きます。

<事業用太陽光発電施設のため、市条例・規則等に基づき、必要な届出等の一覧>

市条例・規則等の名称	太陽光発電に係る内容		担当部署
	(項目・URL)	主な届出内容等	
いわき市の景観を守り育て創造する条例	大規模行為の届出 http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000001350/index.html	○届出を必要とする建築物等の規模 ・高さが13mを超える建築物等 ・建築面積が1,000m ² を超える建築物等	都市計画課
いわき市屋外広告物条例	http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000001336/index.html	○屋外広告物を設置する場合	都市計画課
いわき市小規模林地開発取扱要領	小規模林地開発計画書の届出 http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000000982/index.html	○届出制度の対象森林 ・地域森林計画の対象となる民有林（保安林等を除く）のうち、転用面積1ha以下の開発行為の場合	林務課
いわき市火災予防条例	防火対象物の使用開始の届出	○消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物を、それぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防長に届け出なければならない。 ・令別表第1 15項 事務所、電気室	消防本部予防課
	火を使用する設備等の設置の届出	○火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置し	

		ようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。第9項 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く） 第12項 蓄電池設備
	指定数量未満の危険物および指定可燃物の貯蔵および取扱いの技術上の基準	○指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの基準 ○指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの技術上の基準等 ・取り扱う量によって、届出が必要になります。

※国の法令、県の条例・規則等に基づく、市への届出等は除く。

東北	福島県	白河市	072052	建設部 都市政策室 都市計画課
----	-----	-----	--------	-----------------

「景観」について

白河市内で一定規模以上の太陽光発電システムを設置するときは、あらかじめ景観法および市景観条例に基づき事前協議および届出が必要になります。

基本的な届出の範囲は、下記 URL を参照ください。

<http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page000665.html>

また、詳細については、「景観法および白河市景観条例に基づく届出制度」（パンフレット）をダウンロードしていただき、「届出が必要な行為」や「景観計画区域の区分」等をご確認ください。（下記 URL 参照）

<http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page001834.html>

なお、景観計画区域の範囲等については、下記 URL の「白河市景観計画」で確認することができます。

<http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page001831.html>

詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

<白河市建設部都市政策室都市計画課景観係 0248-22-1111 内 2287>

「土地開発」について

本市においては、3,000㎡以上の土地で開発行為が伴う場合は許可の対象となります。（下記 URL 参照）

<http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page000684.html>

太陽光発電施設の設置については、3,000㎡を超える場合であっても開発行為の対象になりませんが、「白河市開発行為指導要綱」に基づき、事前協議が必要になります。

詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

<白河市建設部都市政策室都市計画課計画係 0248-22-1111 内 2282>

「森林開発」について

地域森林計画の対象民有林（森林法第5条）内において、全体の開発森林面積が1ヘクタールを超えるときは、県の「林地開発許可」が必要となります。

詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

<福島県 県南農林事務所 森林林業部 林業課 0247-33-2121>

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36230a/ksinsinnseitetuduki.html>

また、1ヘクタール以下の場合は、「小規模林地開発計画書」および、「伐採および伐採後の造林の届出書」を伐採開始の90日前から30日前までに市に提出する必要があります。

詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

<白河市産業部農林整備課 0248-22-1111 内 2226>

<http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page000207.html>

東北	福島県	須賀川市	072079	生活環境部 環境課
----	-----	------	--------	-----------

本市においては、独自に定める条例・規則は備えておりませんが、事業実施の際は、一般的な関係法令の手続きに漏れが発生しないよう、窓口においてご相談いただいております。

なお一般的な法令として、参考としている文献については以下のとおりです。

【参考文献:再生可能エネルギー事業支援ガイドブック】

<https://new-energy-guide.jp/wp-content/themes/anre/data/guidebook.pdf>

東北	福島県	喜多方市	072087	建設部 建設課 まちづくり推進室
----	-----	------	--------	------------------

太陽光発電施設に関する要領につきましては、景観に係る要領があります。

また、直接太陽光発電施設に関するものではありませんが、農地に太陽光パネルを設置する際は、農地転用の届出が必要となります。

加えて、都市計画区域内について 3,000 m²以上、または都市計画区域外で 10,000 m²以上の開発行為を行う際には開発許可の手続きが必要となります。

喜多方市景観条例

<https://www.city.kitakata.fukushima.jp/uploaded/attachment/1126.pdf>

届出対象行為

<https://www.city.kitakata.fukushima.jp/uploaded/attachment/1137.pdf>

景観法および喜多方市景観条例に基づく届出の手引き

<https://www.city.kitakata.fukushima.jp/uploaded/attachment/4748.pdf>

(H27.8.6 施行) 太陽光発電設備の設置に伴う景観影響調査の手順

(H27.8.6 施行) 太陽光パネル景観影響調査 (例)

(H27.8.6 施行) 視点場となる公共施設

(H27.8.6 施行) 景観形成に係る太陽光発電設備の設置に関する取扱要領

東北	福島県	二本松市	072109	建設部 都市計画課
----	-----	------	--------	-----------

二本松市の景観条例では直接太陽光パネル設置に係る届出は不要となっておりますが、区画形質の変更が伴う 3,000 m²以上の規模のものについては、土地の区画形質の変更で景観条例の届出が必要となっております。

二本松市は景観計画を策定していませんが、今後策定することとなった場合など (※現時点では未定) の検討課題となるかとは思われます。

その他も太陽光発電を直接規制する条例・規則等はありません。

東北	福島県	田村市	072117	建設部 都市計画課
----	-----	-----	--------	-----------

田村市では届出等が必要な条例・規則等は特にありません。

福島県において届出等が必要な場合がありますので、県にもご確認お願いいたします。

東北	福島県	南相馬市	072125	建設部 都市計画課 都市計画係
----	-----	------	--------	-----------------

当市において、届出等が必要な条例・規則等はありません。

ただし、景観条例の対象となる場合は県への届出が必要となります。

東北	福島県	桑折町	073016	まちづくり推進課
----	-----	-----	--------	----------

本庁においては、標題の件について独自の条例・規則等を設けておりません。

そのため、福島県景観条例など、県が定める条例に基づき環境保全対策に取り組んでおります。

参考までに福島県景観条例の URL (福島県 HP) を記載しますので下記よりご確認くださいませようお願いいたします。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/shizenhogo14.html>

東北	福島県	鏡石町	073423	都市建設課
----	-----	-----	--------	-------

環境保全対策に関する事業等の有無について

事業用太陽光発電施設の設置にかかり、当町単独の事業は、現在はございません。
 なお、国県の関係法令に基づき当町にて届出を受付、進達しているものは以下によるものとなります。

関係法令に基づく手続きについて

太陽光発電所施設の設置にかかる各条例に基づく手続き・審査等は、主に国県の条例等に基づいており、移譲された一部事務（届出の受理、意見、進達等）を行っております。

これら事務について、主要なものは以下のとおりです。

- (1) 国土利用計画法に基づく土地売買等にかかる届出
- (2) 都市計画法に基づく開発許可申請等
 ※特例措置により一部申請が免除。
- (3) 建築基準法に基づく確認申請
 ※特例措置により、規定内の施設にかかる確認申請は免除。
- (4) 農地法に基づく農地転用等の許可申請
- (5) 森林法に基づく林地開発許可、伐採届等
- (6) 福島県景観条例に基づく許可申請等
- (7) 福島県文化財保護条例に基づく許可申請等
 ※文化財の宝蔵地であることが確認された場合。

※面積や場所等により手続きの要否が変わります。

参考まで「ふくしま再生可能エネルギー事業ネット福島県再生可能エネルギー推進センター」の URL を紹介いたします。

こちらに、上記事務の関係法令も含め、太陽光発電所施設設置にかかる各関係法・条例等および所管、その他が記載されておりますので、詳しくは御確認ください。

【「ふくしま再生可能エネルギー事業ネット（福島県再生可能エネルギー推進センター）」】

<http://www.fre-net.jp/>

太陽光発電の導入・設置に係る主な関係法規・手続き等～（1）立地・土地利用関連

<http://www.fre-net.jp/wp-content/uploads/2014/03/9f2fc756d2671788d72b5883186ce139.pdf>

東北	福島県	南会津町	073687	環境水道課
----	-----	------	--------	-------

本町においては、事業用太陽光発電施設に対する特別な条例はございません。

事業用太陽光発電の相談等があった場合は、その設置場所によりそれぞれ、国や県が定めている法（林地、農地、都市計画区域など）に基づき対応しており、現状であり、町として特別、太陽光発電に関し定めている条例はありません。

東北	福島県	会津坂下町	074217	建設課 都市土木班
----	-----	-------	--------	-----------

条例・規則等 ... 「会津坂下町開発事業指導要綱」のみです。

事業用太陽光発電に係る内容 ... 特にございません。

東北	福島県	三島町	074446	地域政策課 地域政策係
----	-----	-----	--------	-------------

本町では条例等の整備は行っておりません。

東北	福島県	金山町	074454	復興政策課 復興政策係
----	-----	-----	--------	-------------

条例等については、「金山町自然環境保全および緑地の推進に関する条例」とその施行規則があると思います。それ以外にも農地などに設置する場合は農地法の手続きも必要かと思われます。（担当:産業課）

また、当町の多くの部分が県の自然公園に指定されていますので、そちらの関係もあると考えます。（担当:福島県会津地方振興局）

<http://www.town.kaneyama.fukushima.jp/> でご覧いただけます。その中で条例等をご覧いただけます。

ちなみに、当町はほとんどが山林（山地）である（平坦地が少ない）ことや、豪雪地帯であることなどから、現在のところ太陽光発電は一定規模の太陽光発電施設は設置されておられません。

東北	福島県	西郷村	074616	住民課
----	-----	-----	--------	-----

当村における条例規則の制定、規制等は現行ありません。ご存知のとおり現在関係してくる法令は 農地法、森林法になると思われます。

今後景観条例でその網をかぶせていくことも考えられます。また、都市計画法で規制できるといいのですが。

東北	福島県	泉崎村	074641	総務課 企画財政グループ
----	-----	-----	--------	--------------

泉崎村では事業用太陽光発電施設の環境保全対策に関する条例・規則等はありません。

東北	福島県	塙町	074837	まち整備課 まち管理係
----	-----	----	--------	-------------

町独自の条例等はありません。国および県の法令等に基づき対応をしております。

東北	福島県	平田村	075035	総務課 政策情報係
----	-----	-----	--------	-----------

本村独自の条例・規則等はありません。

東北	福島県	三春町	075213	住民課 生活環境グループ
----	-----	-----	--------	--------------

事業者から相談等あった場合は、基本的には国の関係法令づき、関係機関（県等）に届出 していただくよう案内します。

なお、国の関係法令許認可については経済産業省発行再生エネルギー事支援ハンドブック (<http://new-energy-guide.jp/>) を参考にしています。

【条例・規則等】

三春町には届出が必要な条例・規則等について「三春町開発行為等事前指導要綱」があり、事業者は「開発行為等事前協議書」を届けることになります。

町は地元のまちづくり協会（各地区が組織したまちづくりを進めるための組織）に開発行為の計画を通知し、開発行為に関する地元の同意を得た後に、事業者は事業に着手することとなります。

「開発行為等事前協議書」

<http://www.town.miharu.fukushima.jp/soshiki/8/09-01toshi-kaihatsu.html>

【太陽光発電に係る内容】

上記の「三春町開発行為等事前指導要綱」は、太陽光発電事業に限定するものではなく、開発行為全般が該当しますので、届出事項の内容としては、「開発行為の場所、土地の所有者、開発行為等の予定期間、設計者、施行者、開発行為等の種別、開発行為等の内容」等となります。

東北	福島県	広野町	075418	
----	-----	-----	--------	--

広野町では太陽光発電施設に関する条例および規則等はありません。また、現在までに、これに関する苦情等はありません。

茨城県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
関東	茨城県	茨城県	080004	生活環境部 環境政策課

本県の太陽光発電施設設置に関するガイドラインの HP 等についてお知らせいたします。

○太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン

<http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyuu/taiyoukou-guidelines.html>

関東	茨城県	水戸市	082015	生活環境部 環境課
----	-----	-----	--------	-----------

基本的には、茨城県のガイドラインに添って対応しており、市独自の条例等はありません。

<http://www.city.mito.lg.jp/000271/000273/00290/000336/002600/p016915.html>

関東	茨城県	土浦市	082031	都市整備部 建築指導課 宅地係
----	-----	-----	--------	-----------------

土浦市では、第四回定例会（12月議会）に「土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」を上程し、平成28年12月27日に制定となりました。

条例では、災害の防止、生活環境の保全および自然環境の観点から設置を抑制する区域や配慮事項、町内会や近隣関係者に対する周知、市との協議などの必要な事項を規定するもので、条例制定後、施行規則を制定し公表の予定としております。

「土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」の制定について

<http://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page009502.html>

1. 条例制定の背景

市内における太陽光発電設備の設置および管理に関し、災害の防止、生活環境の保全および自然環境の保護に配慮した適正な方法によるものとするために必要となる事項を定めることにより、地域社会との調和を図ることを目的とする「土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」が、平成 28 年 12 月 27 日に制定となりました。

土浦市内に事業用の太陽光発電設備を設置する場合は、条例に基づく市との協議が必要となります。

<詳細は、建築指導課宅地係までお問合せください。>

2. 条例（規則）の概要

【適用範囲】

- ・発電出力 50 キロワット以上の太陽光発電設備（分割案件も含む。）

【抑制区域】

- ・別表第 1（事業を行わないよう協力を求める区域）

【配慮事項】

- ・別表第 2（事業を行う上で配慮する事項）、周知標識の設置（様式第 1 号）

【市との協議】

- (1) 事前協議書（様式第 2 号）
- (2) 事業計画書（様式第 3 号）
- (3) 事業区域等状況調書（様式第 4 号）
- (4) 町内会に対する報告書（様式第 5 号）
- (5) 近隣関係者に対する報告書（様式第 6 号）
- (6) その他の図書（別表第 3）

【事業者の皆さまへ】

本条例は、出力 50 キロワット以上の事業用太陽光発電設備を適用範囲としますが、「出力 50 キロワット未満の事業」や「既に設置又は本条例制定前に着手した事業」についても、本条例の趣旨を踏まえ、「抑制区域」又は「配慮事項」に沿った事業の実施や維持管理等に努めて頂きますようご協力をお願いいたします。

<詳細は、建築指導課宅地係までお問合せください。>

関東	茨城県	石岡市	082058	生活環境部 生活環境課
----	-----	-----	--------	-------------

石岡市では、太陽光発電に関する条例を平成 28 年 9 月 15 日から施行しております。

今後、石岡市内で太陽光発電設備を設置する場合は、条例に基づいた手続きが必要となります。

詳しくは、生活環境課までお問い合わせください。

「石岡市太陽光発電設備設置事業の手続きに関する条例および施行規則が制定されました」

<http://www.city.ishioka.lg.jp/page/page004135.html>

★石岡市太陽光発電設備設置事業の手続きに関する条例

http://www.city.ishioka.lg.jp/jgcms/admin68311/data/doc/1473987517_doc_45_0.pdf

★石岡市太陽光発電設備設置事業の手続きに関する条例施行規則

http://www.city.ishioka.lg.jp/jgcms/admin68311/data/doc/1473987517_doc_45_1.pdf

★手続きフロー

http://www.city.ishioka.lg.jp/jgcms/admin68311/data/doc/1473987517_doc_45_2.pdf

【事前協議関係】

★事前協議申出書用紙・添付書類一覧

- (1) 事前協議申出書（様式第 1 号）
- (2) 表第 2 に掲げる図書

【実施協議関係】

★実施協議申出書用紙・添付書類一覧

- (1) 実施協議申出書（様式第 2 号）
- (2) 事業計画書（様式第 3 号）
- (3) 事業区域等状況調書（様式第 4 号）
- (4) 地域住民等説明会報告書（様式第 5 号）
- (5) 近隣関係者に対する説明報告書（様式第 6 号）
- (6) 太陽光発電設備設置事業確約書（様式第 7 号）
- (7) 別表第 3 に定める図書

関東	茨城県	結城市	082074	生活環境課 環境保全係
----	-----	-----	--------	-------------

条例・規則等につきましては現在検討中です。

なお、現在は茨城県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインに基づいた「結城市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインの運用基準」を定め運用しているところです。

<http://www.city.yuki.lg.jp/page/page003615.html>

関東	茨城県	龍ヶ崎市	082082	都市環境部 都市計画課
----	-----	------	--------	-------------

・条例・規則等

「自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」

・その条例・規則等における太陽光発電に係る内容

<http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/procedure/2016092300162/>

関東	茨城県	常総市	082112	生活環境課 環境企画係
----	-----	-----	--------	-------------

常総市において、太陽光発電施設の設置に関する環境保全対策に関する条例は定めておりません。

茨城県の「太陽光発電施設の適正な設置・関するガイドライン」に基づいて取り扱いを行っています。

ただし、設置場所において埋立等を行う場合は、「常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に該当する可能性があります。

関東	茨城県	常陸太田市	082121	市民生活部 環境政策課 環境企画係
----	-----	-------	--------	-------------------

本市においては、事業用太陽光発電施設（設置・管理等）に係る条例・規則等はございませんが、茨城県が策定した「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に基づき「事業概要書」の提出をさせるなど、指導を行っております。

※茨城県が策定した「太陽光発電施設の適正な 設置・管理に関するガイドライン」については、次の URL をご覧ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/taiyoukou-guidelines.html>

関東	茨城県	高萩市	082147	市民生活部 環境衛生課
----	-----	-----	--------	-------------

・高萩市安全・安心な飲料水の保全条例

条例で規定する抑制区域内で事業を行う場合、市との協議、住民への説明会開催、市長の同意を得る申請をしていただくことになります。

面積要件等詳細は下記 URL でご確認ください。

<http://www.city.takahagi.ibaraki.jp/index.pHP?code=2215>

・太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン（県策定）

市との事前協議、事業概要書の提出、地域への理解促進、施設設置後の適正な維持管理等をお願いしております。

詳細は下記 URL でご確認ください。

<http://www.city.takahagi.ibaraki.jp/index.pHP?code=2170>

施工状況により、他条例等に係る諸手続きが必要となる場合がございますので申し添えます。

関東	茨城県	北茨城市	082155	環境産業部 生活環境課 環境政策係
----	-----	------	--------	-------------------

当市としましては、太陽光発電施設設置に関して独自の条例（規則）等は設けておりませんが、それに付随した開発（造成等）行為関係で、環境保全に関する条例等は、下記の事項になります。

なお、ホームページ上で確認される場合は、北茨城市条例（例規集）等を開いていただければ確認できます。

<http://www.city.kitaibaraki.lg.jp/bunya/reikishu/>

参考までに、当市は「茨城県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」を適用しております。

1. 北茨城市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（および上記に対する施行規則）
2. 北茨城市風致地区内における建築行為等の規制に関する条例（および上記に対する施行規則）
3. 北茨城市開発行為に関する指導要綱

関東	茨城県	笠間市	082163	市長公室 秘書課
----	-----	-----	--------	----------

次の条例、規則につきましては、以下のとおりです。

1. 環境影響評価条例
2. 環境保全、緑地保全等に関する条例
3. 景観条例等
4. 土地開発等に関する条例等
5. 自然環境等と再生エネルギー発電設備事業との調和に関する条例等

1. につきましては、本市条例等の制定はございません。

参考：茨城県環境影響評価条例に基づき造成に係る面積が 75ha 以上のものは環境影響調査の対象となる。

また、茨城県立自然公園条例に基づく特別地域で 1ha 以上、普通地域で 5ha 以上のものは環境影響調査の対象となる。

2. につきましては、本市条例等の制定はございません。

参考：茨城県立自然公園条例に基づき、特別地域は許可申請、普通地域は届出が必要となる。

また、茨城県自然環境保護条例に基づき、特別地域では許可申請普通地域は届出が必要となる。

3. につきましては、本市条例等の制定はございません。

参考：茨城県景観形成条例に基づき土地の形質の変更が 1.5ha 以上に係る場合に届出が必要となる。

4. につきましては「笠間市開発事業指導要綱」に太陽光事業が規定されております。

開発要件にあたる土地利用面積 3,000 m²の太陽光事業について手続きが必要。

<http://www.city.kasama.lg.jp/page/page001499.html>

5. につきましては「笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例」を制定しております。

土地利用面積が 1 ha を超える事業に対し条例が適用されます。

主なものとしまして、市への事前協議、事業地周辺の行政区への説明会実施、抑制区域の設定となっております。

<http://www.city.kasama.lg.jp/page/page007232.html>

茨城県条例の規制につきましては、別途、茨城県にご確認ください。

担当課：

笠間市役所 環境保全課（1～2 について）

笠間市役所 都市計画課（3～5 について）

関東	茨城県	牛久市	082198	建設部 施設整備課
----	-----	-----	--------	-----------

茨城県が「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」を策定し、平成 28 年 10 月 1 日より施行されました。

牛久市におきましては、ガイドラインの運用に関する事務取扱基準を策定し、平成 28 年 12 月末日正式に運用となりました。

太陽光発電施設（パネル等）の設置届出について

<http://www.city.ushiku.lg.jp/page/page006055.html>

茨城県が「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」を策定し、平成 28 年 10 月 1 日より施行されました。

牛久市においては、茨城県「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」の運用に関する牛久市事務取扱基準により、設置に当たっての手続きや施工に当たって配慮すべき事項等を定めております。

太陽光発電施設の設置を検討されている事業者の皆様は本ガイドラインおよび市事務取扱基準を確認し、太陽光発電施設の適正な設置・管理をお願いいたします。

具体的な手続きは以下のとおりです。

- (1) 平成 28 年 10 月 1 日以降に出力が 50kW 以上の太陽光発電施設を設置する場合（造成工事含む）
- (2) 平成 28 年 10 月 1 日以降に出力が 10kW 以上 50kW 未満の太陽光発電施設を設置する場合（造成工事含む）
- (3) 平成 28 年 9 月 30 日までに太陽光発電施設を設置済の場合
- (4) 平成 28 年 9 月 30 日までに太陽光発電施設の設置を開始し現在工事中の場合（造成工事含む）

関東	茨城県	つくば市	082201	まちづくり推進部 都市計画課 街並み景観係
----	-----	------	--------	-----------------------

つくば市においては、以下の 3 つで適正な設置を誘導しております。

- ①つくば市筑波山および宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例
- ②つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置ガイドライン
- ③つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置手続に関する要綱

ホームページ上で掲載しているページの URL は以下のとおりです。

<http://www.city.tsukuba.ibaraki.jp/14215/14287/19843/index.html>

関東	茨城県	ひたちなか市	082210	市民生活部 環境保全課
----	-----	--------	--------	-------------

環境影響評価条例

茨城県環境影響評価条例に基づき手続きが必要になりますが、こちらは茨城県環境政策課が所管されていますので県環境政策課への問合せをお願いいたします。

景観条例等

茨城県景観形成条例に基づき届出が必要になりますが、こちらは茨城県都市計画課が所管されていますので県都市計画課への問合せをお願いいたします。

環境保全・緑地保全等に関する条例

緑地保全について、ひたちなか市緑の保存と緑化の推進条例がありますが、こちらの条例では太陽光発電施設に係る内容は明記されていないため、風致地区内における建築行為等の規制に関する条例に基づく許可を行っております。この条例は、市内の風致地区で土地の開墾等を行う際は、事前に市長の許可を得るように明記されています。

土地開発等に関する条例

都市計画法 29 条に基づく開発行為を行う際は、ひたちなか市宅地開発行為に関する指導要綱に基づき事前協議を行うようになることとなります。太陽光発電施設のみを建設し、建物を建設する予定がない場合は事前協議を行う必要はありませんが、開発を行う際はひたちなか市建築指導課への問合せをしてもらいたいです。

自然環境等と再生エネルギー発電設備事業との調和に関する条例当市では条例化していません。

ひたちなか市では発電出力が 50kW 以上の事業用太陽光発電施設については茨城県のガイドラインを運用しており、このガイドラインに基づく事前協議を行うことで、事業者に対して関係法令手続きを助言、地元関係者への説明範囲や内容等の助言、地元関係者と事業者との調整等を行っております。このガイドラインには地元関係者の定義などが無かったため、ガイドライン運用のため、ひたちなか市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関する事務要領を施行しました。この要領により、地元関係者の定義や、市内の自然環境を守るための配慮として設置するのに適切でない地域を設けることとしました。

茨城県と当市の太陽光に関するホームページの URL も添えますので参考にしてください。

茨城県太陽光に関するページ

<http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/taiyoukou-guidelines.html>

ひたちなか市太陽光に関するページ

<http://www.city.hitachinaka.lg.jp/soshiki/21/taiyoukouoshirase.html>

風致地区内における建築行為等の規制に関する条例

<http://law.e-gov.go.jp/htldata/S44/S44SE317.html>

ひたちなか市宅地開発行為に関する指導要綱

<http://www.city.hitachinaka.ibaraki.jp/uploaded/attachment/14455.pdf>

ひたちなか市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関する事務要領

<http://www.city.hitachinaka.ibaraki.jp/uploaded/attachment/26666.pdf>

関東	茨城県	鹿嶋市	082228	都市計画課
----	-----	-----	--------	-------

当市におきましては、『鹿嶋市土地開発事業の適正化に関する指導要綱』を制定しております。

(対象は 1ha 以上の土地開発事業になります。)

詳細につきましては、鹿嶋市ホームページに掲載しておりますので下記 URL をご参考ください。

<http://city.kashima.ibaraki.jp/info/detail.pHP?no=5119>

また、茨城県におきましては、『太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン』を制定しております。あわせてご参考ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/taiyoukou-guidelines.html>

関東	茨城県	那珂市	082261	市民生活部 環境課
----	-----	-----	--------	-----------

太陽光発電施設の設置に関しては、「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に基づく届出について、事業者様に対しご説明しております。

【届出内容】

- ・事業概要書の提出

※設置する施設の出力が 50kW 以上のもの（太陽光パネルの合計出力もしくはパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方）

添付書類・・・位置図、配置図、住民周知報告書（説明会報告書等）

その他環境法令

【茨城県管轄】

- ・茨城県立自然公園条例（環境政策課）
- ・茨城県環境影響評価条例（環境政策課）
- ・茨城県自然環境保全条例（環境政策課）
- ・茨城県地球環境保全行動条例（環境政策課）

※「那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」や、「農地法」、「森林法」、「茨城県景観形成条例」等、工事の内容や規模、計画地によっては該当する法令・条例がございますので、関係各課に情報提供を行っています。

関東	茨城県	坂東市	082287	市民生活部 生活環境課 環境保全係
----	-----	-----	--------	-------------------

当市では、茨城県で平成 28 年 10 月 1 日に施行された「茨城県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」の趣旨に基づき、平成 28 年 10 月 21 日に「坂東市太陽光発電設備設置事業の手続に関する要綱」を制定しました。

一定規模以上の太陽光発電設備について、届出の対象・事業者の責務事項・事業の周知等の規定を設け、太陽光発電設備の適正な設置を誘導することを目的としています。

茨城県ガイドラインおよび当市の要綱に関する資料は、坂東市ホームページに掲載しております。下記にページの URL を記載しますのでご確認ください。

<http://www.city.bando.lg.jp/page/page003466.html>

関東	茨城県	稲敷市	082295	産業建設部 都市計画課
----	-----	-----	--------	-------------

稲敷市においては茨城県が策定した「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」により概要書等を提出していただいております。

<http://www.city.inashiki.lg.jp/page/page004523.html>

関東	茨城県	かすみがうら市	082309	都市整備課
----	-----	---------	--------	-------

条例・規則等は定めておりません。

※茨城県が策定した「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に基づき指導を行っております。

関東	茨城県	行方市	082333	建設部 都市建設課 都市計画グループ
----	-----	-----	--------	--------------------

1. 行方市における太陽光発電事業に関する届出等について

①都市建設課（回答）

方市では景観条例等の条例がないため、太陽光発電事業については、都市計画法、茨城県景観形成条例、茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱等に基づく手続きが必要かどうか、事業者の方から茨城県鹿行県民センター建築指導課へご確認いただいております。

- ・茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱第9に基づく「設計承認」

対象:10,000㎡以上の一団の土地開発事業

<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/takuchi/takuchi/shidoyoko.html>

- ・茨城県景観形成条例第10条に基づく「大規模行為の届出」

対象：面積が15,000㎡以上の土地の形質の変更

のり面又はよう壁の高さが5メートルを超え、かつ、長さが10メートル以上のもので、面積が3,000㎡以上の土地の形質の変更

<https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/doboku/toshikei/documents/0807n0030p04.pdf>

②環境課

行方市では平成25年2月より「行方市再生可能エネルギー発電事業届出要項」を設置し、事業を行うものに対し、事業内容を記した届出をお願いしております。

また、平成28年10月より茨城県において「茨城県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」が施行され、より具体的な環境影響への配慮がなされたため、これを順守し、さらに地元への影響等の配慮を念頭に事業者への指導を行っております。

行方市再生可能エネルギー発電事業届出要項

http://www.city.namegata.ibaraki.jp/data/doc/1381804261_doc_281_0.pdf

茨城県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/taiyoukou-guidelines.html>

2. お問い合わせ先

都市建設課関係...都市建設課 0299-55-0111（内線232）

環境課関係...環境課 0291-35-2111（内線228）

関東	茨城県	銚田市	082341	市民部 生活環境課
----	-----	-----	--------	-----------

当市では、事業用太陽光発電施設の設置について、条例や規則はありません。

茨城県で策定しました「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に沿って、設置業者に対して指導を行っております。

関東	茨城県	つくばみらい市	082350	都市建設部 都市計画課
----	-----	---------	--------	-------------

茨城県が策定した「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に基づいた届出が必要となります。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/taiyoukou-guidelines.html>

また、当市は茨城県が開発許可権限を有しており、太陽光発電設備を目的として1ヘクタール以上の土地の区画形質を変更する場合は、原則として、「茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱」が適用されます。

<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/takuchi/takuchi/megasolar.html>

太陽光発電に関する当市独自の条例や規則はありません。太陽光発電に関するお問い合わせについては、市生活環境課にご連絡ください。

関東	茨城県	城里町	083101	都市建設課 都市・住宅G
----	-----	-----	--------	--------------

- ・条例・規則等

城里町土地開発事業の適正化に関する条例

http://www.town.shirosato.lg.jp/data/reiki_int/reiki_honbun/r103RG00000295.html

- ・その条例・規則等における太陽光発電に係る内容

1,000㎡以上の土地の区画形質の変更に関する事業

関東	茨城県	東海村	083411	建設農政部 都市整備課
----	-----	-----	--------	-------------

施設の適正な設置と管理を促すため、当村では以下のガイドラインおよび留意事項に基づき取組みを行っております。

○太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン（茨城県策定:<http://www.pref.ibaraki.jp>）【茨城県環境政策課所管】
 ○茨城県が定める「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に基づく手続等に関する東海村における留意事項（東海村策定：<http://www.vill.tokai.ibaraki.jp/>）【東海村都市整備課所管】
 その他、施設設置前の状況によっては、林地開発等他法令に関する許可等が必要な場合もございます。

関東	茨城県	美浦村	084425	経済建設部 生活環境課
----	-----	-----	--------	-------------

現時点では、届出等が必要な美浦村独自の条例等はありません。
 ただし、今年 10 月より施行されました「茨城県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に基づく事業概要書の提出、事前協議、住民説明等は必要となります。

関東	茨城県	阿見町	084433	環境政策課
----	-----	-----	--------	-------

茨城県のガイドライン制定に伴い、阿見町ではそれに沿った形で事業者への説明を行っております。
 関係各課において必要な手続きをしていただいた後、ガイドラインにある「事業概要書」を環境政策課に提出いただきます。
 特に、環境政策課において、太陽光発電に対しての町独自の条例・規則等はありません。今のところ予定もありません。
 太陽光の概要書受付は、阿見町では環境政策課となっておりますが、物件の地目等により、届出・手続きが必要になる部分に関しては、関係各課に事業者が各自確認していただいております。

関東	茨城県	五霞町	085421	都市建設課 IC 周辺地区推進室
----	-----	-----	--------	------------------

事業用太陽光発電施設の環境保全対策に関する条例・規則等は五霞町にはありません。ただし、五霞町の町内に 50kW 以上の太陽光発電を設置する際は、茨城県の『太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン』に沿って、事業概要書を町に提出していただきます。

・参考 URL

- 太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン（茨城県ホームページ）
<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/taiyoukou-guidelines.html>
- 茨城県環境影響評価条例（茨城県ホームページ）
<http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/kankyo/05kankyo-assessment/hyoka-iyorei-gijyutsu.html>
- 五霞町環境基本計画（五霞町役場ホームページ）
<http://www.town.goka.lg.jp/page/page000226.html>

②景観条例等について（茨城県ホームページ）

- ・参考 URL <http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/toshikei/kikaku/keikan/keikanjorei.html>

③土地開発等について

五霞町については、許認可等に係る機関が茨城県となりますので下記の機関へお問い合わせいただき調整くださいますようお願いいたします。
 （上記①の太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインを併せてご確認ください。）

◎問合せ先

茨城県県西県民センター
 建築指導課 0296-24-9154

関東	茨城県	境町	085464	総務部 防災安全課 生活環境係
----	-----	----	--------	-----------------

当町では、条例・規則はありませんが、茨城県の太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインに沿った対応をしている。

関東	茨城県	利根町	085642	環境対策課
----	-----	-----	--------	-------

町条例等は制定しておりません。なお、茨城県においては「太陽光発電施設を適正に設置・管理するためのガイドライン」があります。
 出力 50kW 以上の事業用太陽光発電施設については、市町村へ事業概要書の提出が必要です。なお、10kW～50kW 未満の施設においても提出をお願いしております。

栃木県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
----	------	------	-----	--------------

関東	栃木県	宇都宮市	092011	都市整備部 都市計画課 都市計画グループ
----	-----	------	--------	----------------------

○景観法

宇都宮市における太陽光発電設備の景観法に基づく届出については、市ホームページの「別表：工作物の届出対象行為」のうち、「8 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等の製造施設等」が該当し、「高さ 10 メートルを超えるもの又は建築面積が 1,000 平方メートルを超えるもの」について対象としています。

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/machizukuri/keikan/1005769.html>

○宇都宮市景観条例（届出不要なものを規定）

http://www1.g-reiki.net/utsunomiya/reiki_honbun/e102RG00000942.html

○宇都宮市風致地区条例

第 3 条第 1 項第 1 号

〃 第 2 項第 6 号エ

http://www1.g-reiki.net/utsunomiya/reiki_honbun/e102RG00000833.html

○栃木県立自然公園条例

第 19 条第 1 項

〃 第 3 項第 1 号

第 21 条第 1 項第 1 号

http://www.pref.tochigi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/e1010583001.html

○栃木県立自然公園条例施行規則

第 15 条の 2 第 12 項

第 17 条第 1 項第 9 号

http://www.pref.tochigi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/ae10105841.html

※太陽光発電施設は「工作物」に該当します。

関東	栃木県	足利市	092029	都市建設部 都市計画課
----	-----	-----	--------	-------------

届出等が必要な条例・規則等

・足利市風致地区条例

※現在、本市では、(仮称)足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定および足利市風致地区条例の一部改正の手続きを進めています。なお、条例の制定および一部改正に関するパブリック・コメントを 12 月 19 日(月)から実施しますので、足利市ホームページでご確認をお願いします。

関東	栃木県	栃木市	092037	都市計画課 開発指導係
----	-----	-----	--------	-------------

①栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

<http://www.city.tochigi.lg.jp/ct/other000040000/k28061602toshikei.pdf>

②栃木市景観条例

<http://www.city.tochigi.lg.jp/ct/other000033000/tochigishikeikanjourei.pdf>

③栃木市風致地区条例

http://www.city.tochigi.lg.jp/ct/other000031000/fuuchi_jyourei.pdf

以上は、栃木市の HP の「条例・規則等（市例規集）」－「体系目次」－「第 11 編建設」－「第 2 章都市計画」－「第 1 節都市計画」内にて閲覧・ダウンロード可能となります。

関東	栃木県	日光市	092061	産業環境部 環境課 環境政策室
----	-----	-----	--------	-----------------

太陽光発電施設を限定する「条例・規則等」および「その条例・規則等における太陽光発電に係る内容」は、該当ありません。

関東	栃木県	大田原市	092100	建設部 都市計画課 開発指導係
----	-----	------	--------	-----------------

・ 条例・規則等

大田原市開発行為等指導要綱

・ その条例・規則等における太陽光発電に係る内容

平成 28 年 7 月 1 日以降に行う、露天の駐車場・資材置場・太陽光発電施設、又は、その他これらに類する施設の設置により雨水流出のおそれがある土地利用を指導対象といたしました。具体的には雨水排水施設の設置を指導しております。

関東	栃木県	市貝町	093441	町民くらし課 生活環境係
----	-----	-----	--------	--------------

市貝町では、良好な自然環境を保全するとともに、町民生活優先の原則を堅持しつつ、町内の無秩序な乱開発を防止し、町民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる豊かな住みよい町づくりを目的として、以下のような要綱を定めています。

なお、太陽光発電に係る内容で該当するものについての記載は以下のとおりです。

○市貝町の環境保全に関する実施要綱

https://www.town.ichikai.tochigi.jp/div/admin/htm/reiki/reiki_honbun/e124RG00000308.html

・ 第 4 条第 1 項の各号に規定する開発事業

○市貝町土地利用に関する事前指導要綱

https://www.town.ichikai.tochigi.jp/div/admin/htm/reiki/reiki_honbun/e124RG00000053.html

・ 第 2 条第 1 項に規定する、開発面積が 1,000 平方メートル以上のもの

市貝町ホームページにてご確認ください。 <http://www.town.ichikai.tochigi.jp/forms/top/top.aspx>

関東	栃木県	芳賀町	093459	都市計画課 都市計画係
----	-----	-----	--------	-------------

町独自の条例・規則はありませんが、農振法・農地法・森林法の届出が必要になります。

これらの届出については、土地の場所・状況によって必要な届出が変わるため、詳細を確認したい場合には直接担当部署までお問い合わせいただくと幸いです。

【農振法・農地法・森林法に係る担当部署】

建設産業部 農政課 農業振興係

TEL 028-677-6053 / FAX 028-677-6088

関東	栃木県	野木町	093645	町民生活部 生活環境課 生活環境係
----	-----	-----	--------	-------------------

事業用太陽光発電施設の環境保全対策について、野木町において届出が必要な条例・規則等はありません。

なお、参考ではありますが野木町うるおいのあるまちづくり条例を添付しますので、ご確認ください。

「野木町うるおいのあるまちづくり条例」

<http://www.town.nogi.lg.jp/reiki/402901010017000000MH/402901010017000000MH/402901010017000000MH.html>

なお、栃木県に景観条例がありますので、詳細につきましては栃木県の都市計画課景観づくり担当までお問い合わせください。

また、地域森林計画の対象になる森林を開発する際に、森林法に基づく開発許可が必要になりますので、詳しくは林野庁にお問い合わせください。

* 地域森林計画につきましては、栃木県の環境森林政策課にお問い合わせください。

関東	栃木県	高根沢町	093866	都市整備課 管理係
----	-----	------	--------	-----------

・ 条例・規則等

高根沢町景観条例

・ その条例・規則等における太陽光発電に係る内容

本町の景観条例の中には太陽光発電施設の規定は 明記していないため、申請があった際には工作物の申請として対応しています。

<http://www.town.takanezawa.tochigi.jp/gyosei/biz/kenchiku/keikan.html>

関東	栃木県	那須町	094072	建設課 建設グループ 景観係
----	-----	-----	--------	----------------

当町といたしましては、景観法に基づき町独自の条例により設置に関する基準等を設け、届出をいただいている状況になっております。
町内全域を景観形成地区にし、パネル設置面積が 1,000 m²を超える大規模施設に対し届出いただいております。
また、町内 4 か所を景観形成重点地区に指定し、その地区内では 10 m²以上は全て届出対象としております。
なお、重点地区内の場合は、さらに形成基準を設けております。詳細等につきましては、下記 URL よりご確認いただければと思います。

【那須町公式 HP 景観条例について】

<http://www.town.nasu.lg.jp/HP/page000000600/HPg000000563.htm>

【重点地区内での太陽光発電施設の基準について】

<http://www.town.nasu.lg.jp/HP/page000003100/HPg000003076>

群馬県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
関東	群馬県	群馬県	100005	県土整備部 都市計画課 まちづくり室 景観形成係

・ 条例、規則等

群馬県景観条例

群馬県景観条例施行規則

・ その条例・規則等における太陽光発電に係る内容

敷地面積が 1,000 m²を超える開発の場合、条例第 18 条大規模行為の届出のうち土地区画形質の変更の扱いで届出をお願いしております。

太陽光発電に特筆した景観形成基準はありませんが、周囲の景観に配慮した整備をお願いしているところです。

<http://www.pref.gunma.jp/04/h5810168.html>

関東	群馬県	高崎市	102024	建設部 開発指導課
----	-----	-----	--------	-----------

本市では、高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例を平成 27 年 4 月 1 日から施行しています。
内容についてですが、お手数ですが、まずは以下のホームページアドレスからご確認いただければと思います。

<http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2015033000079/>

関東	群馬県	桐生市	102032	都市整備部 都市計画課 景観係
----	-----	-----	--------	-----------------

桐生市都市計画課の取組についてご回答させていただきます。

桐生市では平成 28 年 4 月 1 日に景観法に基づく桐生市景観計画および桐生市景観条例を制定し、市内全域を景観計画区域として一定規模を超える建築物や工作物を建築等する場合には、景観計画区域内行為の届出が必要になります。

具体的な規制としましては屋根や外壁に使用できる色彩についてマンセル値による色彩基準を設け、景観を損なわないよう制限を行っております。
今回、お問い合わせいただいた太陽光発電施設につきましても、事業用・個人用を問わず、一定規模を超える規模の施設では届出が必要となり、パネルや架台に使用できる色彩について制限を行っております。

以下にホームページ上の該当ページを記載いたしますので、ご参照ください。

桐生市景観計画・桐生市景観条例について

<http://www.city.kiryu.lg.jp/shisei/machi/keikan/1007036.html>

届出を要する行為

http://www.city.kiryu.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/007/332/keikann_todokede.pdf

桐生市景観色彩ガイドライン

http://www.city.kiryu.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/007/036/kiryu_keikan_guideline.pdf

景観計画区域内における行為の届出について

<http://www.city.kiryu.lg.jp/shisei/machi/keikan/1007332.html>

桐生市例規集

<http://www2.city.kiryu.lg.jp/reiki/index.htm>

関東	群馬県	太田市	102059	都市政策部 建築指導課 開発指導係
----	-----	-----	--------	-------------------

太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

<http://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0100-002tosi-kenchiku/01news/2015-0917-1544-170.html>

関東	群馬県	館林市	102075	都市建設部 都市計画課
----	-----	-----	--------	-------------

館林市においては届出等が必要な条例・規則等はありません。

関東	群馬県	渋川市	102083	建設部 都市計画課
----	-----	-----	--------	-----------

渋川市では太陽光発電施設について環境安全対策等の取り組みは実施しておりません。

従いまして、届出等の必要はありません。

ただし、一般的な建設行為に関する規制はありますので、建築士等に相談していただけたらと思います。

埋蔵文化財包蔵地

http://www.city.shibukawa.lg.jp/faq/kankou/rekishi_dento/p003550.html

群馬県景観条例による届出

<http://www.pref.gunma.jp/04/h5810167.html>

関東	群馬県	藤岡市	102091	
----	-----	-----	--------	--

2018年3月30日 連絡受領分 回答部署：市民環境部 環境課 環境政策係

藤岡市では事業用太陽光発電施設について明記した条例はありません。

ただし、設置に関しては農地転用の許可申請、農業振興地域の除外申請、小規模林地開発計画書の提出、景観条例の届出が必要になる場合がありますので、内容については以下のホームページアドレスからご確認をお願いします。

農地の転用

https://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_nogyo/tenyou.html

農業振興地域内の農振法に基づく除外申請

https://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_norin/004_noshin_03.html

森林法・小規模林地開発指導要綱に基づく届出

https://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_norin/2015-0924-1123-197.html

景観法・藤岡市景観条例に基づく届出

https://www.city.fujioka.gunma.jp/kakuka/f_toshikei2/2013-0319-1056-151.html

関東	群馬県	安中市	102113	市民部 環境政策課 環境推進係
----	-----	-----	--------	-----------------

▼条例・規則等

①安中市地域開発事業指導要綱（3,000㎡以上の開発）

http://www1.g-reiki.net/annaka/reiki_honbun/r354RG00000556.html

②安中市土砂等による埋立等の規制に関する条例（500㎡以上の土砂埋立（運び入れによる土砂埋立）

※景観に関しては群馬県条例にて規制されています。

http://www1.g-reiki.net/annaka/reiki_honbun/r354RG00000986.html

関東	群馬県	榛東村	103446	産業振興課
----	-----	-----	--------	-------

太陽光発電の設置に対して届出が必要な条例は存在しません（面積等が該当すれば土地開発関係の条例が適用となります）。

関東	群馬県	吉岡町	103454	町民生活課 生活環境室
----	-----	-----	--------	-------------

吉岡町では事業用太陽光発電施設の環境保全について明記した条例はございません。

しかしながら、設置に関しては農地転用や土地開発指導要領に基づく協議が必要となりますので、その中で必要な協議を事業者と行っている状況にあります。

土地開発指導要領は下記のとおりホームページ上にて公開しておりますのでご参考にしていただければと思います。

http://www.town.gunma.jp/seibi/tochi_kaihatsu.html

関東	群馬県	下仁田町	103829	保健環境課 環境係
----	-----	------	--------	-----------

現在扱う範囲であろうと思われる以下の町条例では触れておりません。

- ・下仁田町景観条例

http://www.town.shimonita.lg.jp/html/reiki_int/reiki_honbun/e238RG00000679.html

- ・下仁田町環境基本条例

http://www.town.shimonita.lg.jp/html/reiki_int/reiki_honbun/e238RG00000541.html

- ・下仁田町環境美化に関する条例

http://www.town.shimonita.lg.jp/html/reiki_int/reiki_honbun/e238RG00000484.html

農地では一時転用等の手続きがあるので、農地関連は担当課で把握しておりますが、農地以外は大規模土地開発関連法等の法令以外に町独自規定はありません。

ただし、景観条例の担当課へ聞いたところ、景観条例の様式を準用し、届出を出していただいているとのこと。

関東	群馬県	甘楽町	103845	
----	-----	-----	--------	--

健康課 環境係

事業用太陽光発電施設の環境に対する取組は環境係ではありません。

建設課 都市計画係

甘楽町では太陽光発電施設の設置にともなう届け出については特にありません。

但し、開発行為の面積が 3,000 ㎡以上の場合は、群馬県の開発許可の協議が必要となりますので、県へ問い合わせをしていただく必要があります。

関東	群馬県	高山村	104281	地域振興課
----	-----	-----	--------	-------

事業用太陽光発電施設に於いて、必要な条例等は下記の通りとなります。

- ・景観条例

<http://www.vill.takayama.gunma.jp/02chiiki/keikan/top.html>

- ・高山村開発事業等の適正化に関する条例

<http://www.vill.takayama.gunma.jp/02chiiki/tochi-taisaku/daikibo.html>

関東	群馬県	昭和村	104485	企画課 地域振興係
----	-----	-----	--------	-----------

本村では平成 27 年 4 月 1 日より景観条例が施行されました。

届出対象となる行為に対して、良好な景観をつくっていくため、景観形成基準に基づいて、周辺景観との調和に配慮し、道路等からの遮へいに配慮した敷地周囲の緑化を行うなどの指導をしております。

景観計画・条例・規則等につきましては、昭和村公式ホームページでご確認ください。

<http://www.vill.showa.gunma.jp/information/keikan/keikaku.htm>

関東	群馬県	みなかみ町	104493	生活水道課 環境政策室 環境政策グループ
----	-----	-------	--------	----------------------

みなかみ町では事業用太陽光発電施設の設置に特化した条例、規則およびガイドライン等はありません。

ただし、1,000 ㎡以上の開発行為は、みなかみ町開発事業指導要綱に基づく手続きをお願いしています。

<http://www.town.minakami.gunma.jp/politics/04machikeikaku/toshikeikaku/2016-1014-1607-12.html>

関東	群馬県	板倉町	105210	都市建設課 計画管理係
----	-----	-----	--------	-------------

都市建設課においては、事業用太陽光発電施設の環境保全対策ではありませんが、板倉町風景計画により「重点地区」に設置する太陽光発電施設を含む工作物について、事前協議・届出をお願いしています。

<http://www.town.itakura.gunma.jp/cont/s023000/d023010/fukei21.html>

関東	群馬県	大泉町	105244	都市建設部 都市整備課 都市整備係
----	-----	-----	--------	-------------------

町では、太陽光発電施設の設置のみを対象とした許可・届出はありません。

また、小泉城跡風致地区の区域内では、太陽光発電施設など工作物等を設置する際、計画内容により許可申請が必要となる場合があります。

<https://www.town.oizumi.gunma.jp/01soshiki/07toshi/03toshi/1288678917-3.html>

地区計画の区域内でも、太陽光発電施設など工作物等を設置する際、届出が必要となります。

<https://www.town.oizumi.gunma.jp/01soshiki/07toshi/03toshi/1288673631-3.html>

埼玉県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
関東	埼玉県	埼玉県	110001	環境部 環境政策課

太陽光発電施設の設置に係る関連法令と担当窓口の一覧を下記ページにて公開しております。

大規模太陽光発電施設（メガソーラー等）に関する情報について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0503/mega-solar.html>

（別表 1_太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧）

その内、当課が所管する埼玉県環境影響評価条例について、本県では「工場の設置およびその施設の変更」の規定を準用し、施行区域の面積が 20ha 以上となる場合は、条例に基づく手続を行うこととしています。

埼玉県環境影響評価条例

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/asesu/asesujourei.html>

（埼玉県環境影響評価条例施行規則内の別表第 1 参照）

その他条例に関しましては、一覧を御確認ください。

また、各条例の詳細につきましては、大変恐縮ですが、各担当窓口にお問合せ頂ければと存じます。

関東	埼玉県	さいたま市	111007	都市局 都市計画部 都市計画課 都市計画係
----	-----	-------	--------	-----------------------

所管課に確認したところ、太陽光発電施設等について本市で条例・規則によって定めていることはなく、国の定めた基準等に従っているようです。従って、条例・規則等における太陽光発電に係る内容はございません。

太陽光発電以外の関係で届出等が必要な条例につきましては、多数存在しますが、環境基本条例、環境影響評価条例、生活環境の保全に関する条例、景観条例、開発行為の手続きに関する条例等があります。

詳しくは下記の URL よりお調べいただけたらと存じます。

「第 10 編市民生活 第 1 章環境保全」「第 12 編建設 第 2 章都市計画」のあたりが該当するのではないかと思います。

さいたま市例規集

<http://www.city.saitama.jp/006/011/001/index.html>

関東	埼玉県	川越市	112011	都市計画部 都市景観課
----	-----	-----	--------	-------------

川越市には、景観法に基づく「川越市都市景観条例」がございます。

様々な制限等がございますが、現状では太陽光発電に係る特別の規定はございません。

通常の工作物等に係る制限がかり、地域や規模によって届出が必要になってくるといったところです。

関東	埼玉県	熊谷市	112020	都市計画課
----	-----	-----	--------	-------

都市計画課では景観条例を所管しており、本市では県条例ではなく市条例にて運用しております。

太陽光発電施設に関連する項目として、設置の際にその土地で「木竹の伐採」がある場合は、届出が必要となる場合があります。

具体的には、「土地登記簿の地目、かつ現況が山林であり、一体としての伐採面積が 1,000 平方メートルを超えるもの」については届出が必要です。

市景観条例に係る詳細については、以下の URL をご覧ください。

<http://www.city.kumagaya.lg.jp/about/soshiki/toshi/toshikeikaku/kyokatodokede/keikan/notification.html>

また他に例示いただいた事項（条例）について、環境政策課、建築審査課、開発審査課に確認したところ、いずれも「該当なし」とのことでした。

関東	埼玉県	川口市	112038	都市計画部 都市計画課 景観計画係
----	-----	-----	--------	-------------------

景観条例につきましては、500㎡以上の敷地内における建築物や、高さ10mを超える建築物、建築確認を必要とする工作物の新築や増築等を行う際には、川口市景観形成条例の届出対象となり、高さや色彩の制限、緑地を確保する制限を受けこととなります。詳細につきましては、市ホームページに掲載しております「川口市景観計画」をご参照いただければと存じます。

川口市景観計画

<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/40050018/40050018.html>

川口市役所 都市計画部 都市計画課 景観計画係

電話：048-242-6333 FAX：048-285-2003

E-mail：120.02000@city.kawaguchi.lg.jp

環境保全課への届出が必要となる可能性があるものは以下のとおりです。

1. 土壌汚染対策法 第4条

土地の形質変更（掘削および盛土等）部分の合計面積が3,000㎡以上の場合、届出が必要となります。

2. 埼玉県生活環境保全条例 第80条

3,000㎡以上の土地を改変する場合、調査・報告が必要となります。

川口市役所 環境部 環境保全課 騒音振動係

電話：048-228-5389 FAX：048-228-5311

E-mail：090.05000@city.kawaguchi.lg.jp

関東	埼玉県	行田市	112062	環境経済部 環境課
----	-----	-----	--------	-----------

行田市において、事業用太陽光発電施設の環境保全対策に関する条例・規則等なし

関東	埼玉県	秩父市	112071	環境部 環境立市推進課
----	-----	-----	--------	-------------

太陽光発電設備を設置するという事由による届出を規定している市条例・規則等としては、「秩父市太陽光発電事業実施の手続等に関する要綱」があります。

これ以外の条例規則等には、太陽光発電に係る届出等の規定はありません。

この要綱は、建物以外に設置する50kW以上の設備の設置等について届出等を規定しています。

併せて、10kW以上の設備については届出規定のない「ガイドライン」を制定しています。

両規定とも、業者に協力をお願いして適正な設置を誘導するような主旨になっています。

詳細は下記から御参照ください。

<http://www.city.chichibu.lg.jp/6713.html>

関東	埼玉県	所沢市	112089	街づくり計画部 都市計画課
----	-----	-----	--------	---------------

◎規制がかかる可能性のある条例または規則その内容

A. 太陽光発電設備の設置に伴う工事により、以下の条例に該当する行為を行う場合、届出または許可が必要となります。

①埼玉県生活環境保全条例（第80条）

・3,000㎡以上の土地の改変を行う場合届出が必要となります。

※土壌汚染対策法第4条第1項の届出と併せて提出が必要です。

【届出等様式】

市ホームページ→申請書ダウンロード→環境保全→【土壌】埼玉県生活環境保全条例→特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書

② 所沢市土砂のたい積の規制に関する条例

・500㎡以上3,000㎡未満の土砂のたい積を行う場合許可又は届出が必要となります。

【届出等様式】

市ホームページ→申請書ダウンロード→環境保全→【土砂】所沢市土砂のたい積の規制に関する条例

③ 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（参考）

- ・ 3,000 m³以上の土砂のたい積を行う場合
- ・ 土砂を 500 m³以上排出する場合

※埼玉県西部環境管理事務所の許可や届出が必要となります。

詳しくは埼玉県西部環境管理事務所にお問い合わせください。

電話：049-244-1250

B. 該当する施設が建築基準法施行令第 138 条による準用工作物にあたり、高さが 10m を超える規模のもので次のいずれかに該当する場合には、景観法、所沢市ひと・まち・みどりの景観条例の対象となります。

- ・ 新設、増築、改築または移転
- ・ 外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更であって、当該工作物の外観の変更の面積が各立面で 20 分の 1 を超えるもの

なお、埼玉県では、太陽光発電施設に係る法令に疑義があるなどの支障事例が発生していることを受けて、新たなガイドライン等の策定を検討する市町村に向けて、ガイドラインの標準案を作成し HP で公表していますのでご参照ください。

- ・ ガイドライン（作成例）（PDF：146KB）
- ・ 別表 1_太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧（PDF：122KB）
- ・ 表 2_設置するのに適当でないエリア（PDF：89KB）

埼玉県 HP 「大規模太陽光発電施設（メガソーラー等）に関する情報について」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0503/mega-solar.html>

関東	埼玉県	飯能市	112097	業環境部 環境緑水課
----	-----	-----	--------	------------

飯能市では、太陽光発電施設を設置する場合の手続きについて、特別に定めた条例等はありません。

ただし、開発の内容によっては、関係法令に基づく許認可の申請や届出等が必要となる場合があります。詳細は、添付資料の「太陽光発電施設設置に係る関係法令窓口一覧」（埼玉県ホームページ：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0503/mega-solar.html>）をご確認ください。

なお、飯能市環境保全条例第 22 条の規定により、一定の規模以上の埋立て等の行為（面積が 500 平方メートル以上となるか、高さが 1 メートル以上となり、かつ、土砂等の量が 500 立方メートル以上となるもの）については、市長の許可が必要となりますので、太陽光発電施設の設置に伴い土地の造成工事等をする場合は、内容により手続きが必要となります。

http://www.city.hanno.saitama.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/e310RG00000415.html

関東	埼玉県	本庄市	112119	都市整備部 建築開発課 建築指導係
----	-----	-----	--------	-------------------

本市におきましては、事業用太陽光発電施設の環境保全に関する条例および規則等はありません。

但し、事業用太陽光発電施設が建築物に該当する場合は開発行為にあたり、「本庄市開発許可等の基準に関する条例」に該当する場合もございます。

また、埼玉県の景観条例の届出の対象になる場合もございます。（本庄市独自の景観条例はありません）

なお、建築物となる太陽光発電施設とは、基本的には建築確認申請を要するものであり、例えば、太陽光パネルの下部を屋内的用途に使用しているものが該当します。

一般的にメガソーラーと呼ばれている太陽光発電施設（太陽光パネルを柱で支えているようなもの）であれば、建築物にはあたりません。

本庄市の開発許可および埼玉県の景観条例につきましては、下記にてご確認ください。

* 本庄市の開発許可について

<http://www.city.honjo.lg.jp/soshiki/toshiseibi/kenchiku/tantoujouhou/tutitoti/sumaitoti.html>

* 埼玉県の景観条例について

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/keikan-todoke.html>

関東	埼玉県	東松山市	112127	環境保全課 エコタウン推進室
----	-----	------	--------	----------------

住民の安全・安心を確保するため、事業用太陽光発電設備等の設置に係る条例、規則、ガイドライン等を策定している市町村も増えております。

当市においても今後、策定の必要性を感じておりますが、現在のところは調査対象の条例、規則等については、制定しておりません。

関東	埼玉県	春日部市	112143	環境経済部 環境政策推進課
----	-----	------	--------	---------------

春日部市では、「環境影響評価条例」、「環境保全・緑地保全等に関する条例」、「自然環境等と再生可能エネルギー発電設備事業との調和に関する条

例」に該当する条例・規則等はありませんが、事業用太陽光発電施設につきましては、以下のとおり関連する法令等があります。

- ① 「都市計画法」、又は「春日部市開発事業の手続および基準に関する条例」により、事業用太陽光発電施設が建築行為に該当する場合、又は開発区域の面積が500㎡以上、かつ農地を農地以外の土地として利用するための土地利用の変更については手続きが必要になる場合があります。
- ② 「春日部市景観条例」により、建築基準法に基づく建築物の建築等の場合は用途地域毎の規模要件に応じて、又は都市計画法に基づく開発行為を行う場合は敷地面積が3,000㎡以上となる場合は、届出が必要となります。なお、太陽光発電施設は「春日部市景観条例」の「工作物」には該当しません。
- ③ 「土壌汚染対策法」や「埼玉県生活環境保全条例」により、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、届出が必要となる場合があります。

《春日部市開発事業の手続および基準に関する条例》

<http://www.city.kasukabe.lg.jp/kaihatsu/machi/kenchiku/kaihatsu/kaihatsujourei.html>

《景観法、景観条例、景観計画に基づく届出書・届出方法》

<http://www.city.kasukabe.lg.jp/toshikei/machi/kenchiku/keikan/keikanhoukeikanjourei.html>

関東	埼玉県	狭山市	112151	環境課 環境保全担当
----	-----	-----	--------	------------

当市において「事業用太陽光発電設備」に関して定めた条例・規則等はありません。しかし、事業用太陽光発電設備の設置工事をする場合、工事内容・面積・立地（農地、山林、埋蔵文化財の有無）などにより、事前に届出等が必要な場合もありますので、手続きについての詳細は各担当課にご確認くださいませようお願いします。

- ・環境課
公害関係法令、土砂の埋立て等に関すること等
- ・農業振興課
農業振興計画、平地林の伐採の届出に関すること等
- ・農業委員会
農地転用に関すること等
- ・都市計画課
景観法に基づく届出の受理、勧告等に関すること等
- ・開発審査課
都市計画法に基づく開発行為等の許可、承認、証明および検査に関すること等
- ・建築審査課
建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出に関すること等
- ・みどり公園課
緑の保全等に係る調査、調整および企画に関すること等
- ・社会教育課
指定文化財および埋蔵文化財に関すること等

なお、埼玉県の各担当課に対しても手続きが必要な場合がありますので、埼玉県環境部エコタウン環境課にご相談ください。

関東	埼玉県	羽生市	112160	経済環境部 環境課 環境保全係
----	-----	-----	--------	-----------------

当市では太陽光発電施設に特化した条例・規則等は特段ございません。

関東	埼玉県	鴻巣市	112178	都市整備部 建築課
----	-----	-----	--------	-----------

- ① 土地開発等に関する条例等および開発指導はありません。（回答:建築課開発指導担当）
- ② 景観条例等について、本市の景観条例はありませんが、埼玉県景観条例に基づき該当する場合は届出等が必要です。なお、届出先は本市となります。（回答:建築課建築指導担当）
- ③ 環境影響評価条例、環境保全に関する条例、自然環境等と再生エネルギー発電設備事業との調和に関する条例等につきまして、本市では、現在、条例・規則について制定しておりません。（回答:環境課）
- ④ 届出等が必要な緑地保全等に関する条例はありませんが、都市公園内に占用施設を設置する場合は、都市公園条例に基づき占用申請が必要となります。この場合、公衆の利用に支障をおよぼさない範囲となります。（回答:都市計画課）

関東	埼玉県	深谷市	112186	都市整備部 都市計画課 都市計画係
----	-----	-----	--------	-------------------

- 深谷市土砂等のたい積の規制に関する条例および施行規則（市担当：環境課 048-585-5150）

※ 太陽光発電施設を設置する際、設置する土地に土砂等をたい積する場合には、たい積区域の面積に応じて許可が必要になる場合があります。埼玉県にも同様の条例がございますので、詳しい内容等については下記をご確認ください。

- ・市ホームページ（市の条例）

<http://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/kankyosuido/kankyo/tanto/kankyo/seidohojo/1391500993569.html>

- ・県ホームページ（県の条例）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/sanpai-zando.html>

●埼玉県景観条例（市担当：都市計画課 048-574-6654）

太陽光発電施設が建築基準法令で定める建築物又は工作物に該当する場合に、その規模と行為の場所に応じて、埼玉県景観計画に基づく届け出が必要になります。

詳しい内容等については、市ホームページ（下記アドレス）に掲載しております。

<http://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/toshiseibi/toshikeikaku/tanto/keikanmachi/1391489219072.html>

●土地開発等に関する条例（市担当：都市計画課 048-574-6653）

事業用太陽光発電施設の環境保全対策のために、開発許可制度上特に届出等が必要となるものはございません。

※ 補足：一般的な土地に並べるタイプの太陽光発電施設については許可等を要しませんが、設置する場所や施設の規模によっては許可が必要となる場合もあり、許可が必要になるかどうかは具体的な計画を確認しないと判断ができません。

関東	埼玉県	上尾市	112194	都市整備部 都市計画課
----	-----	-----	--------	-------------

上尾市においては届出を必要とする条例・規制等はございません。

関東	埼玉県	草加市	112216	都市整備部 都市計画課 計画係
----	-----	-----	--------	-----------------

本市にはの対象となるような条例・規則等はありません。

関東	埼玉県	越谷市	112224	環境経済部 環境政策課
----	-----	-----	--------	-------------

越谷市では、事業用太陽光発電施設を設置する際、太陽光発電施設そのものに対応する条例および規則はありませんが、越谷市において開発行為等を計画する場合、「越谷市まちの整備に関する条例」における手続き等が必要になります。

なお、農地に太陽光発電施設を設置する場合は、農地法による手続きが必要になります。

- ・農地の転用（市街化区域）

<http://www.city.koshigaya.saitama.jp/jigyosha/nogyotochi/nougyouiinnkai/sigaikakuikitenyou.html>

- ・農地の転用（市街化調整区域）

<http://www.city.koshigaya.saitama.jp/jigyosha/nogyotochi/nougyouiinnkai/tyouseikuikitenmyou.html>

- ・越谷市まちの整備に関する条例について

<http://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi/sumai/machidukuri/matinoiseibijourei.html>

関東	埼玉県	蕨市	112232	都市整備部 まちづくり推進室
----	-----	----	--------	----------------

事業用太陽光発電施設についての市の条例・規則等は特にありませんが、施設設置等の条件によっては庁内関係部署に届出等が必要になることもあります。

関東	埼玉県	戸田市	112241	環境経済部 環境課
----	-----	-----	--------	-----------

本市内で事業用太陽光を設置する場合に、本市では現状として届出義務が明記された条例および規則等はありません。

関東	埼玉県	入間市	112259	都市建設部 都市計画課
----	-----	-----	--------	-------------

○条例等に関するもの。

【都市計画課】

「埼玉県景観条例」

- ・建築物（建築物の新築、増築、改築又は移転）

高さ15mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの。

- ・工作物（工作物の新築、増築、改築又は移転）

高さ 15 m を超えるもの。

上記に該当する場合、届出が必要になります。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/keikankeikaku-gaiyou.html>

「埼玉県立自然公園条例」（県立奥武蔵自然公園、県立狭山自然公園）

- ・太陽光発電施設 水平投影面積 1,000 ㎡超えて届出が必要になります。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/shizenkouen/midorishizenka.html>

【建築指導課】

- ・太陽光発電設備の規模によっては、建築基準法上の工作物もしくは建築物と判断される可能性があります。その場合は、建築基準法、埼玉県建築基準法施行条例、建築基準関係規定その他関連要綱等を遵守してください。
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象建設工事に該当する場合は、工事着手 7 日前までに届出が必要になります。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/b1103/kyotu2014/risaikuru.html>

- ・「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」による緑化計画届出制度に該当する場合、届出その他必要な措置について埼玉県西部環境管理事務所に確認してください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/midoriwomamorisoridaterujyourei.html>

- ・「埼玉県生活環境保全条例」の規制対象に該当する場合は、届出その他必要な措置について埼玉県西部環境管理事務所に確認してください。
- ・太陽光発電設備のうち建築物を建築する目的で土地の区画形質の変更（開発行為）を行う際、開発区域が市街化調整区域の場合や市街化区域で開発区域面積が 500 ㎡以上の場合は開発許可を要します。

開発行為の有無、開発許可の可否については入間市建築指導課開発指導担当にご相談ください。

「入間市宅地開発要綱」

http://www1.g-reiki.net/iruma/reiki_honbun/e326RG00000562.html

関東	埼玉県	朝霞市	112275	市民環境部 環境推進課
----	-----	-----	--------	-------------

朝霞市においては、次のような条例および計画に基づいて、届出が必要となります。

【都市計画に関すること】

○朝霞市景観計画、朝霞市景観条例

当該計画による景観づくりの方針および景観づくり基準等について配慮をお願いします。

なお、一定の規模以上の建築物の建築などを行う際に、届出が必要となります。

詳しくは、下記 URL の景観計画書（P31 ページ以降）等をご覧ください。

<http://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/26/asakasinokeikanngyousei.html>

○地区計画

地区計画の区域において、建築物の建築や工作物の建設等を行う場合、届出が必要となります。

詳しくは、下記 URL をご覧ください。

<http://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/26/tikukeikaku.html>

【建築基準法に関すること】

○土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱い

土地に自立して設置する太陽光発電設備については、太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては、建築物に該当しません。【技術的助言】

○建築基準法が適用される工作物からの除外について

太陽光発電設備等の工作物について、電気事業法等他法令により十分な安全性が確保される場合は、建築基準法の適用対象から除外となります。

【建築基準法施行令第 138 条第 1 項】

○建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備の高さの算定に係る取扱い

建築物の屋上に設置する太陽光発電設備等の建築設備については、当該建築設備を建築物の高さに算入しても当該建築物が建築基準関係規定に適合する場合にあっては、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号ロに規定する「階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分」以外の建築物の部分として取り扱います。【技術的助言】

関東	埼玉県	新座市	112305	環境対策課 環境計画係
----	-----	-----	--------	-------------

新座市みどりのまちづくり条例

http://www1.g-reiki.net/niiza/reiki_honbun/s400RG00000377.html

新座市開発行為等の基準および手続に関する条例

http://www1.g-reiki.net/niiza/reiki_honbun/s400RG00000543.html

新座市景観条例

http://www1.g-reiki.net/niiza/reiki_honbun/s400RG00000665.html

なお、上記条例には太陽光発電に係る内容について特記するものはございません。

関東	埼玉県	桶川市	112313	都市整備部 建築課 / 環境課
----	-----	-----	--------	-----------------

野立の太陽子発電施設（メガソーラー）を設置する際に必要になる届出等は、桶川市では特にありません。

お問い合わせを建築課で受けて、この件についての関係部局である環境課にも確認しましたが、該当するものはないとの回答でした。

関東	埼玉県	久喜市	112321	建設部 都市計画課 計画係
----	-----	-----	--------	---------------

都市計画課では、景観条例と土地開発等に関する条例を所管しておりますが、事業用太陽光発電施設の環境保全対策に関する届出等が必要な条例・規則等はありません。

関東	埼玉県	北本市	112330	市民経済部 環境課環
----	-----	-----	--------	------------

北本市においては、現在、届出等の必要な条例・規則等はありません。

関東	埼玉県	富士見市	112356	まちづくり推進部 まちづくり推進課 都市計画G
----	-----	------	--------	-------------------------

当市で該当する条例・規則は埼玉県景観条例が該当すると思われます。

内容の詳細につきましては以下に、埼玉県景観条例・埼玉県景観計画の概要の URL を添付いたします。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1104/keikankeikaku-gaiyou.html>

また、市街化調整区域については規制の対象になる可能性、土地利用の状況や計画によっては建築確認や開発許可が必要になる場合もございますので具体的な計画がある際は、再度、庁内関係課にお問い合わせいただきますようよろしくお願いいたします。

関東	埼玉県	蓮田市	112381	みどり環境課
----	-----	-----	--------	--------

蓮田市では、事業用太陽光発電施設に関する条例・規則がないことをご回答いたします。

関東	埼玉県	幸手市	112402	建設経済部 都市計画課
----	-----	-----	--------	-------------

当市では事業用太陽光発電施設の環境保全対策に関する条例、規則はありません。

関東	埼玉県	白岡市	112461	都市整備部 街づくり課
----	-----	-----	--------	-------------

当市では、該当するような条例・規則等はありません。

関東	埼玉県	伊奈町	113018	都市計画課 都市計画係
----	-----	-----	--------	-------------

【参考 URL】

○伊奈町緑の保全および緑化の推進に関する条例

http://www.town.saitama-ina.lg.jp/reiki/reiki_honbun/ae34503581.html

○伊奈町緑の保全および緑化の推進に関する条例施行規則

http://www.town.saitama-ina.lg.jp/reiki/reiki_honbun/ae34503591.html

○伊奈町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

http://www.town.saitama-ina.lg.jp/reiki/reiki_honbun/ae34506161.html

○伊奈町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則

http://www.town.saitama-ina.lg.jp/reiki/reiki_honbun/ae34506191.html

○景観法に関する届出について

<http://www.town.saitama-ina.lg.jp/0000000124.html>

関東	埼玉県	三芳町	113247	都市計画課
----	-----	-----	--------	-------

事業用太陽光発電施設の環境保全対策に関する当町の条例・規則等は特に定めておりません。

関東	埼玉県	嵐山町	113425	環境農政課
----	-----	-----	--------	-------

土地の埋め立てや林地開発にかかわるものでなければ特に届出が必要な条例・規則はありません。

関東	埼玉県	川島町	113468	まち整備課
----	-----	-----	--------	-------

1. 条例・規則等

川島町開発指導要綱（平成28年3月31日改正 告示第33号）

2. 内容

300㎡以上の敷地で農地転用を伴わない場合、協議が必要。

川島町開発指導要綱 <http://www.town.kawajima.saitama.jp/2671.htm>

関東	埼玉県	鳩山町	113484	生活環境課
----	-----	-----	--------	-------

鳩山町では、特別に制定はしていませんが、設置場所や設置方法によって下記の条例等により指導しております。
なお、まちづくり推進課におきましては、下記の埼玉県のホームページを参照していただくよう指導しております。

生活環境課

・500㎡以上の土地の形状を変更する場合

鳩山町環境保全条例および鳩山町環境保全条例施行規則

・300㎡以上の土砂の搬入を行う場合

鳩山町土砂のたい積の規則に関する条例および鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例施行規則

まちづくり推進課

・埼玉県のホームページよりくらし・環境>環境・エコ>エネルギー政策・温暖化対策>

創エネ・省エネ（エネルギー・太陽光発電）

<大規模太陽光発電施設（メガソーラー等）に関する情報について>を参照

関東	埼玉県	ときがわ町	113492	建設環境課
----	-----	-------	--------	-------

ときがわ町の条例では事業用太陽光発電施設自体を対象とした条例等はありませんが、太陽光発電施設を含む一般的な事業用地の整備に関し、500㎡以上の土砂等による土地の埋立や切土、盛土が発生する場合は、環境保全を目的に、ときがわ町環境保全条例による許可が必要です。

条例、規則等

・ときがわ町環境基本条例

・ときがわ町環境保全条例施行規則

関東	埼玉県	長瀬町	113638	町民課
----	-----	-----	--------	-----

下記の通り回答します。

1. 条例・規則等

埼玉県立自然公園条例

2. その条例・規則等における太陽光発電に係る内容

埼玉県立自然公園条例施行規則 別表1の2第12項

役場 URL

<http://www.town.nagatoro.saitama.jp/doboku/shizenkoen/>

関東	埼玉県	小鹿野町	113654	住民課
----	-----	------	--------	-----

当町では、農地法などの関係法令に規定されている以外の事業用太陽光発電施設に対する許可・届出の要する条例等は現状ではありません。ただし、建築基準法の基準外施設の場合、小鹿野町開発行為に関する指導要綱に該当することが考えられます。

小鹿野町開発行為に関する指導要綱

https://www.town.ogano.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r232RG00000915.html

関東	埼玉県	寄居町	114081	都市計画課 都市計画班
----	-----	-----	--------	-------------

事業用太陽光発電施設について町独自の条例・規則はございません。

関東	埼玉県	杉戸町	114642	環境課
----	-----	-----	--------	-----

当町では該当する条例等がありません。

千葉県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
関東	千葉県	千葉県	120006	公園緑地課 景観づくり推進班

千葉県では産業用太陽光発電設備を含む新エネルギー産業のワンストップ窓口を「商工労働部産業振興課新エネルギー振興室」に設けております。下記 URL に、新エネルギー施設等を導入する際、許認可等の手続を要する（又はその可能性のある）主な法令等を分野ごとに整理した「新エネルギー等施設の設置に関する手続情報〔許認可等手続情報〕」へのリンクがありますので、御確認ください。

※産業振興課 HP（新エネルギー産業の振興）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/new-enrgy/index.html>

※産業振興課 HP（産業用太陽光発電設備の設置を計画している事業者の皆様へ）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/new-enrgy/tetuzuki/cautions.html>

※新エネルギー等施設の設置に関する手続情報〔許認可等手続情報〕

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/new-enrgy/tetuzuki/documents/tetsudoku1607.pdf>

お問い合わせの中で列記していただいた条例等のうち、当班が所管している景観条例（千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例）についてですが、千葉県は景観計画を策定しておりませんので、景観法に基づく届出等はありません。

市町村が策定している景観計画において、太陽光発電施設を景観法に基づく届出等の対象としているかどうかにつきましては、おそれいりますが各市町村にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

同じく、公園緑地課所管の緑地保全等で県に届出等が必要なものは、首都圏近郊緑地保全法第7条第1項に基づく近郊緑地保全区域における行為の届出がありますが、野田市および君津市の近郊緑地保全区域において、建築物の新築等の行為をしようとする場合は、「千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」の適用により、それぞれの市に届け出る必要がありますのでご注意ください。

なお、その他の緑地保全等の規制につきましては、各市町村の窓口にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

※公園緑地課 HP（景観法の施行状況－景観計画策定状況）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kouen/keikanzukuri/keikanhou.html>

※公園緑地課 HP（都市緑化に関するその他の情報）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kouen/toshikouen/toshiryokuka/index.html>

関東	千葉県	千葉市	121002	都市局 都市部 都市計画課 都市景観デザイン室
----	-----	-----	--------	-------------------------

当室で所管している千葉市都市景観条例は、平成 16 年に公布された景観法に基づいて定められる景観計画に基づき、建築物や工作物の新築や増築などで届け出る際の手続きなどを定めた条例です。また、千葉市都市景観条例施行規則では、景観法および景観法施行規則、千葉市都市景観条例の施行に関し必要な事項を定めています。

太陽光発電設備に限らず、工作物の新設、増築、改築、移転、外観に係る修繕若しくは模様替又は外観の色彩の変更や開発行為を行う際には、大規模なものについては景観法に基づく届出を必要としています。景観計画の中に、太陽光発電設備に特化した景観上の配慮すべき指針は規定していません。

千葉市景観計画

<https://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/keikaku/keikan/toshikeikan/keikannkeikaku.html>

千葉市都市景観条例

http://www1.g-reiki.net/chiba/reiki_honbun/g002RG00000597.html

千葉市都市景観規則

http://www1.g-reiki.net/chiba/reiki_honbun/g002RG00000598.html

関東	千葉県	銚子市	122025	都市環境部 生活環境課
----	-----	-----	--------	-------------

銚子市においては銚子市環境保全条例および環境保全条例施行規則による届出等があります。太陽光発電設限定しておらず、条例において当該施設、作業等が発生する際には届出が必要となります。

また、千葉県において関係部署がありますので連絡先等を下記に記載いたしますのでお問い合わせください。

(連絡先) 千葉県 商工労働部 産業振興課 新エネルギー振興室 043-223-2613

銚子市例規集：https://www.city.choshi.chiba.jp/reiki_int/reiki_menu.html

都市環境部 都市整備課 都市計画班

銚子市におきまして、事業用太陽光発電施設について都市計画の観点から関係する規定は、

「銚子市風致地区条例」

「銚子市風致地区条例施行規則」

が該当すると思われます。

詳細については、銚子市ホームページ内の「風致地区内行為許可について」をご参照ください。

銚子市ホームページ「風致地区内行為許可について」 URL

<http://www.city.choshi.chiba.jp/simin/gyousei/cat05/matidukuri/huuti.html>

関東	千葉県	市川市	122033	環境政策課 管理・調整グループ
----	-----	-----	--------	-----------------

「事業用太陽光発電設備の環境保全対策についての条例、規則等」についてですが、このことに特化した条例、規則等は市川市では制定していません。なお、景観条例や土地開発等に関する条例等（宅地開発事業に係る手続きおよび基準等に関する条例等）については、市川市公式 Web サイトにて公開しておりますのでご確認をお願い致します。

「市川市例規集」

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/gen08/1111000002.html>

関東	千葉県	船橋市	122041	建設局 都市計画部 都市計画課
----	-----	-----	--------	-----------------

本市では事業用太陽光発電施設に特化した条例等はありません。

関東	千葉県	木更津市	122068	都市整備部 都市政策課
----	-----	------	--------	-------------

関連部署（環境管理課、産業振興課）も含めて調べたところ、事業用太陽光発電施設だから届出をするというものはありませんでした。

関東	千葉県	野田市	122084	環境部 環境保全課 環境保全係
----	-----	-----	--------	-----------------

事業用太陽光発電施設の設置に関し、本市が独自に制定した条例・規則等は現在のところない旨ご回答いたします。

関東	千葉県	茂原市	122106	都市建設部 都市計画課 開発指導係
----	-----	-----	--------	-------------------

茂原市では現在のところ条例、規則等での届出等はありません。

なお、当市内でも太陽光発電設備の設置が多くなっていることから、市民から問い合わせや苦情等が寄せられている状況から、県とも協議し、何らかの対策を取りたいと検討しております。

関東	千葉県	成田市	122114	都市部 都市計画課 計画調査班
----	-----	-----	--------	-----------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等につきまして、該当がない旨回答いたします。

関東	千葉県	東金市	122131	経済環境部 環境保全課 生活環境係
----	-----	-----	--------	-------------------

本市におきましては、事業用太陽光発電施設の設置について届出等が必要な条例・規則等はありません。

なお、事業の実施に伴い事業者にご協力いただきたい事項、および関係法令等に基づき市が窓口となる手続きについては、当課のホームページ（下記）に掲載しております。

<http://www.city.togane.chiba.jp/0000003973.html>

関東	千葉県	旭市	122157	環境課 環境政策班
----	-----	----	--------	-----------

○旭市宅地開発指導要綱

（建築物の建築の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更）

○旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染および災害の発生の防止に関する条例

○旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染および災害の発生の防止に関する条例施行規則

○旭市小規模埋立て事業許可指導要綱

（土地の埋立て事業などの適正化）

○旭市環境保全条例

○旭市環境保全条例施行規則

（規則で定める区域内において、特定建設作業を伴う建設工事）

関東	千葉県	習志野市	122165	環境政策課
----	-----	------	--------	-------

いわゆるメガソーラーなど、事業用太陽光発電施設に関する設置の検討あたり、本市独自の条例および規制に関する有無について確認する旨であると思われませんが、お尋ねにあります条例等は、現時点において設けられておりません。

しかしながら、施工に伴う関連工事にあたっての申請や、地域によっては農業委員会への届け出等が必要となる場合もあり、一概に手続きが生じないとはお答え難い状況であります。

このことから、本市といたしましては、個々の事案毎にご相談を承り、個別の事案に対して答え申し上げたいと考えております。

関東	千葉県	柏市	122173	都市計画課
----	-----	----	--------	-------

柏市独自で定める条例・規則はありません。

関東	千葉県	市原市	122190	環境部 環境管理課
----	-----	-----	--------	-----------

市原市では、「太陽光発電所の設置に関する許認可等手続き情報」をまとめ、冊子を作り配布しているほか、WEB ページでも公開しております。

<http://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/kankyoryokuka/kankyo/taiyouko.html>

この情報の中に、お問合せのございました、条例、規則等関係法令等について記載してございますのでご参照くださいますようお願いいたします。

関東	千葉県	流山市	122203	都市計画部 都市計画課 都市計画係
----	-----	-----	--------	-------------------

流山市におきましては、太陽光発電施設の設置に伴い届出等が必要となる条例として、次の2条例がございます。

これらにつきましては、「太陽光発電施設であること」が届出等の対象になるものではなく、施設の規模等により届出等が必要となるものです。

(1) 流山市景観条例

設置する太陽光発電施設が、条例第9条別表2で定める、届出の対象とならないものでない場合は、景観条例および景観法に基づく届出が必要となります。

届出が必要な場合は、景観計画で定める色彩基準に従い、周辺の街並みと調和したものとする必要があります。

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/information/82/439/442/009617.html>

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/information/82/439/440/009134.html>

(2) 流山市開発事業の許可基準等に関する条例

設置する太陽光発電施設が建築基準法第2条第1項に該当する建築物であれば、敷地面積（開発行為 300㎡以上、建築行為 1,000㎡以上）によっては、条例を適用します。

なお、適用となる場合は、条例の全ての内容が適用されます。

http://www.city.nagareyama.chiba.jp/dbps_data/material/files/000/000/009/128/h28-1-1kaihatujyourei.pdf

関東	千葉県	八千代市	122211	環境保全課 環境政策室
----	-----	------	--------	-------------

八千代市では、現在のところ環境保全課および農業委員会において、事業用太陽光発電設備設置に伴う条例等はございません。

関東	千葉県	我孫子市	122220	都市部都市計画課 景観推進室
----	-----	------	--------	----------------

我孫子市では、「我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例」の平成29年6月施行を計画しており、準備を進めています。

現在、条例（案）のパブリックコメント意見募集をしています。その後、平成29年3月に条例を市議会に上程します。

条例（案）の概要等については、我孫子市HPのパブリックコメントのページをご覧ください。

http://www.city.abiko.chiba.jp/shisei/shisei_sanka/publiccomment/boshu/taiyoukou.html

関東	千葉県	鴨川市	122238	都市建設課 都市整備係
----	-----	-----	--------	-------------

(※事業の概要が不明なため、明確なご回答はできませんが、都市建設課といたしましては、開発区域が3,000㎡以上になる場合については、下記開発事前協議をお願い致します。)

- ・ 開発事前協議（鴨川市役所都市建設課）

http://www.city.kamogawa.lg.jp/kankyo_sangyo/doro_toshikeikaku/1414164008324.html

- ・ 残土条例（鴨川市役所環境課 04-7093-7838）

http://www.city.kamogawa.chiba.jp/reiki/reiki_honbun/r102RG00000397.html

http://www.city.kamogawa.chiba.jp/reiki/reiki_honbun/r102RG00000398.html

- ・ その他千葉県の条例等

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/new-erngy/tetuzuki/index.html>

関東	千葉県	鎌ケ谷市	122246	都市計画課 都市政策室
----	-----	------	--------	-------------

鎌ケ谷市では該当する条例・規則等はありませんが、別途確認申請等の手続きが必要となる場合がございますので、施設の設置に当たっては内容について関係課へご相談をしていただきますようお願いいたします。

関東	千葉県	君津市	122254	建設計画課
----	-----	-----	--------	-------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う都市計画関係の規制等について説明させていただきます。

まず、都市計画法上、計画されている太陽光発電施設が電気事業法を根拠とした発電施設や送配電事業の用に供するものであれば、開発許可の適用除外となります。

また、計画されている施設が建築物でなければ、これも同様に開発許可の対象となりません。

さらに、土地の利用面積が市街化区域の場合 500㎡未満、都市計画区域外の場合 1,000㎡未満である場合も開発許可の対象となりません。

上記のいずれにも該当せず、土地の区画形質の変更を行う場合は、開発許可の手続きが必要となり、君津市宅地開発事業指導要綱に基づく事前協議を行う必要があります。

次に、景観条例による規制について説明させていただきます。

本市は景観行政団体となっていますが、条例の制定は行っていないため、現時点で景観法による規制はありません。

なお、太陽光発電施設の計画によっては農地転用や森林法に基づく林地開発等の手続きが必要になる可能性がありますので、計画される内容によって各種法令等をご確認いただければと存じます。

参考までに、環境保全関係、緑地保全関係の担当課を以下のとおり記載します。

(お問合せ先)

君津市市民環境部環境保全課:環境保全関係 0439-56-1212

君津市建設部都市整備課:緑地関係 0439-56-1282

関東	千葉県	富津市	122262	総務部 秘書広報課 秘書広報係
----	-----	-----	--------	-----------------

○太陽光発電設備の設置に際し、土砂等の埋立が必要な場合

富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染および災害の発生の防止に関する条例に基づく事前協議が必要です。

<http://www.city.futtsu.lg.jp/0000001635.html>

【担当】 市民部 環境保全課 環境保全係 0439-80-1274

○設置する場所が自然公園法に規定する規制の対象区域に該当する場合

君津土木事務所 管理課へ問い合わせください。

千葉県木更津市貝渕 3-13-34 千葉県君津合同庁舎内 0438-25-5132

○事業地が山林の場合

地域森林計画の対象となっている民有林で伐採または開発行為をしようとするときは手続きが必要です。事業面積が 0.3ha 未満であれば市へ届出、0.3ha 以上 1.0ha 以下であれば千葉県へ小規模林地開発を届出する必要があります。

また富津市は、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林について富津市森林整備計画を策定し、森林整備のために必要な事項を定めています。その森林で伐採を計画する方は、富津市森林整備計画との適合性等の審査を受けることになります。

・富津市ホームページ

<http://www.city.futtsu.lg.jp/0000002108.html>

・林地開発制度（千葉県ホームページ）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/rinchikaihatsu/index.html>

・申請様式等（千葉県ホームページ）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/tetsuzuki/bassaitodoke.html>

【担当】 建設経済部 農林水産課 農林振興係 0439-80-1284

○事業地が農地の場合

農地を農地以外（宅地、駐車場、資材置場等）にすることを農地転用といい、農地法第 4・5 条の規定による千葉県知事の許可が必要です。

なお、市街化区域は届出となります。また、一時的に農地以外にするときや、農地に盛土（農地造成）する場合も手続きが必要になりますのでご注意ください。

すべての農地が対象となり、地目が農地であれば耕作していなくても農地として扱われます。

・富津市ホームページ

<http://www.city.futtsu.lg.jp/0000000149.html>

・申請様式等

（許可申請、千葉県ホームページ）

<http://www.pref.chiba.lg.jp/noushin/tetsuzuki/tenyou-shishin.html>

（届出等、富津市ホームページ）

<http://www.city.futtsu.lg.jp/0000000335.html>

【担当】 農業委員会事務局 0439-80-1328

○景観および緑地保全に関する条例や開発行為について

景観および緑地保全に関する条例はありません。また、開発行為については、太陽光発電施設設置に伴うものは該当しません。

【担当】 建設経済部 都市政策課 建設政策係 0439-80-1317

関東	千葉県	四街道市	122289	都市部 都市計画課 都市計画グループ
----	-----	------	--------	--------------------

事業用太陽光発電施設の環境保全対策等に関する自治体の取り組みの調査についてですが、関連等ある法令、条例、規則等を回答いたします。

事業用太陽光発電施設を設置するのに伴い、埋め立て等が行われる場合

- ・四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染および災害の発生の防止に関する条例
- ・四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染および災害の発生の防止に関する条例施行規則
- ・市ホームページ「土砂等の埋立て等に対して」

<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/kurashi/kankyo/kankyohozen/dosha.html>

事業用太陽光発電施設を設置するのに伴い、建築物を建築する場合

- ・都市計画法（千葉県開発許可制度の解説）
- ・四街道市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例
- ・四街道市開発行為指導要綱
- ・建築基準法等

関東	千葉県	袖ヶ浦市	122297	都市建設部 都市整備課 都市計画班
----	-----	------	--------	-------------------

太陽光設置に伴う届出等が必要な条例規則についてですが、建物の屋根に設置するとなれば、景観条例や開発にかかわる条例等に基づく協議や届出が必要な場合があります。

しかし、太陽光パネルのみの設置であれば、上記の条例等について支障はありません。

なお、設置場所によっては農地法や農業振興地域の整備に関する法律、森林法などに抵触する可能性があります。

通常は施設建設に際して具体的な場所や規模などが分かり次第、一度相談いただき、協議をするといった流れで事務処理をしています。

市景観条例に基づく届出

<https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/toshi/keikan-todokede-kenchikutou.html>

市宅地開発指導要綱について

<https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/toshi/kaihatukoui1.html>

関東	千葉県	印西市	122319	都市建設部 都市計画課
----	-----	-----	--------	-------------

現在当市では、事業用太陽光発電施設の環境保全対策等に関する条例や規則等はありませんが、今後策定および制定を予定している景観計画・景観条例にて、一定規模以上の開発行為や建築行為等の際の届出内容に、景観への配慮事項等を盛り込むことを検討しております。

関東	千葉県	白井市	122327	環境建設部環境課 環境保全・放射線対策班
----	-----	-----	--------	----------------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等についてですが、現在、当市では太陽光発電施設の設置を対象とし、届け出を必要とする条例等は制定されておられません。

関東	千葉県	富里市	122335	市民経済環境部 環境課 環境保全班
----	-----	-----	--------	-------------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等は、当市において該当するものはありません。

関東	千葉県	匝瑳市	122351	都市整備課 都市計画班
----	-----	-----	--------	-------------

匝瑳市内に事業用太陽光発電施設を設置する場合、以下に該当する場合は本市の条例等により届出・許可等が必要となります。

①太陽光発電施設を設置する土地について、他の場所から土砂等を搬入して埋立てを行う場合

原則として埋立て面積が 300 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満の場合、「匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染および災害の発生の防止に関する条例」に基づく許可が必要です。

なお、埋立て面積が 3,000 平方メートル以上の場合、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染および災害の発生の防止に関する条例」に基づく許可が必要となります。

②建築物の建築又は特定工作物の建設が伴う場合で、土地の区画・形質の変更を行う場合

事業区域が 1,000 平方メートル以上の場合、「匝瑳市宅地開発事業指導要綱」に基づく事前協議が必要です。

3,000 平方メートル以上の場合、さらに「都市計画法」29 条に基づく開発許可又は「宅地開発事業の基準に関する条例」（千葉県条例）に基づく確認が必要です。

③施設の設置に伴い重機等の稼働がある場合

「匝瑳市環境保全条例」等に基づく特定建設作業等の届出が必要です。

※匝瑳市の例規については、以下の URL からご覧いただけます。

http://www1.g-reiki.net/sosa/reiki_menu.html

※千葉県の例規については、以下の URL からご覧いただけます。

http://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/chiba-ken/d1w_startup.exe

その他、国の法令や千葉県の条例等に基づき許認可等の手続きが必要な場合があります。千葉県ホームページに掲載されている「新エネルギー等施設の設置に関する手続情報〔許認可等手続情報〕」にてご確認をお願いします。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/new-enrgy/tetuzuki/index.html>

関東	千葉県	いすみ市	122386	環境保全課
----	-----	------	--------	-------

当市においては事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

関東	千葉県	大網白里市	122394	都市整備課 都市計画班
----	-----	-------	--------	-------------

本市においては、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等は定めておりません。

なお、太陽光発電施設の設置に伴い発生する土木工事等において、届出等が必要となる場合がありますので、具体的な計画がある場合は、事前に確認をお願いしております。

関東	千葉県	酒々井町	123226	まちづくり課 計画整備班
----	-----	------	--------	--------------

町独自の条例は制定しておりません。

現在景観計画を策定しており、一定規模以上の太陽光発電施設を設置する場合に、事前届け出について考えています。

景観計画は今年度中に策定し、周知期間をおき、来年度の中に施行する予定です。

関東	千葉県	栄町	123293	環境課 保全班
----	-----	----	--------	---------

「事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例規則等」について、当町では制定していません。

関東	千葉県	九十九里町	124036	まちづくり課環境係
----	-----	-------	--------	-----------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等は必要ありませんが、埋立てをして設置する場合や土地の地目によっては、設置に伴う届出等が必要となります。

関東	千葉県	芝山町	124095	まちづくり課 都市環境係
----	-----	-----	--------	--------------

事業用太陽光発電施設の設置自体は、届出は不要となります。

その他設置に関して関係する条例といたしましては、300平方メートル以上の盛土行為を行う場合は「芝山町残土等による土地の埋立、盛土およびたい積行為の規制に関する条例」に抵触する可能性があります。

http://www.town.shibayama.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g061RG00000206.html

関東	千葉県	一宮町	124214	事業課 都市環境グループ
----	-----	-----	--------	--------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等の必要な条例の有無についてですが、当町ではそうした条例等はありません。

関東	千葉県	白子町	124249	環境課
----	-----	-----	--------	-----

該当する条例・規則等はありません。

関東	千葉県	長柄町	124265	建設環境課 生活環境係
----	-----	-----	--------	-------------

太陽光に関する条例は制定していません。よってその条例・規則等における太陽光発電に係る内容もありません。

関東	千葉県	大多喜町	124419	環境水道課 環境係
----	-----	------	--------	-----------

事業用太陽光発電施設の設置に届出等に係る条例・規則等に関して、本町は該当ございません。

関東	千葉県	鋸南町	124630	建設水道課 建設環境室
----	-----	-----	--------	-------------

計画規模や場所・行為等で各種関係法令や県条例（農地法・森林法など）の許認可等の手続きが町や千葉県への届出が必要となり、ご質問の内容でお答えできるのは、下記の条例・規則が該当します。

○事業区域内に土砂を搬入し、500㎡以上の埋立てや盛土を行う場合。

鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土および堆積の規制に関する条例

http://www.town.kyonan.chiba.jp/kyonan/d1w_reiki/427901010009000000MH/427901010009000000MH/427901010009000000MH.html

鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土および堆積の規制に関する条例施行規則

http://www.town.kyonan.chiba.jp/kyonan/d1w_reiki/427902100009000000MH/427902100009000000MH/427902100009000000MH.html

東京都

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
関東	東京都	東京都	130001	環境局地 球環境エネルギー部 計画課

事業用太陽光発電施設の設置について届出等が必要な条例・規則等は、東京都には存在しておりません。

関東	東京都	千代田区	131016	環境まちづくり部 景観・都市計画課
----	-----	------	--------	-------------------

景観条例につきましては、規模等により届出が必要な場合があります。

詳細は下記 URL を参照して下さい。

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/kekan/machizukuri.html>

その他の条例につきましては東京都等の条例になるかと思われますので東京都にご確認下さい。

関東	東京都	新宿区	131041	環境清掃部 環境対策課 環境計画係
----	-----	-----	--------	-------------------

事業所用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はございません。

関東	東京都	文京区	131059	資源環境部 環境政策課 環境調整係
----	-----	-----	--------	-------------------

文京区では、事業用太陽光発電施設の設置に関する独自の条例はございません。文京区では、現状において事業用太陽光発電施設の設置に関する樹木の伐採、景観への影響、パネルによる光反射等の問題が深刻化していないため、条例等による対応はしておりません。

なお、今後このような問題が深刻化した場合には、対策を講じていかなければならないと考えております。

都市計画部 住環境課

景観および土地開発に関する条例についてもご回答させていただきます。

当区では、以下のリンクのとおり、文京区景観づくり条例があり、建築物の建築等および工作物の建設等については、対象規模に該当する場合、事前協議申請および景観法に基づく行為の届出が必要になっております。

<http://www.city.bunkyo.lg.jp/bosai/machizukuri/keikan/houtodokede.html>

また、今回のお問合せに関するものとして、他に「風致地区条例」が考えられますが、風致地区内での建築物その他の工作物の新築、宅地の造成等についての許可が必要となります。詳細については、以下のリンクのとおりです。

<http://www.city.bunkyo.lg.jp/bosai/machizukuri/toshikeikaku/futi01.html>

なお、風致地区につきましては、都市計画課（03-5803-1239）が担当部署となっております。

関東	東京都	目黒区	131105	環境清掃部 環境保全課 公害対策係
----	-----	-----	--------	-------------------

当係では、東京都環境確保条例に既定されている工場の認可を行っていますが、太陽光発電が条例上の工場に該当するかどうかは、条例を作成した東京都に直接ご確認ください。

また、環境影響評価については、区で独自の条例は持っていません。

東京都の環境確保条例でアセス対象物件となるかどうかについては東京都に直接ご確認ください。

その他、関連しそうな条例等については、気づいた限りでHPをピックアップしたので、ご参考にしてください。

内容については、直接担当にお尋ねください。

環境確保条例（東京都）

http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_honbun/g1011328001.html

環境影響評価条例（東京都）

<https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/assessment/>

目黒区みどりの条例 HP

<http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shizen/ikimono/midori/keikaku.html>

目黒区景観条例、開発、省エネルギー計画等に関する HP

http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sumai/kenchiku/kyougi_kibo/index.html

関東	東京都	大田区	131113	まちづくり推進部 都市計画課 都市計画担当
----	-----	-----	--------	-----------------------

大田区における事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等は該当のものがございません。

関東	東京都	世田谷区	131121	環境計画課
----	-----	------	--------	-------

太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例等の有無に関して本区では該当するものではありません。

ただし、世田谷区環境基本条例第 11 条において、一定の規模以上の開発を行う事業者は、その事業の実施に関して環境へ配慮する事項についてあらかじめ協議するように、区は要請することができると規定しています。

これに基づき区は環境配慮項目を例示し、その中のひとつとして自然エネルギーの変換利用を掲げており、太陽光パネル又は太陽光温水パネル等の設置を要請しています。

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/126/436/d00123595.html>

関東	東京都	豊島区	131164	環境清掃部 環境政策課 調整グループ
----	-----	-----	--------	--------------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等は、豊島区にはございません。

関東	東京都	荒川区	131181	環境課 環境計画係
----	-----	-----	--------	-----------

条例・規則等は、荒川区では該当ございません。

関東	東京都	板橋区	131199	都市整備部 都市計画課
----	-----	-----	--------	-------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴い、建築物の建築、工作物の設置、開発行為、土地造成、木材伐採、物件堆積等の行為を伴う場合、景観法に基づく届出および板橋区景観条例に基づく事前協議が必要になる場合がございます。

また景観法および板橋区景観条例以外にも、関係法令および条例等に基づく手続きが必要になる場合がございますので、必ず事前にご相談下さい。

景観法および板橋区景観条例について

板橋区都市整備部都市計画課都市景観担当

電話 03-3579-2549

板橋区の条例・規則等について（板橋区例規集）

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/002/002065.html

関東	東京都	練馬区	131202	都市整備部 都市計画課 庶務係
----	-----	-----	--------	-----------------

練馬区では事業用太陽光発電施設の届出を規定した条例・規則はございませんが、練馬区まちづくり条例および練馬区景観条例で、一定規模以上の開発事業等を行う場合の届出や事前協議の手続きについて定めています。

お問い合わせの施設がこれらの条例の規定に該当すれば、所定の手続きが必要となります。

詳細につきましては、練馬区ホームページの「区政情報」⇒「まちづくり・都市計画」⇒「まちづくり条例」および「景観計画・条例」に記載しております

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/machi/jorei/index.html>

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/machi/keikan/index.html>

関東	東京都	足立区	131211	都市建設部 都市計画課 都市計画係
----	-----	-----	--------	-------------------

都市計画課では太陽光発電について特別に手続きを必要とするものはございません。

施設の建築規模等により景観法の対象となる場合がありますので下記ホームページをご確認ください。

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/machi/kekan/tetsuzuki.html>

関東	東京都	葛飾区	131229	環境部 環境課
----	-----	-----	--------	---------

事業用太陽光発電システムの設置に伴う環境保全対策等に関する条例等の有無ですが、葛飾区では特に条例等は定めておりません。

関東	東京都	八王子市	132012	まちなみ整備部 まちなみ景観課
----	-----	------	--------	-----------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等は、該当がありません。

ただし、設置する太陽光発電施設の規模、設置する場所、工事の内容によっては、景観条例や土地開発等に関する条例・規則などが該当するおそれがありますので、まちなみ景観課だけでは回答するには難しい状況です。

より具体的なお相談であれば、各課で対応させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

関東	東京都	武蔵野市	132039	環境部 環境政策課 計画係
----	-----	------	--------	---------------

本市では、事業用太陽光発電施設の設置に伴う環境保全上の届出等はございません。

通常の、建築物建築に伴う手順に沿って進めていただければ結構です。

関東	東京都	府中市	132063	建設産業部 まちづくり課 都市計画係
----	-----	-----	--------	--------------------

本市においては、景観条例のみ対応となっております。

本市のHPに内容が載っていますのでご確認ください。

<http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/jigyo/toshikeikaku/keikan/index.html>

関東	東京都	昭島市	132071	環境部 環境課 計画推進係
----	-----	-----	--------	---------------

現在、当市においては、事業用太陽光発電施設が設置された事例はなく、届出を必要とする条例・規則等も制定されていません。

それに伴い、ホームページ等の公開URLもございません。

ただし、手続きにつきましては、内容によって届出が必要な場合があります。

①太陽光設備が「建築物」となる場合

- ・別途、東京都多摩建築指導事務所（立川合同庁舎2F）への建築確認申請が必要となります。
- ・さらに、建築する土地面積が1,000㎡以上の場合は、開発行為となるため市と協議が必要となります。

なお、協議については地域開発課が担当しています。

②太陽光設備が「工作物」となる場合

- ・市への届出は不要です。

関東	東京都	町田市	132098	環境資源部 環境・自然共生課
----	-----	-----	--------	----------------

町田市において、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

関東	東京都	東村山市	132136	環境安全部 環境・住宅課
----	-----	------	--------	--------------

当市においては、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

しかし、設置する発電施設が建築物に該当するかどうか等によっては、市の宅地開発および建築物の建築に関する指導要綱の対象になる可能性はあるかと思えます。

指導要綱につきましては、市のホームページで確認することができますので、ご確認いただけますよう、お願いいたします。

<http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/>

関東	東京都	国分寺市	132144	都市建設部 まちづくり推進課
----	-----	------	--------	----------------

国分寺市においては、まちづくり条例を施行し、一定規模の開発事業を行う際は届出が必要となります。

なお、建築行為を伴わない事業用太陽光発電施設の設置については、条例・規則等に基づく届出などの規定はありません。

しかしながら、近隣住民の方等には、事前説明を行うなど丁寧な対応をお願いいたします。

また、市に問合せがあった際の対応として、計画内容や問合せ先を把握いたしたく、市にも事前に情報提供くださいますようお願いいたします。

また、国分寺市では景観条例を定めておりませんが、景観まちづくり指針を定めておりますので、同指針に基づくご配慮をお願いいたします。

なお、景観まちづくり指針については、以下のページをご覧ください。

<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/koutsuu/keikaku/1012017.html>

関東	東京都	狛江市	132195	環境部 環境政策課 環境係
----	-----	-----	--------	---------------

・条例・規則等

→狛江市まちづくり条例、狛江市まちづくり条例施行規則にあります

・その条例・規則等における太陽光発電に係る内容

→狛江市まちづくり条例第25条第3号・第26条および、狛江市まちづくり条例施行規則第3章第16条により、区域面積500㎡以上の太陽光発電等の電力設備に土地利用の変更等をする場合に届出が必要となります。

狛江市まちづくり条例

<http://www.city.komae.tokyo.jp/index.cfm/46.59332.c.html/59332/20131101-153927.pdf>

狛江市まちづくり条例施行規則

<http://www.city.komae.tokyo.jp/index.cfm/46.59332.c.html/59332/20150422-100633.pdf>

関東	東京都	清瀬市	132217	都市整備部 水と緑の環境課 環境衛生係
----	-----	-----	--------	---------------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等についてですが、現時点ではそのような条例・規則は当市にはありません。

関東	東京都	東久留米市	132225	環境安全部 環境政策課 計画調整係
----	-----	-------	--------	-------------------

現在、東久留米市では事業用太陽光発電施設の設置に特化した条例・規則等はありません。

ただし、一般の建築物等と同様に、一定規模以上の工事や構造物の設置、あるいは設置する場所の形態等によっては、建築関係、都市計画関係、環境関係等の法規の基づく東京都や東久留米市の条例に該当することも考えられます。

関東	東京都	稲城市	132250	環境課
----	-----	-----	--------	-----

開発規制などを担当しております都市計画課に確認いたしましたところ、当市においては、太陽光発電の設置に限って規制を掛けている内容の条例・規則などはないとのことです。

また、環境課においても、当市において同様の条例・規則などは把握しておりません。

関東	東京都	西東京市	132292	都市整備部 都市計画課
----	-----	------	--------	-------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等については、環境に係る事務を所管するみどり環境部環境保全課にも確認いたしましたが、西東京市にはありません。

関東	東京都	瑞穂町	133035	都市整備部 産業課
----	-----	-----	--------	-----------

①営農型太陽光発電設備の設置に関しては、農地法第4条の一時転用許可申請の手続きで対応しています。
瑞穂町農業委員会が意見を進達し、許可権者は東京都知事になります。事業用の設置実績は無く自家用（住宅用）で1件の実績があります。
②市街地の空き地等に太陽光発電設備を設置する場合、景観や光害防止等に関する届出等が必要な瑞穂町の条例、規則等はありません。

関東	東京都	檜原村	133078	産業環境課 生活環境係
----	-----	-----	--------	-------------

檜原村は事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出は環境保全条例に該当すれば、行為の届出が必要です。
また、檜原村全体が秩父多摩甲斐国立公園に指定されていますので詳しくは奥多摩自然公園管理センターに確認してください。

檜原村環境保全条例

http://www1.g-reiki.net/hinohara/reiki_honbun/g154RG00000417.html

関東	東京都	新島村	133639	企画財政課 企画調整室
----	-----	-----	--------	-------------

当村では特に届出、規則等はありません。

関東	東京都	神津島村	133647	総務課 行政係
----	-----	------	--------	---------

条例や規則に関してですが、まだ勉強不足のところもあり、これらに関するものは今のところ制定する予定はありません。
今後の事業推進にあたり必要に応じて制定整備していくものと考えております。

関東	東京都	三宅村	133817	企画財政課 企画情報係
----	-----	-----	--------	-------------

当村では三宅村環境保全条例がありますが太陽光発電についての記述はありません。

HPに例規集がございますので詳細はそちらでご確認ください。

三宅村 例規集

http://www.miyakemura.com/reiki_int/reiki_menu.html

三宅村環境保全条例

http://www.miyakemura.com/reiki_int/reiki_honbun/g160RG00000262.html

その他にも都市計画区域、公園法、建築確認等が関係すると思います。こちらの申請等は東京都となりますので関係部署にお問い合わせください。

関東	東京都	八丈町	134015	企画財政課
----	-----	-----	--------	-------

当町で該当するものとして「八丈町地域再生可能エネルギー基本条例」「八丈町再生可能エネルギー事業に関するガイドライン」がございます。

条例が理念を示し、ガイドラインが手続きを示すものですがいずれも太陽光のみを対象としておらず、全ての再エネ種別が対象となります。

詳しくは、下記 URL をご参照ください。

http://www.town.hachijo.tokyo.jp/kakuka/kikaku_zaisei/re/index.html

神奈川県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
関東	神奈川県	神奈川県	140007	県土整備局 都市部 都市整備課 土地区画整理グループ

関係する本県所管の条例・規則等は次のとおりです。なお、条例・規則等に関するお問い合わせについては、各担当グループまでお願いいたします。

条例・規則等	神奈川県土地利用調整条例
適用	市街化調整区域、非線引き白地地域、都市計画区域外において、面積1ヘクタール以上の土地の利用目的を変更する開発行為を行う場合
手続	知事との協議
担当	政策局政策部土地水資源対策課土地利用調整グループ

	045-210-3115（直通）
参照 URL	○「神奈川県土地利用調整条例」 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100469/

条例・規則等	神奈川県環境影響評価条例・同施行規則
適用	太陽光発電施設の建設に伴う面開発により、一定面積以上の「宅地※の造成」を行う場合 「一定面積」は、地域ごとに定められており、甲地域（国立公園等の特別地域等）では1ha以上、乙地域（国立公園等で甲地域を除いた地域）では3ha以上、その他の地域（甲地域および乙地域を除いた地域）では20ha以上となります。 ※宅地:宅地造成等規正法第2条第1号に規定する宅地。農地、森林、道路、公園等に利用されている土地以外の土地を言います。
手続等	環境アセスメント手続
担当	環境農政局環境部環境計画課 環境影響審査グループ 045-210-4070（直通）
参照 URL	○「かながわの環境アセスメント」 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f247/

条例・規則等	神奈川県生活環境の保全等に関する条例・同施行規則
適用	特定有害物質使用地（特定有害物質を使用等している事業所の敷地および跡地等）において土地の形質変更を行う場合
手続等	事前の届出および土壌の汚染状況の調査
担当	環境農政局環境部大気水質課水環境グループ 045-210-4123（直通）
参照 URL	○「かながわの土壌汚染対策」 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7005/

条例・規則等	神奈川県自然環境保全条例
適用・手続等	○自然環境保全地域に指定されている場合、一定の行為を行う際は県知事への届出又は県知事による許可が必要です。また、自然環境保全地域の普通地区か特別地区かによって、手続が異なります。 ○住宅団地の造成、事業所の建設、土石の採取など、1ha以上の開発行為の場合、法令等に基づく開発許認可等の際に、県知事と「みどりの協定」を締結していただきます（任意）。
担当	環境農政局緑政部自然環境保全課 緑地グループ 電話 045-210-4310（直通）
参照 URL	○「自然環境保全地域とは」 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f211/p3315.html ○「みどりの協定」 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f12201/

条例・規則等	神奈川県立自然公園条例
適用・手続等	○県立自然公園の特別地域に指定されている場合、一定の行為を行う際は市町村長（一部の行為については、県自然環境保全センター所長）の許可が必要です。 ○県立自然公園の普通地域に指定されている場合、一定の行為を行う際は市町村長への届出が必要です。
担当	環境農政局緑政部自然環境保全課 自然公園グループ 電話 045-210-4315（直通）
参照 URL	○「自然公園の規制と申請窓口」 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5842/p16573.html ○「自然公園内で許可又は届出の必要な行為」 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5842/p16574.html ○「かながわの自然公園について」 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5842/

条例・規則等	神奈川県土砂の適正処理に関する条例・同施行規則
適用	一定規模（2,000 平方メートル）以上の面積の土砂の埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行う場合や、500 立方メートル以上の土砂の搬出を行う場合
手続等	許可又は事前の届出
担当	県土整備局事業管理部建設リサイクル課 建設リサイクルグループ 電話 045-285-3204（直通）
参照 URL	○「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4331/

関東	神奈川県	横浜市	141003	都市整備局 景観調整課
----	------	-----	--------	-------------

本課では景観法に基づく「景観計画の届出」および、景観条例に基づく「景観協議」について取り扱っています。
そのため、上記 2 つの規制の範囲で回答させていただきます。

【回答】

本市の景観施策は、主に 3 つの地域（関内地区・MM21 中央地区・MM21 新港地区）について規制誘導を行っています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/keicho/keikan/list/>

窓口案内チラシ（PDF 形式 664KB）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/keicho/keikan/list/pannhuretto.pdf>

（※窓口チラシの URL および URL 記載の各地区の「ガイドライン」を参考にしてください。）

結論としては、「太陽光パネル」についての明確な景観上の規制は今のところありません。

ただし、届出の対象行為、協議の対象行為である「建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が 10 m²以上のもの」として扱う場合には色彩基準が規制としてあり、その場合は案件ごとに協議を行っています。

関東	神奈川県	川崎市	141305	まちづくり局 計画部
----	------	-----	--------	------------

事業用太陽光発電施設に特化したものではないですが、川崎市は市内全域が景観計画区域となっておりまして、対象となる規模の建築物、もしくは工作物を設置する場合は届出が必要となります。

対象規模に関しましては、川崎市景観計画概要版の 9 ページをご覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/500/cmsfiles/contents/0000018/18097/gaiyouban-all.pdf>

また、市内には 6 地区の景観計画特定地区、7 地区の都市景観形成地区がございましてこれらの地区内における設置の場合は建築物、工作物の規模に関わらず（一部適用除外有り）設置の際は届出が必要となります。

詳しくは川崎市景観計画、都市景観条例をご参照ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-1-3-1-16-0-0-0-0.html>

なお、環境影響評価条例等その他の条例に関しましては直接、所管部署にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

関東	神奈川県	相模原市	141500	街づくり支援課
----	------	------	--------	---------

相模原市景観条例では、建築基準法に規定される建築物および工作物のうち一定規模以上となるものについては、事前協議を含めた手続きを求めています。また、該当する場合は、色彩等を制限する景観形成基準および地域ごとの景観誘導指針に適合する必要があります。

内容につきましては、計画ごとにご確認いただきますようお願いいたします。

参考に窓口にて配布しておりますパンフレットを掲載する頁の URL を記載いたします。

事前協議・届出制度と景観誘導指針

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sumai/keikan/017203.html>

事務担当：街づくり支援課 042-769-9252（直通）

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/cgi-bin/contact.cgi?mail=61100000>

環境政策課

相模原市環境影響評価条例においては、条例で定める事業に応じ、一定規模以上の大規模な事業の実施にあたり、環境影響評価に関する図書の提出等の手続きが必要となります。

お問合せいただきました「事業用太陽光発電施設の設置」については、地域区分に応じ、造成面積が1～20ヘクタール以上である事業等が対象となる可能性があります。

詳細につきましては、環境政策課まで御連絡くださるようお願いいたします。

（参考）環境影響評価

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kankyo/28133/index.html>

事務担当：環境政策課 042-769-8240（直通）

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/cgi-bin/contact.cgi?mail=52050010>

建築審査課

事業用太陽光発電施設の設置に伴い、届出等が必要な条例・規則等は、事業用太陽光発電施設が建築基準法上の建築物又は工作物に該当するか否かにより異なります。

建築基準法上の建築物又は工作物に該当するかについては、「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて」（技術的助言 平成23年3月25日国住指第4936号）を参考に判断いたします。

建築物又は工作物に該当した場合は、建築基準法、相模原市建築基準条例および相模原市建築許可等取扱規則に適合させる必要がある場合があります。

ご不明の点につきましては、下記の問い合わせ先までご連絡くださいますようお願いいたします。

事業担当：建築審査課 042-769-8255（直通）

メールフォーム：<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/cgi-bin/contact.cgi?mail=61400000>

環境保全課

相模原市環境保全に関する条例および神奈川県生活環境の保全等に関する条例に太陽光発電施設についての規定はありません。

事業担当：環境保全課 042-769-8241

関東	神奈川県	平塚市	142034	まちづくり政策部	まちづくり政策課
----	------	-----	--------	----------	----------

平塚市内で事業用太陽光発電施設を設置するにあたり、当該施設が工作物に該当する場合は、建築基準法や平塚市風致地区条例、景観法および平塚市景観条例に基づく事前協議や届出等の手続きが必要となる場合があります。

また、解体工事や掘削工事を伴う場合は、各種公害関係法令に基づく届出が必要となる場合があります。

詳細につきましては、お電話又は窓口にてご確認ください。

なお、神奈川県環境影響評価条例に係る内容につきましては、神奈川県へお問い合わせください。

〈建築基準法〉

平塚市役所本館 6階 建築指導課（直通：0463-21-9732）

<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kenshi/s-kenshitoppage.htm>

〈平塚市風致地区条例〉

平塚市役所本館 6階 まちづくり政策課 都市計画担当（直通：0463-21-8781）

<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/machi-s/huuchi-pc1.htm>

〈景観法・平塚市景観条例〉

平塚市役所本館 6階 まちづくり政策課 都市景観担当（直通：0463-21-8781）

<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/machi-s/keikan-todokede.htm>

<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/common/100051452.pdf>

〈各種公害関係法令〉

平塚市役所本館 5階 環境保全課（直通：0463-21-9764）

<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyou-h/khdojouosen.htm>

〈神奈川県環境影響評価条例〉

関東	神奈川県	鎌倉市	142042	まちづくり景観部 まちづくり政策課
----	------	-----	--------	-------------------

回答が複数の課に跨るため、まちづくり政策課でとりまとめて回答します。

(1) 鎌倉市特定土地利用における手続および基準等に関する条例

- ・ 300 m²以上の土地を行為区域として太陽光発電施設を設置する場合は、上記の条例の手続が必要となります。（第 2 条第 1 号カ）
- ・ 手続では、看板設置や近隣住民説明等があります。（第 2 章）
- ・ 立地基準（第 26 条）のほか、緑化や表示板等の設置基準があります。（第 30 条第 1 号、2 号）

(2) 景観法、鎌倉市景観条例

- ・ 都市景観課において、以下の届出・申請が必要です。

(1) 工作物として扱う場合

景観計画区域内行為届出書（届出対象規模については鎌倉市景観計画 P156 の「工作物」の欄を参照）

(2) 屋根と一体的な構造であるなどして建築物の一部として扱う場合

景観計画区域内行為届出書（届出対象規模については鎌倉市景観計画 P156 の「開発行為等」「建築物」の欄を参照）（景観法第 16 条）

景観地区内における建築物の計画の認定申請書（景観地区内に限る）（景観法第 63 条）

- ・ 鎌倉市景観計画等で太陽光発電施設についての項目はありませんが、「別紙 1」のとおり工作物に関する景観形成基準への遵守・適合義務があります。また、「別紙 2」のとおり景観上の配慮を指導しています。

(3) 鎌倉市風致地区条例

- ・ 施行規則第 18 条（その他の工作物の許可基準）第 2 項第 4 号に太陽光発電施設についての基準があります。
- ・ 許可の審査基準・解釈と運用 P34、37、61 にも記載されています。

【リンク】

- ・ 鎌倉市特定土地利用における手続および基準等に関する条例（※リンク先下から 2 番目）

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/machidukuri/mati-review.html>

- ・ 鎌倉市風致条例等

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/fuuchi/huutitiku.html>

事務担当：まちづくり景観部まちづくり政策課まちづくり政策担当（特定土地）

まちづくり景観部都市景観課都市景観担当（景観法）

都市調整部都市調整課風致担当（風致）

参考

太陽光発電システムを設置する際は景観への配慮をお願いします

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankyo/documents/sunvew.pdf>

景観計画区域のパフレット（旧市街地の住宅地区域（PDF:107KB））

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keikan/documents/keikakupanfu1.pdf>

関東	神奈川県	小田原市	142069	環境部 エネルギー政策推進課
----	------	------	--------	----------------

事業用太陽光発電施設の設置にあたっては、その規模や土地の区分によって、景観条例などが関係する可能性があります。

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/c-planning/keikan/todokede.html>

但し、これは太陽光発電設備に限ったものでなく、工作物・建築物を新設する場合に適用されるものです。

関東	神奈川県	茅ヶ崎市	142077	都市部 景観みどり課
----	------	------	--------	------------

設置にあたっては、他の案件と同様に、太陽光発電施設についても、案件ごとに必要な手続を確認しておりますので、詳細については各担当へお問い合わせください。

以下、ご回答の内容となります。

<建築指導・開発審査>

建築確認等を要するかは、案件ごと異なりますので、下記 URL 参照の上、本市建築指導課および開発審査課へお問い合わせください。

■建築指導関連

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shidou/index.html>

■開発審査関連

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shinsa/index.html>

<景観条例に係る届出>

一定規模以上の建築物、工作物について条例に基づく届出が必要となります。平地に置く場合は、届出は不要となりますが、建築物等に太陽光を設置する場合には建築物の高さに参入するか、建築指導課と調整の上、案件ごとに対応になります。

■景観条例

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/keikan/1008081.html>

<森林法関係>

神奈川県地域森林計画の対象となる場合は伐採の90日から30日前までに伐採および伐採後の造林の届出書の提出が必要となります。

ただし、伐採面積が1haを超える場合には林地開発許可の対象となります。

また、森林の土地を取得後、すぐに伐採等を行わない場合および森林部分を残す場合は取得者となった日から90日以内に森林の土地の所有者届出書を提出する必要があります。

■森林法

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/1001876/1007295/1007315.html>

<神奈川県自然環境保全条例>

神奈川県が指定する自然環境保全地域内で一定規模以上の建築物の新築や増築等の行為を行う場合には行為着手の30日前までに自然環境保全地域普通地区内行為届の提出が必要となります。

■参照 URL

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f246/p3971.html>

<その他>

その他、場所により規制等がかかる地域がありますので、下記 URL にあります「まっぷ de ちがさき」を参照してください。

■まっぷ de ちがさき

<http://www2.wagamachi-guide.com/chigasaki/top/>

- ・市では開発等が行われる前に必要に応じて当該地の自然環境の調査や希少植物等の移植等をお願いさせていただいております。
- ・近年、光害に対する課題等も見受けられますので、手続き等に該当がない場合でもお手数をおかけしますが各担当へ問い合わせください。

関東	神奈川県	逗子市	142085	環境都市部 まちづくり課
----	------	-----	--------	--------------

まちづくり課においては、開発・建築に係る3つの条例（まちづくり条例、良好な都市環境つくる条例、景観条例）を運用しており、太陽光発電施設等の設置については、規模・工事内容等によって条例の手続きが必要となります。

各条例の適用対象および詳細については下記 URL をご確認ください。

- ・逗子市内での建築指導・開発指導等

<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/machi/kenchikuKaihatsu.html>

なお逗子市には、これ以外にも行為内容や行為地等において規制等がありますので、事業者様には工事予定地や内容等を具体的にお示しいただき、ご相談いただくようにしております。

関東	神奈川県	三浦市	142107	都市環境部 都市計画課 開発指導グループ
----	------	-----	--------	----------------------

(1) 三浦市風致地区条例

- ・風致地区内で許可必要行為を行う場合は許可申請が必要です。
- ・許可申請にあたっては、許可基準（色彩、緑地率等）を満たす必要があります。
- ・許可必要行為・許可基準については、別添パンフレットをご確認ください。

(2) 三浦市景観条例

- ・届出対象行為を行う場合は、事前協議・届出が必要です。
- ・景観形成基準（色彩基準）満たすほか、景観誘導指針にできる限り適合する必要があります。
- ・届出対象行為・景観形成基準・景観誘導指針については、別添パンフレットをご確認ください。

(3) 三浦市まちづくり条例

- ・ 特定開発事業を行う場合は、条例に基づく手続きが必要です。
- ・ 特定開発事業については、三浦市まちづくり条例施行規則で定める整備基準を満たす必要があります。
- ・ 特定開発事業については、別添パンフレットをご確認ください。

なお、上記3つの条例の関係する URL について記載いたします。

また、上記条例はあくまで代表的なものであり、行為地・行為の内容（伐採の有無・造成の有無等）によっては、別途手続きが必要となることもありますのでご了承ください。

○三浦市風致地区条例

<http://www.city.miura.kanagawa.jp/keikaku/huuti.html>

○三浦市景観条例

<http://www.city.miura.kanagawa.jp/keikaku/keikan/tetuduki.html>

○三浦市まちづくり条例

http://www.city.miura.kanagawa.jp/keikaku/machidukuri_jyourei.html

○三浦市風致地区条例のパンフレット

http://www.city.miura.kanagawa.jp/keikaku/documents/fuuchi_shipanfu02.pdf

○三浦市景観条例のパンフレット

<http://www.city.miura.kanagawa.jp/keikaku/keikan/documents/panf.pdf>

○三浦市まちづくり条例のパンフレット

http://www.city.miura.kanagawa.jp/keikaku/documents/matidukuri_jyourei_panhu_kaitei2.pdf

関東	神奈川県	秦野市	142115	開発建築指導課
----	------	-----	--------	---------

本市において太陽光発電施設を設置する場合、一定規模以上の事業については「秦野市まちづくり条例」に定める手続きを必要としています。同条例により、敷地面積 500 ㎡以上の土地において土地利用目的の変更を行う場合、条例に定める手続きの中で、市の関係部署との協議を行うこととなります（例：畑を太陽光発電施設用地に変更する場合など）。

なお、当該条例は施設の発電量の大小に関係なく適用されますが、敷地面積 500 ㎡未満の区域で設置する場合は、条例の適用対象外となります。当該手続きにおける主な調整事項としては、緑地確保、駐車場確保、雨水排水処理、近隣への周知等があります。

また、太陽光発電施設の場合、パネルの反射光による近隣住民への影響、パネルや支柱、フェンス等の色彩などといった項目についても指導する場合があります。

上記の協議が整った上で、工事に着手できるようになります。

【参考 URL】（秦野市役所 HP:まちづくり条例関係）

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp/kaihatsu/machi/jukankyo/kaihatsu/machizukuri.html>

関東	神奈川県	厚木市	142123	まちづくり計画部 都市計画課 都市計画係
----	------	-----	--------	----------------------

当課では、お問合せいただきました内容（条例・規則等）のなかでは、「景観条例」が所管となります。

厚木市の景観条例・景観計画におきまして「太陽光発電施設」に限った内容はありますが、建築基準法で定める建築物または工作物に当たる場合で、厚木市景観条例・景観計画の届出対象に該当する場合は、届出が必要となります。

景観計画

<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/machiit/toshi/keikan/d014746.html>

ホーム > 産業・まちづくり > 都市計画 > 景観 > 景観法・厚木市景観条例に基づく届出制度

なお、他の法令・例規等の該当の有無についてにつきましては、こちらではすべて把握できないため、参考までに本市の開発・建築関連部署の一覧表の URL を記載しましたので、ご利用ください。

開発・建築に係る主な関係部署一覧

<http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/machiit/toshi/sonota/d022076.html>

環境農政部 環境政策課 環境共生係

事業用太陽光発電施設の環境保全対策として条例や規則で届出等を義務付けているものではありません。

関東	神奈川県	大和市	142131	街づくり計画部 街づくり推進課
----	------	-----	--------	-----------------

下記の条例が関係する可能性がありうると判断いたしました。
ご参考までにご高覧くださいませようよろしくお願いいたします。

○大和市景観条例

「景観づくり（大和市景観計画と景観条例）」

<http://www.city.yamato.lg.jp/web/t-seibi/keikan.html>

○大和市開発事業の手続きおよび基準に関する条例

「開発事業の手続きおよび基準に関する条例 建築物における駐車施設の附置等に関する条例 等」

<http://www.city.yamato.lg.jp/web/shinsa/shinsa0021.html>

関東	神奈川県	伊勢原市	142140	経済環境部 環境対策課
----	------	------	--------	-------------

伊勢原市では、事業用太陽光発電施設に特化した条例・規則はありません。
ただし、設置場所・規模要件等によっては他法令等での届出の必要性が出てくる場合がございます。

関東	神奈川県	海老名市	142158	まちづくり部 都市計画課 都市政策係
----	------	------	--------	--------------------

当市においては、現在のところ事業用太陽光発電施設の設置に係る市の条例等はありません。
しかしながら、環境関連の事務担当である環境みどり課において、「光害」の防止に関して案内をしているとのことです。

当市の場合、環境関連の取組（環境政策の企画推進および調整、自然環境の保全、公害に関すること等）は環境みどり課が担当しているため、関連する御質問等がありましたら、環境みどり課にお問合せください。

なお、建築基準法関係については厚木土木事務所東部センターが窓口となっていますので、参考にお伝えします。

関東	神奈川県	座間市	142166	広聴担当 広聴人権課広聴相談係
----	------	-----	--------	-----------------

条例・規則等

→本市では、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則を定めておりませんが、座間市環境基本条例（平成24年4月施行）の第14条第2項に、以下のような記述があります。参考までに紹介いたします。

（施設の整備等）

第14条

2 市は、事業者に対して、資源およびエネルギーが有効利用され、環境への負荷の低減に資する施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

その条例・規則等における太陽光発電に係る内容

→問1で参考までに紹介した「座間市環境基本条例」の内容につきましては、座間市ホームページ

<http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1391488226505/index.html>

で御確認いただけます。御不明な点がございましたら、下記まで御連絡ください。

事務担当 環境経済部環境政策課環境政策係 小林（046-252-7675）

当市の都市計画上特別必要な届出はありません。

ただし開発面積が2,000㎡を超える場合は、景観条例に基づく届け出が必要となると共に、協議事項内において景観への配慮をお願いすることとなります。

事務担当 都市部都市計画課都市計画係 片野（046-252-8289）

関東	神奈川県	南足柄市	142174	都市計画課 都市計画班
----	------	------	--------	-------------

・条例・規則等

南足柄市としましては、「南足柄市景観条例」および「南足柄市開発指導要綱」に届けが必要になる場合がございます。

○「南足柄市景観条例」・・・条例に基づく「南足柄市景観計画」において、事前協議および届出の手続きを実施していただく事が有ります。

届出対象行為

工作物（準用工作物として、建築基準法第6条第1項が適用されるもの）
開発行為（面積が500㎡以上の開発行為）
木竹の植栽・伐採（木竹の伐採で区域の面積が500㎡以上のもの）

○「南足柄市開発指導要綱」・・・都市計画法第29条の規定により許可を要する開発行為で、面積が500㎡以上のもの。
本市区域内における都市計画法第29条の許可につきましては、神奈川県での許可になるため、神奈川県による許可が生じない限りは、市の要綱による手続きは発生しないと考えて構いません。

（南足柄市景観計画）

http://www.city.minamiashigara.kanagawa.jp/business/toshi/keikan/keikan_keikaku.html#unit-35250

（開発指導要綱）

http://www.city.minamiashigara.kanagawa.jp/kurashi/sumai/house/kaihatu_koui.html

南足柄市としましては前記条例等によって「太陽光発電設備」としての記載はしておりませんので、その都度になりますが協議を行っていただきながら対応をさせていただく事になると考えています。

関東	神奈川県	綾瀬市	142182	環境経済部 環境政策課
----	------	-----	--------	-------------

当市においては、届出の必要な条例などはございません。

2018年3月23日 連絡受領分

機構改革により「環境経済部 環境政策課」から「市民環境部 環境保全課」へと変更となっております。

関東	神奈川県	寒川町	143219	環境経済部 環境課
----	------	-----	--------	-----------

当町においては、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

関東	神奈川県	大磯町	143413	産業環境部 環境課 環境・エネルギー係
----	------	-----	--------	---------------------

大磯町省エネルギーおよび再生可能エネルギー利用の推進に関する条例

<http://www.town.oiso.kanagawa.jp/kurashi/kankyou/seisaku/1429850233967.html>

大磯町再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドライン

<http://www.town.oiso.kanagawa.jp/kurashi/kankyou/seisaku/1358751126078.html>

再生可能エネルギー利用施設の設置に関する関係法令（大磯町再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドライン 別表2参照）

関東	神奈川県	二宮町	143421	都市部 生活環境課
----	------	-----	--------	-----------

当町では、町の風致地区内に事業用太陽光発電施設を設置する場合は、二宮町風致地区条例および規則により町長の許可が必要となる場合があります。

二宮町例規集

http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/static/reiki/mokuji_bunya.html

関東	神奈川県	中井町	143618	まち整備課 管理計画班
----	------	-----	--------	-------------

本町では、事業用太陽光発電施設の設置を行うための許可申請・届出等をお願いしている制度は定めておりません。

しかしながら、事業用太陽光発電施設に限らず、大規模な用地の開発を行う際には、工事の規模・内容により、「中井町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づく町の許可が必要になる場合や、町との事前協議を行ったうえで「中井町開発指導要綱」に係る協定書を締結していただく必要がある場合があります。

なお、上記のどちらの制度においても、太陽光発電施設用地に関する特別な定めは行っておりません。

関連するホームページは以下の通りです。

盛土・切り土・埋め立てについて

http://www.town.nakai.kanagawa.jp/forms/info/info.aspx?info_id=3696

開発許可について

http://www.town.nakai.kanagawa.jp/forms/info/info.aspx?info_id=3700

関東	神奈川県	箱根町	143821	環境整備部 都市整備課
----	------	-----	--------	-------------

箱根町では特に問い合わせの内容に該当する条例等はありませんでした。

関東	神奈川県	真鶴町	143839	町民生活課
----	------	-----	--------	-------

現時点では、太陽光発電を規制するような常例・規則はありません。

しかしながら、真鶴町には景観条例と建築条例の両面を有する「真鶴町まちづくり条例」があり、それから派生した「美の基準」というものが存在します。

そのなかで、新築・改築を行う時にその建物が周辺と調和しているか、陸屋根は原則として禁止等の制約を「まちづくり課」と協議してから建築確認に進む制度があります。

強制力はありませんが、例えば太陽光発電が近隣の迷惑となりそうな場合は、近隣住民の声も聞いて、できる限りの設計変更をしてもらい、周辺との違和感がないように指導しています。

町づくり条例については、真鶴町ホームページの「例規集」を参考にしてください。

「美の基準」はだいたいページ数の多い冊子ですので、「まちづくり課」で内容を確認してください。

真鶴町例規集

http://www.town-manazuru.jp/0102/d1w_reiki/reiki.html

関東	神奈川県	愛川町	144011	建設部 都市施設課 都市計画班
----	------	-----	--------	-----------------

関係各課に照会したところ、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありませんでした。

新潟県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
信越	新潟県	新潟県	150002	土木部用地・土地利用課 土地利用対策係

①条例・規則等

⇒太陽光発電施設に限らず、開発内容（事業の場所や面積）によっては、個別法および新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱等に基づく手続きが必要になる可能性があります。

新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱

<http://www.pref.niigata.lg.jp/yochi/1356757063331.html>

②その条例・規則等における太陽光発電に係る内容

⇒「土地利用規制の概要」というホームページを公開しておりますので参考にいただくと幸いです。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/yochi/1233172955800.html>

信越	新潟県	新潟市	151009	都市計画課 / まちづくり推進課 / 環境政策課
----	-----	-----	--------	--------------------------

都市計画課

・開発許可制度について

事業用太陽光発電施設を設置する場合、都市計画法第 29 条の開発許可または同法第 43 条の建築許可が必要な可能性があります。

設置する施設の規模や位置等の内容によって、必要な手続きが異なりますので、当該施設を設置予定の区役所建設課にて直接ご相談を頂きたいと思えます。

なお、一般に、建築基準法上の建築物の建築または特定工作物の建設に伴う土地の区画形質の変更は開発行為に該当し、市街化区域では 1,000 m² 以上の開発行為は許可が必要です。

市街化調整区域では面積を問わず開発行為は許可が必要になります。

開発行為に該当しない場合でも市街化調整区域で建築行為を行う場合は、建築許可が必要になる場合があります。

・景観条例に関する届出について

景観計画区域内で一定規模を超える行為を行う場合、景観法に基づく届け出が必要になります。

景観計画区域は新潟市全域であり、3 特別区域と一般区域に区分し地域の特性を考慮した景観形成基準を設け運用しております。

一般区域および特別区域（信濃川本川大橋下流沿岸地区）において、地盤面からの高さが 15m を超える工作物（太陽光発電施設含む）の新設、増築、改築、又は移転を行う場合、届出が必要となります。

また、他の 2 特別区域においては、地盤面からの高さが 7m を超えるもの等、届出対象の条件が厳しくなっておりますのでご注意願います。

なお、景観条例に関する詳細は、市ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

<http://www.city.niigata.lg.jp/shisei/tokei/keikannituite/keikan/index.html>

・まちづくり推進課、環境政策課

該当事項はございません。

信越	新潟県	長岡市	152021	都市整備部 都市計画課 都市政策係
----	-----	-----	--------	-------------------

○条例・規則等（環境影響評価条例、環境保全・緑地保全等に関する条例、景観条例等、土地開発等に関する条例等、自然環境等と再生エネルギー発電設備事業との調和に関する条例等）

→環境部局、開発部局は該当する条例・規則等はない。

景観については、長岡市景観条例が平成 29 年 4 月 1 日に施行する。

○その条例・規則等における太陽光発電に係る内容

→長岡市景観条例では、行為の届出を規定。

築造面積が 500 ㎡を超える場合、届出が必要となる。

届出された案件は、周辺の景観との調和が図られているか確認する。

（景観アクションプラン）

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate07/keikan/action-plan.html>

（景観条例）

http://www.city.nagaoka.niigata.jp/shisei/cate03/jyourei/reiki/reiki_honbun/e403RG00001834.html

信越	新潟県	三条市	152048	建設部 建設課 建設管理係
----	-----	-----	--------	---------------

三条市は該当がありませんでした。

信越	新潟県	柏崎市	152056	市民生活部 環境政策課 温暖化対策係
----	-----	-----	--------	--------------------

当市には太陽光発電設置を規制する条例等はなく、県の要綱等に準じて事業者指導を行っております。

柏崎市景観計画や農地では柏崎市農振計画などへの影響、整合性に基づき判断しています。

（県の要綱等）

- ・新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱
- ・新潟県自然環境保全条例

メガソーラーなどの大規模開発は県から意見を求められることとなります。

都市整備部 都市政策課 都市計画係

本市では、平成 29 年 4 月 1 日柏崎市景観条例が施行され、同日以降 1 千平方メートル以上、又は 10m 以上の太陽光発電施設を設置する場合（市内一部地域においては、基準を 10 平方メートル、又は 3m 以上としています。）は、届出が必要となります。

面積・高さ要件の概略は上記のとおりですが、形態意匠や色彩など、ご配慮をいただきたい項目を定めた景観形成基準等の詳細はホームページの柏崎市景観計画で、ご覧いただけます。

柏崎市景観計画および柏崎市景観条例は、下記の URL のページで公開しております。

<https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/toshikekaku/machi/toshikekaku/kekan/todokede.html>

信越	新潟県	新発田市	152064	環境衛生課 生活環境係
----	-----	------	--------	-------------

事業用太陽光発電施設の設置に関する条例、規則はございませんが、当市の景観条例において、建築物と一体となった太陽光パネルについては、建築物の規模により届け出が必要になる場合がございます。

環境条例、環境計画が掲載されている URL です。

信越	新潟県	十日町市	152102	市民福祉部 環境衛生課 衛生業務係
----	-----	------	--------	-------------------

該当する条例はありませんでした。

開発行為につきましては、新潟県の「新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱」に該当する場合があります。

担当:新潟県土木部 用地・土地利用対策課 土地利用対策係 (025-280-5396)

信越	新潟県	燕市	152137	市民生活部 生活環境課 環境政策係
----	-----	----	--------	-------------------

当市に於いては、該当する条例・規則等はない旨、お伝えいたします。

信越	新潟県	阿賀野市	152234	商工観光課
----	-----	------	--------	-------

阿賀野市では事業用太陽光発電施設の設置に伴う条例や規則等は「特になし」で回答させていただきます。

信越	新潟県	南魚沼市	152269	環境交通課、都市計画課
----	-----	------	--------	-------------

太陽光発電施設の設置に関しまして、現在、南魚沼市には、景観条例の制定はありませんので、景観に関する届出制はありません。また、太陽光発電施設は建築物に該当しないとの見解があり、市における土地開発等に関連する届出制もありません。

ただし、面積が 20,000 平方メートル以上を開発する場合は、新潟県の「新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱」に基づく届出等が必要です。

ほかに、太陽光施設設置に関する条例、規則等はありません。

新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱

<http://www.pref.niigata.lg.jp/yochi/1356757063331.html>

信越	新潟県	田上町	153613	産業振興課 商工観光係
----	-----	-----	--------	-------------

田上町ではお尋ねの件に関する独自の条例・規則等は現時点ではありません。今後、設置の計画等がありましたら事前にお問い合わせいただくと助かります。

信越	新潟県	津南町	154822	総務課 企画財政班
----	-----	-----	--------	-----------

当町においては現在のところ該当するものはありません。

信越	新潟県	刈羽村	155047	産業政策課
----	-----	-----	--------	-------

当村において、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等は（環境影響評価条例、環境保全・緑地保全等に関する条例、景観条例等、土地開発等に関する条例等、自然環境等と再生エネルギー発電設備事業との調和に関する条例等のいずれも）ありません。

富山県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
北陸	富山県	富山県	160008	商工労働部 商工企画課 新産業科学技術班

●富山県土地対策要綱

大規模開発...土地の区画形質の変更およびこれに伴う施設の整備に関する行為で、当該事業に係る一団の土地の面積が 5ha 以上のもの。(要綱第 3 条、第 4 条)

【届出、事前審査申し出】

5ha 以上の大規模開発をしようとするときは、個別法の申請に先立ち、開発行為届出書をその開発しようとする土地の所在する市町村の長を経由して知事に提出するものとする。

なお、20ha 以上の大規模開発については、開発行為届出書の提出前に、事前審査申出書を同様に提出するものとする。(要綱第 4 条、第 5 条)

富山県土地対策要綱

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00000822.html

<担当課> 県民生活課 076-444-3131

●富山県環境影響評価条例、富山県環境影響評価条例施行規則

工場又は事業場（敷地面積が75ヘクタール以上）の設置の事業を実施する場合に環境影響評価の手続きが必要。

（条例第2条第2項、規則第2条第2項）

この規定に基づき、75ヘクタール以上の敷地に太陽光発電所を設置する工場又は事業場を設置する場合に環境影響評価の手続きが必要。

富山県環境影響評価条例

http://www.pref.toyama.jp/sections/1103/reiki_int/reiki_honbun/i001RG00000408.html

富山県環境影響評価条例施行規則

http://www.pref.toyama.jp/sections/1103/reiki_int/reiki_honbun/i001RG00000409.html

担当課:環境政策課 076-444-3141

●富山県自然環境保全条例、富山県自然環境保全条例施行規則

自然環境保全地域に関して

○自然環境保全地域の特別地区内における設置

特別地区内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

- ・建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

（条例第11条第4項）

○自然環境保全地域の普通地区における設置

保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法および着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

- ・その規模が規則で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

（条例第14条第1項第1号）

【工作物の基準】

建築物 高さ10メートル又は床面積の合計200平方メートル

（規則第17条）

富山県自然環境保全条例

http://www.pref.toyama.jp/sections/1103/reiki_int/reiki_honbun/i001RG00000369.html

富山県自然環境保全条例施行規則

http://www.pref.toyama.jp/sections/1103/reiki_int/reiki_honbun/i001RG00000370.html

担当課:自然保護課 076-444-3396

●富山県立自然公園条例、富山県立自然公園条例施行規則

県立公園に関して

○県立自然公園の特別地域内における設置

特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

- ・工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

（条例第20条第3項）

○県立自然公園の普通地域内における設置

自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法および着手予定日

その他規則で定める事項を届け出なければならない。

- ・その規模が規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

（条例第24条第1項第1号）

【工作物の基準】

建築物 高さ13メートル又は延べ面積1,000平方メートル

(規則第 26 条)

富山県立自然公園条例

http://www.pref.toyama.jp/sections/1103/reiki_int/reiki_honbun/i001RG00000377.html

富山県立自然公園条例施行規則

http://www.pref.toyama.jp/sections/1103/reiki_int/reiki_honbun/i001RG00000378.html

担当課:自然保護課 TEL 076-444-3396

●富山県文化財保護条例、富山県文化財保護条例施行規則

富山県指定文化財に指定されている、史跡・名勝・天然記念物の指定地内および建造物において、工事等によってその現状を変更する際は、事前に現状変更申請を行い、富山県教育委員会の許可を得る必要がある。

(「富山県指定有形民俗文化財を除く県指定文化財の現状を変更しようとするとき又はその保存に影響をおよぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。)(条例第 11 条))

<その他参考>

- ・国指定重要文化財、史跡名勝天然記念物の現状を変更する場合、文化財保護法に基づき文化庁長官の許可が必要(法第 43 条、第 125 条)
- ・事業地が周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)に位置する場合、60 日前までに文化財保護法に基づく届出が必要(法第 93 条)

富山県文化財保護条例

http://www.pref.toyama.jp/sections/1103/reiki_int/reiki_honbun/i001RG00000939.html

富山県文化財保護条例施行規則

http://www.pref.toyama.jp/sections/1103/reiki_int/reiki_honbun/i001RG00000940.html

担当課:生涯学習・文化財室 076-444-3456

北陸	富山県	富山市	162019	環境部 環境政策課 企画係
----	-----	-----	--------	---------------

「該当なし」

北陸	富山県	高岡市	162027	市民生活部 地域安全課 環境政策室
----	-----	-----	--------	-------------------

事業用太陽光発電施設のみを対象とした本市独自の条例・規則はありません。

北陸	富山県	魚津市	162043	産業建設部 商工観光課
----	-----	-----	--------	-------------

富山県魚津市では事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

北陸	富山県	滑川市	162060	産業民生部 生活環境課
----	-----	-----	--------	-------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

北陸	富山県	黒部市	162078	市民環境課 環境係
----	-----	-----	--------	-----------

まず現状として、本市では特に太陽光発電施設設置に関する条例等はありません。

一般的には設置場所の土地状況、また設置形態や工事形態等、個々の具体的状況を踏まえ、森林、農地、景観、自然公園、文化財保護など様々な関連する法に基づき各所管課に届け出いただくこととなります。

上記のことを踏まえられたうえで、本市内で太陽光発電施設を設置しようとする場合に市独自のものが何かあるかというご質問とは思いますが、設置場所の状況個々に応じて判断されるべきものですので、位置等具体的な情報をいただいた時にまた随時ご相談いただけたらと思います。

都市計画課

条例等につきましては「黒部市環境基本条例」該当となります。

その他、お問合せ事項に記載されていた条例等は該当ありませんでした。

太陽光発電に関する内容を記載した条例等は該当ありませんでした。

北陸	富山県	砺波市	162086	福祉市民部 生活環境課 環境保全係
----	-----	-----	--------	-------------------

本市には、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

北陸	富山県	小矢部市	162094	民生部 生活協働課
----	-----	------	--------	-----------

市条例・規則で事業用太陽光発電施設の設置について直接言およしたものはありません。
間接的に関係するものとしては「小矢部市文化財保護条例」があります。

小矢部市文化財保護条例
(環境保全)

第 11 条 教育委員会は、市指定文化財（市指定無形文化財を除く。）の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

小矢部市例規集

<http://www.city.oyabe.toyama.jp/shiseijyouhou/reiki/>

市条例ではなく県条例ではありますが、「富山県水源地保全条例」があります。詳細については下記の県ホームページでご確認願います。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00012925.html

北陸	富山県	上市町	163228	企画課 企画班
----	-----	-----	--------	---------

当町では、該当がありません。

北陸	富山県	入善町	163422	住民環境課 生活環境係
----	-----	-----	--------	-------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出と条例、規則についてですが、町独自に定めているものはありません。
設置の際は、法令等に基づいた届出をしていただく必要があります。

北陸	富山県	朝日町	163431	住民・子ども課 環境衛生係
----	-----	-----	--------	---------------

該当条例はありません。

石川県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
北陸	石川県	石川県	170003	環境部 環境政策課 環境管理 G

1. 環境影響評価

(1) 条例・規則等

- ・ふるさといしかわの環境を守り育てる条例第 199 条～238 条

http://www1.g-reiki.net/ishikawa/reiki_honbun/i101RG00001068.html

- ・同施行規則第 148 条～193 条

http://www1.g-reiki.net/ishikawa/reiki_honbun/i101RG00001075.html

(2) 内容

土地の造成面積が 50ha 以上（工業地域・工業専用地域は 100ha 以上）の場合、「工場および事業場の建設の用に供する一団の土地の造成の事業」に該当し、条例に基づく環境影響評価の手続きが必要になります。

(3) 担当課

環境部環境政策課環境管理グループ 076-225-1463

2. 自然公園

(1) 条例・規則等

- ・ふるさといしかわの環境を守り育てる条例第 178 条第 1 項第 1 号

http://www1.g-reiki.net/ishikawa/reiki_honbun/i101RG00001068.html

- ・同施行規則第 136 条第 1 号 (10)

http://www1.g-reiki.net/ishikawa/reiki_honbun/i101RG00001075.html

(2) 内容

自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（普通地域）内において、その規模が知事が定める基準を超える工作物の新築等をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届出する必要があります。

【工作物の基準（施行規則第136条第1号（10））】

太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル

(3) 担当課

環境部自然環境課自然公園グループ 076-225-1477

3. 開発行為

(1) 条例・規則等

- ・石川県土地対策指導要綱第4条

http://www1.g-reiki.net/ishikawa/reiki_honbun/i101RG00000113.html

(2) 内容

太陽光発電に限らず、開発区域の面積が1ha以上の土地について開発行為をしようとする者は、事業計画を定めて、知事又は市町村長に協議し、その了承を得る必要があります。

(3) 担当課

企画振興部企画課土地対策グループ 076-225-1314

4. 景観

(1) 条例・規則等

- ・いしかわ景観総合条例第26条～第27条、第41条～第42条

http://www1.g-reiki.net/ishikawa/reiki_honbun/i101RG00001196.html

- ・同施行規則第7条～第9条、第20条～第22条

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/toshi/keikan/documents/1403keikanjyoreikisoku.pdf>

(2) 内容

県全域（景観行政団体である市町の区域を除く）で、一定規模を超える行為（建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為）を行う場合は、事前（行為着手の30日前まで）に届出等が必要になります。

また、眺望景観保全区域内（加賀市、小松市、七尾市、穴水町の一部）で一定規模を超える行為を行う場合についても、事前に届出等が必要になります。

【届出等の対象となる工作物（施行規則第3条第13号）】

太陽光を電気に変換するための設備および太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備で建築設備以外のもの

(3) 担当課

土木部都市計画課景観形成推進室 076-225-1759

5. 文化財等

(1) 条例・規則等

① 埋蔵文化財

- ・石川県文化財保護条例第36条の2、同施行規則第28条の3、第28条の4

http://www1.g-reiki.net/ishikawa/reiki_honbun/i101RG00000913.html

② 県指定史跡名勝天然記念物

- ・石川県文化財保護条例第35条、同施行規則第27条

(2) 内容

① 埋蔵文化財

太陽光発電に限らず、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合には「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等のための発掘届」が、工事中等に新たに埋蔵文化財を発見した場合には「遺跡発見届」（新たに埋蔵文化財を発見した場合）が必要になります。

なお、県教育委員会としては、事業者に対して、工事中等の新たな埋蔵文化財の発見等の事態を回避等するため、事業計画の出来るだけ早い段階に事業地を所管する市町教育委員会と協議・調整（事前の試掘調査の実施等）することを求めています。

② 県指定史跡名勝天然記念物

太陽光発電に限らず、その現状を変更し、又はその保存に影響をおよぼす行為をしようとするときは、県の許可が必要になります。

(3) 担当課

教育委員会事務局文化財課庶務・文化財管理グループ 076-225-1841

北陸	石川県	金沢市	172014	都市整備局 景観政策課
----	-----	-----	--------	-------------

1. 条例・規則等

- ・景観法
- ・金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例

- ・金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則
- ・金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例
- ・金沢市風致地区内における建築等の規制に関する規則

2. 上記の該当する条例・規則等における太陽光発電に係る内容

- ・法第 16 条 届出について
- ・条例第 9 条 景観計画・景観形成基準について
- ・規則第 3 条 (15) 工作物の定義について 等

3. HP に公開されている URL

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29020/keikan/keikan/index.html>

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29020/keikan/jourei/index.html>

以上が、太陽光発電に関するものと思われます。

なお、2. については、3. より内容をご確認いただければ幸いです。

また、景観形成基準については、本市の景観計画区域の区域毎に応じて設けられています。

北陸	石川県	七尾市	172022	市民生活部 環境課
----	-----	-----	--------	-----------

事業用太陽光発電施設設置に伴う届出等にかんする条例等はありません。

北陸	石川県	小松市	172031	環境共生部 エコロジー推進課
----	-----	-----	--------	----------------

該当はございません。

北陸	石川県	輪島市	172049	建設部 都市整備課
----	-----	-----	--------	-----------

1. 事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等について

- ・環境影響評価条例等について

輪島市において独自の条例・規則等はありません。

石川県の「ふるさと石川の環境を守り育てる条例および施行規則」において設置に伴う届出等に関する規定があります。

- ・景観条例等について

輪島市景観条例があり、規模（開発面積）によって届出が必要です。

その他、自然公園法に基づき、国定公園区域内に計画の場合においては指定状況や種別によって、石川県への届出や許可申請が必要です。

- ・緑地保全等に関する条例等について

輪島市において独自の条例・規則等はありません。

森林法で地域森林計画の対象となっている森林において立木の伐採を計画している場合には「伐採および伐採後の造林の届出」が必要となります。

また地域森林計画対象林において、売買、相続等の森林の土地の所有権の移転が発生する場合には、「森林の土地の所有者届出」が必要です。

加えて、石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例に基づき、森林の土地取引には事前の届出が必要です。

- ・土地開発等について

輪島市において独自の条例・規則等はありません。

規模によって、都市計画法による、「開発許可」、森林法による「林地開発」などの許可申請が必要です。

2 上記の該当する条例・規則等における太陽光発電に係る内容について

- ・輪島市景観条例には太陽光発電施設に関する内容はございません。

- ・ふるさと石川の環境を守り育てる条例（石川県条例）には次の文言があります。

条例第百七十八条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

- 一 その規模が知事が定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（工作物の基準）

第百三十六条 条例第七十八条第一項第一号に規定する知事が定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

(十) 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル

北陸	石川県	珠洲市	172057	企画財政課 企画係
----	-----	-----	--------	-----------

当市において、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例および規則は制定されておりません。
ただし、建築基準法や消防法、農地法や森林法など、当市の条例以外で規制を受ける面はございます（日本全国共通でしょうが）。

北陸	石川県	加賀市	172065	
----	-----	-----	--------	--

経済環境部 環境政策課 環境政策係

条例・規則名	太陽光に係る内容	対象地区
加賀市自然環境保全条例	9条	自然緑地保護区等
加賀市伝統的建造物群保存地区保存条例	6条	加賀市東谷地区、 加賀市橋立地区
加賀市景観条例 加賀市景観条例施行規則	施行規則 別表第2(第8条関係)	景観整備地区 等

加賀市自然環境保全条例

http://www1.g-reiki.net/kaga/reiki_honbun/r287RG00000460.html

加賀市伝統的建造物群保存地区保存条例

<https://www.city.kaga.ishikawa.jp/data/open/cnt/3/177/1/7681.rtf>

建設部 建築課

当係は、景観関係の担当係になります。

標記の件についてホームページ URL、関係法令を下記に記載します。

法令・条例：景観法に基づく加賀市景観計画

加賀市景観条例

加賀市景観条例施行規則

URL：http://www.city.kaga.ishikawa.jp/folder/04cityplanning_4_5.html

届出対象：モジュール面積が 100 m²を超える太陽光発電等の設置

北陸	石川県	羽咋市	172073	産業建設部 環境安全課
----	-----	-----	--------	-------------

羽咋市ではお問い合わせに関する条例や規則はありませんが、平成28年3月に策定した「羽咋市地球温暖化対策実行計画（区域政策編）」
(<http://www.city.hakui.ishikawa.jp/sypher/www/info/detail.jsp?id=6562>) で再生可能エネルギー技術の導入促進について掲載しています。

北陸	石川県	能美市	172111	
----	-----	-----	--------	--

産業建設部 都市計画課

「条例・規則等なし」にて回答します。

市民生活部 環境生活課

該当がありません。

北陸	石川県	野々市市	172120	産業建設部 都市計画課 都市計画係
----	-----	------	--------	-------------------

おいしかわ景観総合条例

対象規模に該当する場合のみ届出が必要。

また届出先は野々市市となりますが、県条例になります。

【届出対象規模】

景観計画区域（景観形成重要地域（末松の一部）を除く市内全域）

- ・ 建築面積 1,000 m²超（景観形成重要地域は 500 m²超）
- ・ 高さ 13m超（建築物および工作物）
- ・ 開発面積 10,000 m²超

石川県景観計画に基づく届出（野々市市 HP）

http://www.city.nonoichi.lg.jp/toshikeikaku/Ishikawa_keikan.html

いしかわの景観（石川県 HP）

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/toshi/keikan/>

○地区計画

地区計画区域内に設置する場合は届出が必要。

野々市市の地区計画について

<http://www.city.nonoichi.lg.jp/toshikeikaku/tikukeikaku.html>

○76条申請

土地区画整理事業の施行区域内に設置する場合は申請が必要。

土地区画整理法第 76 条第 1 項許可申請

<http://www.city.nonoichi.lg.jp/toshikeikaku/shinsei/tokuhou76shinsei.html>

北陸	石川県	内灘町	173657	町民福祉部 環境安全課
----	-----	-----	--------	-------------

現在、太陽光発電施設の設置に直接係る条例・規則等はありません。
ただし、設置条件により資料の提出等を求める場合があります。

北陸	石川県	志賀町	173843	環境安全課
----	-----	-----	--------	-------

当町においては特に該当となる条例・規則はありません。

北陸	石川県	能登町	174637	環境対策課
----	-----	-----	--------	-------

能登町で定める『条例・規則・要綱』はありません。

設置の際には石川県条例における

【景観条例】（一部地域）

【開発許可】（面積よる）

の確認を必要としています。

福井県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
北陸	福井県	福井県	180009	

土木部 都市計画課

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

ただし、一般的な事項として土地の区画形質の変更を行い、当該太陽光発電施設が建築基準法上の建築物である場合、都市計画法 29 条に基づく開発許可が必要な場合がございます。

安全環境部 環境政策課

①条例・規則等について

福井県環境影響評価条例

②条例における太陽光発電に係る内容について

太陽光発電事業を直接対象とはしていないが、太陽光発電施設の建設に際し、土地を造成する場合は、「工業用地の造成の事業」に該当し、造成に係る土地の面積に応じて環境影響評価の対象としている。

〔第1種:面積 50ha 以上 第2種:面積 40ha 以上 50ha 未満〕

<http://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess/>

観光営業部 文化振興課 歴史遺産推進室

福井県では、景観条例を持っておらず、県内の11市町が景観行政団体となっています。

福井県内の景観行政団体(11市町)・・・福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町
残り6町(南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町)については、自動的に県が景観行政団体となりますが、福井県には景観計画および景観条例はありません。

そのうち、10市町(上記11市町中、池田町以外)において、景観計画および景観条例を持っています。

近年、山林等の大規模開発で太陽光発電施設開発が多いため、景観上配慮すべき点を景観計画に盛り込み、開発行為における届出の基準等を改定するよう市町と協議しているところです。

北陸	福井県	福井市	182010	都市戦略部 都市整備室
----	-----	-----	--------	-------------

①条例・規則等について

福井市景観条例

②条例における太陽光発電に係る内容について

太陽光発電設置の際の基準は特にございませぬ。ただし、太陽光発電施設の設置と併せて、土地の形質の変更や、太陽光発電施設の周囲に垣、柵、塀などの工作物を設置する際に届出が必要となる場合があります。

<http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/mati/keikan/p002973.html#youshiki>

市民生活部 環境課

当課(環境課)が所管する事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な「条例」としては、「福井市公害防止条例」が該当する可能性があります。

福井市公害防止条例では、発電施設に限らず、事業所に一定の設備(例 2.25kW 以上の原動機)を設置する場合には、「特定工場設置届出書」を福井市に届け出ることを義務付けています。

<http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/kankyo/hozen/sijyourei.html>

都市戦略部 都市計画課

当課においては、都市計画法の開発行為等に関する条例・規則等は定めておりませぬ。なお、パネルやキュービクルのみの設置であれば許可不要ですが、開発箇所、開発規模によっては管理棟等、建築物の建築がある場合は許可が必要となります。

北陸	福井県	小浜市	182044	産業部 都市整備課 建築景観グループ
----	-----	-----	--------	--------------------

本市の環境衛生課にも確認しましたが、事業用太陽光発電施設に関する条例・規則等はありません。

北陸	福井県	大野市	182052	産経建設部 建築営繕課
----	-----	-----	--------	-------------

- ・関係する条例は、「大野市景観条例」です。
- ・太陽光発電施設に関する直接的な記載はありませんが、規模によっては、設置届出の義務が生じます。
- ・詳細については、次のアドレスにてご確認ください。

<http://www1.g-reiki.net/reiki4d8/reiki.html>

北陸	福井県	勝山市	182061	市民生活部 環境政策課 エコ・自然エネルギー推進 G
----	-----	-----	--------	----------------------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

北陸	福井県	鯖江市	182079	都市整備部 都市計画課
----	-----	-----	--------	-------------

条例、規則等なし

北陸	福井県	あわら市	182087	土木部 建設課
----	-----	------	--------	---------

あわら市には、あわら市土地利用指導要綱、景観条例の2つがあります。内容はホームページに公開されています。

あわら市土地利用指導要綱

<http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/life/life137/kaihatsu.html>

景観条例

<http://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/life/life137/p004259.html>

北陸	福井県	坂井市	182109	建設部都市計画課 / 産業環境部環境推進課
----	-----	-----	--------	-----------------------

坂井市には太陽光発電施設の設置について、関連する条例として下記2つがございます。

- ・坂井市景観条例（建設部都市計画課）

太陽光パネルについては、工作物となりますので大規模行為となる場合景観の届出が必要となります。

届出の対象となるのは、地盤面から13mを超えるもの、築造面積が1,000㎡を超えるものとなります。

坂井市景観計画 URL

<http://www.city.fukui-sakai.lg.jp/toshi-keikaku/kurashi/toshi-keikaku/toshi-keikaku/keikan.html>

- ・坂井市環境保全条例（産業環境部環境推進課）

太陽光パネルのみの設置については届出は必要ありませんが、併設施設として定格出力が2.2キロワット以上の原動機を使用する場合などは「特定工場」の届け出が必要となります。

「特定工場」の対象となる施設につきましては下記 URL よりご確認できます。

坂井市環境保全条例：<http://www.city.fukui-sakai.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/todokede/kankyo-hozen.html>

北陸	福井県	南越前町	184047	建設整備課
----	-----	------	--------	-------

当町においては、事業用太陽光発電の設置に伴う届出等に関する条例等々は、ございません。

北陸	福井県	越前町	184233	住民環境課
----	-----	-----	--------	-------

越前町では上記届出等が必要な条例・規則等はありません。

北陸	福井県	若狭町	185019	環境安全課
----	-----	-----	--------	-------

若狭町環境保全条例では、太陽光発電施設に限定したものではありませんが、事業所、開発行為等についての届出について記載がございます。

若狭町環境保全条例

http://www1.g-reiki.net/fukui-wakasa/reiki_honbun/r194RG00000298.html

若狭町環境保全条例施行規則

http://www1.g-reiki.net/fukui-wakasa/reiki_honbun/r194RG00000299.html

山梨県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
関東	山梨県	山梨県	190004	エネルギー局 エネルギー政策課

太陽光発電施設の設置に伴う届出等については、設置する場所、地目等によって該当する法令・条例等が異なります。

山梨県では、太陽光発電設備の設置に関して、昨年11月に「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」を策定し、適正な導入のために遵守すべき事項として防災面、景観面、環境面での適切な措置を事業者に求めるとともに、立地を避けるべきエリアや必要な手続き等について説明しています。

具体的な法令・条例等については、ガイドラインの資料編にまとめてありますので、下記 URL から内容を御確認下さい。

(※関連法令の一覧は「資料編」の資料17に記載しています。)

<http://www.pref.yamanashi.jp/energy-seisaku/guideline.html>

関東	山梨県	甲府市	192015	建設部 まち開発室 都市計画課 計画係
----	-----	-----	--------	---------------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等ですが、

- ・甲府市景観計画区域内行為の届出（甲府市景観条例）
- ・風致地区内建築物等の新築等許可申請（甲府市風致地区条例）

※甲府市景観条例・甲府市風致地区条例は HP の例規集で検索可能です。

甲府市景観条例

http://www1.g-reiki.net/kofu/reiki_honbun/e602RG00001402.html

甲府市風致地区条例

http://www1.g-reiki.net/kofu/reiki_honbun/e602RG00001130.html

関東	山梨県	富士吉田市	192023	都市基盤部 都市政策課
----	-----	-------	--------	-------------

○富士吉田市景観計画※市域3区分でモジュール面積の大きさにより届け出【窓口:市都市政策課】

http://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=5927

○山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例※事業計画検討段階で景観への影響評価等を求めるもの【窓口:県世界遺産富士山課】

<http://www.pref.yamanashi.jp/fujisan/201601/documents/fujisannkeikannhairyojourei.html>

○太陽光発電施設の適正導入ガイドライン※県内での事業用発電施設導入にあつて配慮すべき共通事項や自治体別に立地に配慮すべき場所を記載【窓口:県エネルギー政策課】

<http://www.pref.yamanashi.jp/energy-seisaku/guideline.html>

○国土利用計画法に基づく届け出※5,000㎡以上の土地取引を行った場合、契約締結日を含め2週間以内に届け出【窓口:市都市政策課】

http://www.pref.yamanashi.jp/c-jinko/10_003.html

○都市計画法に基づく開発許可【窓口:県都市計画課※3,000㎡以上、市建築住宅課1,000㎡以上3,000㎡未満】

<http://www.pref.yamanashi.jp/toshikei/kaihatsu/gaiyou.html>

https://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=148

○林地開発許可 ※地域森林計画対象民有林で1ヘクタールを超えて行う開発行為【窓口:県森林整備課】

<https://www.pref.yamanashi.jp/shinrin-sb/rinchihozen.html>

○地すべり防止法等に基づく許可 ※地すべり防止区域内（森林法又は土地改良法の区域を除く）での行為【窓口:県治山林道課】

<https://www.pref.yamanashi.jp/sabo/index.html>

<https://www.pref.yamanashi.jp/ysd-kensetsu/kasensabokanri/kasensabokanrika.html>

○文化財保護関係【窓口:市歴史文化課、県学術文化財課】

<http://www.pref.yamanashi.jp/gakujutu/bunkazaihogo/yamanashikennobunkazai.html>

https://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=5261

○自然公園法関係【窓口:市環境政策課、県みどり自然課】

<https://www.pref.yamanashi.jp/download/midori/index.html>

○山梨県自然環境保全条例【窓口:県みどり自然課】

<https://www.pref.yamanashi.jp/midori/shizenkankyuhozentiku.html>

○環境影響評価制度※施行区域面積15ha以上【窓口:県大気水質保全課】

<http://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/asses-seido-gaiyo.html>

以上、主なものを列記致しました。詳細は、各機関担当にてご確認下さい。

関東	山梨県	都留市	192040	地域環境課
----	-----	-----	--------	-------

本市における事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等には、「都留市安心・安全な再生可能エネルギー発電設備の導入に関

する要綱」が該当します。

本市において最大出力 10kW 以上の太陽光発電施設を設置する場合に、計画書等の提出をお願いするものです。

詳細については本要綱をご覧ください（下記 URL）

<http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/div/kankyouseisaku/dload/energy/youkou.pdf>

関東	山梨県	山梨市	192058	都市計画課
----	-----	-----	--------	-------

「山梨市景観条例」

<http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/fs/9/2/5/1/ /keikanjyourei.pdf>

（内容）

条例第 13 条にて景観法第 16 条第 1 項に規定する届出対象行為を「地上に設置する太陽光発電施設でソーラーパネルの表面積の合計が 10 m²を超えるものを新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更する行為」とし、景観形成上守るべき基準（景観形成基準）を以下のように定めています。

「景観形成基準」

- ・太陽光発電設備の高さは、出来る限り低くして周辺景観に馴染むようにすること
- ・歩行者および周囲の景観に影響のあるものは、敷地境界から出来るだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を施すようにすること
- ・道路等から見た場合に、景観を阻害しないよう、配置の工夫、分割の工夫、植栽による遮へい等により修景を施すようにすること
- ・重要な眺望点から視対象方向の視野内に望見できないようにすること
- ・自然的、都市的、歴史文化的に価値の高い資源およびその周辺から望見できないようにし、その施設を見た場合に阻害しないようにすること
- ・木竹の伐採を伴う場合は、伐採面積を必要最小限にすること
- ・ソーラーパネルの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用すること
- ・ソーラーパネルの発電面は、低反射で、模様の目立たないものを使用し、文字等の表記はしないこと
- ・ソーラーパネルのフレームの色彩は、基本的にはパネル部分と同色とし、素材は低反射のものとする
- ・パワーコンディショナや分電盤およびフェンス等の付属設備の色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用すること
- ・施設の汚染、退色や腐食等については、定期的に補修し、美観の維持、向上に努めること

関東	山梨県	韮崎市	192074	建設課
----	-----	-----	--------	-----

本市におきましては一定規模の事業用太陽光発電施設については以下のものが該当になるかと思われます。

・韮崎市景観条例（韮崎市景観計画）

<https://www.city.nirasaki.lg.jp/docs/2015092900020/>

・韮崎市開発行為等指導要綱（もしくは韮崎市宅地開発事業等の基準に関する条例）

<https://www.city.nirasaki.lg.jp/docs/2013021610613/>

関東	山梨県	南アルプス市	192082	建設部 都市計画課
----	-----	--------	--------	-----------

南アルプス市景観まちづくり条例、南アルプス市景観まちづくり条例施行規則があります。

景観計画区域内において一定規模以上の行為（建築物の新設・増改築、工作物の新設等を行う場合は、市へ届出が必要になります）

平成 28 年 3 月に条例を改正し、太陽光発電に関する項目を設けました。

太陽光発電は、工作物の太陽光発電設備その他再生可能エネルギー発電設備の類に該当し、3 つの地域で高さの基準は異なりますが、パネル面積が 10 m²以上であれば届出対象行為となります。

専用住宅、併用住宅の屋根面に設置するもので、傾斜屋根の場合でパネルが建築物の棟を超えず屋根面に密着させたもの、陸屋根の場合でパネルの最上部が屋上床面から 3 m 以下のものは届出不要になります。

また、行為ごとに景観形成基準があり、項目ごとに基準を設けています。

南アルプス市景観まちづくり条例・景観計画 「景観法に基づく届出手続き」について

http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/shisei/toshikeikaku/keikan_todokede.html

関東	山梨県	北杜市	192091	まちづくり推進課
----	-----	-----	--------	----------

本市において事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出については、次の条例等がございます。

「北杜市景観条例」

<http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/biz/machi/machi/1308710349-1.html>

「北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱」

http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/biz/machi/machi/taiyoukou_shidouyoukou.html

なお、このほか設置に関し、その土地によって、個別の法律等に基づく届出等がございます。

(例) 山林にあつては伐採届、農地にあつては農地転用許可申請など。指導要綱第4条において関係する法令を示しております。

関東	山梨県	甲州市	192139	環境政策課
----	-----	-----	--------	-------

- ・甲州市太陽光発電設備設置事業指導要綱
- ・甲州市景観条例

に関して規模に応じて設置の際に届出が必要となります。

甲州市太陽光発電設備設置事業指導要綱の適用範囲、届出内容に関しては

<http://www.city.koshu.yamanashi.jp/shisei/oshirase/detail/%E7%94%B2%E5%B7%9E%E5%B8%82%E5%A4%AA%E9%99%BD%E5%85%89%E7%99%BA%E9%9B%BB%E8%A8%AD%E5%82%99%E8%A8%AD%E7%BD%AE%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E6%8C%87%E5%B0%8E%E8%A6%81%E7%B6%B1%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6>

甲州市景観条例に関しては

http://www1.g-reiki.net/koshu/reiki_honbun/r208RG00000555.html

その中で太陽光での変更点については

<http://www.city.koshu.yamanashi.jp/shisei/oshirase/detail/%E7%94%B2%E5%B7%9E%E5%B8%82%E6%99%AF%E8%A6%B3%E6%9D%A1%E4%BE%8B%E3%81%8C%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%95%E3%82%8C%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82>

関東	山梨県	中央市	192147	都市計画課
----	-----	-----	--------	-------

1. 事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等

- ①中央市景観条例（H27.4.1 施行）
- ②中央市景観条例施行規則（H27.4.1 施行）

2. 条例・規則等における太陽光発電に係る内容

- ①条例第14条第1項により届出を要する行為として「地上に設置する太陽光発電設備:太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が10㎡を超えるもの」
- ②規則3条により「地上に設置する太陽光発電設備」を工作物としている。
- ③「太陽光発電施設に関する景観形成および設置基準」を定めている。

詳細は中央市ホームページよりご確認ください。

<http://www.city.chuo.yamanashi.jp/sougou/>

- ①条例・規則 → 例規集
- ②内容詳細 → 住まい・建築・都市基盤「景観法に基づく行為の届出」

関東	山梨県	市川三郷町	193461	まちづくり推進課 都市計画係
----	-----	-------	--------	----------------

本町では「市川三郷町景観計画」を昨年度策定し、10㎡をこえる太陽光パネルを設置する際は、景観計画区域内行為届出書を提出いただいています。

また、規制はしていませんが、口頭でフェンスの設置や近隣住民への説明をお願いしています。

以下 URL の第3章に届け出の詳細が掲載してありますので、ご確認ください。

<http://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp/40administration/05kensetsu/files/keikann3syoun.pdf>

関東	山梨県	身延町	193658	環境下水道課
----	-----	-----	--------	--------

当町では事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則はございません。

山梨県において太陽光発電施設の訂正導入ガイドラインを策定しており、それを元に事業者からの相談等に対応しております。

関東	山梨県	富士川町	193682	都市整備課
----	-----	------	--------	-------

以下の景観計画のなかで、(P37) フォローしています。

富士川町景観計画 PDF ファイル (5319KB)

<http://www.town.fujikawa.yamanashi.jp/chosei/info/machi/files/keikankeikaku.pdf>

関東	山梨県	昭和町	193844	環境経済課 環境衛生係
----	-----	-----	--------	-------------

本町では、単独で条例や規制はありませんが、山梨県で定める適正導入ガイドラインの厳守を求めています。

関東	山梨県	西桂町	194239	建設水道課
----	-----	-----	--------	-------

当町ホームページ

<https://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/>

上記 URL よりホームページに入ってください、「景観」と検索してください。

「西桂町景観計画および景観条例等の改正について」が表記されますので、そちらをクリックしていただきますと、当町の景観条例・施行規則等がご覧いただけます。

また、「太陽光発電施設に関する景観形成基準」についてもご覧いただくことができます。

関東	山梨県	山中湖村	194255	企画まちづくり課
----	-----	------	--------	----------

太陽光発電施設の件につきましては、村としては開発の要綱、および景観条例により事前協議および、届出を行っております。

要件については、下記のとおりです。

- ・山中湖村住環境保全指導要綱

施行区域 2,000 m²または高さ 10m以上 (事前協議)

- ・山中湖村景観条例

施行区域 2,000 m²または高さ 10m以上 (事前協議・届出)

モジュール面積 500 m² (事前協議・届出)

その他 (届出)

それぞれの要件につきましては、山中湖村のホームページにて、検索していただければと思います。

原則として、太陽光発電施設については、山梨県のガイドラインがございますので、そちらに合わせた形で建設していただくことになります。

また、山中湖村全域が国立公園に指定されておりますので、自然公園法の申請等、規模・場所により様々な規制がかかります。

ケースバイケースになりますので、一概にどれが必要かは、何とも言えませんが、主だったものにつきましては、別紙一覧になりますのでご確認ください。

また、本年度より山梨県条例で「景観配慮条例」も施行されておりますので、規模により許認可が必要になります。

都市計画・建築等、手続き一覧 (参考資料)

<http://www.vill.yamanakako.lg.jp/docs/2014072500014/files/tetsuduki.pdf>

関東	山梨県	富士河口湖町	194301	都市整備課
----	-----	--------	--------	-------

下記内容について下記のとおり条例等を示します。

富士河口湖町景観条例 (改正 平成27年6月9日条例第21号)

http://www1.g-reiki.net/fujikawaguchiko/reiki_honbun/r015RG00000725.html

富士河口湖町景観条例施行規則 (改正 平成27年7月1日規則第11号)

http://www1.g-reiki.net/fujikawaguchiko/reiki_honbun/r015RG00000728.html

長野県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署/内容
信越	長野県	長野市	202011	環境部 環境政策課

当市では、高圧の野点の太陽光パネル設置者を対象に「太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を定めており、定格出力 50kW 以上の発電施設に対して工事着工の 30 日前までに「長野市太陽光発電計画届出書」を提出していただいています。

条例・規則等につきましては、ガイドラインの中で関係法令とその窓口一覧表を添付し、設置者に確認・手続きを行ってもらうように定めています。

<http://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kankyo/113371.html>

信越	長野県	上田市	202037	都市建設部 都市計画課 調査計画担当
----	-----	-----	--------	--------------------

条例等

→ 平成 27 年 10 月 1 日「上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱（以下、指導要綱といいます）」が施行され、平成 28 年 1 月 1 日以降に着手する工事について、一定規模以上（敷地面積 1,000 m²以上、かつ発電出力 50kW 以上）の施設を設置する場合に、上田市へ届出をすることになっています。

また、現在の「上田市景観条例（以下、景観条例といいます）」においては、敷地面積が 3,000 m²を超えるものについては、工事着手の 30 日前までに、「景観計画区域内行為届出書」を提出することになっています。

太陽光発電に係る内容

→ 敷地面積 1,000 m²以上、かつ発電出力 50kW 以上の太陽光発電設備を設置する場合、「指導要綱」に基づき、届出をすることになっています。

上田市ホームページ「太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」

<http://www.city.ueda.nagano.jp/tosikei/20150916taiyoko.html>

また、「景観条例」では、太陽光発電設備の設置については、「その他土地の形質の変更」にあたり、敷地面積が 3,000 m²を超える場合に、「景観計画区域内行為届出書」を提出することになっています。今のところ、「太陽光発電設備の設置」という行為に特化した届出対象規模や、景観形成基準は定めていませんが、今後定められる可能性があります。

信越	長野県	岡谷市	202045	市民環境部 市民環境課 / 建設水道部 都市計画課
----	-----	-----	--------	---------------------------

岡谷市では、「岡谷市再生可能エネルギー設備の設置等に関するガイドライン」において、住民等への周知や説明会を行い円滑に導入する手順を示すとともに、岡谷市への届出等を行うことを定めており、岡谷市のホームページで公開しております。

なお、景観条例および景観計画については策定中で、現段階では、県の景観条例および景観育成計画により景観行政を行っております。

また、環境影響評価条例につきましては、長野県におきまして事業の実施が環境におよぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測および評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、講じた場合の環境影響を総合的に評価する「長野県環境影響評価条例」が定められており、長野県のホームページで公開しております。

ホームページなどで公開されていれば URL なども記載していただけると助かります。

岡谷市「岡谷市再生可能エネルギー設備の設置等に関するガイドライン」

<http://www.city.okaya.lg.jp/soshiki/13/12173.html>

長野県「長野県環境影響評価条例」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ekyohyoka/hyoka/jore.html>

信越	長野県	飯田市	202053	市民協働環境部 環境モデル都市推進課 地球温暖化対策係
----	-----	-----	--------	-----------------------------

Q1. 条例・規則等

A1. 以下に基づき、行為に対して適切な開発および推進を図っております。

(1) 長野県環境影響評価条例に基づく手続き

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/ekyohyoka/hyoka/jore.html>

(2) 長野県太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル

<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/20160627solar-manual.html>

(3) 飯田市環境基本条例

http://www.city.iida.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/e706RG00000488.html

(4) 飯田市土地利用調整条例に基づく届出等

<http://www.city.iida.lg.jp/site/tochi/jyourei-kisoku-youkou.html>

この他、都市計画区域内においては、都市計画法に基づく開発許可（県が許可権者）、森林法に基づく開発許可（県が許可権者）などにより、適切な開発誘導を実施。

Q2. その条例・規則等における太陽光発電に係る内容

A2. A1 の各規定に関する該当主要部分の提示は以下のとおり。

- (1) 別表 2
- (2) 全文
- (3) 第 4 条（事業者の責務）
- (4) 第 4 条第 1 項第 4 号（届出および勧告等）

信越	長野県	諏訪市	202061	市民部 生活環境課 環境保全自然エネルギー推進係
----	-----	-----	--------	--------------------------

■諏訪市に於いて事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等

○『諏訪市景観条例、施行規則』（関連ページ：<http://www.city.suwa.lg.jp/www/info/detail.jsp?id=2658>）

（条文：http://www.city.suwa.lg.jp/open_imgs/info/0000007553.pdf）

（諏訪市景観計画：http://www.city.suwa.lg.jp/open_imgs/info/0000006243.pdf）

⇒諏訪市景観条例において、太陽光発電に対する特別な規制はない。ただし、
 諏訪市景観計画 第 3 章法定事項 > 3. 行為の制限に関する事項 > (1) 届出対象行為の表中
 (5) ウ 工作物の建設等、(7) 土地の形質の変更等が伴う場合は届け出が必要。

○『諏訪市自然環境保護条例、施行規則』

（関連ページ：<http://www.city.suwa.lg.jp/www/service/detail.jsp?id=5959>）

（条文：http://www.city.suwa.lg.jp/reiki/reiki_honbun/e707RG00000328.html）

⇒・自然環境保護調整地区内に太陽光発電施設を設置する際、下記を伴う場合は届出が必要。（条例第 11 条）

届出と共に自然保護協定の締結が必要な行為もある。（条例第 17 条）

・届出を要しない場合でも、自然環境保護調整地区内で行為を行う場合は、施行規則にある自然環境保護基準に沿った行為を行うこと。

【届出が必要な行為】

1. 1 ha 以上の土地の形質変更（要協定締結）
2. 高さ 13 メートル以上又は延べ面積 1,000 m²以上の建築物その他工作物の新・改・増築
3. 長さ 30m以上の送水管設置
4. 高さ 30m以上の鉄塔設置
5. 20m以上のダム設置
6. 長さ 1,000m以上の車道設置（要協定締結）
7. 長さ 100m以上の送電線設置
8. 地下水を取水するための掘さく（要協定締結）

○『諏訪市再生可能エネルギー利用施設の設置等に関するガイドライン』

（関連ページ：<http://www.city.suwa.lg.jp/www/info/detail.jsp?id=7104>）

⇒・事業者が 10kW 以上の太陽光発電施設を設置する場合は届出が必要。

・建築物の上に設置する場合は届出のみ。土地に設置する場合は、周辺への説明会の開催をお願いしている。

以上です。

景観条例については都市計画課が、自然環境保護条例およびガイドラインについては生活環境課が担当となりますので、不明な点がございましたらお問い合わせください。

信越	長野県	伊那市	202096	生活環境課
----	-----	-----	--------	-------

当市では条例ではなくガイドラインで対応しています。

伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインの改正について

https://www.inacity.jp/kurashi/kankyo_keikan/energy/174seid20170116.html

信越	長野県	中野市	202118	建設水道部 都市計画課 建築住宅係
----	-----	-----	--------	-------------------

当市では太陽光発電施設の設置に関する市独自の条例、規則等はありませんが、長野県景観条例および長野県景観規則に基づき、太陽光発電施設の設置に伴う届出の受付および指導等を実施しております。

詳しくは、下記の長野県および本市ホームページに条例、規則のほか、届出要件が記載されておりますので参照いただきますようお願いします。

長野県ホームページ 「景観条例について」(景観条例および景観規則を掲載)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kekan/jore.html>

中野市ホームページ 「景観区域内における行為の届出について」(当市における届出の要件等について記載)

<http://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2014042300057/>

信越	長野県	大町市	202126	民生部 生活環境課 環境保全係
----	-----	-----	--------	-----------------

1. 法令等窓口担当 建設課 計画係

2. 届出等を要する条例等の有無 有

3. 条例等の名称 大町市開発指導要綱

<http://www.city.omachi.nagano.jp/data/open/cnt/3/6687/1/omachishikaihatushidouyoukou.pdf>

4. 主な内容

1) 開発行為において、開発区域の面積が 1,000 平方メートル以上のもの

2) 土地に自立した太陽光発電設備又は資材置場の建設等、現状の土地利用を著しく変更する行為で、開発区域の面積が 1,000 平方メートル以上のもの

3) 前 2 号に該当する行為において、施工時期にかかわらず、当該行為と一体的な行為と認められるもので、その合計面積が 1,000 平方メートル以上のもの。ただし、その行為が周辺環境におよぼす影響が小さいと認められる場合を除く。

4) 建築物等の建築において、建築面積が 1,000 平方メートル以上のもの又は中高層建築物。ただし、その行為が周辺環境におよぼす影響が小さいと認められる場合を除く。

5) その他市長が必要と認めるもの

5. 許可、届出 届出制

6. 事前協議 要

信越	長野県	飯山市	202134	建設水道部 まちづくり課
----	-----	-----	--------	--------------

施設設置に伴う申請関係については、次のとおりとなります、場合によっては長野県さんへの問合せもいただくことも有ろうかと思いますが先ずは市の回答とさせていただきます。

市民環境課関係

- ・環境影響評価、環境保全、緑地保全、関係については市の条例は該当しません。

まちづくり課関係

- ・景観、開発関係についてホームページ(下記アドレス)をご覧ください。

<http://www.city.iiyama.nagano.jp/assets/files/toshikeikaku/keikaku/iiyamasinotosikeikaku/H28toshikeikaku.pdf>

農林課関係

- ・森林関係についてホームページ(下記アドレス)の耕地林務係をご覧ください。

<http://www.city.iiyama.nagano.jp/soshiki/nourin/rinmu/>

・農地関係については、登記地目が農地であれば農地転用の手続きが必要となりますのでその場合、飯山市役所農林課農地係(代表:0269-62-3111 内線 261)まで直接お問い合わせいただくか、農林課宛てメールでのお問い合わせをお願いいたします。

信越	長野県	佐久市	202177	環境部 環境政策課 環境政策係
----	-----	-----	--------	-----------------

太陽光発電施設設置に係る佐久市自然環境保全条例・佐久市開発指導要綱等による規制等

太陽光発電施設の建築に伴い、自然災害の発生等による市民生活への影響が懸念されるため、佐久市自然環境保全条例、佐久市開発指導要綱を改正することにより、土地の地目全般にわたる当該行為についての規制指導を行い、良好な自然環境の保護および災害の防止を図り、快適で安全な市民生活を確保するものです。

佐久市自然環境保全条例(所管:公園緑地課)第8条第1項、第9条

森林法（所管:佐久地方事務所林務課）第10条の2、第10条の8

佐久市開発指導要綱（所管:都市計画課）第3条

（太陽光発電事業を計画している事業者への説明等に上記を纏めた資料があるとのこと、HP非掲載）

大規模な太陽光発電設備の設置に係る届出等について

https://www.city.saku.nagano.jp/kurashi/kankyo_kogai/shin_energy/taiyokohatsuden/todokede.html

信越	長野県	千曲市	202185	建設部 都市計画課 計画係
----	-----	-----	--------	---------------

当市には事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありませんが、一般的な太陽光発電施設の設置に伴う届出に関する規則があります。

千曲市美しいまちづくり景観条例

http://www.city.chikuma.lg.jp/db/reiki/reiki_honbun/r021RG00000766.html

千曲市美しいまちづくり景観条例施行規則

http://www.city.chikuma.lg.jp/db/reiki/reiki_honbun/r021RG00000825.html

信越	長野県	安曇野市	202207	都市建設部 都市計画課 計画係
----	-----	------	--------	-----------------

当市では土地利用制度で取り扱っております。

・安曇野市の適正な土地利用に関する条例

<http://www.city.azumino.nagano.jp/uploaded/attachment/22295.pdf>

市内で行う開発事業（建築物等を建築する又は建設する事業、建築物等の用途を変更する事業、土地の区画形質を変更する事業その他土地利用を変更する事業）は一部を除き条例に基づく事前の承認手続きが義務付けられています。

・安曇野市の適正な土地利用に関する条例施行規則

<http://www.city.azumino.nagano.jp/uploaded/attachment/22296.pdf>

第9条（19）に届出不要案件があります。

・安曇野市土地利用基本計画

<http://www.city.azumino.nagano.jp/uploaded/attachment/22298.pdf>

拠点市街区域・準拠点市街区域 敷地面積 1,000 m²以下

田園居住区域・田園環境区域 敷地面積 200 m²以下

山麓保養区域・森林環境区域 不可

ただし、上記基準に適合しない場合は特定開発事業の認定手続きによる方法もあります。

・安曇野市の開発事業に係る技術的な基準に関する規則

<http://www.city.azumino.nagano.jp/uploaded/attachment/22297.pdf>

第12条 太陽光発電施設等の整備および管理

信越	長野県	富士見町	203629	総務課 企画統計係
----	-----	------	--------	-----------

・条例、規則等（環境影響評価条例、環境保全・緑地保全等に関する条例、景観条例等、土地開発等に関する条例等、自然環境等と再生エネルギー発電設備事業との調和に関する条例等）

① 2,000 m²以上の面積の場合は「富士見町環境保全条例」が該当となります。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/page/life-07-04-sub01.html>

② 2,000 m²未満で出力10kW以上の場合は「富士見町再生可能エネルギー発電設備等に係るガイドライン」が適用されます。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/page/gaido.html>

③ その他、県条例ですが町内全域で「景観規則（半分は重点地域）」に該当します。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/shinsei/kensetsu/kekanho.html>

・その条例・規則等における太陽光発電に係る内容

→①条例で定められている開発事業のうち「その他開発事業」というくくりがあり、その中の「2,000㎡を以上の土地の形質変更および2mをこえる切土、盛土を伴う土地の形質変更」を太陽光発電設備の設置について適用させています。

→②ガイドラインそのものです。

→③県の規則をご確認下さい。

信越	長野県	辰野町	203823	住民税務課	生活環境係
----	-----	-----	--------	-------	-------

条例・規則等ありません。事業用等指定しているわけではありませんが、再生可能エネルギー設置に関して町でガイドラインは設けてあります。

再生可能エネルギー発電施設の建設に関するガイドライン

<http://www.town.tatsuno.nagano.jp/untitled1151282.html>

信越	長野県	南箕輪村	203858	住民環境課	生活環境係
----	-----	------	--------	-------	-------

本村では下記の計画、ガイドラインがあります。

① 南箕輪村景観計画

内容：景観計画区域内（南箕輪村全域）において、パネル面積100㎡を超える太陽光発電設備については、届出が必要となる。また建築物および屋上を除く場所に太陽光発電設備等を設置する場合は、道路から望見できる場所に設置しないように努め、やむを得ず設置する場合は、植栽や格子、ルーバー等の工夫をすること。

<https://www.vill.minamiminowa.nagano.jp/soshiki/kensetsu/keikaku.html>（景観計画）

<https://www.vill.minamiminowa.nagano.jp/soshiki/kensetsu/todokedekoui.html>（景観計画に基づく届出書式）

② 南箕輪村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン

内容：10kwを超える再生可能エネルギー利用施設（太陽光発電施設含む）を設置する場合、周辺住民等への事前の説明会の実施、10kwを超える再生可能エネルギー利用施設設置に係る状況調書、着工届、完了届の提出に努める。

<http://www.vill.minamiminowa.nagano.jp/soshiki/jyumin/saiseikanouenerugi.html>

信越	長野県	宮田村	203882	みらい創造課	協働係
----	-----	-----	--------	--------	-----

当村では下記の「ガイドライン」があります。一定の規模以上の発電施設は事前の届出をお願いするものです

宮田村再生可能エネルギー発電施設建設ガイドライン

<http://www.vill.miyada.nagano.jp/index.pHP?f=HP&ci=10472&i=11597>

信越	長野県	松川町	204021	環境水道課	環境係
----	-----	-----	--------	-------	-----

松川町の太陽光発電施設に係る条例、要綱等は、下記の2点になります。

・松川町土地利用の届出等に関する条例

<http://www.matsukawa-town.jp/cms-sypher/www/common/detail.jsp?id=3657>

・松川町自然エネルギー利用推進方針

<http://www.matsukawa-town.jp/cms-sypher/www/common/detail.jsp?id=4251>

また、長野県ホームページの「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」内の添付ファイルPDF「目次・本編」の中に、長野県内市町村の取組（条例・要綱等）一覧が掲載されています。松川町は、70～71ページにあります。参考にご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/20160627solar-manual.html>

信越	長野県	高森町	204030	環境水道課	環境係
----	-----	-----	--------	-------	-----

◆条例・規則等

高森町土地利用の届出等に関する条例

◆その条例・規則等における太陽光発電に係る内容

500 m²以上の開発行為をする場合は、60 日前までに届出が必要。配慮すべき事項がある場合は、開発事業者等に通知を行う。

信越	長野県	大鹿村	204170	住民税務課
----	-----	-----	--------	-------

条例・規則等

大鹿村美しい村づくり条例・大鹿村美しい村づくり条例施行規則

その条例・規則等における太陽光発電に係る内容

土地の形質の変更で、面積が 1,000 m²以上の場合は届出が必要

信越	長野県	上松町	204226	住民福祉課 生活環境係
----	-----	-----	--------	-------------

現在上松町では、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

信越	長野県	松川村	204820	総務課 政策企画係
----	-----	-----	--------	-----------

○条例・規則等

- ・松川村土地利用調整基本計画
- ・松川村むらづくり条例
- ・松川村むらづくり条例施行規則
- ・松川村開発事業等指導要綱

○その条例・規則等における太陽光発電に係る内容

- ① 村では松川村土地利用調整基本計画により、店舗或いは工場などといった施設の建設や造成等について、実施（設置）可能な場所（ゾーン）を定めている。
- ② 太陽光発電施設は、土地利用調整基本計画における施設の用途のうち「事業所・事務所」としており、事業所・事務所の設置を可としているゾーン内のみ太陽光発電施設を設置することができる。
- ③ 事業地の面積が 500 m²を超える場合は、松川村むらづくり条例に規定する開発事業に該当し、条例や施行規則で定める所定の申請手続きを行う必要があり、開発事業の承認を受け、事業実施が可能となる。

○ホームページでの関連 URL

（土地利用関係） <https://www.vill.matsukawa.nagano.jp/life/archives/000595.pHP>

（むらづくり条例関係） <https://www.vill.matsukawa.nagano.jp/life/archives/000594.pHP>

信越	長野県	小谷村	204862	総務課 企画財政係
----	-----	-----	--------	-----------

特段、太陽光に特化した条例、規則等はありません。ただし開発に当たり、小谷村開発事業等指導要綱 があります。

開発事業等指導要綱

<http://www.vill.otari.nagano.jp/www/contents/1001000000134/index.html>

信越	長野県	小布施町	205419	建設水道課 都市計画係
----	-----	------	--------	-------------

条例等は下記のとおりとなります。

太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて 国住指第 4936 号

<https://www.mlit.go.jp/common/000138954.pdf>

小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例

http://www3.e-reikinet.jp/obuse/d1w_reiki/417901010026000000MH/417901010026000000MH/417901010026000000MH.html

条例等ではありませんが、周辺との調和について必要に応じて「住まいづくり相談」等において専門家へ確認をしています。

信越	長野県	木島平村	205621	総務課 政策情報係
----	-----	------	--------	-----------

木島平村自然保護条例

http://www.kijimadaira.jp/d1w_reiki/402901010007000000MH/402901010007000000MH/402901010007000000MH.html

木島平村自然保護条例施行規則

http://www.kijimadaira.jp/d1w_reiki/402902100001000000MH/402902100001000000MH/402902100001000000MH.html

(内容)

『宅地等開発地で行う 1,000 平方メートル以上の土地の形質変更、延べ面積 500 平方メートルを超える建築物の建築又は高さ 15 メートルを超える工作物の設置並びに当該建築物および工作物の用途の変更』を行う場合には、村長に申請し開発行為の許可を受けなければならない。

信越	長野県	野沢温泉村	205630	総務課 企画財政係
----	-----	-------	--------	-----------

野沢温泉村においては、観光立村であることから、景観形成に力を注いでおります。

このなかで、太陽光発電に限らずすべての工作物の設置にあたり、「野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例」に基づき景観形成にご協力をお願いしております。

<http://www.vill.nozawaonsen.nagano.jp/living/W003H0000055.html>

信越	長野県	信濃町	205834	総務課 まちづくり企画係
----	-----	-----	--------	--------------

現在、町では太陽光発電施設設置の届出等に関する条例、規則等はありません。

しかし、「信濃町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱」がございます。それに基づき太陽光発電施設設置に伴う土地に関して、指導を行っております。

「信濃町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱」

https://www.town.shinano.lg.jp/fs/5/3/0/ /totiriyou_10 .doc

また、長野県で定めております「長野県景観規則」がございます。

今後、町ではこの「長野県景観規則」に基づき、太陽光発電施設に関する指導要綱等を整備し、長野県との連携による指導を進めてまいりたいと考えております。

国、県の状況をみながら太陽光発電施設設置に関する対応を検討して行く予定です。

岐阜県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
東海	岐阜県	岐阜県	210005	都市建築部 都市政策課

「岐阜県土地開発事業の調整に関する規則」

形質変更を行う土地の面積が 1 ha 以上の事業について、事前協議および開発協議の実施の対象

<http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kaihatsu/kaihatsu-kyoka/11654/totikaihatushijyou.html>

環境生活部 自然環境保全課

①自然環境保全協定の締結

岐阜県では、面積 5 ha を超える発電施設の建設の行為を行う場合には、岐阜県自然環境保全条例第 36 条に基づき、あらかじめ事業者と知事（県事務所長）とで「自然環境保全協定」を締結します。

【根拠規定】岐阜県自然環境保全条例（昭和 47 年条例第 17 号） 第 36 条

岐阜県自然環境保全条例施行規則（昭和 47 年規則 102 号） 第 35 条

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11265/sizenkyoutei.html>

②自然公園関係

自然公園内では、優れた自然風景を保護するため、各種の行為が規制されています。開発行為等を行う場合は、公園計画（保護規制計画）に基づいて指定された地域の種類によって、法又は条例に基づく許可申請あるいは届出の手続きが必要となります。

【根拠規定】自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）

自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号）

岐阜県自然公園法施行細則（平成 12 年規則 136 号）

岐阜県立自然公園条例（昭和 39 年条例第 45 号）

岐阜県立自然公園条例施行規則（昭和 40 年規則第 21 号）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11265/sizen-koen.html>

環境生活部 環境管理課

岐阜県環境影響評価条例

土地開発事業に該当・施行する土地の区域の面積が 20ha 以上で、かつ区画形質の変更を行う土地の面積が 8ha 以上のもの（標高 1,500m 以上の土地において施行する場合にあっては、施行区域の面積が 5ha 以上のもの）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11264/overview.html>

東海	岐阜県	岐阜市	212016	まちづくり推進部 まちづくり景観課
----	-----	-----	--------	-------------------

岐阜市景観条例

岐阜市景観条例施行規則

特段太陽光発電に対する定めはありません。通常の工作物での取り扱いとなります。

<http://www.city.gifu.lg.jp/4129.htm>

まちづくり推進部 開発指導調整課

所管する条例、規則等には、太陽光事業に関するものは該当がありません。

自然共生部

所管する条例、規則等には、太陽光事業に関するものは該当がありません。

東海	岐阜県	大垣市	212024	都市計画課
----	-----	-----	--------	-------

当市では、太陽光発電事業そのものを規制する趣旨の条例・規則は制定しておりませんが、一定規模以上の工作物を設置する場合や伐採行為を行う場合には、「大垣市景観条例」に基づく届出が必要となります。

大垣市景観計画・景観条例

<http://www.city.ogaki.lg.jp/0000003111.html>

東海	岐阜県	高山市	212032	基盤整備部 都市整備課
----	-----	-----	--------	-------------

高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例

- ① 市内全域で 500 m²以上の土地区画形質の変更等（土地利用の著しい利用変更を含む）に該当する場合、中規模開発の手続きに該当し実施計画書の提出が必要
 - ② 景観重点区域内では 200 m²以上の土地区画形質の変更等、1.5m以上の工作物の設置等に該当する場合、景観重点区域内における行為届の提出が必要
 - ③ 3,000 m²以上の土地区画形質の変更等となる場合は大規模開発の手続きに該当するため開発構想届を提出し、3週間の縦覧・市民意見の聴取、事業者による住民説明会の開催の手続きが必要
- 手続き完了後、計画具体化段階（中規模開発）へ移行

<主な審査、指導内容>

- ・基準等（高山市開発に関する指針、都市計画法・森林法等準用）に則した造成行為等への適合
- ・町内会、土地所有者、隣接土地所有者等権利関係者の同意状況
- ・太陽光パネル、パソコン等工作物の色彩、意匠
- ・周辺に住宅地がある場合の、生活環境への配慮（周囲の緑化・反射光の影響など）

<その他>

- ・条例による行政指導のため、関係法令（森林法・農地法等）について事業者は権原等を別途取得する必要有。

<http://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000061/1005212/1002136.html>

東海	岐阜県	多治見市	212041	環境課
----	-----	------	--------	-----

環境影響評価 多治見市公共事業以外には定めはありません。環境影響評価法に従ってください。

環境基本条例

<http://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/kankyo/jore/index.html>

景観条例

http://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/toshikekaku/fukeizukuri_top.html

届出（景観）

<http://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/toshikekaku/fuke/daikibo.html>

土地開発

<http://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/kaihatsu/kaihatsu/index.html>

東海	岐阜県	関市	212059	市長公室秘書広報課
----	-----	----	--------	-----------

商工課

平成 27 年 3 月に関市新エネルギービジョンを策定いたしました。ビジョンにおいて各種届出等は定めておりません。本市新エネルギービジョンの内容につきましては以下の HP アドレスにてご確認くださいませますようお願いいたします。

<http://www.city.seki.lg.jp/0000008103.html>

林業振興課

①届出等が必要となる条件

○森林法第 5 条に定める「地域森林計画対象民有林」の内において下記の行為がなされる場合

- (ア) 1 ha を超える「土石又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質の変更」
- (イ) 1 ha 未満でも「樹木の伐採」
- (ウ) 「5m 以上の掘削又は、500m³ 以上の採取」(旧関市が対象)

②届出等に必要な根拠法令(条例、要綱など)

- (ア) 森林法第 10 条の 2 → 開発許可・中濃農林事務所へ相談
- (イ) 森林法第 10 条の 8 → 伐採届・市役所林業振興課へ相談
- (ウ) 岐阜県土採取規制条例(旧関市が対象) → 中濃農林事務所へ相談

③その他、特記事項(※上記の届出等の特記事項)

○森林法第 34 条に定める「保安林」の確認 → 中濃農林事務所へ

※保安林に関する確認・手続きは原則県となりますが、保安林内の「間伐」のみ 市への届出となります。

農務課

①届出等が必要となる条件

- (ア) 市独自で制定した届はなし
- (イ) 法令に則った届出として次の手続きが必要
- (ウ) 農地での事業においては農地転用
- (エ) 農業振興地域の農用地区域内での事業においては除外

②届出等に必要な根拠法令(条例、要綱など)

- (ア) 農地法
- (イ) 農業振興地域の整備に関する法律

③その他、特記事項(※上記の届出等の特記事項)

- (ア) 農地、農振農用地での事業においては制限があり、必ず認められるものではありません。
- (イ) 農振除外の手続きは年に 1 回(9 月末締切)のみ審議を行います。

生活環境課

①届出等が必要となる条件

- (ア) 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業(特定建設作業)をする場合は作業開始日の 7 日前までに届出が必要
- (イ) 埋立面積が 3,000 m²を超える場合は許可が必要
- (ウ) 土地の形質変更をする面積が合計 3,000 m²以上となる場合は届出が必要

②届出等に必要な根拠法令(条例、要綱など)

- (ア) 騒音規制法、振動規制法、岐阜県公害防止条例
- (イ) 岐阜県埋立て等の規制に関する条例
- (ウ) 土壌汚染対策法

③その他、特記事項(※上記の届出等の特記事項)

なお、上記(ア～ウ)は関市が定める条例等ではございませんが、(ア)については関市に届出が必要です。

都市計画課

①届出等が必要となる条件

(ア) 1,000 m²以上の開発行為で土地の切盛が 30 cm 以上となる場合又は既存の公共施設(赤道、水路等)の改廃が伴う場合又は開発行為により隣地に影響をおよぼす可能性が有る場合は関市開発指導対象

- (イ) 10,000 m²以上の開発行為に関しては岐阜県土地開発事業の調整に関する規則による事前協議および開発協議対象

②届出等に必要な根拠法令(条例、要綱など)

- (ア) 関市開発指導要綱

(イ) 岐阜県土地開発事業の調整に関する規則

③その他、特記事項

(ア) 上記の届出等は、設置場所により関係法令および判断条件は変わるため、具体的な相談案件により手続き等の判断をしております。

東海	岐阜県	中津川市	212067	基盤整備部 管理課
----	-----	------	--------	-----------

当市では、「中津川市太陽光発電設備設置に関する取扱い要綱」にて取り組みを行っています。

■目的

市内における太陽光発電設備設置事業の適切な造成工事等により、市民の安全と福祉の向上を図り、周辺地域における災害の防止、並びに文化財および自然環境の保全への配慮と地元住民等への周知を促し、円滑な発電設備の導入が図られることを目的として制定しました。

■施行日

平成 28 年 1 月 1 日施行

■対象となる設置事業

太陽光発電設備の設置区域の土地の面積の合計が 1,000 平方メートル以上（住宅や事務所、倉庫など建築物の屋根や屋上に設置するものは除く）

■事業者の方へお願いすること

- ・ 太陽光発電設備設置事業届出書の提出
- ・ 関係法令等の遵守
- ・ 地元住民等への計画の周知
- ・ 自然・景観・生活環境への配慮、災害等の防止
- ・ 事故および災害や紛争等の、自己の責任による解決

□ホームページ

<http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/wiki/index.pHP/%E4%B8%AD%E6%B4%A5%E5%B7%9D%E5%B8%82%E5%A4%AA%E9%99%BD%E5%85%89%E7%99%BA%E9%9B%BB%E8%A8%AD%E5%82%99%E8%A8%AD%E7%BD%AE%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%8F%96%E6%89%B1%E8%A6%81%E7%B6%B1>

東海	岐阜県	瑞浪市	212083	都市計画課
----	-----	-----	--------	-------

瑞浪市に於いては、太陽光発電事業に限った条例は現在ありません。事業計画により判断させていただくこととなります。

- 瑞浪市土地開発事業および特殊建築物に関する条例
- 瑞浪市土地開発事業および特殊建築物に関する条例施行規則
- 瑞浪市土地開発事業および特殊建築物に関する指導要綱

太陽光発電事業に限った条例は現在ありません。事業計画により判断させていただくこととなります。基本的には、太陽光発電事業を実施されるにあたり、造成行為（切土・盛土が 30cm 以上あり、面積が 1,000 m²以上の場合）又は土地の利用目的の変更（農地転用が必要な場合）がある場合が届出・協議の対象となります。

様式は下記 URL よりダウンロード可能です。

<http://www.city.mizunami.lg.jp/docs/2015050100011/>

なお、太陽光発電事業では市条例のみならず設置場所により個別法令により制限される場合があります。具体的な事業計画等がある場合は、事前にご相談いただくと幸いです。

東海	岐阜県	羽島市	212091	都市計画課
----	-----	-----	--------	-------

太陽光発電事業に伴う環境保全対策に関するものはございません。但し、羽島市内で推進する 6 地区の地区計画のうち「インター南部」の区域において適用されている「羽島市岐阜羽島インター南部東地区地区計画の区域内における開発事業の基準等に関する条例」「羽島市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例」が該当します。

東海	岐阜県	土岐市	212121	建設部 都市計画課 開発指導係
----	-----	-----	--------	-----------------

当市では、太陽光発電事業を行うにあたり、一定の要件に当てはまる場合は手続きをお願いしております。

・土岐市土地開発指導要綱に基づく開発行為等同意申請書
土地の区画形質の変更が 1,000 m²以上ある場合に提出をお願いしております。

<http://www.city.toki.lg.jp/docs/HPg000000525.html>

・土岐市太陽光発電設備設置指導要綱に基づく太陽光発電設備設置事業届出書
土地の区画形質の変更がない場合でも、設置区域（パネル設置箇所だけでなく、進入路等太陽光発電に付帯する部分を含む。）の面積が 1,000 m²以上の太陽光発電事業の場合に提出をお願いしております。

<http://www.city.toki.lg.jp/docs/8882.html>

なお、事業の内容によっては、農地転用や伐採届等、他法令に基づく申請等が必要な場合があります。

<http://www.city.toki.lg.jp/docs/HPg000009407.html>

東海	岐阜県	可児市	212148	建設部 建築指導課
----	-----	-----	--------	-----------

①可児市民参画と協働のまちづくり条例

計画地内に建築物がない（太陽光施設のみ）ことを前提とした場合
計画区域が 3,000 m²以上の場合、条例に基づく市、市民、事業者との協議をお願いしています。

<http://www.city.kani.lg.jp/secure/4866/jourei.pdf>

②可児市景観条例

計画地内に建築物がない（太陽光施設のみ）ことを前提とした場合
区画形質の変更（計画区域が 3,000 m²以上の場合）は、樹木の保存、緑地の確保が必要となります。

<http://www.city.kani.lg.jp/secure/4275/gaiyouban.pdf>

③その他

環境関係については、市ではないとのことでした。
ただし、岐阜県条例等がある場合もあります。

東海	岐阜県	本巣市	212181	都市計画課
----	-----	-----	--------	-------

環境影響評価条例：なし
環境保全・緑地保全等に関する条例：なし

本巣市景観条例：http://reiki.city.motosu.lg.jp/reiki_honbun/r016RG00000858.html

本巣市景観条例施行規則：http://reiki.city.motosu.lg.jp/reiki_honbun/r016RG00000861.html

景観：<https://www.city.motosu.lg.jp/life/kankyoku/keikan/keikangyousei/>

本巣市土地開発事業の調整に関する規則：http://reiki.city.motosu.lg.jp/reiki_honbun/r016RG00000568.html
（技術基準については窓口にてお渡ししています）

自然環境等と再生エネルギー発電設備事業との調和に関する条例：なし

その他、規模によりましては、都市計画法の開発許可、農振法、農地法、森林法、土砂災害警戒区域等が関係してくるかと思います。窓口でお渡ししております確認チェックリストをご確認のうえ、各担当課までお問い合わせください。

http://www.city.motosu.lg.jp/life/event/hikkoshi/kenchiku/kenchiku_tetuduki_seigen.data/checklistH28_9.pdf

東海	岐阜県	下呂市	212202	建設部 土木課
----	-----	-----	--------	---------

下呂市土地開発事業に関する条例

太陽光発電事業の環境保全対策に関する規則事項はございません。ただし、開発面積が 1 千 m²以上の事業につきましては、土地の形状変更が伴わなくとも下呂市土地開発事業に関する条例に基づきまして開発協議していただいております。

http://www.city.gero.lg.jp/departmentTop/node_1057/node_1111/node_27681

東海	岐阜県	池田町	214043	民生部 環境課
----	-----	-----	--------	---------

条例や規則等ございません。

東海	岐阜県	北方町	214213	都市環境課
----	-----	-----	--------	-------

環境影響評価条例、環境保全・緑地保全等に関する条例、景観条例等、土地開発等に関する条例等、自然環境等と再生エネルギー発電設備事業との調和に関する条例などがあるか、とのお問合せでしたが、本町に上記の条例はございません。

地目変更に関しては、現況あるいは登記地目が農地の場合は、農地法上の手続に沿っていただく必要があります。また開発に関しても、都市計画法上の手続が必要となります。建築基準法上の制限もございますので、ご確認いただきたいと思います。

東海	岐阜県	坂祝町	215015	住民課
----	-----	-----	--------	-----

- ・ 条例、規則等・・・坂祝町開発事業指導要綱（700㎡以上の開発の場合は協議が必要となる場合があります。）
- ・ 太陽光発電に係る内容・・・町としての規制は今のところありません。

《参考》

岐阜県のホームページに、「再生可能エネルギー総合支援窓口について」として、法令ごとの窓口をまとめた表が掲載されています。

http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/seicho-sangyo/11353/energy_support.html

2018年3月23日 連絡受領分

坂祝町の環境衛生業務は平成29年4月1日より水道課にて対応となりました。

東海	岐阜県	川辺町	215031	基盤整備課
----	-----	-----	--------	-------

川辺町は特に太陽光発電のための条例等は制定しておりません。

ただし、太陽光発電に限らないのですが、1,000㎡を超える開発がある場合は、「川辺町開発事業指導要綱」に基づき、事前協議等をしていただく必要があります。

この協議の中で、近隣への影響等（雨水排水など）に、ご対応をお願いする場合があります。

「川辺町開発事業指導要綱」

<http://srb.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView>

東海	岐阜県	八百津町	215058	建設課 土地政策係
----	-----	------	--------	-----------

八百津町では「八百津町太陽光発電設備設置事業の指導に関する要綱」を作成し、ホームページにて公開しております。

<http://www.town.yaotsu.lg.jp/contents/view.cfm?id=1588&glid=8&g2id=50>

東海	岐阜県	東白川村	215074	総務課
----	-----	------	--------	-----

東白川村自然環境保全条例

東白川村自然環境保全条例施行規則

東白川村自然環境保全委員会設置要綱

東白川村太陽光発電施設設置規則

上記の条例等は HP 未掲載につき担当部署までお問合せ下さい。

東海	岐阜県	御嵩町	215210	農林課森づくり係
----	-----	-----	--------	----------

【環境モデル都市推進室より回答分】

環境影響評価条例：なし

環境保全・緑地保全等に関する条例：なし

景観条例：なし。

土地開発等に関する条例：なし

自然環境と再生エネルギー発電設備事業との調査に関する条例：なし

【農林課回答分】

御嵩町として、太陽光発電に係る内容の条例を9月に制定しました。

御嵩町太陽光発電の推進および適正管理に関する条例 平成28年9月27日 条例第20号

http://www.town.mitake.gifu.jp/reiki_int/reiki_honbun/q100RG00001636.html

なお、規則については、検討中です。

<参考>

上記条例の制定趣旨

平成25年に認定された環境モデル都市として御嵩町が目指すべき低炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの一つである太陽光をエネルギー源とした発電設備の設置を推進するとともに、町内において発電事業者が行う太陽光発電設備の設置等に係る手続等を定めることにより、太陽光発電設備の適正な立地、維持管理および用途廃止後の有効な跡地利用を図り、もって町内の貴重な森林、農地等の良好な自然環境および住民が安心して生活できる住環境の保全を図ることを目的に条例を制定する。

静岡県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署/内容
東海	静岡県	静岡県	220001	静岡県暮らし・環境部環境局生活環境課環境影響評価班

・条例、規則等

静岡県環境影響評価条例等

・太陽光発電に係る内容（事業規模要件）

太陽光発電施設の建設は、静岡県環境影響評価条例施行規則別表第1「工業団地の造成」の事業に該当します。

事業規模要件としましては、第一種事業（必須）では、施行する土地の区域面積（土地を造成する面積）が50ha以上

第二種事業（可否を個別判断）では、特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ha以上となります。

・なお、メガソーラー（大規模な太陽光発電施設）建設に係る環境影響評価手続についてのホームページURLを参考にお伝えします。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-050/assess/taiyoko.html>

東海	静岡県	浜松市	221309	産業部 エネルギー政策課
----	-----	-----	--------	--------------

発電施設（500㎡以上の設置面積を有する施設）を設置する事業者に対し、以下を求めています。

・国等における各種法令や規則等を遵守し、発電施設の設置並びに運営を行うこと

・着工までに発電施設設置計画書等を市長に提出すること

また、市街化区域で敷地面積が2,000㎡以上、市街化調整区域で敷地面積が5,000㎡以上、都市計画区域外で敷地面積が2,000㎡以上の発電施設を設置する際には、以下を求めています。

・「浜松市開発許可指導基準」における調整池の設計基準で算定した調整容量を確保するものとし、雨水等の外部流出を防ぐため、外周を堰堤で囲むなどして敷地内貯留および適正用量の放流等に努めること

・「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づき、土地利用事業の施行に伴う関係法令その他一定の基準を踏まえた土地利用事業計画書を提出すること

「浜松市太陽光発電施設設置に関する土地利用要綱」

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shin-ene/new_ene/documents/solaryoukou260401.pdf

「浜松市開発許可指導基準」

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/tochi/home_tochi/home/kensido/chousei/documents/shidoukijun.pdf

「土地利用事業の適正化に関する指導要綱」

http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/tochi/home_tochi/tochi/land_use/rule.html

東海	静岡県	三島市	222062	都市整備部 都市計画課 土地対策係
----	-----	-----	--------	-------------------

太陽光発電に係る内容

都市計画課においては、事業計画地、事業区域面積および造成内容等によって下記申請・届出が必要となりますので、事前にご相談ください。

①三島市土地利用事業に関する指導要綱

<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn000872.html>

②三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn016276.html>

③土地の売買などの届出（国土利用計画法に基づく届出）

<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn005979.html>

④公有地の拡大の推進に関する法律（公拓法）に基づく届出・申出

<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn008026.html>

⑤景観法（法において条例で定める事項については三島市景観条例）
「三島市景観計画」

<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn009440.html>

【農業委員会事務局】

特に太陽光発電設備に係る条例や規則等は定めていません。ただし、農地では農地法が適用されますので、太陽光発電設備を設置する土地が農地の場合には、農地法に基づく転用の手続きが必要になります。

※事業化を検討する場合

農地法では、農地を農地以外のものにする農地転用は制限されており、特に市街化調整区域においては、営農型以外は転用ができない農地もありますので、農地へ太陽光発電設備を設置する場合には、事前に三島市農業委員会事務局にご相談ください。

<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn012860.html>

東海	静岡県	富士宮市	222071	企画部 企画戦略課 地域政策推進室
----	-----	------	--------	-------------------

当市では、富士山の景観や自然保全を目的に「富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定しており、市内でモジュールの面積が 1,000 平方メートルを超える太陽光発電設備を設置する場合、市への届出と市長の同意の申請をし、同意を得る必要があります。

また、条例では市内に抑制区域を設け、区域内では 1,000 平方メートルを超える太陽光の設置は同意しないものとしており、富士山の景観や自然保全にご協力をいただいているところです。

条例対象外の小規模施設についてもガイドラインを設置し、景観保全や適正な維持管理をお願いしております。

この条例以外にも、「富士宮市富士山景観条例」において、モジュールの面積が 1,000 平方メートルを超えるものは届出が必要であることや、「富士宮市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」において、施行区域の面積が 3,000 平方メートル以上の太陽光発電設備設置については事前に市長の承認が必要となります。

上記の条例等については市のホームページにも公開しておりますのでご覧ください。

■富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/municipal_government/liti2b000000w33.html

■富士宮市富士山景観条例

<http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/citizen/liti2b0000001z6h.html>

■富士宮市土地利用事業の適正化に関する指導要綱

<http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/citizen/liti2b00000020t8.html>

東海	静岡県	伊東市	222089	建設部 都市計画課 まちづくり推進係
----	-----	-----	--------	--------------------

(1) 太陽光発電事業に関する条例や規則等については、
「景観条例」
「伊東市土地利用事業等の適正化に関する指導要綱」
が挙げられます。

(2) 太陽光発電に係る内容については、それぞれ伊東市ホームページにて確認できますので、ご一読いただけたらと思います。

(<http://www.city.ito.shizuoka.jp/>)

「景観条例」

トップページ→まちの情報→建築・道路・都市計画→5 都市計画・自然公園法→本市の景観形成施策について

景観条例においては、太陽光発電事業に伴う、一定規模以上の「木竹の伐採」や「土地の形状変更」を行う場合は届出が必要になります。

「伊東市土地利用事業等の適正化に関する指導要綱」

トップページ→まちの情報→建築・道路・都市計画→5 都市計画・自然公園法→土地利用事業等について

指導要綱がダウンロード出来るようになっておりますので、太陽光発電事業に関しては、「共通事項」、「一般基準」と、個別基準の「8 太陽光発電施設」の部分をご確認ください。

指導要綱については、法律や条例ではなく、あくまでも行政指導として、一定規模以上の土地利用事業案件については、市の指導要綱に則った計画とし、各個別法の手続きに先立ち、「市の承認」を得ていただくようお願いしております。

(3) その他

(1) および (2) で挙げた条例等以外にも事業内容や規模により、その他の法令等が関係する場合がございます。太陽光発電事業に限らず、一般的な開発行為等に関する法令および担当部署の一覧表についても伊東市ホームページで確認できますのでご覧いただけたらと思います。

トップページ→まちの情報→建築・道路・都市計画→5 都市計画・自然公園法→伊東市内の開発に関する主な法令等一覧表

東海	静岡県	島田市	222097	都市基盤部 都市計画課 土地対策係
----	-----	-----	--------	-------------------

島田市では特に条例や規則を制定しておりません。

そのほかに関連しそうな条例や行政指導等について案内させていただきます。

◆土地開発に関すること

島田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱

<http://www.city.shimada.shizuoka.jp/taisaku/totiriyousidouyoukou.html>

◆景観条例

条例上で制限は設けておりませんが、内部で運用基準を設けています。公表しているような文書はないので、詳細についてはお問合せいただくと助かります。

内容は、周辺の景観との調和に努めるよう計画してほしい旨のお願いになります。パネルの色など

(景観担当 都市計画課 計画係 0547-36-7177)

http://www2.city.shimada.shizuoka.jp/reiki/reiki_honbun/ar30310141.html

◆島田市環境基本条例

10 条協定の締結

http://www2.city.shimada.shizuoka.jp/reiki/reiki_honbun/ar30303181.html

東海	静岡県	磐田市	222119	建設部 都市計画課 土地対策G
----	-----	-----	--------	-----------------

①磐田市土地利用事業に関する指導要綱に基づく承認申請（※対象は施行区域の面積が 1,000 平方メートル以上）

<http://www.city.iwata.shizuoka.jp/jigyosha/kaihatsu/tochiriyou.pHP>

②磐田市景観条例に基づく届出（※対象は 1,000 平方メートル以上）

<https://www.city.iwata.shizuoka.jp/jigyosha/kenchiku/keikankeikaku.pHP>

東海	静岡県	焼津市	222127	都市基盤部 都市計画課
----	-----	-----	--------	-------------

焼津市におきましては、太陽光発電施設事業に関する条例、規則はございません。

2018 年 3 月 23 日 連絡受領分

回答部署：都市政策部 都市デザイン課

◆焼津市土地利用事業の適正化に関する指導要綱

敷地面積 1、000 m²以上の土地利用事業については、法令上の許認可に先立って市長の承認を得ることとしており、太陽光発電施設も対象となります。

なお、その他に太陽光発電施設事業に関する条例、規則はございません。

土地利用事業の指導要綱は、本市HPに掲載があります。

HP トップページ <http://www.city.yaizu.lg.jp/>

「産業・観光」→「都市計画・開発行為」→「土地利用」→「指導要綱」をご参照ください。

東海	静岡県	掛川市	222135	都市建設部 都市政策課
----	-----	-----	--------	-------------

掛川市には土地利用事業の適正化に関する指導要綱があり、そちらに該当する可能性があります。

<http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/business/toshi/sidouyoukou.html>

他に土地取引に関する届出が必要になる可能性もあります。

<http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/life/sumaitochi/daikibototitorihiki/kokudohoujigotodokede.html>

東海	静岡県	藤枝市	222143	都市建設部 都市政策課
----	-----	-----	--------	-------------

①藤枝市景観条例および同施行規則（平成 29 年 4 月 1 日施行予定）

当市では、「太陽光モジュールの合計面積が 1,000 ㎡を超える太陽光発電設備を設置」する場合は、景観計画区域内における行為の届出書を提出していただきます。

また、届出をした行為の内容に変更が生じた場合は、景観計画区域内における行為の変更届出書を提出していただくことになります。

②藤枝市土地利用事業の適正化に関する指導要綱

当市では、1,000 ㎡以上の土地における、新たな土地利用事業や用途変更を伴う建替え等を対象として行政指導を行っており、太陽光発電事業も対象事業となります。

③その他

当市では、「環境影響評価条例」、「環境保全・緑地保全等に関する条例」、「自然環境等と再生エネルギー発電設備事業との調和に関する条例」の制定はありません。（類似する条例も含む）

なお、上記② 土地利用事業の指導要綱は、本市 HP に掲載があります。

HP トップページ (<http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/>) 都市整備・環境 → 都市計画 → 土地利用 → 審査基準等に掲載しております。

東海	静岡県	御殿場市	222151	都市建設部都市計画課
----	-----	------	--------	------------

当市では、太陽光発電設備を設置する際、以下 2 点の届出が必要となります。

・土地利用事業指導要綱

敷地が 2,000 ㎡以上となる場合は、土地利用指導要綱に該当いたします。

詳しくは、以下 URL を参照ください。

<http://city.gotemba.shizuoka.jp/gyousei/g-3/g-3-1/1250.html>

・御殿場市総合景観条例

一定規模以上の太陽光発電設備を設置する場合には、景観法に基づく届出が必要になります。

詳しくは、以下 URL を参照ください。

<http://city.gotemba.shizuoka.jp/gyousei/g-3/g-3-4/1160.html>

東海	静岡県	裾野市	222208	戦略広報課
----	-----	-----	--------	-------

当市における申請時に関連する条例等について、次のとおり列記します。

当市においては、モジュールの合計面積（太陽光パネル面積）が 1,000 ㎡以上のものについては裾野市景観条例にもとづく届出が必要になります。条例や具体的規制については、下記 URL に掲載しております。

<http://www.city.susono.shizuoka.jp/biz/cp/keikan-jyourei-kisoku.pHP>

また、施行区域の面積が 2,000 ㎡以上のものについては、裾野市土地利用事業に関する指導要綱にもとづく承認申請が必要になります。

指導要綱や具体的規制については、下記 URL に掲載しております。

<http://www.city.susono.shizuoka.jp/biz/cp/totiriyou.pHP>

このほかに環境関係として裾野市環境基本条例が関係する場合がありますので、ご一読ください。

http://www1.g.reiki.net/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=C:¥EFServ2¥ss00008C4FY¥GUEST&TID=2&SYSID=473

東海	静岡県	伊豆市	222224	建設部 都市計画課
----	-----	-----	--------	-----------

伊豆市では 1,000 m²を越える敷地での太陽光発電事業は、伊豆市土地利用事業に該当し、市の承認を得る必要があります。

伊豆市土地利用事業要綱

<http://www.city.izu.shizuoka.jp/form1.pHP?pid=1678>

追加太陽光発電事業要綱

<http://www.city.izu.shizuoka.jp/form1.pHP?pid=4995>

東海	静岡県	御前崎市	222232	事業部 都市建設課
----	-----	------	--------	-----------

御前崎市 HP に土地利用要綱が記載されていますので、そちらをご確認ください。

<http://www.city.omaezaki.shizuoka.jp/kensetsu/machi/tochi/riyo.html>

御前崎市の場合、1,000 m²以上の土地を利用する場合土地利用申請が必要となります。

土地利用事業の適正化に関する基準にて、面積別に調整池や緑地を求めるよう基準を定め行っておりますので、ご確認願います。

東海	静岡県	菊川市	222241	建設経済部 都市計画課
----	-----	-----	--------	-------------

大規模太陽光発電施設の設置に特定した条例・規則等はありませんが、菊川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に定められた事業に該当する場合、申請等手続きが必要です。

菊川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱掲載 URL

<http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/toshikeikaku/tochiriyoujigyou.html>

東海	静岡県	伊豆の国市	222259	都市整備部 都市計画課
----	-----	-------	--------	-------------

伊豆の国市の取り組みとして、太陽光発電事業に関する記載のあるもの

①伊豆の国市景観条例（平成 26 年条例第 18 号）の届出を要する行為として記載。

<https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/tosikei/documents/keikanjourei.pdf>

②伊豆の国市土地利用事業の適正化に関する指導要綱（平成 21 年伊豆の国市告示第 63 号）の土地利用事業に該当している。

<http://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/tosikei/machizukuri/tochi/documents/totiriyousidouyoukou.pdf>

東海	静岡県	牧之原市	222267	建設部 都市計画課
----	-----	------	--------	-----------

1. 想定される「条例・規則等」について

(1) 「牧之原市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に係る申請

※牧之原市公式ホームページ「土地利用事業」 URL

<http://www.city.makinohara.shizuoka.jp/bg/kurashi/ent/529.html>

(2) 「静岡県土採取等規制条例」に係る届出

(3) 農地法に係る許可申請 ※農地の場合

(4) 森林法に係る許可申請又は届出 ※5 条森林の場合

(5) 土壌汚染対策法に係る届出

(6) その他

※ 構想内容や構想地により必要な手続きが異なりますのでご了承ください。

2 土地利用指導における「太陽光発電に係る内容」について

(1) 太陽光発電施設を維持管理できる接道

(2) 調整池

(3) 安全対策（外周フェンス等）

(4) その他

※一般的に、以上の施設等を求めますが、構想内容や構想地により必要な施設等が異なりますのでご了承ください。

東海	静岡県	東伊豆町	223018	建設課
----	-----	------	--------	-----

1. メガソーラー施設などに対して、条例、規則があるかどうかについて

条例、規則などはありませんが、東伊豆町土地利用事業の適正化に関する指導要綱で、2,000 m²を超える事業については審査対象（事業承認を要

する)としています。

2. 町として、メガソーラー施設など設置については、どう考えているか。

景観や治水などに悪影響をおよぼすと考えています。首長も反対の意向を持っていますので設置は、難しいかと考えています。

東海	静岡県	西伊豆町	223069	企画防災課 企画調整係
----	-----	------	--------	-------------

当町におきましては、太陽光発電施設に係る届出等の条例および規則等はありません。

東海	静岡県	函南町	223255	都市計画課
----	-----	-----	--------	-------

「函南町土地利用事業等に関する指導要綱」において土地に自立して設置する太陽光発電施設を土地利用事業と位置付け、一定の規模以上の事業については承認を要するものと規定しております。

土地利用の一般基準および太陽光発電施設の個別基準が適用となります。

http://www3.e-reikinet.jp/kannami/d1w_reiki/401902500024000000MH/401902500024000000MH/401902500024000000MH.html

また、静岡県エネルギー政策課 HP において、メガソーラーに関する関係法令および相談窓口一覧が掲載されておりますので、当町の土地利用の手続き前に、そちらに掲載のすべての法令の確認、協議を指導しております。

東海	静岡県	小山町	223441	都市整備課 計画整備班
----	-----	-----	--------	-------------

太陽光発電にあたり、小山町において手続きが必要な事項は下記のとおりとなります。

・小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱

施行区域の面積が 1,000 m²以上であれば、上記要綱による申請が必要となり、小山町土地利用委員会による承認手続きが必要となります。

http://www.fuji-oyama.jp/oyama/reiki/reiki_honbun/ag34003521.html

・小山町景観計画

モジュールの設置面積が 1,000 m²以上であれば、届出が必要となります。

http://www.fuji-oyama.jp/sangyou_04_keikankeikaku.html

東海	静岡県	森町	224618	企画財政課 内陸フロンティア推進係
----	-----	----	--------	-------------------

森町独自の規制は、土地利用事業に関する要綱のみとなり、詳細は下記の HP をご覧ください。

<http://www.town.morimachi.shizuoka.jp/docs/2014070200015/>

また、全般的な規制については、静岡県が公開しているメガソーラー事業に係る主な関係法令等窓口一覧が分かりやすいかと思えます。

メガソーラー事業に係る主な関係法令等窓口一覧

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-150/megasolar/documents/kankeihorei.pdf>

愛知県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署/内容
東海	愛知県	愛知県	230006	

環境部 環境活動推進課

環境アセスメントの要否につきましては、造成を伴う場合であって、事業実施区域の全体面積（残置森林等を含む。）が 75ha 以上となる場合は、環境アセスメントが必要となることがあります。

また、その他環境に関する条例規則等につきましては、以下の HP を参照に、設置する市町村を所管する県民事務所環境保全課にお問い合わせください。

http://www.pref.aichi.jp/homu/shinsei/kenjimusho_kankyo.htm

環境以外の条例規則等につきましては、申し訳ありませんが、当課では把握しておりません。

環境部 自然環境課 生物多様性保全グループ

・ガイドライン、条例・規則等

「自然環境の保全および緑化の推進に関する条例」および
「自然環境の保全と再生のガイドライン」については、下記 URL をご参照ください。

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/shizen/0000068787.html>

・上記の該当する条例・規則等における太陽光発電に係る内容

下記 URL に掲載している「大規模行為届出の手引」をご参照ください。

<http://kankyojoho.pref.aichi.jp/Download/FileInfo.aspx?ID=88>

建設部公園緑地課 業務・管理グループ

愛知県公園緑地課関係分を送付させていただきます。(ガイドラインはありません。関係法令のみです。)

都市公園内での事業用太陽光発電施設の設置について

・都市公園内で、公園管理者以外の者が都市公園施設としての太陽光発電施設を設置又は管理する場合は、都市公園法上の設置・管理許可が必要です。

・都市公園内で、公園管理者以外の者が公園以外の利用を目的とした太陽光発電施設を設置する場合は、都市公園法上の占用許可が必要です。

・都市公園における太陽光発電施設に係る関係法令は以下のとおりです。

◆設置・管理許可関係

○都市公園法

(定義)

第二条 略

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

一 ～ 八 略

九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

3 略

(公園施設の設置基準)

第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積(国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。)の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合(国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二)を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲(国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲)内でこれを超えることができる。

2 前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定める。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの

二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

○都市公園法施行規則

(環境への負荷の低減に資する発電施設)

第一条 都市公園法施行令(以下「令」という。)第五条第七項の国土交通省令で定める環境への負荷の低減に資する発電施設は、次に掲げるものとする。

一 風力発電施設

二 太陽電池発電施設

三 ～ 四 略

○愛知県都市公園条例

(公園施設の建築面積の基準に係る割合等)

第二条の二 法第四条第一項の条例で定める割合は、百分の二とする。

2 略

◆占用許可関係

○都市公園法

(都市公園の占用の許可)

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4 第一項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第七条 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障をおよぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 ～ 六 略

七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

○都市公園法施行令

(占用物件)

第十二条 法第七条第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 ～ 一の二 略

一の三 環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの

二 ～ 十 略

(占用に関する制限)

第十六条 都市公園の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

一 ～ 六 略

六の二 第十二条第一号の二に掲げる災害応急対策に必要な施設および同条第一号の三に掲げる発電施設は、国土交通省令で定める基準に適合すること。

七 ～ 九 略

十 第十二条第一号の三に掲げる発電施設および同条第二号の三に掲げるものについては、当該都市公園は、国土交通省令で定める基準に該当するものであること。

○都市公園法施行規則

(環境への負荷の低減に資する発電施設)

第五条の三 令第十二条第一号の三の国土交通省令で定める環境への負荷の低減に資する発電施設は、次に掲げるものとする。

一 太陽電池発電施設

二 略

(災害応急対策に必要な施設および発電施設に関する基準)

第七条の二 令第十六条第六号の二の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 ～ 二 略

三 第五条の三第一号に掲げる太陽電池発電施設については、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないこと。

(水道施設等又は発電施設を設けることができる都市公園)

第八条 略

一 令第二条第二項に規定する主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園

二 令第二条第二項に規定する主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園

2 前項の占用面積は、占用物件の外壁又はこれに代わるもので囲まれた部分の水平投影面積により算定するものとする。

3 第五条の三第一号に掲げる太陽電池発電施設を設けることができる都市公園は、第一項各号に掲げる都市公園以外の都市公園とする。

東海	愛知県	名古屋市	231002	住宅都市局 都市計画部 都市景観室 調査企画係
----	-----	------	--------	-------------------------

敷地内に単独で設置する太陽光発電は景観法に基づく届出の対象となる工作物として取り扱っています。

名古屋市都市景観条例

http://www.reiki.city.nagoya.jp/reiki_honbun/i502RG00000684.html?id=j2_k1_g3_gs_カ

※名古屋市都市景観条例の抜粋

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(3) 工作物土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物並びに広告物および広告物を掲出する物件以外のもので次に掲げるものをいう。

ア 煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの

イ 橋りょう、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの

ウ 製造施設、貯蔵施設、水道、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの

エ 野球場、庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設その他これらに類するもの

オ 道路又は公園に設置される公衆電話所、バス停留所、標識、照明灯（ただし、道路又は公園の管理者が設置するものを除く。）、変圧塔、アーチ、アーケード、モニュメント

カ その他これらに類するもの

ク その他規則で定めるもの

名古屋市内で特に良好な景観の形成をすすめる地区として指定している7地区（都市景観形成地区）に設置される場合は、景観法に基づく届出が必要となります。また、7地区それぞれの地区毎に工作物に関する景観形成基準を定めています。

<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-10-15-3-2-0-0-0-0-0.html>

さらに、敷地の用に供する土地の面積が10,000㎡を超える等、大規模工作物に該当した場合には、大規模工作物として景観法に基づく届出が必要となります。大規模建築物についても景観形成基準を定めており、色彩に関する基準等があります。

<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-10-15-3-1-0-0-0-0-0.html>

東海	愛知県	岡崎市	232025	都市整備部 都市計画課 土地利用班
----	-----	-----	--------	-------------------

本市には、太陽光発電を含む再生可能エネルギー事業に特化した条例、要綱要領等はありませんが、土地利用の変更がある行為等について、その規模や用途により協議等の手続を設けている条例、規則等がございます。具体的には以下のような条例、規則がございます。

- ・岡崎市土地利用基本条例、施行規則（都市計画課所管）
- ・岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例、施行規則（都市計画課所管）
- ・岡崎市都市計画区域外における開発行為に関する条例、施行規則（建築指導課所管）
- ・岡崎市生活環境影響等調査条例、施行規則（環境総務課所管）
- ・岡崎市自然環境保全条例、施行規則（環境保全課所管）

これらの条例、規則について、事業実施の位置や規模、行為内容によって手続が必要となります。

都市計画課におきましては、土地利用に関し、各種法令に基づく許認可の申請その他の手続の前に、事業の計画段階において市と事業者との調整のための協議を「岡崎市土地利用基本条例」にて、周辺地域の環境への配慮等を目的とした周辺住民への説明および市長との事前協議を行うことを「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」にて、それぞれ定めております。

事前協議が必要となる事業につきましては、各条例に規定されており、ご質問頂きました太陽光発電施設においても、その事業実施の位置や規模、行為内容によっては、これら条例に該当することがあります。

各条例、規則については、市ホームページのトップページにあります「便利なサービス」内の「例規（条例・規則）」よりご覧頂けます。

また、都市計画課にて所管の条例につきましては、下記 URL をご参照ください。

ご不明点等ございましたら、各条例を所管する部署へお問い合わせ頂きますようよろしくお願いいたします。

※参考 URL

- ・例規（条例・規則）

http://webHP.city.okazaki.lg.jp/reiki/reiki_menu.html

- ・「岡崎市土地利用基本条例」に関すること

<http://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1567/1637/p019973.html>

- ・「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」に関すること

<http://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1402/1420/p002270.html>

東海	愛知県	一宮市	232033	まちづくり部 建築指導課 開発審査グループ
----	-----	-----	--------	-----------------------

メガソーラー施設設置に伴い確認していただく担当課は、概ね、次のとおりになると思います。

- ・建築指導課 公拓法の届出・申出
国土法の届出
開発行為の許可および市街化調整区域での建築許可（都市計画法）
- ・農業振興課および農業委員会 農地転用の許可等
- ・環境保全課 形質変更等の届出（土壌汚染法）

- ・ 博物館事務局 埋蔵文化財発掘の届出（文化財保護法）
- ・ 治水課 雨水浸透阻害行為の許可
- ・ 愛知県 1ha 超の開発行為に対する届出（愛知県自然環境保全および緑化の推進に関する条例）

なお、開発行為の許可および市街化調整区域での建築許可については、建築物の建築を目的としたものでなければ該当しません。また、公拡法の届出・申出および国土法の届出についても、土地売買等の契約がなければ該当しません。参考に、【宅地建物取引業に基づく重要事項説明における都市計画法・建築基準法以外のその他関係法令に関する情報一覧】を添付させていただきます。ご確認ください。

http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/res/projects/default_project/page/001/003/889/sonotahoureijouhouichiran28.05.01.pdf

東海	愛知県	瀬戸市	232041	都市整備部 都市計画課 区画整理係
----	-----	-----	--------	-------------------

本市では大規模太陽光発電施設（メガソーラー）の設置に対し、条例・規則等は特に設けておりません。

しかし、上記施設の設置に関わらず、事業の内容および規模等によっては、各関係法令の対応が必要となるため、各関係機関との調整が必要となります。

例えば、市街化調整区域内における 1,000 m²以上の開発行為や建築行為は、「瀬戸市土地利用調整条例」の対象となりますので、瀬戸市都市計画課区画整理係にて調整が必要となります。

その他にも事業の内容および規模等によっては必要な手続きがありますので、各関係機関へご相談いただくこととなります。

瀬戸市土地利用調整条例

<http://www.city.seto.aichi.jp/docs/2010111000774/>

東海	愛知県	半田市	232050	建設部 都市計画課
----	-----	-----	--------	-----------

大規模太陽光発電施設の設置にあたっては、周辺の景観に配慮していただく観点から半田市ふるさと景観条例に基づき、用途地域に応じて、一定の敷地面積を超える規模の施設を設置する場合は届出が必要となります。

窓口は都市計画課です。

半田市ふるさと景観計画

<http://www.city.handa.lg.jp/toshike/keikan/keikankeikaku.html>

半田市ふるさと景観計画の届出について

<http://www.city.handa.lg.jp/toshike/machi/toshi/todokede/keikan.html>

また、設置場所が農地であれば、農地転用のため、経済課との協議が必要です。

建築物の設置を伴う場合は、建築課との協議が必要です。

設置場所や施設の状態に応じて、対応が異なりますのでよろしくお願ひします。

東海	愛知県	春日井市	232068	環境部 環境政策課
----	-----	------	--------	-----------

太陽光発電施設に特化した条例等はありません。

なお、太陽光発電施設の設置に伴い敷地外から土砂等を搬入し埋立てする面積が 1,000 m²以上の場合、建築物を新築する場合など、条例等に基づき届出が必要となることがあります。また、関係法令に基づく手続きが必要となることもなりますので、設置に当たっては各種関係法令を所管する関係機関等へ個別具体的にご相談ください。

東海	愛知県	豊川市	232076	企画部 企画政策課
----	-----	-----	--------	-----------

太陽光発電に関して特定した条例および規則はありませんが、一定規模以上の土地利用について「豊川市土地利用事業指導要綱」に基づき事前の届出が必要となります。その後、施工の区域、方法および周囲への影響等の状況により関連する個別法および県指導要綱等の対応が必要です。

「豊川市土地利用事業指導要綱」

<http://www.city.toyokawa.lg.jp/kurashi/kankyosumai/yochitochi/tochiriyoshinsei.html>

東海	愛知県	津島市	232084	建設産業部 都市計画課 都市計画グループ
----	-----	-----	--------	----------------------

大規模太陽光発電施設（メガソーラー）に係る条例・規則等はありません。

東海	愛知県	碧南市	232092	建設部 建築課 建築行政係
----	-----	-----	--------	---------------

碧南市の独自の大規模太陽光発電施設（メガソーラー）に関する条例・規則等はありません。

東海	愛知県	刈谷市	232106	産業環境部 環境推進課 環境保全係
----	-----	-----	--------	-------------------

刈谷市におきましては、現在、大規模太陽光発電施設（メガソーラー）の設置に関して規定した条例・規則等はありません。
 関連する事項といたしましては、工作物を含む建築物の建築およびその目的で行う土地の区画形質の変更が一定規模を超える場合、宅地開発事業に該当するため、刈谷市宅地開発事業指導要綱により、書面による事前協議が必要となる場合があります。
 また、既にご存知とは思いますが、愛知県環境影響評価条例の規定により、県の環境アセスの対象となる場合があるものと考えられます。

刈谷市宅地開発事業に関するページ

<http://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/sumaikankyo/sumai/shidou/takuchikaihatsu.html>

東海	愛知県	蒲郡市	232149	都市開発部 都市計画課
----	-----	-----	--------	-------------

本市におきましては、独自に定める条例等はありません。
 なお、計画される具体的な施設によって各関係法令に基づき許可等が必要になることがありますので個別での判断になります。

東海	愛知県	犬山市	232157	都市整備部 都市計画課
----	-----	-----	--------	-------------

①犬山市景観条例および犬山市景観条例施行規則

<http://www.city.inuyama.aichi.jp/shisei/keikaku/1001217/1001220.html>

太陽光発電に係る内容については、その土地の利用状況によりますが、木竹の伐採が関係する内容と考えられます。

②犬山市宅地開発等指導要綱

<http://www.city.inuyama.aichi.jp/jigyo/kenchiku/1001159.html>

太陽光発電に係る内容については、木竹の伐採、宅地に変更する行為又は水面を埋め立てる行為が関係する内容と考えられます。

どちらについても計画内容により要・不要が変わるため、実際の計画案をもってご相談ください。

また計画地によっては農地法や砂防法等も関係する場合がございます。そのような点もご理解いただき、届出等の要・不要をご確認ください。

東海	愛知県	常滑市	232165	建設部 都市計画課
----	-----	-----	--------	-----------

常滑市では太陽光発電に係る条例・規則等はありません。

ただし、太陽光発電を設置するにあたり、土地の造成等を伴うものに関しては、関係法令の許認可に加え、「常滑市土砂の採掘、埋立等、土地の形態変更に関する指導要綱」という市独自の要綱があり、協議申出書の提出が必要となります。

<http://www.city.tokoname.aichi.jp/jigyosha/kaihatsu/1001208.html>

東海	愛知県	江南市	232173	都市整備部 まちづくり課 都市計画グループ
----	-----	-----	--------	-----------------------

①条例規則等

江南市に於いて大規模太陽光発電施設に関する条例規則等はありませんでした。

②太陽光発電に係る内容

大規模太陽光発電施設に係る内容のものは江南市にはありませんでした。

また、建築物の開発許可等のお問い合わせは建築課が担当となります。

東海	愛知県	小牧市	232190	都市建設部都 市政策課 計画係
----	-----	-----	--------	-----------------

- ・ 太陽光は建築物に該当はしませんが、太陽光パネルの下に物を置くなどといった用途が発生すると建築物とみなされる場合があります。その場合、計画地が市街化調整区域である場合において都市計画法上の許可が必要になります。また計画地が市街化調整区域の場合で予定面積が3,000㎡を超える計画であると、小牧市宅地開発指導要綱に基づき、事前協議が必要なケースがあります。詳しくは建築課で協議して下さい。
- ・ 計画地が農地の場合は、農地法4条または5条の転用届出が必要となり、市街化区域または市街化調整区域により転用届出の区分が分かれています。詳しくは農政課で協議して下さい。
- ・ 一定規模以上の面積や高さの建築物や一定規模以上の面積の敷地に設置される工作物等については、小牧市景観条例により大規模建築物等の届出が必要となります。詳しくは都市政策課で協議して下さい。

一般的な内容については上記が考えられますが、開発に伴うものなど具体的な行為によっては様々な法令が該当する場合がありますので、計画段階においては個別に関係機関等へご確認ください。

東海	愛知県	新城市	232211	環境部 環境政策課
----	-----	-----	--------	-----------

新城市に於いて届出が必要な条例・規則等について（太陽光に係る内容）

1. 新城市土地開発行為に関する指導要綱
(開発面積が実測 1,000～10,000 の場合届出が必要)
<http://www.city.shinshiro.lg.jp/index.cfm/9,43574,195,html>
2. 鳥獣害防止総合対策交付金実施要綱および同交付金実施要綱
(対象地に補助金を活用した該当施設がある場合協議が必要)
<http://www.city.shinshiro.lg.jp/index.cfm/9,49439,126,605,html>
3. 新城市省エネルギーおよび再生可能エネルギー推進条例（地元への説明のお願い、50kW 以上の場合環境保全協定の締結のお願い）
<http://www.city.shinshiro.lg.jp/index.cfm/6,30237,140,html>
4. 新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱（50kW 以上の施設の場合届出が必要）
<http://www.city.shinshiro.lg.jp/index.cfm/6,44553,186,html>
5. 新城市公共用物の管理に関する条例（公共用物を使用等する場合許可および使用料が必要）
http://www1.g-reiki.net/shinshiro/reiki_honbun/r366RG00000159.html
6. 新城市都市公園条例（都市公園に公園施設以外の工作物等を設けて都市公園を占有する場合公園管理者の許可が必要）
http://www1.g-reiki.net/shinshiro/reiki_honbun/r366RG00000384.html
7. 新城市火災予防条例（変電設備、蓄電池設備等を設置する場合届出が必要）
http://www1.g-reiki.net/shinshiro/reiki_honbun/r366RG00000550.html
8. 新城市文化財保護条例（有形の市指定文化財の現状を変更、または市の保存に影響をおよぼす行為をしようとする場合届出が必要）
http://www1.g-reiki.net/shinshiro/reiki_honbun/r366RG00000481.html

2018年3月22日 連絡受領分

担当課について

「環境部 環境政策課」→「市民環境部 環境政策課」

4. 新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱の改定(公告日：2018年3月8日 施行日：2018年4月1日)
「50kW 以上の施設の場合届出が必要」→「10kW 以上の施設の場合届出が必要」

東海	愛知県	大府市	232238	建設部 都市計画課 計画係
----	-----	-----	--------	---------------

大府市に於いて定めた、条例・規則はありません。

ちなみに、太陽光発電施設の取扱いについては愛知県の取扱いに準じて判断しています。

また、例えば、太陽光発電施設の下に用途が発生する場合や造成が必要になってくる場合には、法に基づく開発の許可等が必要となります。

また、調整区域での取扱いについては、個別に相談していただくことになります。

いずれにしても、具体的な案件が生じた際には、ご相談して頂ければと思います。

東海	愛知県	知多市	232246	企画部 企画情報課
----	-----	-----	--------	-----------

知多市において太陽光発電施設に係る特定の届出等はありませんので、一般的な開発行為と同じ扱いとなります。

東海	愛知県	知立市	232254	建設部 建築課 計画係
----	-----	-----	--------	-------------

知立市が施行する条例・規則等において建築課が所管するものについては、事業の敷地規模等によりますが、開発行為・建築行為の一部を対象としております。

太陽光発電設備が建築基準法上の建物でなく、開発許可権者（知立市場合は愛知県）が開発行為に当たらないと判断するものについて、その行為を制限するものではありません。

ご存知とは思いますが、国土交通省のホームページに「太陽光発電設備の付属施設に係る開発許可制度上の取扱いについて」の技術的助言が公開されておりますので、ご参考までに申し添えます。

(知立市HP_「知立市開発等事業に関する手続条例」について)

<http://www.city.chiryu.aichi.jp/soshiki/kensetsu/kenchiku/gyomu/kentikukaihatujyourei/jyourei/1445252052648.html>

(国土交通省HP_開発許可制度)

http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000011.html

東海	愛知県	尾張旭市	232262	都市整備部 都市計画課 建築住宅係
----	-----	------	--------	-------------------

尾張旭市では届出が必要となる条例・規則等はありませんので、よろしくお願ひします。

太陽光発電設備が建築物に相当すると判断される場合は、愛知県に開発行為の申請等が必要になる場合があることも予想されますので、実際に設備の設置を計画される場合は、愛知県担当課へご相談ください。

東海	愛知県	日進市	232301	市民生活部 環境課 環境政策係
----	-----	-----	--------	-----------------

メガソーラーについての条例・規則などはございません。

東海	愛知県	田原市	232319	市民環境部 環境政策課 環境政策係
----	-----	-----	--------	-------------------

田原市では「田原市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を作成し、発電規模 10kW 以上のものについては届出を求めています。また、場所によっては自粛を求める場合もございます。ガイドラインはホームページで公開していますので、詳しくはそちらを参照してください。

<http://www.city.tahara.aichi.jp/kurashi/gomi/1000033/1003548/index.html>

東海	愛知県	愛西市	232327	市民協働部 環境課
----	-----	-----	--------	-----------

愛西市では大規模太陽光発電施設に係る条例・規則等はありません。

東海	愛知県	北名古屋市	232343	建設部 施設管理課
----	-----	-------	--------	-----------

事業者用太陽光発電について明記している条例・規則等はありません。

補足として、北名古屋市全域が特定都市河川浸水被害対策法の新川流域に属しています。

500 m²を超える雨水浸透阻害に該当する場合には、法の適用を受けるのでご注意ください。

<http://www.sougo-chisui.jp/shinkawa/usui-taisaku/index.html>

そのほかは、建築基準法に沿って進めていただければ問題ありません。

東海	愛知県	弥富市	232351	農業委員会事務局 (開発部農政課農地グループ)
----	-----	-----	--------	-------------------------

開発部 農政課 農政グループ

現在弥富市では、メガソーラーに対する条例・規則等はありません。

農政側として通常、太陽光発電施設については農地法に基づく許可(市街化調整区域内)および届出(市街化区域内)によって申請をしていただき、農業委員会の協議の後に愛知県が許可の判断並びに弥富市が受理を行う流れになっています。

ただし、農業振興地域の整備に関する法律による白地(農業振興地域内の農用地区域外)のみを対象とし、青地(農業振興地域内の農用地区域)については弥富市農業振興地域整備計画により優良農地を確保しなければならない方針となっておりますので、許可対象外となっております。

東海	愛知県	みよし市	232360	都市計画課
----	-----	------	--------	-------

太陽光パネルの設置について、届出等が必要となる条例等はありません。

ただし、パネルの設置に伴い農地転用等が必要になったときは、その農地転用等の事前協議が必要になる場合があります。

みよし市まちづくり土地利用条例

http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/toshi_k/jourei.html

東海	愛知県	長久手市	232386	市長公室 経営企画課 経営係
----	-----	------	--------	----------------

届出等が必要な条例・規則等については、条件によって「長久手市美しいまちづくり条例」に基づき、届出が必要な可能性があります。

※条件...5,000 m²以上の開発を伴うもの等

長久手市美しいまちづくり条例

http://www.city.nagakute.lg.jp/keikaku/toshiseibi/toshiseibi_top/jore.html

太陽光発電に係る内容は特になし

東海	愛知県	蟹江町	234257	
----	-----	-----	--------	--

環境課：環境保全にかかる条例・規則等は設けておりません。

まちづくり推進課：太陽光発電に関しまして建築・都市計画にかかる条例・規則については設けておりません。

東海	愛知県	阿久比町	234419	建設経済部 建設環境課 都市計画係
----	-----	------	--------	-------------------

現在本町にはメガソーラーの規制を目的にする条例・規則等はありません。ただし、「阿久比町土地開発指導要綱」の規定で 1,000 m²以上の土地を造成等する場合には協議が必要です。

阿久比町土地開発指導要綱

http://www.town.agui.lg.jp/contents_detail.pHP?co=kak&frmId=140

そのほかの法令としては、農地法、宅地造成等規制法、都市計画法、建築基準法などに該当すれば規制を受けると考えられます。

東海	愛知県	南知多町	234451	建設経済部 建設課 管理係
----	-----	------	--------	---------------

南知多町が個別に定めている条例として 埋立条例が該当する可能性があります。

ただし、工事の規模等によって、該当しない場合もあります。

南知多町土地の埋立て等による土壌の汚染および災害の発生の防止に関する条例

<http://www.town.minamichita.lg.jp/main/kankyo/kankyo019.html>

また、南知多町の定める条例・規則以外に、法令および県の定める条例で該当するものがある可能性があります。

東海	愛知県	武豊町	234478	都市計画課
----	-----	-----	--------	-------

武豊町独自の条例等として、「武豊町土地開発等に関する指導要綱」があります。事業区域が 2,000 m²以上となる建設等事業については、関係法令の届出・許可の前に、指導要綱に基づく「事業計画承認願」を提出して頂く必要があります。

「武豊町土地開発等に関する指導要綱」および「事業計画承認願」

http://www.town.taketoyo.lg.jp/contents_detail.pHP?co=ser&frmId=993

なお、メガソーラーの建設場所および規模により、関係する法令および届出・許可の内容が異なりますので、詳細は都市計画課までご相談頂きますよう、お願い致します。

東海	愛知県	幸田町	235016	建設部 都市計画課 計画整備グループ
----	-----	-----	--------	--------------------

幸田町として太陽光発電施設に限定して特別の規制等は設けておりません。

ただし、申請敷地が 1,000 m²を超える場合には「幸田町開発行為の指導に関する要綱」に基づき事前協議をあげていただく必要があります。

幸田町開発行為の指導に関する要綱

<http://www.town.kota.lg.jp/index.cfm/40.32335.92.html>

また、立地する土地が農地であれば農地法、森林であれば森林法といった法律等の規制は別途かかってきますので、立地場所の選定の際は、それぞれ所管する部局との協議をお願いいたします。

三重県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
東海	三重県	三重県	240001	環境生活部 地球温暖化対策課 環境評価・活動班

環境アセスメント

大規模太陽光発電（メガソーラー）事業と環境アセスメントについて

三重県では、太陽光発電施設の設置自体については環境アセスメントの実施は不要ですが、メガソーラー事業を行うにあたり一定規模以上の区域内において土地の造成を行う場合には、「宅地その他の用地の開発事業」として三重県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントまたは簡易的環境アセスメントの実施が必要になります。

環境アセスメントの実施が必要な規模（対象事業）

- ・ 施行区域の面積が 20 ヘクタール以上であるもの
- ・ 特別地域（国立公園、国定公園、三重県立自然公園の区域のうち特別地域および海域公園地区、または、三重県自然環境保全地域の区域のうち特別地区。以下同じ。）にあつては、当該地域内における施行区域の面積が 10 ヘクタール以上であるもの

簡易的環境アセスメントの実施が必要な規模（準対象事業）

- ・ 施行区域の面積が 10 ヘクタール以上であるもの
- ・ 特別地域にあつては、当該地域内における施行区域の面積が 5 ヘクタール以上であるもの

環境アセスメントの手続の概要は下記のページもご参照ください。

環境影響評価手続フロー

<http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/11189006470.htm>

パンフレット「環境アセスメント 三重県環境影響評価条例の概要」（平成 28 年 5 月作成）

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000636810.pdf>

メガソーラー設置に係る主な関係法令等一覧 - 三重県

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000636693.pdf>

東海	三重県	津市	242012	市計画部 都市政策課 都市計画・景観担当
----	-----	----	--------	----------------------

津市景観計画

<http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000008918/index.html>

太陽光発電設備の取り扱い

一定量の太陽光パネルを敷き詰めた場合の景観に与える影響は大きいことから、平成 28 年 4 月 1 日付けで津市景観規則を改正し、「太陽光発電設備」を加えて届出対象工作物としました。

これにより、平成 28 年 4 月 1 日以降に津市内全域で一定規模以上の太陽光発電設備を設置する場合は、景観法の届け出が必要です。

また、重点地区内で太陽光発電設備を設置する際には、規模にかかわらず届け出の対象となります。

太陽光発電設備（太陽光パネル+架台）に関する景観法に基づく届出制度のご案内

<http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000008918/simple/taiyoukoupaneru.pdf>

東海	三重県	伊勢市	242039	都市整備部 都市計画課 計画係
----	-----	-----	--------	-----------------

太陽光パネルそのものではなく、設置にかかる土地の形質変更に対する届出が必要となる条例・規則として

伊勢市景観条例、伊勢市景観規則

条例第 11 条第 1 項第 1 号

（届出を要する行為）

第 11 条 法第 16 条第 1 項第 4 号に規定する条例で定める行為（同条第 5 項の規定による通知を含む。以下この条において同じ。）は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

条例第 14 条第 1 項第 3 号、第 2 項

（適用除外）

第 14 条 景観計画区域（沿道景観形成地区および重点地区を除く。）内における法第 16 条第 7 項第 11 号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (3) 法第 16 条第 1 項第 3 号および条例第 11 条第 1 項第 1 号に規定する行為で規則で定めるもの

・・・

2 第 9 条第 1 項に規定する沿道景観形成地区内および同条第 2 項に規定する重点地区内における法第 16 条第 7 項第 11 号に規定する条例で定め

る行為は、景観計画において定められた地区ごとに規則で定めるものとする。

規則第7条第3項

(届出を要しない行為)

3 条例第14条第1項第3号に規定する規則で定める行為は、行為に係る土地の面積が3,000平方メートル以下で、かつ、行為によって生ずる法面又は擁壁の高さ5メートル以下又は長さ10メートル以下のものとする。

規則第8条第6号

(沿道景観形成地区における届出を要しない行為)

第8条 沿道景観形成地区における条例第14条第2項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(6) 法第16条第1項第3号又は条例第11条第1項第1号に規定する行為にあつては、行為に係る土地の面積が1,000平方メートル以下で、かつ、行為によって生ずる法面又は擁壁の高さ5メートル以下又は長さ10メートル以下のもの

<http://www.city.ise.mie.jp/8132.htm>

東海	三重県	松阪市	242047	都市計画課 景観推進室
----	-----	-----	--------	-------------

松阪市景観規則第2条1項12号「市長が指定するもの」として、松阪市景観計画42ページの「届出の必要な行為 2のシ」で、その他の工作物を指定し、届出の規模は「高さ10mを超えるもの、又は、築造面積が1,000㎡を超えるもの」としています。

また、景観計画同ページの「届出の必要な行為 3および4」で開発行為や、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更として、届出の規模は「行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、又は、行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さが5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの」となっています。

これらに該当した場合に景観に関する届出等が必要となります。

届出時の基準等については、下記リンク先「3. 松阪市景観計画概要版」、「4. 景観計画に基づく届出制度（届出の手引き）」をご覧ください。

なお、景観条例第8条により指定される重点地区については、別に届出の行為の範囲や、基準の定めがございます。

(関係する条例等のリンク先)

1. 松阪市例規集

https://www3.e-reikinet.jp/matsusaka/d1w_reiki/reiki.html

2. 景観条例

https://www3.e-reikinet.jp/matsusaka/d1w_reiki/420901010033000000MH/420901010033000000MH/420901010033000000MH.html

3. 景観規則

https://www3.e-reikinet.jp/matsusaka/d1w_reiki/420902100066000000MH/420902100066000000MH/420902100066000000MH.html

4. 松阪市景観計画

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/contents/1000011561000/index.html>

(以下は手引き等のリンク先)

5. 松阪市景観計画概要版 (PDF 4MB)

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/contents/1323415562915/files/gaiyouban.pdf>

6. 景観計画に基づく届出制度 (届出の手引き)

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/contents/1323414942097/index.html>

実際の事業実施にあたっては、建築物や工作物の施工場所、内容により関係する法令等が多く、松阪市の組織では少なくとも下記のところ等が関係するよう思われます。

・ 建築開発課 (審査係 : 0598-53-4156 開発係 : 0598-53-4197)

建築、開発に関することなど

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/job/1000000000048/index.html>

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/section/000000000000/1000000000048/index.html>

kenka.div@city.matsusaka.mie.jp

・ 維持監理課 (0598-53-4412)

市道に関することなど

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/job/100000000042/index.html>
<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/section/000000000000/100000000042/index.html>
ijik.div@city.matsusaka.mie.jp

・環境・エネルギー政策推進課（0598-53-4067）
環境に関する事など

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/job/100000000021/index.html>
<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/section/000000000000/100000000021/index.html>
kan.div@city.matsusaka.mie.jp

・農業委員会（0598-53-4137）
農地転用に関する事など

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/job/100000000095/index.html>
<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/section/000000000000/100000000095/index.html>
nogyou@city.matsusaka.mie.jp

・文化課（0598-53-4397）、
文化財に関する事など

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/job/100000000082/index.html>
bun.div@city.matsusaka.mie.jp

・文化財センター（0598-26-7330）
埋蔵文化財保護に関する事など

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/job/100000000084/index.html>
bunkazai.c@city.matsusaka.mie.jp

参考【松阪市の組織一覧】

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/window/000000000000/ABL01000.html>

環境・エネルギー政策推進課
松阪市開発行為に関する環境保全条例

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/contents/1000006611000/index.html>

・太陽光発電に係る内容

太陽光発電パネルの設置により届出が必要となるものではなく、設置に必要な開発行為の規模が以下に該当する場合に条例に基づく届出が必要となります。

条例第2条

- (1) 1万平方メートル以上の山林の伐採や土石、砂利採取による山林、河川等の形状変更
- (3) 建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う、都市計画区域で1,000平方メートル以上、その他の区域で3,000平方メートル以上の土地の区画形質の変更

※太陽光発電パネルは(3)に規定する建築物、特定工作物には該当しませんが、太陽光発電パネルと併設して事務所などを建築する場合は届出が必要となります。

東海	三重県	桑名市	242055	都市整備部 都市整備課 都市計画・景観係
----	-----	-----	--------	----------------------

桑名市では、桑名市景観計画において届出を要する行為を定めており、その中で太陽光パネルについては平成27年度から明確化し届出を行っていただいています。

現在のところ、太陽光パネルに関するガイドライン等は作成していません。

また、桑名市景観計画においても特に太陽光パネルに限定した記載はございません。

<http://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/28.0.220.332.html>

東海	三重県	名張市	242080	都市整備部 都市計画室
----	-----	-----	--------	-------------

現時点においては、名張市独自の条例・規則など必要な手続きを定めたものはない旨、ご報告させていただきます。

東海	三重県	鳥羽市	242110	建設課 まちづくり整備室
----	-----	-----	--------	--------------

○条例・規則等

- ・鳥羽市民の環境と自然を守る条例

<https://www.city.toba.mie.jp/hozen/hozensingikai/documents/zyourei.pdf>

- ・鳥羽市風致地区内における建築等の規制に関する条例

<https://www.city.toba.mie.jp/kankyoku/machizukuri/huuti.html>

○太陽光発電に係る内容

- ・太陽光に特化した記載はありません

東海	三重県	いなべ市	242144	都市整備部 都市整備課
----	-----	------	--------	-------------

太陽光発電事業の実施について届出が必要な条例・規則等の有無についての問い合わせをいただきましたが、環境、景観、開発等に関する市独自の条例・規則はありません。

法に基づく許認可や届けについては場所や規模により必要になる場合があります。また、三重県の景観条例にかかる届出については太陽光発電事業についても平成 29 年 4 月から届出が必要になると聞いていますので詳しくは三重県建土整備部景観まちづくり課景観班（059-224-2748）にお問い合わせください。

東海	三重県	志摩市	242152	建設部 都市計画課 都市計画係
----	-----	-----	--------	-----------------

太陽光発電施設設置に伴う土地の造成等で埋蔵文化財関係の届出や伐採届等が発生する場合がありますのでご注意ください。

届出の詳細等につきましては、直接担当事務課までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、三重県および環境省等への届出が必要となる場合がありますので、詳細につきましては三重県および環境省等へ直接お問い合わせください。

<事務担当:都市計画課>

□条例

- ・志摩市景観条例
- ・志摩市景観規則
- ・志摩市景観計画

□太陽光発電施設設置の際に届出が必要となる内容

(ただし、自然公園法普通地域に限る。)

- ・工作物の新設 高さ 10m を超えるもの又は築造面積が 500 m² を超えるもの
- ・土地の開墾、その他土地の形質の変更 行為に係る土地の面積が 3,000 m² を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁又はのり面の高さが 5m を超え、かつ、長さ 10m を超えるもの

□URL (志摩市 HP)

<https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/kensetsubu/toshikeikakuka/toshikeikaku/1454319194886.html>

<https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/kensetsubu/toshikeikakuka/toshikeikaku/1454319207839.html>

<https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/kensetsubu/toshikeikakuka/toshikeikaku/1454319195104.html>

<https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/kensetsubu/toshikeikakuka/toshikeikaku/1454320174534.html>

<https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/kensetsubu/toshikeikakuka/toshikeikaku/1454320189419.html>

<事務担当:環境課>

□条例

- ・志摩市の自然と環境の保全に関する条例
- ・志摩市の自然と環境の保全に関する条例施行規則

□太陽光発電施設設置の際に届出が必要となる内容

(ただし、規模等により届出が不要の場合もある。)

- ・土地の造成等 1,000 m² 以上の造成を伴う場合

□URL (志摩市 HP)

<https://www.city.shima.mie.jp/jigyoshamuke/gomikankyo/1458721500281.html>

東海	三重県	大台町	244431	生活環境課
----	-----	-----	--------	-------

①条例・規則等

A. 大台町で太陽光発電施設に関しての条例・規則等は制定していません。

②太陽光発電に係る内容

A. 現在、太陽光発電の設置に係るガイドラインを策定中です。

法令上、太陽光発電施設の設置に関しては規制がありませんので ガイドラインを策定し、町としてガイドラインに沿っての指導を行っていく予定です。 内容としましては、設置事業に当たって遵守すべき事項、設置事業の届出等を記載する予定です。

東海	三重県	度会町	244708	政策調整課
----	-----	-----	--------	-------

開発行為等にかかる町独自の条例・規則は度会町水道水源保護条例のみです。

県条例や法律等では、伐採届などの権限が町にあるものや、建築確認や宅地開発など町を経由して県に申請するものなどがあります。

三重県内におけるメガソーラー設置に係る主な関係法令等窓口

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000636693.pdf>

資源エネルギー庁が再生可能エネルギー事業支援ガイドブック

<https://new-energy-guide.jp/wp-content/themes/anre/data/guidebook.pdf>

を公開していますので、そちらもご参照ください。

東海	三重県	大紀町	244716	企画調整課
----	-----	-----	--------	-------

当町におきましては該当する条例・規則は無き旨をお知らせさせていただきます。

東海	三重県	南伊勢町	244724	行政経営課
----	-----	------	--------	-------

当町において、太陽光発電事業を実施するにあたり、太陽光発電に係る特別な届出等が必要となる条例等はありませんが、環境保全等の条例や、各種法律等により届出が必要となる可能性があります。

条例としては、南伊勢町環境保全条例となります。

南伊勢町環境保全条例

http://www.town.minamiise.mie.jp/reiki_int/reiki_honbun/r330RG00000375.html

南伊勢町環境保全条例施行規則

http://www.town.minamiise.mie.jp/reiki_int/reiki_honbun/r330RG00000376.html

後は法律により届出が必要になる場合で、農地法、森林法、自然公園法などが該当すると思われます。

東海	三重県	御浜町	245615	教育委員会 教育課 生涯学習係
----	-----	-----	--------	-----------------

御浜町教育委員会に於いて届出等が必要な条例および規則は以下になります。

- ・御浜町熊野参詣道伊勢路景観保護条例
- ・御浜町熊野参詣道伊勢路景観保護条例施行規則

また、当町の HP「<http://www.town.mihama.mie.jp/>」より、例規集のアイコンをクリックして頂くと上記の条例および規則を閲覧して頂くことができます。

滋賀県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
近畿	滋賀県	滋賀県	250007	県民生活部 エネルギー政策課

本県当課のホームページに、「大規模太陽光発電設備等設置に係る関係法令等窓口について」を掲載しております。法令ごとに、規制の対象となる内容、相談窓口（担当課・係）を掲載しておりますのでご参照ください。

大規模太陽光発電（メガソーラー）を含む発電事業の推進

http://www.pref.shiga.lg.jp/f/eneshin/1400110_megasolarwofukumu.html#mega_horei

↓

大規模太陽光発電（メガソーラー）設備等設置に係る関係法令等窓口について

・大規模太陽光発電（メガソーラー）事業にかかる各種相談窓口等について

<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/eneshin/files/madoguti20160621.pdf>

・大規模太陽光発電設備等設置に係る関係法令等窓口一覧

http://www.pref.shiga.lg.jp/f/eneshin/files/kisei_siryu20160621.pdf

近畿	滋賀県	彦根市	252026	市民環境部	生活環境課
----	-----	-----	--------	-------	-------

1. 条例・規則等

本市では、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要としている条例および規則は定めておりません。

2. 上記の該当する条例・規則における太陽光発電に係る内容

上記1のとおり、条例および規則等は定めておりません。

近畿	滋賀県	長浜市	252034	市民生活部	環境保全課	環境企画グループ
----	-----	-----	--------	-------	-------	----------

長浜市では、太陽光発電施設の設置に伴う必要な届出等を定めた条例・規則等はありません。

ただし、長浜市開発事業に関する指導要綱第2条第1項第3号における、規定の規模（㎡）以上の造成（切土および盛土）を行う事業を実施する場合は、事業全般について市長に届け出ることを要します。（担当課:開発建築指導課 65-6903）

また、太陽光発電施設の設置にあたって、一定規模を超える造成や、フェンス等の工作物を設置される場合、景観法に基づく届出（届出の必要な行為は市条例による）が必要となります。（担当課:都市計画課 65-6562）

設置される場所によって届出の要件が異なりますので、詳細については担当課までお問い合わせください。

上記の条例、要綱については、市ホームページに掲載されている例規集でご確認いただけます。

<http://www.city.nagahama.shiga.jp/reiki/reiki.html>

※平成28年9月に、上記の「長浜市開発事業に関する指導要綱」が一部改正されていますが、例規集への反映作業が完了していません。

都市計画法に基づく開発許可基準等の改正について

<http://www.shiga-takken.or.jp/wp-content/uploads/2016/10/201610071059.pdf>

近畿	滋賀県	近江八幡市	252042	都市整備部	都市計画課	都市計画グループ
----	-----	-------	--------	-------	-------	----------

景観条例（近江八幡市風景づくり条例）について下記のとおり回答させていただきます。

近江八幡市内の風景計画区域内において、一定規模の建築行為などを行う場合は、風景形成基準に従って良好な風景が形成されるように、景観法に基づく届出が必要となります。太陽光発電に関する一定規模とは次のとおりです。

【全市計画区域】

- ・高さが10mを超えるもの
- ・築造面積の合計が1,000㎡を超えるもの

【水郷風景計画区域・伝統的風景計画区域・歴史文化風景計画区域】

- ・出力50KW以上のもの

詳しい内容につきましては、お手数ですが下記のURLにてご確認ください。

http://www.city.omihachiman.shiga.jp/contents_detail.pHP?co=kak&frmId=6932

市民部 環境課

①条例・規則等について

- ・環境関係法令では、対象地が自然公園法の該当区域の場合、規制の対象となります。
- ・なお、自然公園法は滋賀県の所管事務であるため、対象地の該当の有無等詳しい内容につきましては、滋賀県東近江環境事務所までお問い合わせください。

<参考>

滋賀県東近江環境事務所

TEL : 0748-22-7758

FAX : 0748-22-0411

E-mail : de42@pref.shiga.lg.jp

- ②条例・規則等における太陽光発電に係る内容について
・上記と同じ。

近畿	滋賀県	守山市	252077	
----	-----	-----	--------	--

都市計画課
該当ございません。

環境生活部 環境政策課
届け出が必要な条例・規則等

- ①守山市開発行為指導要綱...開発行為をする土地の面積が 500 平方メートル以上の場合、要綱に沿った手続きが必要。
②農地法...農地からの転用を伴う場合は農地法の遵守が必要。

担当部署に確認しましたが、共に太陽光発電設備独自の条件等は設けていないとのことです。
(詳しくは担当部署に確認していただく形になります。)

近畿	滋賀県	栗東市	252085	環境経済部 環境政策課 環境政策係
----	-----	-----	--------	-------------------

本市におきましては、現在のところ事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。
現在、景観の観点から検討している段階です。

近畿	滋賀県	甲賀市	252093	市民環境部 生活環境課
----	-----	-----	--------	-------------

当市においては主に下記の条例・規則等に基づき、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要となります。
基本的には、太陽光発電に係る内容としては個別に定めておりませんので開発区域・規模等で届出の要・不要を判断していただくこととなります。
なお、景観法（甲賀市景観条例）に基づく届出については、太陽光パネルや設備自体は届出不要ですが、柵やフェンスを設置される場合については届出が必要となる場合があります（各詳細は下記 URL からご確認ください）。

- 土地開発・都市計画等
・甲賀市みんなのまちを守り育てる条例
<http://www.city.koka.lg.jp/5290.htm>
・都市計画法に基づく開発許可業務等
<http://www.city.koka.lg.jp/5291.htm>

- 景観等
・甲賀市景観計画（甲賀市景観条例）
<http://www.city.koka.lg.jp/7099.htm>

なお、市の条例・規則等以外でも、開発区域・規模、開発内容によっては自然公園法や滋賀県立公園条例、騒音規制法や振動規制法等の環境関連法令に基づく届出が必要となります。

近畿	滋賀県	湖南市	252115	市民環境部 地域エネルギー課
----	-----	-----	--------	----------------

○湖南市地域自然エネルギー基本条例—平成 24 年 9 月制定・・・担当:地域エネルギー課
自然エネルギーについて、地域で生み出されたその利益は、地域の支え合いに使うという「地域での循環」が大切であると考え、地域経済の循環に貢献できるような自然エネルギーの活用には一定のルールが必要であり、地域自然エネルギー基本条例を制定しています。
地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とし、自然エネルギーの積極的な活用に取り組むため、自然エネルギーの活用に関する理念を定めたものです。

事業用太陽光発電設置等に際し、届け出義務を求めたものではありませんが、事業者が来庁等いただいた際には、こうした考え方を説明しております。

<http://www.city.konan.shiga.jp/cgi/info.pHP?ZID=15303&BCD=381800>

○湖南市景観計画—平成 26 年 12 月策定・・・担当:都市政策課

湖南市は、景観法に基づく「景観行政団体」となり湖南市景観づくりの基本方針に掲げる“ほっ”と和めるふるさと『こなん』の実現に向けた実効力を伴う計画として「湖南市景観計画」を策定しています。

景観計画における重点地区において、太陽光発電設備等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）の設置で、設置面積の合計が5㎡を超えるものについては、届出対象としています。

<http://www.city.konan.shiga.jp/cgi/info.pHP?ZID=22661>

近畿	滋賀県	東近江市	252131	市民環境部 生活環境課
----	-----	------	--------	-------------

本市におきましては独自の条例・規則はありません。

近畿	滋賀県	米原市	252140	経済環境部 環境保全課
----	-----	-----	--------	-------------

現在のところ、米原市では太陽光にかかる特別な届け出は必要ありませんが、事前に設置される自治会に説明される事業者の方が多いです。都計法における開発行為に太陽光発電施設は建築物に該当しないため、太陽光発電施設の設置を目的に行う造成工事については、都計法の開発許可手続きは不要ですが、建設物の建築を伴わない造成工事であっても、開発区域が1,000㎡以上の場合、米原市開発指導要綱に基づく手続きが必要になります。

近畿	滋賀県	竜王町	253847	生活安全課
----	-----	-----	--------	-------

本町では、事業用太陽光発電施設に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。ただし、環境美化に関する条例等がございますので、ご参考までにURLを記載いたします。

滋賀県竜王町例規集

<http://www.town.ryuoh.shiga.jp/jyorei/index.htm>

近畿	滋賀県	愛荘町	254258	環境対策課
----	-----	-----	--------	-------

事業用太陽光発電施設の設置の伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

京都府

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
近畿	京都府	京都府	260002	環境部 環境管理課

京都府では、環境保全対策等に関して、事業用太陽光発電施設の設置に特化して手続を必要とする条例・規則等はありませんが、事業内容によっては以下のとおり手続が必要となります。

■京都府環境影響評価条例

大規模な土地の造成を伴う事業（50ha以上）については、京都府環境影響評価条例の対象事業となり、大規模太陽光発電施設が対象となる可能性があります。

（京都府環境影響評価条例施行規則別表第17項の（1）に該当）

環境影響評価条例のあらまし

<http://www.pref.kyoto.jp/assessment/assessment.html>

【担当】 京都府環境部
環境管理課 指導担当
TEL：075-414-4715

■京都府景観条例 および 京都府景観条例施行規則

太陽光発電施設を直接届出対象には指定していませんが、建築物の新築や改築に加え、土地の開墾や木竹の伐採等を届出対象行為に指定しておりますので、太陽光発電施設を設置される際に届出が必要となることがあります。

<http://www.pref.kyoto.jp/toshi/keikan.html>

【担当】 京都府建設交通部
都市計画課 計画担当
TEL：075-414-5328

近畿	京都府	京都市	261009	環境政策局 地球温暖化対策室
----	-----	-----	--------	----------------

本市では、太陽光発電施設の設置に特化した条例等はありません。

このため、設置に当たっては、まず、施設の規模や工事の内容等により、例えば、宅地造成等規制法に基づく許可や、土壤汚染対策法に基づく一定規模以上の土地の形質変更届出など、全国的に必要とされる各種関係法令に基づく許可が必要となります。

さらには、太陽光発電施設の設置に特化したものではありませんが、京都市の景観政策として、独自の自然風景の保全や市街地景観整備、風致地区に関する条例があり、これらの条例に基づき、設置場所に応じて、木竹の伐採や太陽光パネルの設置等に関する規制エリアや基準を定め、その内容を順守していただくこととしています。この内容等につきましては、下記 URL を御参照ください。

【京都市自然風景保全条例】

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000195/195355/sizenfukei-jorei231111.pdf>

【京都市市街地景観整備条例】

http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000056/56458/shigaichi_jourei.pdf

【京都市風致地区条例】

http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000094/94427_fuuti1.pdf

【自然風景の保全について】

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000170580.html>

【太陽光パネルの景観規制の概要】

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000160113.html>

【太陽光パネルの景観に関する運用基準】

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000160119.html>

【手続きについて】

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/53-26-3-0-0-0-0-0-0.html>

近畿	京都府	福知山市	262013	市民人権環境部 環境政策室
----	-----	------	--------	---------------

①福知山市開発行為に関する指導要綱

福知山市では、平成 25・26 年の 2 年連続で台風と豪雨による大規模な浸水被害と土砂崩れに見舞われたことから、平成 27 年 7 月 1 日に要綱を一部改正し、メガソーラーや大型駐車場等で 1,000 ㎡以上の土地利用する際は、雨水貯留施設を設けて、雨水流出を抑制する必要があります。

<http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp/shisei/cat159/town/cat282/>

②福知山市景観計画

福知山市では、福知山城の眺望や城下町の景観を守るため、制限を設けています。

太陽光発電は、建築基準法の構造物には該当しませんが、色の制限として、規制区域内において赤みがかかったソーラーパネルを屋根に設置する場合は、規制対象になります。

<http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp/shisei/entries/003095.html>

近畿	京都府	舞鶴市	262021	市民文化環境部 環境対策室 生活環境課 環境政策係
----	-----	-----	--------	---------------------------

現在のところ、舞鶴市では、太陽光発電施設の設置自体に関する規制（景観など）はありません。ただし、当該土地の利用にあたっての関係法令（農地法など）に基づく手続きが必要となります。

近畿	京都府	宮津市	262056	企画部 企画政策課 環境交通政策係
----	-----	-----	--------	-------------------

太陽光発電施設を直接制限する条例等はありませんが、施設の設置に伴い、土地の開墾や木竹の伐採等が発生する場合は、宮津市景観条例および宮津市景観条例施行規則による規制に該当する場合がございます。詳しくは該当する条例および規則をご覧くださいませよう願ひ申し上げます。

○宮津市景観条例

http://www.city.miyazu.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/k107RG00000882.html

○宮津市景観条例施行規則

http://www.city.miyazu.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/k107RG00000885.html

近畿	京都府	亀岡市	262064	環境市民部 環境政策課 環境政策係
----	-----	-----	--------	-------------------

京都府および亀岡市では太陽光発電施設の設置に関して、環境保全上の取り扱いとして、既存の条例や所管する権限の範囲内において必要な手続を指導することで対応を図っています。例えば、土地の形質・形状の変更について、その規模により「亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為および切土の規制に関する条例」又は「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を適用し、森林等の伐採・開発に際しては、「伐採および伐採後の造林の届出（亀岡市）」、「京都府豊かな緑を守る条例」又は「林地開発行為の手続（京都府）」により、また、農地法に基づく農地転用許可手続など各関係法令により対応しています。

また、亀岡市景観条例および亀岡市景観計画において、屋根に設置するソーラーパネルの基準を設けております。

具体的には、亀岡市景観計画で定める届出対象規模の行為について、「ソーラーパネルを使用する場合は、屋根の色彩と調和したものとする。」といった基準（景観形成基準）を設けております。

（参考）亀岡市景観計画に関するホームページ

<http://www.city.kameoka.kyoto.jp/keikan/sangyo/kenchiku/kekan/keikankeikaku.html>

亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為および切土の規制に関する条例

http://www.city.kameoka.kyoto.jp/reiki_int/reiki_honbun/k108RG00000508.html

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

<http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/1254731283875.html>

京都府林地開発行為の手続に関する条例

http://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/aa30020051.html

近畿	京都府	城陽市	262072	まちづくり活性部 都市政策課 開発指導係
----	-----	-----	--------	----------------------

① 条例・規則等

城陽市東部丘陵地まちづくり条例および同条例施行規則

② 内容

城陽市都市計画マスタープランに定める東部丘陵地域（城陽市砂利採取および土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する条例第5条の保全区域を除く地域）における開発事業（土地に自立する太陽光発電設備の設置等）について、まちづくり計画および規則で定める基準に基づいて、開発事業を行わなければならない。

③ その他

詳細は城陽市ホームページをご確認願います。

<http://www.city.ioyo.kyoto.jp/government/plan/page34>

近畿	京都府	長岡京市	262099	環境経済部 環境政策室
----	-----	------	--------	-------------

担当部署:建設交通部 都市計画課

・長岡京市景観条例（長岡京市 都市計画課 計画・景観担当）

⇒工作物確認が必要な場合、景観の届出が必要。

参考 URL:景観法に基づく届出手続き

<http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000001448.html>

・京都府風致地区条例（窓口は長岡京市 都市計画課 計画・景観担当）

⇒高さが1.5mを超える工作物の新築や増築は、許可対象になる。

参考 URL:風致地区について（京都府ホームページ）

<http://www.pref.kyoto.jp/toshi/kuuchichiku.html>

・長岡京市まちづくり条例（長岡京市 都市計画課 開発指導係）

⇒工作物確認が必要な場合、事前協議が必要。

参考 URL:まちづくり協議手続き案内

<http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000000792.html>

※なお条例等には太陽光発電に係る内容について具体的な記載はありませんが、工作物にあたる場合に必要の手続きがありますので、ご確認をお願いします。

近畿	京都府	八幡市	262102	環境経済部 環境保全課
----	-----	-----	--------	-------------

現在八幡市では、事業用太陽光発電施設の環境保全対策として、特別に届出等必要な条例はございません。開発行為、宅地造成等規制法等に該当

する場合は、八幡市開発指導要綱に基づく協議が必要になります。なお、開発行為・宅地造成等の要否については京都府が許可権者であるため、京都府山城北土木事務所建築住宅室開発指導担当に確認願います。

近畿	京都府	京丹後市	262129	建設部 都市計画・建築住宅課 都市計画係
----	-----	------	--------	----------------------

本市において事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等は制定しておりません。

近畿	京都府	久御山町	263222	民生部 環境保全課 環境衛生第一係
----	-----	------	--------	-------------------

久御山町では、事業用太陽光発電施設の設置について、計画時に届出や地域住民への説明会などを開くなどを義務付けるような条例・規則の制定は今のところありません。

近畿	京都府	井手町	263435	産業環境課 環境・衛生関係担当
----	-----	-----	--------	-----------------

一般に町内に施設を設置する際、施設の規模、構造、場所、隣接する土地の状況等によって、関連する条例・規則が異なってきますので、実際に設置を行う際は、町に相談いただきたくお願いします。

町の条例、規則については、町ホームページにて公開していますので、ご参照ください。

http://www.town.ide.kyoto.jp/reiki_int/reiki_menu.html

なお、町条例および規則において、事業用太陽光発電の設置それだけをもって、それに係り届出等を求める条文はありません。

近畿	京都府	精華町	263664	健康福祉環境部 環境推進課 環境係
----	-----	-----	--------	-------------------

精華町において、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届け出等が必要となる条例・規則はございません。

なお、京都府景観条例による、景観形成に関する規定のように、京都府が所管されている条例等もあるので、京都府にもあわせてご確認をお願いいたします。

具体的に設置場所等が決まれば、担当部署が対応いたしますので、よろしく願いいたします。

近畿	京都府	京丹波町	264075	土木建築課 建築係
----	-----	------	--------	-----------

①条例・規則等について

①京丹波町都市計画区域内における宅地開発等に関する指導要綱

http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r244RG00000438.html

②京丹波町都市計画区域内における宅地開発等に関する指導要綱施行細則

http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r244RG00000439.html

③京丹波町の環境保全等に関する条例

http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r244RG00000340.html

④京丹波町の環境保全等に関する条例施行規則

http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/r244RG00000341.html

⑤太陽光発電施設に関するガイドライン【現在策定準備中】

②上記の該当する条例・規則等における太陽光発電に係る内容

①～④については、事業用地について造成等行為が発生する場合は抵触するもの

⑤については現在策定準備中ですが、50kw以上の発電施設について規制するものです。

近畿	京都府	伊根町	264636	住民生活課 住民環境係
----	-----	-----	--------	-------------

当町の事業用施設の取組みはありません。

近畿	京都府	与謝野町	264652	住民環境課
----	-----	------	--------	-------

事業用に対する条例等はありません。

大阪府

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
近畿	大阪府	大阪府	270008	環境農林水産部 エネルギー政策課 スマートエネルギーグループ内 おおさかスマートエネルギーセンター

本府において、事業用太陽光発電施設の設置に伴って届出等を定めた条例・規則等はありません。

【参考】

ただし、設置の前段階として、土地の開発等※（山林の伐採や土地の造成、農地の転用、水面の埋立て等）を行う場合には、施工区域の面積等によっては開発等の許可等が必要となる場合があります。

※大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例

- 大阪府自然環境保全条例施行規則
- 大阪府環境影響評価条例施行規則
- 大阪府立自然公園条例施行規則
- 大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例 など。

なお、大阪府の条例・規則等は以下からご覧いただけます。

<http://g1072sv0db001.lan.pref.osaka.jp/HAS-Shohin/page/SJLogin.jsf>

近畿	大阪府	堺市	271403	環境局 環境都市推進部 環境政策課 総務係
----	-----	----	--------	-----------------------

堺市景観行政における取扱い

太陽光発電施設の規模や内容により、届出や申請等が必要になる可能性あり。

※届出等の必要性については個別に内容確認のうえ判断

・ 条例・規則等

⇒『堺市景観計画』、『堺市景観条例（施行規則）』、『堺市屋外広告物条例（施行規則）』

・ 上記の該当する条例・規則等における太陽光発電に係る内容

⇒堺市屋外広告物条例（施行規則）：

太陽光発電施設において屋外広告物がある場合に限り、屋外広告物許可申請が必要。この場合、表示の大きさなどについて制限あり。

⇒堺市景観計画・堺市景観条例（施行規則）：

下表のとおり

■届出対象行為

○本市では、市民・事業者の皆さんが下表に示す大規模な建築物や工作物の新築などを行う場合、景観法に基づく届出が必要です。

○全市域が届出の対象区域です。ただし、景観地区内の建築物については、景観法に基づく認定申請が必要となります。（※）

（※）詳細は、『景観地区における認定申請について』をご覧ください。
景観地区内の認定は、大規模な建築物以外も対象となりますのでご注意ください。

	行為の種類	対象規模	備考
建築物	新築、増築、改築 若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の変更 ※1	次のいずれかに該当するもの (増築・改築後に以下の規模になるものを含む) ・建築物の高さが15mを超えるもの ・地上6階以上のもの ・延べ面積が3,000㎡を超えるもの	※1) 建築物の増築、改築については、増築又は改築をする場合の床面積の合計が、既存の建築物の延べ面積の10分の1を超えるもの。 また、建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。
	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※2	次のいずれかに該当するもの ・高さが15mを超えるもの ・建築物に設置する場合で、その高さが10mを超えかつ建築物との合計高さが15mを超えるもの	
工作物	高架道路等	・地上からの高さが5mを超えるもの	※2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。
	橋梁等	・幅員が16m以上、又は延長が30mを超えるもの	

近畿	大阪府	岸和田市	272027	環境部 環境保全課
----	-----	------	--------	-----------

【形質変更を行う面積が 3,000 m²以上の場合】

土壌汚染対策法第 4 条第 1 項の規定による一定の規模以上の土地の形質の変更届出書および大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 5 第 1 項の規定による土地の利用履歴等調査結果報告書を提出すること。

【市街化調整区域における 1,000 平方メートル以上の土地において現状変更を行う場合】

岸和田市環境保全条例第 77 条第 1 項に規定する現状変更を行う場合、あらかじめ行為届出書を提出すること。なお太陽光パネルの設置を目的とした土地の開墾の場合、行為面積の 15%以上の緑地が確保されていること。

岸和田市環境保全課ホームページ URL

<http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/28/>

事業所の規制や届出に関する様式について URL

<http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/28/jigyosya-style.html>

【農地法】

市街化調整区域において、農地における開発行為等の許可を受ける場合には、大阪府知事の許可（面積 4 ha 以上は農林水産大臣の許可。）が必要です。

【森林法】

地域森林計画の対象となっている民有林を伐採する場合には、あらかじめ大阪府知事に届け出なければなりません。また、1 ha 以上の開発行為は、大阪府知事の許可が必要となります。

近畿	大阪府	豊中市	272035	環境部 環境政策課 環境企画係
----	-----	-----	--------	-----------------

該当ありませんでした。

近畿	大阪府	高槻市	272078	
----	-----	-----	--------	--

都市創造部 審査指導課 開発調整チーム

本課は、建築および開発事務について所管する課となります。

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出は必要ありません。

但し、その施設に伴う建築物があり、区画形質の変更等が生じた場合は、建築基準法や都市計画法に基づく届出が必要となります。

また、建築物を伴わなくても 1000 m²以上で形質の変更がある場合は、「開発事業の手続等に関する条例」に基づく事前協議が必要となる場合があります。

「開発事業の手続等に関する条例」リンク先 URL:

http://www.city.takatsuki.osaka.jp/bunshyo/reiki_int/reiki_honbun/k209RG00000654.html

産業環境部 環境保全課

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等を規定する条例・規則はございません。

参考:環境省「太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取組事例集」

<http://www.env.go.jp/press/102408.html>

都市創造部 都市づくり推進課

都市づくり推進課が所管する高槻市景観条例に関する内容について回答いたします。

本市は、景観法および高槻市景観条例に基づき本市全域を区域とする「高槻市景観計画」を策定しており、太陽光発電施設の設置に関して、以下の場合において一定規模のものは届出が必要となります。

なお、届出対象行為に該当する場合は、届出に先立ち事前協議が必要となります。

①建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う場合
⇒高さ 15m を超えるもの又は建築面積 1,000 m²を超えるものは届出が必要となります。

※建築物の増築、改築若しくは移転については当該変更部分が高さ 15m を超えるもの又は建築面積が 1,000 m² を超えるもの（外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更については、当該変更に係る部分の面積が 1/2 を超えるもの）

②工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う場合

⇒高さ 10m を超えるもの又は築造面積 2,000 m² を超えるものは届出が必要となります。

※工作物の増築、改築若しくは移転については当該変更部分が高さ 10m を超えるもの又は築造面積が 2,000 m² を超えるもの（外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更については、当該変更に係る部分の面積が 1/2 を超えるもの）

③都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為を行う場合

⇒面積 1,000 m² 以上は届出が必要となります。

④土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更を行う場合

⇒面積 1,000 m² 以上は届出が必要となります。

⑤木竹の植栽又は伐採を行う場合

⇒面積 1 ha を超えるものは届出が必要となります。

⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積を行う場合

⇒面積 1,000 m² 以上は届出が必要となります。

また、届出対象行為に関する「景観形成基準」は次のとおりです。

○建築物・工作物の場合

・敷地内のデザインについて

①空地の配置：a まとまりのある空地を道路側に確保し、ゆとりある歩行者空間と修景スペースを確保する。

②緑化：b 地域と建築物の景観に見合った適切な樹木や草木を植栽する。

c 道路に面する敷地は、緑を適切に配置することで潤いのある空間の確保に配慮する。

③舗装・屋外設置物：d 公共用地界を明確化した上で、歩道との連続性を考慮し、舗装仕上げや屋外設置物の配置に配慮する。

④1・2階の形態：e 前面の道路が快適性や賑わいを感じることができる通りとなるよう、開口部を工夫する。

・建築物・工作物のデザインについて

①かたち：a 周辺地域と調和した高さ、形態、屋根とする。

②外壁（外観）：b 周辺地域や建築物と調和した外壁デザインとする。

c 面積の大きな壁面等は、適切な分節等により、単調なものとならないよう配慮する。

d 外壁の材質は、周辺地域と調和したものとし、汚れが目立たず、色あせない材料を使用する。

③設備・屋外階段：e 主要道路から、見えなくするか、目立たないよう工夫する。

f 建築物や工作物と調和したデザインとし、緑化や色調をあわせることで目立たないよう配慮する。

④色彩：g 外壁および屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。

h 下記の色彩基準を遵守する。

<色彩基準>

計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。外壁については、落ち着きを感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

○色彩基準（外壁基本色）

・R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度 6 以下

・Y（黄）系の色相の場合、彩度 4 以下

・その他の色相の場合、彩度 2 以下

※JIS のマンセル表色系による

ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

※外壁各面で 1/3 以下の面積でサブカラーとして使用する場合（サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。）

※外壁各面で 1/20 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合（アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して 1/3 以下とすること。）

※着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

※歴史的又は文化的な事由等により、社会通念上認められている場合

○開発行為の場合：

a 現況の地形を可能な限りいかし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮する。やむを得ない場合、法面は緑化等を施し、擁壁は周辺景観と調和

した形態および素材とする。

○土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更の場合：

- a 採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて緑化等を施し、周辺地域との調和に配慮する。
- b 行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化等を行う。

○木竹の植栽又は伐採の場合：

- a 大規模な伐採を避け、適度に樹木等を残すように努め、周辺地域との調和に配慮する。
- b 行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化等を行う。

○屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積の場合：

- a 道路等の公共空間から見えにくい位置および規模となるよう配慮する。
- b 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。
- c 道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を周辺地域と調和に配慮した緑化や塀の設置等により遮蔽する。

また、本市では景観重点地区として、JR 高槻駅北東地区を指定しており、届出対象行為および景観形成基準を別途定めておりますので、上記記載内容も含めて下記のリンク先に掲載しております「高槻市景観計画」をご確認ください。なお、本市の景観類型や景観類型別の景観形成の方針を示した「高槻市景観基本計画」も併せてご確認ください。

<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/toshi/toshiduk/gyomuannai/keikankeikakutou/kihonkeikankeikaku.html>

近畿	大阪府	貝塚市	272086	都市整備部 環境衛生課
----	-----	-----	--------	-------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等は本市にはありません。

近畿	大阪府	守口市	272094	環境政策課
----	-----	-----	--------	-------

本市では該当する条例や規則等ありません。

近畿	大阪府	枚方市	272108	環境部 環境保全課
----	-----	-----	--------	-----------

都市整備部の方にも確認をとりましたが、事業用太陽光発電施設の設置に伴って届出が必要となる条例・規則等はございません。なお、太陽光発電施設の設置に限らず、一般的な開発行為や工事等に関しては、届出が必要となる場合がございますので、ご注意ください。

近畿	大阪府	茨木市	272116	産業環境部 環境政策課
----	-----	-----	--------	-------------

本市では該当する条例や規則等ありません。

近畿	大阪府	八尾市	272124	経済環境部 環境保全課
----	-----	-----	--------	-------------

本市では、事業用太陽光発電設備の設置に特化した条例および規則等は、現時点において定めておりません。

近畿	大阪府	泉佐野市	272132	生活産業部 環境衛生課
----	-----	------	--------	-------------

環境保全に関連して、市では「事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等」はございません。開発に伴う、景観条例等、土地開発等に関する条例等については、都市計画課 (tokei@city.izumisano.lg.jp) へ別途ご照会願います。

近畿	大阪府	富田林市	272141	産業環境部 みどり環境課
----	-----	------	--------	--------------

現在、本市におきましては、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出が必要な条例・規則等はございません。なお、太陽光発電等施設の設置に伴い関係する可能性のある条例等について回答させていただきます。

- ・施設の設置に伴い建築物を建築する場合
土地利用や規模に応じて「富田林市開発行為等に関する条例」（開発指導要綱）に関する協議・手続きが必要

http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/public/section/machizukuri/kaihatsu/yoko/tokei_yoko.html

・施設の設置に伴い土砂埋立て行為が生じる場合

埋立て等を行う規模（面積・搬入土量）によって「富田林市土砂埋立て等の規制に関する条例」に関する協議・手続きが必要

http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/public/section/mizumidori/dosya_umetate.html

上記以外にも法令による事務手続き等が必要となる可能性が高いため、実施予定場所や規模および造成の有無等を具体化させた上で、案件事業ごとにご相談いただくようお願いします。

近畿	大阪府	寝屋川市	272159	環境部 環境推進課
----	-----	------	--------	-----------

市独自の条例・規則等としては、事業用太陽光発電施設の設置に対して明記したものは無いようです。
ただし、案件にも依るようですが、「寝屋川市開発事業に関する指導要綱」が関わる場合があるようです。

「寝屋川市開発事業に関する指導要綱」掲載ページ URL

http://www.city.nevagawa.osaka.jp/organization_list/machi_seisaku/machi_shidoka/kaihatu/280715shidouyoukou.html

近畿	大阪府	松原市	272175	都市整備部 まちづくり推進課 開発指導係
----	-----	-----	--------	----------------------

本市において事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等の該当はありません。

なお、本回答はまちづくり推進課および環境予防課の回答を取りまとめております。

（大阪府などの条例・規則等の該当は調べておりません。ご了承ください。）

近畿	大阪府	大東市	272183	市民生活部 環境課
----	-----	-----	--------	-----------

本市におきましては事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規制等はございません。

近畿	大阪府	箕面市	272205	みどりまちづくり部 環境動物室 環境政策グループ
----	-----	-----	--------	--------------------------

本市においては太陽光発電施設の設置について条例・規則等で定めておりません。
開発や建築にあたっては協議等が必要となりますので個別に担当部署へお問い合わせください。

開発や建築の際の基準など

<http://www.city.minoh.lg.jp/machi/annai.html>

近畿	大阪府	門真市	272230	市民生活部 環境政策課
----	-----	-----	--------	-------------

大阪府門真市において該当する条例・規則はございません。

近畿	大阪府	摂津市	272248	環境部 環境政策課
----	-----	-----	--------	-----------

摂津市の条例規則の内、該当するものはございません。

近畿	大阪府	泉南市	272281	都市整備部 都市計画課
----	-----	-----	--------	-------------

泉南市独自の事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例、規則等はございません。

近畿	大阪府	四條畷市	272299	都市整備部 生活環境課
----	-----	------	--------	-------------

当課の把握する範囲では、ご質問にあります事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な本市の条例・規則等はありません。
しかしながら、「四條畷市生活環境の保全等に関する条例」第1条の目的に定められている、市民の良好な環境の確保に支障をきたすような行為として、例えば反射光による影響や、パワーコンディショナによる騒音等、近隣住民の生活に悪影響のないような事業施行に努めていただく必要があります。

また、設置する施設の規模や場所等によっては、大阪府や国等の規制がかかる可能性もありますので、事業施行前に必ず大阪府や国等にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

近畿	大阪府	交野市	272302	環境部 環境衛生課
----	-----	-----	--------	-----------

本市では、そのような条例はございません。

近畿	大阪府	大阪狭山市	272311	政策調整室 企画グループ
----	-----	-------	--------	--------------

関連部署等に照会した結果、該当する条例・規則等なし と回答いたします。

近畿	大阪府	阪南市	272329	市民部 生活環境課
----	-----	-----	--------	-----------

当市では該当する条例等はございません。

なお、太陽光発電設備を設置するにあたり、当該土地を造成する場合などで、一定規模以上の盛土や掘削を伴う場合は大阪府条例において規制の対象となることがあります

近畿	大阪府	豊能町	273210	環境課
----	-----	-----	--------	-----

太陽光発電について条例等で述べているところはありませんが、

- ・豊能町環境保全条例（平成 11 年 3 月 31 日条例第 4 号）
- ・豊能町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 27 年 3 月 27 日条例第 7 号）

などが、施設の設置に関して開発造成に係ってくると思います。

豊能町例規集のページです。

http://www.town.toyono.osaka.jp/reiki/d1w_reiki/reiki.html

近畿	大阪府	熊取町	273619	住民部 環境課 環境企画グループ
----	-----	-----	--------	------------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等の制定については制定なし

近畿	大阪府	岬町	273660	都市整備部 建築課 建築係
----	-----	----	--------	---------------

岬町では現在のところ該当する条例・規則はありません。

近畿	大阪府	河南町	273821	まち創造部 環境・まちづくり推進課 美しいまち係
----	-----	-----	--------	--------------------------

該当なし

兵庫県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
近畿	兵庫県	神戸市	281000	環境局 環境政策部 環境貢献都市課

太陽光発電設置に関する条例等につきましてご連絡いたします。

1. 環境影響評価関係

「神戸市環境影響評価等に関する条例（平成 9 年 10 月条例第 29 号）」および「神戸市環境影響評価等に関する条例施行規則（平成 10 年 1 月規則第 64 号）」に基づき、事前配慮書の提出が必要な対象事業は次のとおりです。

神戸市環境影響評価等に関する条例施行規則（抜粋）

別表

(5) 条例第 2 条第 2 号オに掲げる発電所の建設

第一類事業の要件

ウ 発電所の新設等（太陽光発電所に係るものに限る。）であって、当該新設等に係る敷地の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が 20 ヘクタール以上であるもの又は敷地のうち緑地条例第 4 条第 3 項に規定する緑地の保全区域又は同条第 4 項に規定する緑地の育成区域（以下「緑地の保全区域等」という。）の部分の面積が 5 ヘクタール以上であるもの

第二類事業の要件

エ 発電所の新設等（太陽光発電所に係るものに限る。）であって、当該新設等に係る敷地の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が 5 ヘクタール以上であるもの又は緑地の保全区域等の部分の面積が 2.5 ヘクタール以上であるもの

神戸市環境影響評価等に関する条例

http://www1.g-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG00000633.html

神戸市環境影響評価等に関する条例施行規則

http://www1.g-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG00000634.html

神戸市の環境アセスメント制度に関するポータルサイト

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/environmental/assessment/index2.html>

2. 緑地に関する規制関係

緑地の保全などに関する規制区域に該当する場合、各種手続きが必要です（太陽光発電の設置に限られた規制ではありません。）

詳細は下記ホームページをご確認ください。

風致地区など緑地に関する規制の種類と規制の概要

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/flower/midoriseido/>

3. 景観、土地開発関係

設置しようとする太陽光発電施設が、建築基準法上の工作物に該当するのであれば、景観・土地開発関係の手続きが必要となります。

神戸らしい都市景観をめざして（景観関連情報トップページ）

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/urban/scene/>

神戸市開発

<http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/construction/enterprise/development/index.html>

4. ご参考

資源エネルギー庁のホームページに一般的な手続きガイドが掲載されています。

再生可能エネルギー事業支援ガイドブック

<https://new-energy-guide.jp/wp-content/themes/anre/data/guidebook.pdf>

近畿	兵庫県	明石市	282031	環境総務課
----	-----	-----	--------	-------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等についてですが、現在、明石市では該当する条例・規則はございません。

近畿	兵庫県	西宮市	282049	環境局 環境総括室 環境・エネルギー推進課
----	-----	-----	--------	-----------------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等についてですが、現時点では特にございません。

ただ、太陽光発電施設の設置によって、景観が損なわれる、土砂災害の懸念が生じる、反射光がまぶしい、など、地域の生活環境に様々な影響をおよぼしていることから、平成 29 年 4 月 1 日に「快適な市民生活の確保に関する条例」の一部改正を予定しています。

この条例改正では、一定規模以上の発電設備設置事業について、その事業内容の届出制度を設けることで、事業者に対し、設備設置前に事業者情報の公表等、地域住民への周知を促します。

また、条例改正にあわせて、設備設置に際してのガイドラインを作成し、市民の生活環境に配慮できる環境を整備することを目的としています。

なお、平成 29 年 2 月 3 日まで、この条例改正についてパブリックコメントを実施しておりますので、あわせてご覧いただきますよう、お願いします。

<http://www.nishi.or.jp/contents/0004070200020004000017.html>

近畿	兵庫県	芦屋市	282065	市民生活部 環境課
----	-----	-----	--------	-----------

事業用太陽光発電施設については、太陽光発電施設であることによる特別な届出等不要となります。

なお、工作物の設置に係る届出等は別途必要とりますのでご留意下さい。

近畿	兵庫県	伊丹市	282073	環境保全課 / 都市計画課
----	-----	-----	--------	---------------

・条例・規則等
環境政策室に関して

伊丹市環境影響評価に関する要綱

<http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SHIMIN/KANKYOHZEN/kankyohzenyoukou/1384252034738.html>

伊丹市緑地の保全および緑化の推進に関する条例

http://www3.e-reikinet.jp/itami/d1w_reiki/347901010041000000MH/347901010041000000MH/frm_inyo_pragl.html

伊丹市緑地の保全および緑化の推進に関する条例施行規則

http://www3.e-reikinet.jp/itami/d1w_reiki/360902100044000000MH/360902100044000000MH/360902100044000000MH_j.html

都市整備室に関して

条例 伊丹市都市景観条例第 14 条

内容

太陽光発電施設において下記に該当するものは、伊丹市都市景観条例第 14 条により届出が必要になります。

- ・高さが地上 15 メートル以上の工作物
- ・都市景観形成道路地区内における水平投影面積 10 m²以上および地上 15 メートル以上の工作物

伊丹市都市景観計画により色彩の制限があります。

URL 伊丹市都市計画課 都市景観担当 都市景観 HP

<http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/TOSHIKATSURYOKU/TOSHIKEIKAKU/toshikeikan/toshikeikan/index.html>

- ・上記の該当する条例・規則等における太陽光発電に係る内容事業の検討段階で、事前に具体的にご相談ください。

なお、本市の環境の保全と創造に関する基本的な理念等を定めた条例は以下の通りです。

参考:伊丹市環境基本条例

http://www3.e-reikinet.jp/itami/d1w_reiki/415901010003000000MH/415901010003000000MH/415901010003000000MH_j.html

近畿	兵庫県	相生市	282081	環境課 管理係
----	-----	-----	--------	---------

兵庫県相生市では、「相生市民の住みよい環境をまもる条例」があり、第 50 条において、開発行為の届け出について、定められています。

内容としては、「土地の区画形質の変更（以下 「開発行為」という。）をしようとする者は、自然を保全するため、あらかじめ、規則に定めるところによりその内容を市長に届出なければならない。」となっています。

ここでいう規則とは、「相生市民の住みよい環境をまもる条例施行規則第 11 条」で、「条例第 50 条の規定に基づく開発行為は、宅地造成、土地の開墾、その他土地の区画形質の変更に伴う切土、盛土又はこれに類似する工事で施行区域の面積が 0.5 ヘクタールを超えるものとする。」と規定されています。

これらの条例、規則は、太陽光発電施設に限ったものではありませんが、事業用太陽光発電施設をつくる場合で、上記の条例、規則に該当する場合は、届け出が必要となります。

相生市民の住みよい環境をまもる条例

https://www.city.aioi.lg.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/k310RG00000328.html

相生市民の住みよい環境をまもる条例施行規則

https://www.city.aioi.lg.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/k310RG00000330.html

近畿	兵庫県	豊岡市	282090	環境経済部 エコバレー推進課 環境経済係
----	-----	-----	--------	----------------------

1) 該当する条例・規則等における太陽光発電に係る内容

豊岡市景観条例、豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例

2) 公開

<http://www.city.toyooka.lg.jp/www/contents/1350521912698/index.html>

<http://www.city.toyooka.lg.jp/www/contents/1361756481342/index.html>

なお、上記に関する問い合わせ先は、

豊岡市役所都市整備部 都市整備課 景観政策係（0796-23-1712）となります。

近畿	兵庫県	西脇市	282138	くらし安心部 環境課
----	-----	-----	--------	------------

当市では、事業用太陽光発電施設の設置に限った条例や規則等はありません。

なお、事業用太陽光の設置について当課が把握した場合には、下記条例および規則に基づいて届け出るよう指導しています。

西脇市の環境をまもる条例

http://www3.e-reikinet.jp/nishiwaki/dlw_reiki/417901010114000000MH/417901010114000000MH/417901010114000000MH.html

(開発行為の届出)

第 102 条 次に掲げる土地の区画および形質の変更（以下「開発行為」という。）をしようとする者は、自然環境を保全するため、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の規定による許可を受けなければならない開発行為
- (2) 前号に掲げるもののほか、自然環境の保全に影響をおよぼすおそれのある開発行為で規則で定めるもの

西脇市の環境をまもる条例施行規則

http://www1.g-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG00000632.html

(開発行為の届出)

第 16 条 条例第 102 条の規定による届出は、開発行為届出書（様式第 8 号）によってしなければならない。

2 前項の届出書には、開発区域位置図、平面図、現況図および計画図を添付しなければならない。

3 市長は、前項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(届出を要する開発行為)

第 17 条 条例第 102 条第 2 号に規定する規則で定める開発行為は、次のとおりとする。

- (1) 500 平方メートル以上の規模の開発行為
- (2) 100 立方メートル以上の規模の土石等を採取し、又は埋め立てる開発行為

近畿	兵庫県	宝塚市	282146	環境部 環境室 地域エネルギー課
----	-----	-----	--------	------------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等の必要性について、直接的な表現で定めた条例・規則等はありません。

しかし、一定規模以上の太陽光発電設備および太陽熱利用設備については、周囲に対する景観や生活環境等への調和や配慮が必要な場合が想定されることから、本市で再生可能エネルギーの導入推進を図るために制定した「宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例」において、第 1 条に定める目的および同第 3 条に定める基本理念に基づき、地域環境との調和、地域住民との合意形成および地域への配慮を前提とした再生可能エネルギーの利用の推進を図るため、同第 11 条により、様式を定め、下記の書類について事業者に提出を求めることとしています。

- ・太陽光発電等の事業実施における地域環境との調和・配慮に関する協議書
- ・太陽光発電等の事業実施における確約書

条例および様式の詳細については、以下のホームページよりご確認ください。

「宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例」

<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kankyo/energy/1014261/1009784.html>

「太陽光発電等の事業実施における地域環境との調和・配慮について」

<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kankyo/energy/1014263/1020982/1017949.html>

近畿	兵庫県	高砂市	282162	生活環境部 環境政策課
----	-----	-----	--------	-------------

当市において該当する条例等はありません。

近畿	兵庫県	川西市	282171	美化環境部 美化環境室 環境創造課
----	-----	-----	--------	-------------------

当市におきまして、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等は現在のところございません。

近畿	兵庫県	三田市	282197	地域振興部 都市政策室 都市計画課 都市景観係
----	-----	-----	--------	-------------------------

景観に関する法令等は下記のとおりです。

- 景観法
- 三田市景観条例
- 三田市景観条例施行規則
- 三田市新市街地景観計画
- 三田市既成市街地景観計画

太陽光発電施設（工作物）にかかる景観計画に定める景観形成基準等について、お答えします。

三田市では、景観法に基づく景観計画を市域の一部について定めています。（「新市街地景観計画」および「既成市街地景観計画」）

以下、両景観計画における太陽光発電施設（工作物）にかかる規制基準等について明記します。

【新市街地景観計画】

○届出対象行為

太陽光発電施設の工作物で○景観形成基準（色彩基準）

日本工業規格 Z8721（マンセル値）による彩度を次のとおりとし、その他の色相（無彩色 N 系を除く）を使用してはならない。ただし、屋外広告物はこの限りでない。

- (1) R・YR 系 彩度 6 以下
- (2) Y 系 彩度 4 以下

【既成市街地景観計画】

○届出対象行為

工作物の新設、増築、改築若しくは移転等であって、当該行為に係る工作物の規模が高さ 10m（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、その高さが 5m を超え、かつ、当該建築物の高さとの合計が 10m）を超えるもの又は敷地の用に供する土地の面積が 500 m² を超えるもの

○景観形成基準（色彩基準）

日本工業規格 Z8721（マンセル値）による彩度を次のとおりとする。ただし、屋外広告物はこの限りでない。

- (1) R・YR・Y 系 彩度 4 以下
- (2) その他の色相 彩度 2 以下

《三田市新市街地景観計画》

http://www.city.sanda.lg.jp/toshi/newurban_landscapeplanning.html

《三田市既成市街地景観計画》

http://www.city.sanda.lg.jp/toshi/landscapeplanning_for_thebuilt-up-area.html

地域振興部 都市政策室 審査指導課 開発指導係

はじめに当課は都市計画法等に基づく開発行為を所管している部署です。

当課（審査指導課）からは、開発に関わる内容についてお答えさせていただきますので、ご了承願います。

太陽光発電施設に関しましては、工作物であることから、都市計画法の適用を受けない開発行為となっています。

太陽光発電所を設置するために必要な許認可といったものはありませんが、土地の形状の変更（造成行為）や性質の変更がある場合、許可および届出が必要となります。該当の可能性のある法令等は以下のとおりです。

【宅地造成等規制法】

宅地造成規制区域内で切土工事で 2m を超える崖を生ずる場合や、盛土工事で 1m を超える崖を生ずる場合、切盛土工事で 2m を超える崖を生ずる場合、もしくは 500 m² 以上の造成行為が伴う場合、許可が必要となります。（法第 8 条）また、造成が伴わなくても性質の変更（山林や農地から太陽光事業地への変更）が生じるものは届出が必要となります。（法第 15 条 3）

【三田市土地の埋立て等の規制に関する条例】

三田市域において土地の切盛土を行なう場合、規模に応じて、許可もしくは届出が必要です。

近畿	兵庫県	養父市	282227	まち整備部 土地利用未来課 / 産業環境部 環境推進課
----	-----	-----	--------	-----------------------------

養父市において、事業用太陽光発電施設の設置に伴う条例・規則を定めていないことを回答します。

近畿	兵庫県	南あわじ市	282243	市民部 環境課
----	-----	-------	--------	---------

南あわじ市では、赤穂市・加東市のように、事業用太陽光発電に対して独自に規制する条例等はございません。
しかし、太陽光発電の条件によって、必要となる届け出（法に基づくもの）はございます。

また、兵庫県では今月から太陽光発電について知事同意制になっております。詳しくは兵庫県にお尋ねください。

参考

下記は南あわじ市様から提供のありました「再生可能エネルギー発電設備の設置場所の決定に係る関係法令手続状況報告書」の抜粋

1. 関係法令確認に係る再生可能エネルギー発電設備（注1）

発電事業者名	
発電事業者の連絡先（住所、電話番号）	
発電設備の区分（注2）	
発電出力（kW）	
設備名称	
設備の所在地	
運転開始年月日（又は予定日）	
設備ID（※経済産業局記載欄）	

2. 設備の設置場所の決定に係る関係法律への該当状況（注3）

項目	該当の有無	確認・相談先（部署名）
1. 国土利用計画法に基づく土地売買届出申請	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	南あわじ市 都市計画課 0799-43-5227
2. 都市計画法に基づく開発許可申請	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	南あわじ市 都市計画課 0799-43-5227
3. 農地法に基づく農地転用許可申請（農用地区域内の農地については、農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更申請も含む）	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	南あわじ市 農業委員会事務局 0799-43-5236 ※農用地区域内の場合 南あわじ市 農林振興課 0799-43-5223
4. 森林法に基づく林地開発許可等申請	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	淡路県民局 洲本農林水産振興事務所 0799-26-2083
5. 森林法に基づく伐採および伐採後の造林の届出申請	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	南あわじ市 農林振興課 0799-43-5233
6. 文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出申請	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	南あわじ市 埋蔵文化財事務所 0799-42-3849
7. 土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更に係る届出申請	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	兵庫県庁農政環境部環境管理局 水大気課水質班 078-362-9094
8. 自然公園法に基づく工作物新築等許可申請申請	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	環境省 神戸自然保護官事務所 078-331-1146 ※淡路島は、自然公園法のしほりがかかる区域が国立公園しかないため
9. 河川法に基づく河川工作物設置等許可申請	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	淡路県民局 洲本土木事務所 管理第2課 0799-26-3227 ※河川法にかからない場合 南あわじ市 建設課 0799-43-5226
10. 環境影響評価法に係る環境影響評価の手続	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	今回の条件では該当なし
11. その他の法律に係る手続（注4） （法令名： ）	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 相談中	

3. 設備の設置場所の決定に係る自治体の関係条例・規則への該当状況（注3）

1. 環境アセスメントに関する条例・規則に係る手続	□有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 □相談中	該当なし
2. その他の条例・規則に係る手続（注5） （自治体名： ） （条例名： ）	□有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 □相談中	南あわじ市 商工観光課 0799-43-5221

（注1）認定申請に係る発電設備の情報を記載すること

（注2）A：太陽光発電設備（50kW以上）、C：風力発電設備（20kW未満）、D：風力発電設備（20kW以上）、U：洋上風力発電設備（20kW以上）、E：水力発電設備（200kW未満）、V：特定水力発電設備（200kW未満）、I：水力発電設備（200kW以上1,000kW未満）、X：特定水力発電設備（200kW以上1,000kW未満）、J：水力発電設備（1,000kW以上3,000kW未満）、Y：特定水力発電設備（1,000kW以上3,000kW未満）、K：地熱発電設備（15,000kW未満）、L：地熱発電設備（15,000kW以上）、M：バイオマス発電設備（メタン発酵ガス）、1：バイオマス発電設備（森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）燃焼、2,000kW未満）、N：バイオマス発電設備（森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）燃焼、2000kW以上）、O：バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物残さ燃焼）、Q：バイオマス発電設備（建設資材廃棄物燃焼）、R：バイオマス発電設備（一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼）

なお、複数の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、それぞれの設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に設備認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。

また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

（注3）掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関に照会する等により、最終的な確認・判断を行うこと。行政機関と許認可の該当有無について相談中の場合、「相談中」を選ぶこと。

（注4）掲載した法律のほかに該当するものがあれば記入すること。

（注5）掲載した条例のほかに該当するものがあれば記入すること。

近畿	兵庫県	朝来市	282251	都市環境部 環境課
----	-----	-----	--------	-----------

朝来市では、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

近畿	兵庫県	淡路市	282260	市民生活部 生活環境課
----	-----	-----	--------	-------------

該当するものではありません。

近畿	兵庫県	宍粟市	282278	市民生活部 環境課
----	-----	-----	--------	-----------

現在のところ宍粟市では制定していません。

ただ、何らかの条例・規則等の制定の必要性は感じているところです。

近畿	兵庫県	たつの市	282294	市民生活部 環境課 生活環境係
----	-----	------	--------	-----------------

1. 条例・規則等について

たつの市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱を平成28年2月16日から施行しています。

<http://www.city.tatsuno.lg.jp/kankyousaiseikanousidouyoukou.html>

2. 条例・規則等における太陽光発電に係る内容

（1）太陽光、風力などの再生可能エネルギー源を電気に変換する設備およびその附属設備を設置する際に市への届出が必要

※住宅・事務所・倉庫等建築物の屋根に設置する場合は対象外

（2）届出の対象となる事業規模

①設置場所の土地の合計面積が1,000平方メートル以上

②施工済又は施工中の設置事業と一体をなすと認められる設置事業で、その場所の土地の合計面積が、1,000平方メートル以上

③発電設備の高さが、13メートル以上

たつの市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱

<http://www.city.tatsuno.lg.jp/kankyousaiseikanousidouyoukou.html>

近畿	兵庫県	福崎町	284432	まちづくり課 都市計画係
----	-----	-----	--------	--------------

本町では、現在事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

※今後検討する可能性はあります

2018年3月22日 連絡受領分

福崎町では平成29年4月1日から該当する条例（福崎町開発事業等調整条例）を施行しています。また併せて、福崎町開発事業等調整条例施行規則を制定し、対象となる開発事業等について福崎町まちづくり課と事前協議をお願いします。なお、この条例の施行により、福崎町開発指導要綱は廃止します。

福崎町開発事業等調整条例の施行について

<https://www.town.fukusaki.hyogo.jp/0000002171.html>

近畿	兵庫県	上郡町	284815	住民課 環境衛生係
----	-----	-----	--------	-----------

本町では、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

近畿	兵庫県	新温泉町	285862	企画課
----	-----	------	--------	-----

本町において事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

奈良県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
近畿	奈良県	奈良県	290009	くらし創造部 景観・環境局 景観・自然環境課 自然環境係

・当課所管の事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例

- ①奈良県景観条例
- ②奈良県立自然公園条例
- ③奈良県自然環境保全条例

・上記の該当する条例・規則等における太陽光発電に係る内容

①奈良県景観条例 (<http://www.pref.nara.jp/module/42748.htm#moduleid42748>)

太陽光パネルは工作物としての届出は不要。

設置の際に一定規模を超える土地の形質の変更を伴う場合は、土地形質変更について要届出。

一定規模を超える建築物の屋根に太陽光パネルを設置する場合は、建築物の外観変更として要届出。

②奈良県立自然公園条例 (<http://www.pref.nara.jp/module/3437.htm#moduleid3437>)

県立自然公園の区域内において、一定の行為をしようとする者は、知事の許可または届出が必要となる。

③奈良県自然環境保全条例

○自然環境保全地域 (<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=14242>)

区域内において、一定の行為をしようとする者は、知事の許可が必要となる。

○景観保全地区および環境保全地区 (<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=14238>)

区域内において、一定の行為をしようとする物は、あらかじめ知事に届けなければならない。

なお、当課以外の条例・規則等となりますとすべてを網羅することが困難なため、県の各種許認可の紹介が以下 HP にありますので、御参考としてください。

<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=4745>

近畿	奈良県	奈良市	292010	都市整備部 景観課 計画係
----	-----	-----	--------	---------------

「事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等」についてはありません。

しかしながら、景観法、なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく「奈良市景観計画」において、届出を要する行為として「築造面積が、1,000㎡を超える工作物」としており、その工作物に事業用太陽光発電施設を該当させています。

そこでの基準としましては、周辺調和、色彩、植栽、土砂流出措置があります。これにつきましては以下の URL をご覧ください。奈良市景観計画第 4 章 P 35 に記載されています。

<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1262653352851/files/no4.pdf>

近畿	奈良県	大和高田市	292028	環境建設部 環境衛生課
----	-----	-------	--------	-------------

本市につきまして、届出に関する取り決めはありませんが、市内の一部地域が、奈良県の景観保全地区に指定されていますので、奈良県景観条例および奈良県景観条例施行規則により、行為の着手日の 5 0 日前までに、行為の種類、場所等を知事に届出なければならないとなっています。

奈良県景観条例および奈良県景観条例施行規則

<http://www.pref.nara.jp/14238.htm>

景観保全地区:馬見丘陵景観保全地区

近畿	奈良県	大和郡山市	292036	産業振興部 環境政策課
----	-----	-------	--------	-------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

近畿	奈良県	天理市	292044	環境経済部 環境政策課 環境政策係
----	-----	-----	--------	-------------------

当市では事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

近畿	奈良県	橿原市	292052	環境衛生課
----	-----	-----	--------	-------

本市では、事業用・家庭用に関わらず、パネルを設置するにあたって景観等に関する条例や要綱があります。ホームページに公開しておりますので、ご確認ください。

橿原市景観条例、橿原市景観計画

<http://www.city.kashihara.nara.jp/ryokuchikeikan/matizukuri/keikan/keikanjourei/keikanjourei.html>

橿原市ソーラーシステム等の設置基準に関する要綱

http://www.city.kashihara.nara.jp/ryokuchikeikan/matizukuri/keikan/solar_youkou.html

近畿	奈良県	桜井市	292061	環境部 環境総務課
----	-----	-----	--------	-----------

関連する条例は桜井市景観条例です。

http://www.city.sakurai.lg.jp/section/reiki_int/reiki_honbun/k407RG00000723.html

近畿	奈良県	生駒市	292095	地域活力創生部 環境モデル都市推進課
----	-----	-----	--------	--------------------

本市においては、太陽光発電施設の設置に的を絞った内容の条例等はありません。

当然のことながら、都市計画法、景観法、建築基準法などで許認可等が必要となる行為と併せて設置する場合は協議の対象となる場合があります。

参考までに、本市例規集の URL を記載しておきます。

http://www.city.ikoma.lg.jp/soshiki/4-1-0-0-0_14.html

近畿	奈良県	葛城市	292117	環境課
----	-----	-----	--------	-----

- ・都市計画課に問い合わせたところ、それに伴う届出等が必要な条例・規則等がないとのことでした。
- ・環境課としましては、葛城市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例および施行規則があります。

参考

葛城市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

https://www.city.katsuragi.nara.jp/reiki/reiki_honbun/r053RG00000888.html

葛城市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

https://www.city.katsuragi.nara.jp/reiki/reiki_honbun/r053RG00000891.html

近畿	奈良県	斑鳩町	293440	都市整備課
----	-----	-----	--------	-------

斑鳩町には風致地区が存在しており、当該地区のソーラーパネルの設置に関しては一定の制限があり、事業用の大規模な（売電目的の）太陽光発電施設設置は実質的に想定しておりません。

くわしくは、下記ホームページで規制内容をご確認ください。

なお、風致地区外での町独自の規制等は特段ございません。

斑鳩町ホームページ（風致地区のページ）

<http://www.town.ikaruga.nara.jp/0000000303.html>

斑鳩町風致地区条例

http://www.town.ikaruga.nara.jp/reiki_int/reiki_honbun/k417RG00000689.html

斑鳩町ソーラーパネル設置に関する基準

http://www.town.ikaruga.nara.jp/cmsfiles/contents/0000000/303/7_191.pdf

近畿	奈良県	三宅町	293628	
----	-----	-----	--------	--

土木環境部 環境衛生課

所管する条例、規則等については、該当がありません。

未来創造部 まちづくり推進課

条例・規則等ございません。

三宅町のホームページで公開してます例規集の URL を記載させていただきます。

なお、策定や改正後すぐに反映されないこともありますので宜しくお願いします。

<http://www.town.miyake.nara.jp/reiki/>

近畿	奈良県	田原本町	293636	総務課 安全防災係
----	-----	------	--------	-----------

本町には該当となる条例・規則等が存在しません。

近畿	奈良県	御杖村	293865	むらづくり振興課
----	-----	-----	--------	----------

本村において事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等は特にございません。

近畿	奈良県	吉野町	294411	暮らし環境整備課 環境対策室
----	-----	-----	--------	----------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出についてですが、太陽光発電施設だからといって特別に条例は設けておりません。

但し、土地の取得規模、地目、用途区域等によって届出・許可が必要な場合がございます。

例1 土地の取得規模が以下の場合

都市計画区域外 10,000 m²以上

市街化区域伊賀の都市計画区域 5,000 m²以上

市街化区域 2,000 m²以上

国土利用計画法（国土交通省）に基づく届出を役場に提出

例2 地目が農地である場合

町農業委員会に農地転用許可申請が必要

例3 県立吉野川津風呂自然公園区域

申請・届出が役場に必要

その他にも、林地開発許可、宅地造成規制、景観条例、調整池、河川法等、県との協議が必要なケースもございます。

具体的な事業内容によって対応をさせていただきたいと思っております。

近畿	奈良県	黒滝村	294446	住民生活課
----	-----	-----	--------	-------

現在、当村では太陽光発電施設についての条例等を策定しておりません。
太陽光発電施設を設置するにあたり、関連しうる条例・規則は下記の景観条例および施行規則となります。

○大峯奥駈道の歴史的景観および文化的景観を保全するための黒滝村条例

平成 14 年 7 月 10 日 条例第 32 号

○黒滝村歴史的景観保全条例施行規則

平成 14 年 9 月 24 日 規則第 22 号

大峯奥駈道の歴史的景観および文化的景観を保全するための黒滝村条例（抜粋）

第 7 条 歴史的景観保全地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、村長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合においても、また、同様とする。

- (1) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の区画形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石の類の採取
- (5) 水面の埋立て、干拓
- (6) 建築物等の色彩の変更

上記条例および規則はホームページ等に未掲載につき、担当課まで問合せ下さい。

近畿	奈良県	十津川村	294497	生活環境課
----	-----	------	--------	-------

本村では「十津川村環境保全条例」があり、開発行為の届出のなかに発電施設事業があります。
ですので、十津川村で事業用太陽光発電施設を設置する場合は、事前に十津川村に届出を行い、十津川村開発審査会で諮り、許可を得る必要があります。
十津川村環境保全条例のホームページで公開されていないので必要な場合はご連絡下さい。

近畿	奈良県	上北山村	294519	総務企画課
----	-----	------	--------	-------

事業用太陽光発電施設の環境保全対策等に関する自治体の取り組みは特に何もしておりません。

和歌山県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
近畿	和歌山県	和歌山県	300004	産業技術政策課

和歌山県では当課のホームページにおいて関連法令を一覧表形式で掲載しております。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/kannkeihourei.html>

本県の関係法令等に関する情報について

太陽光発電等事業の事業化にあたって、手続きが必要となる可能性がある関係法令等について、取りまとめましたので、ご参考に してください。
ただし、事業化に際しては、計画地ごとに条件が異なりますので必要な手続きについて、十分ご確認ください。

※事業によっては、掲載した許認可一覧以外にも必要な法令手続きがある場合もあります。

資料 1. 太陽光発電所建設に関する主な許認可一覧

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/mega/documents/kyoninka_solar.pdf

風力発電所建設に関する主な許認可一覧

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/mega/documents/kyoninka_window.pdf

小水力発電所建設に関する主な許認可一覧

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/mega/documents/kyoninka_waterpower.pdf

資料 2. 大規模太陽光発電システム導入の手引き（出典:独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）

<http://www.nedo.go.jp/content/100162609.pdf>

近畿	和歌山県	和歌山市	302015	市民環境局 環境部 環境政策課
----	------	------	--------	-----------------

通常の開発行為に係る届出以外に、事業用太陽光発電施設の設置に特化し、届出が必要となる条例・規則はございませんが、一定規模を越える太陽光発電設備については、景観法の届出対象として取り扱っています。

太陽光発電設備等の設置に関する景観ガイドライン

http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/douro_kouen_machi/1007741/1007788/1012705.html

近畿	和歌山県	御坊市	302058	市民福祉部 環境衛生課 環境保全室 環境保全係
----	------	-----	--------	-------------------------

環境担当部局にお問い合わせいただきましたので、都市開発や農林業の担当部局にも確認しましたが、当該届出の対象となるような市独自の条例や規則等はありません。

なお、市独自の条例等以外の手続きとして、農地法や森林法の手続きが必要になる場合もありますので、個別にお問い合わせいただけたらと思います。

近畿	和歌山県	田辺市	302066	市民環境部 環境課 環境対策係
----	------	-----	--------	-----------------

太陽光発電施設そのものに対する直接的な規制や届出を必要とする市条例等はありませんが、設置行為に関する市条例および要綱等といたしましては、一定規模以上の開発行為（土地の区画形質の変更等）を行う場合に、申請または届出が必要となる田辺市開発事業の指導要綱、世界遺産のバッファゾーン内へ設置を行う場合に適用される田辺市歴史的景観保全条例がございます。

なお、市条例および要綱等ではございませんが、一定規模以上の開発行為（建築物の建築、土地の形質変更等）につきましては景観法、都市計画法および、宅地造成等規制法による規制を受け、何れも市が申請または届出の窓口となっております。

また、設置する地域につきましても、自然公園内であれば自然公園法の規制を受け、国立公園の場合は所管の地方環境事務所、国立公園および県立自然公園の場合は市を通じて県へ申請または届出が必要となっており、農地への設置となれば農地法の規制により、市を通じて県への申請が必要となります。

参考

1 景観法・和歌山県景観条例・和歌山県景観計画

景観計画の区域内において、一定規模以上の行為（建築物の建築、工作物の建設、開発、土地の開墾、土石の採取、物件の堆積）を行う場合には、事業者は事前（原則として、行為着手の30日前）に景観法の規定により、県知事に届出をする必要があります。

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan_toppage.html

太陽光発電施設については下記の区域により届出対象が異なります。

【景観計画区域】

高さ13mを超える施設が届出対象

【熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域（①バッファゾーン）】

高さ1.5mを超える施設が届出対象

【熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域（②国道311号等沿道）】

高さ1.5mを超える施設が届出対象

【熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域（③その他の地域）】

高さ13mを超える施設が届出対象

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/documents/todokedekibo.pdf>

↑太陽光発電施設は、表中の「工作物（3）その他の工作物」に該当します。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/documents/todokedefuyou.pdf>

↑高さ1.5mm以内の工作物は、届出対象が不要となります。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/documents/keikankeiseikijyun.pdf>

↑景観形成基準です。

2 都市計画法

田辺市内において、建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質を行う場合は、市へ都市計画法による申請が必要となります。

下記の区域別により、許可が必要な開発規模が異なります。

【都市計画区域内】

開発面積 3,000 m²以上 許可対象

【都市計画区域外】

開発面積 10,000 m²以上 許可対象

※ 太陽光発電パネル等、建築物に該当しないもののみを設置する場合は、申請が必要ない場合があります。

<http://www.city.tanabe.lg.jp/keikaku/kaihatukyoka-takutizouseikyoka.html>

3 宅地造成等規制法

田辺市の宅地造成工事規制区域内において、宅地造成等規制法に該当する規模の造成工事を含む開発を行う場合は、市へ宅地造成等規制法による申請が必要となります。

太陽光発電等の宅地の使用目的に関らず、工事規模が該当する場合は申請が必要です。

<http://www.city.tanabe.lg.jp/keikaku/kaihatukyoka-takutizouseikyoka.html>

4 田辺市開発事業の指導要綱

田辺市内において、2,000 m²以上の土地の区画形質の変更を伴う開発を行う場合は、市へ指導要綱による届出が必要となります。

太陽光発電等の宅地の使用目的に関らず、工事規模が該当する場合は届出が必要です。

<http://www.city.tanabe.lg.jp/keikaku/kaihatsu.html>

※ 太陽光発電所建設に関する主な許認可一覧（和歌山県庁 産業技術政策課）

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/mega/documents/kyoninka_solar.pdf

5 田辺市歴史文化的景観条例について

http://www.city.tanabe.lg.jp/bunshin/bunkazai/tanabeshi_keikan.html

近畿	和歌山県	新宮市	302074	市民生活部 生活環境課 環境衛生係
----	------	-----	--------	-------------------

新宮市におきましては、現時点では事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

なお、太陽光発電施設に限らず、土地開発等を行う場合などは場所・規模により申請等が必要になる場合がございます。

近畿	和歌山県	高野町	303445	建設課
----	------	-----	--------	-----

高野町では境影響評価条例、環境保全・緑地保全等に関する条例自然環境等と再生エネルギー発電設備事業との調和に関する条例等、関連する条例はあませんが、開発等に関する規制はあります。

以下再生エネルギー事業にかかわらず必要

開発行為に関して、都市計画区域内は 3,000 m²以上、都市計画区域外は 10,000 m²以上の場合許可が必要。

上記開発行為以下であっても、高野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例があり、500 m²以上の事業、500 m²未満であっても 3.0m 以上の盛土又は 1.5m 以上の床掘を行う事業は許可申請が必要。

景観計画について高野町内が景観計画区域となっており、場所により高野山景観地区など厳しい地域もある。

そのほか自然公園法の適用、農地法（農地転用）、森林法、埋蔵文化財の適用等様々な申請・許可が必要と思われます。

すべて町内であっても場所により取り扱いが異なります。

近畿	和歌山県	日高川町	303925	企画政策課 定住促進室
----	------	------	--------	-------------

本町には、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則はありません。

本町に於いては、上記のとおり事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありませんが、「日高川町開発行為に関する条例」があり、事業用太陽光発電施設の設置に伴い届出等が必要な場合もあります。

また、和歌山県のホームページに「太陽光発電所建設に関する主な許認可一覧」のページがありますので URL を記載いたします。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/kannkeihourei.html>

（「日高川町開発行為に関する条例」はホームページに未掲載なので、担当課へお問い合わせください）

日高川町開発行為に関する条例（抜粋）

第 2 章開発行為と環境保全

（開発と保全の調和）

第 6 条町は、開発行為に対し、自然および生活環境の保全並びに災害誘発の要因を防止し、総合的な見地から検討を行い、開発および保全の調和

を図らなければならない。

(開発行為の届出)

第7条次に掲げる開発行為を行おうとする開発行為者は、町長に届出をしなければならない。ただし、国、県又は町が事業主体となって行う開発行為は、この限りでない。

- (1) すべての地目において、宅地造成、ゴルフ場、リゾート開発、工業用地、産業廃棄物処理場等を建設しようとする事業
- (2) 前号に掲げる用途において、1団地および隣接地で毎年別の造成工事により、増設しようとする事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に届出を必要と認めた事業

近畿	和歌山県	那智勝浦町	304212	総務課 企画係
----	------	-------	--------	---------

本町においては、事業用太陽光発電施設の設置に関して、条例・規則等は定めておりません。

鳥取県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署/内容
中国	鳥取県	鳥取市	312011	生活環境課 環境政策係

太陽光発電施設の設置のみにかかわる届出等はありませんが、一般的にかかわってくる条例・規則は

「鳥取市景観形成条例」

「土壌汚染対策法」

の2つです。

「土壌汚染対策法」は3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、必要となる届出です。

「鳥取市景観形成条例」の内容につきましては当市都市環境課より回答いたします。

都市整備部 都市環境課 景観緑化係

太陽光発電施設の設置につきまして、一定規模を超える場合は、鳥取市都市環境課に景観法に基づく届出が必要となり、届出の際には「景観法」および「鳥取市景観形成条例」の規定に基づくとともに、「鳥取市景観計画」で定められた基準に適合するように配慮していただいています。

なお、太陽光発電施設は、「工作物の新設又は移転」項目の「②広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するもの」として取り扱い、審査しています。

※参考 URL (鳥取市公式ウェブサイト:景観法に基づく届出について)

<http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1209344139314/index.html>

中国	鳥取県	岩美町	313025	企画財政課 企画振興係
----	-----	-----	--------	-------------

岩美町独自の条例、規則等はないものと考えています。

ただし、県の条例に対応して各種規制、手続き等は発生するのが実状です。

詳細については、下記窓口が適切かと思しますので、問合せさせていただきますようよろしくお願いいたします。

(参考:県のワンストップ窓口を照会する URL)

<http://www.pref.tottori.lg.jp/258109.htm>

中国	鳥取県	八頭町	313297	企画課
----	-----	-----	--------	-----

本町では、事業用太陽光発電施設の設置につきまして、特に届出が必要な条例、規則等はありません。

ただし、設置につきまして森林の伐採(5ha以上)、土地造成等(5,000㎡以上)を行う場合には、届出が必要となります。

開発行為の事前協議に関する条例

http://public.joureikun.jp/yazu_town/reiki/act/frame/frame110000503.htm

中国	鳥取県	三朝町	313645	町民税務課 町民環境室
----	-----	-----	--------	-------------

本町では該当する条例および規則等はありません。

中国	鳥取県	琴浦町	313718	町民生活課
----	-----	-----	--------	-------

特にありません。

中国	鳥取県	江府町	314030	奥大山まちづくり推進課
----	-----	-----	--------	-------------

本町では、条例・規則等はおいておりません。

参考までに江府町の例規集を閲覧できる URL を添付しますので、詳しくはこちらをご覧ください。

<http://town-kofu.jp/reikimenu.html>

島根県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
中国	島根県	島根県	320005	地域振興部 地域政策課

- ・ふるさと島根の景観づくり条例、施行規則
大規模行為の届出等
- ・ふるさと島根の景観づくり条例、施行規則
大規模行為の届出等
- ・島根県立自然公園条例、施行規則
特別地域内の許可、普通地域内の届出
- ・島根文化財保護条例、施行規則
現状変更等の許可等

なお、概要を取りまとめたものはありませんので、条例・規則等をご覧下さい。

条例・規則の内容等については、島根県例規検索システムにより確認下さい。

<http://krm101.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf>

中国	島根県	松江市	322016	歴史まちづくり部 まちづくり文化財課
----	-----	-----	--------	--------------------

●景観条例等

松江市景観条例、松江市景観条例施行規則
太陽光発電パネル等は工作物に該当します。

景観計画区域（松江市全域）では、築造面積 1,000 m²を超える場合、景観計画重点区域では、築造面積 10 m²を超える場合に景観法の届出が必要となります。

景観形成基準等詳細については、ホームページをご覧ください。

<http://www1.city.matsue.shimane.jp/machidukuri/keikan/keikankokoku/keikantodokekijun/keikankijun.html>

●土地開発等に関する条例等

太陽光パネル設置予定場所（範囲）に造成がある場合、協議が必要です。

造成は切土、盛土が全体面積の 3 割以上（又は 300 m²以上）の範囲で 30 cm 以上の切盛土が施工される場合に該当します。

太陽光パネル設置予定場所（範囲）の面積

1ha 以上 「島根県土地利用対策要綱」に該当

1ha 未満 「松江市民間開発に関する指導要綱」に該当

<http://www1.city.matsue.shimane.jp/machidukuri/kaihatu/>

●緑地保全等に関する条例等:該当なし

●環境保全等に関する条例等:該当なし

中国	島根県	浜田市	322024	都市建設部 建設企画課 都市計画係
----	-----	-----	--------	-------------------

●環境影響評価条例（環境課）

該当する例規はありません。<http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/seido/>

●環境保全に関する条例（環境課）

該当する例規はありません。http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kankyo_hozen/

・緑地保全等に関する条例（建設企画課）

該当する例規はありません。現在、緑の基本計画を策定中です。

・景観条例等（建設企画課）

ふるさと島根の景観づくり条例に該当し、設置面積の合計が1,000㎡を超える場合は届出が必要となります。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/keikan/jourei/>

平成29年4月1日より、浜田市景観条例施行予定です。

・土地開発等に関する条例等（政策企画課、建設企画課）

浜田市独自の条例・規則等はありません。

島根県独自の制度として、「開発協議」制度を設けており、浜田市内で開発事業が実施される際に協議を行っています。この制度は、適正な開発が行われるよう事業の実施前に、必要な法律上の手続きや開発の実施に際して留意すべき事項等を取りまとめて、開発事業者にお知らせするものです。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/toshi/tochi/kaihatukyougai/>

開発許可制度の手引きがあります。場合によっては申請が必要です。

<http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1001000002141/index.html>

ただし、「太陽光発電設備の付属施設に係る開発許可制度上の取扱いについて」のとおり

・自然環境等と再生エネルギー発電設備事業との調和に関する条例等（環境課、政策企画課）

該当する例規はありません。

中国	島根県	出雲市	322032	都市建設部 建築住宅課 景観係
----	-----	-----	--------	-----------------

建築住宅課景観係では景観条例に関することを担当しております。

環境影響評価については環境政策課が担当しておりますが、担当者に聞いたところ、太陽光発電に関しては適用がないということでした。合わせて回答します。

出雲市景観条例について

<概要>

・一定規模以上（景観計画区域※1では築造面積1,000㎡を超えるもの、景観形成地域※2では築造面積10㎡を超えるもの）の太陽光発電施設を新設等する場合には、着手予定日30日前までに届出が必要。ただし、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。

（出雲市景観条例第4条第3項、出雲市景観条例規則第2条第1項第8号、出雲市景観条例施行規則第3条第1項、出雲市景観条例第5条第1項第3号、同条第2項第2号、出雲市景観条例施行規則第8条、別表2 参照）

※1 景観計画区域 ... 景観形成地域を除く出雲市全域

※2 景観形成地域 ... 馬木北町、島根県立大学出雲キャンパス周辺、リバーサイドタウン川西、神西湖周辺、宍道湖沿岸の5地域

「出雲市景観計画に基づく届出について（平成26年7月1日～）」

<http://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1212968922780/index.html>

「太陽光発電事業者の皆様へ「景観の届出はお済ですか？」」

<http://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1406879322992/index.html>

出雲市景観条例

<http://www.city.izumo.shimane.jp/reiki/act/frame/frame110001209.htm>

出雲市景観条例施行規則

<http://www.city.izumo.shimane.jp/reiki/act/frame/frame110001199.htm>

中国	島根県	益田市	322041	政策企画局 人口拡大課 政策企画係
----	-----	-----	--------	-------------------

①事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等について

⇒益田市景観条例 <http://www.city.masuda.lg.jp/soshiki/35/498.html>

益田市景観条例施行規則 http://www1.g-reiki.net/masuda/reiki_kana/r_50_ke.html

益田市景観計画 <http://www.city.masuda.lg.jp/soshiki/35/498.html>

②上記の該当する条例・規則等における太陽光発電に係る内容（概要）

⇒・高さが 13 メートルを超える場合（工作物が建築物と一体となって設置される場合においては、工作物の高さが 5 メートルを超え、又は地盤面から工作物の上端までの高さが 13 メートルを超えるもの）

・築造面積が 1,000 平方メートルを超える場合

これらについては、景観法第 16 条第 1 項から第 6 項までに規定する行為の届出、協議の求め等が義務付けられる。

福祉環境部 環境衛生課

益田市では環境影響評価条例、環境保全に関する条例等はありません。

建設部 都市整備課 景観係

①条例・規制等:益田市景観条例

届出を要する行為として、景観法第 16 条または益田市景観条例第 6 条の規定を定めています。

②条例・規則等における太陽光発電に係る内容（概要）

太陽光発電施設にあつては、設置面積の合計が 1,000 m²を超えるものを届出対象としています。

景観形成基準は、他の工作物と同様の基準としています。

③ホームページの URL

太陽光発電施設に係る大規模行為の届出について：<http://www.city.masuda.lg.jp/soshiki/35/496.html>

こちらに、届出対象となる規模等詳細が掲載されておりますので、ご確認ください。

中国	島根県	大田市	322059	環境生活部 環境政策課 環境政策係
----	-----	-----	--------	-------------------

大田市では景観条例および大田市景観計画を策定しています。その中で景観計画区域別に届け出対象行為を定めています。

大田市景観計画

<http://www.city.ohda.lg.jp/tag/410/>

また、開発の規模や内容によっては大田市民間開発事業指導要綱に基づき開発協議が必要になります。

開発協議についても大田市ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

<http://www.city.ohda.lg.jp/tag/49/17361>

事業用太陽光発電施設を設置される場所や規模によって必要な手続きが異なります。

中国	島根県	安来市	322067	政策推進部 定住企画課
----	-----	-----	--------	-------------

事業用太陽光発電施設設置に伴う安来市独自の条例、規則はありません。

なお、1ha 以上で土地の掘削等が伴う場合は、島根県土地利用対策要綱（県の要綱）に基づく、開発協議の申請を行っていただくこととしております。

中国	島根県	雲南市	322091	市民環境部 環境政策課
----	-----	-----	--------	-------------

条例・規則等

⇒ 土地利用 :雲南市民間開発事業者指導要綱（所管:雲南市政策企画部政策推進課）

景観 :ふるさと島根の景観づくり条例（所管:島根県土木部都市計画課景観制作室）

環境 :条例規則なし

エネルギー:条例規則なし

上記の該当する条例・規則等における太陽光発電に係る内容

⇒ 太陽光発電を指定している内容はありません。基準は土地の面積、設備機器の設置面積等が対象です。

中国	島根県	奥出雲町	323438	
----	-----	------	--------	--

奥出雲町景観条例、同施行規則

施行規則において、太陽光発電設備は、“金属製の柱等”に該当する工作物となり、「高さが 10 メートル又は築造面積が 200 平方メートル以下のもの」以外は届出の対象となります。（「 」が届出除外規定ですので、高さが 10m を超える、又は築造面積が 200 m²を超えるものは届出が必要です。）

景観条例

http://www.town.okuizumo.shimane.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/r184RG00000830.html

同施行規則

http://www.town.okuizumo.shimane.jp/reiki/reiki_int/reiki_honbun/r184RG00000836.html

中国	島根県	飯南町	323861	住民課
----	-----	-----	--------	-----

飯南町自然環境保全条例

http://www.iinan.jp/reiki_int/reiki_honbun/r120RG00000323.html

中国	島根県	海士町	325252	環境整備課 新エネ・環境整備係
----	-----	-----	--------	-----------------

海士町では、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等については、現時点では特に設けておりません。

中国	島根県	西ノ島町	325261	総務課 企画防災係
----	-----	------	--------	-----------

届出の義務付けや規制する側の条例や規則等はありません。

中国	島根県	隠岐の島町	325287	農林水産課 農林振興係
----	-----	-------	--------	-------------

事業用太陽光発電施設に関する条例ですが、該当する条例は見つかりませんでした。

参考までに、本町ホームページに記載してある例規集の URL です。

http://town.okinoshima.shimane.jp/reiki/reiki_menu.html

岡山県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
中国	岡山県	岡山市	331007	環境局 環境保全課 自然保護係

1. 事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等

①岡山市環境保全条例

http://www.city.okayama.jp/kankyou/kankyohozen/kankyohozen_00355.html

②岡山県立自然公園条例

<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-91853.html>

2. 該当する条例・規則等における太陽光発電に係る内容

①岡山市環境保全条例に定める共生地区内で一定規模以上の開発事業を実施する場合は、環境配慮届出書の提出が義務付けられています。対象事業の種類として「太陽光発電施設」は挙げられていませんが、太陽光パネルの設置に伴って、1ha以上の開発行為が行われる場合は届出の対象となります。

②県立自然公園内では各種の行為が規制されており、指定された地域の種類に応じて、許可申請又は届出の手続きが必要となります。この条例においても、「太陽光発電施設」が対象事業として挙げられているわけではありませんが、「工作物の新築、改築、増築」として、許可申請又は届出が必要となります。

また、太陽光発電施設の設置前の段階で、「土地の開墾又は形状変更」を実施する場合にも許可申請又は届出が必要となります。

なお、県立自然公園条例は岡山県の所管となりますが、岡山市内にある県立自然公園内で開発行為等を行う場合は、許可申請書等の提出先は岡山市となります。

中国	岡山県	倉敷市	332020	建設局 都市計画部 都市計画課 都市景観室
----	-----	-----	--------	-----------------------

本市においては、事業用太陽光発電施設の設置に限った直接的な届出等の条例・規則等はないと思います。

都市景観室では景観条例に基づく条例による届出制度がありますが、届出対象行為に太陽光発電設備は含まれません。

ただし、発電設備の架台などは工作物として対象となります。

倉敷市都市景観条例等

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?moduleid=23459>

また、太陽光発電に限らず、1,000 m²を超える造成をする場合には、開発許可などの制限があると思います。詳しくは開発指導課にお問い合わせください。

中国	岡山県	玉野市	332046	市民生活部 環境保全課
----	-----	-----	--------	-------------

本市で該当となる条例等は

- ・玉野市開発事業の調整に関する条例

http://www.city.tamano.okayama.jp/reiki_int/dlw_reiki/349901010027000000MH/349901010027000000MH/349901010027000000MH.html

- ・玉野市開発事業の調整に関する条例施行規則

http://www.city.tamano.okayama.jp/reiki_int/dlw_reiki/349902100021000000MH/349902100021000000MH/349902100021000000MH.html

となります。ただし、どちらも用地の造成のみに適用し、太陽光発電施設については言およしません。

中国	岡山県	井原市	332071	市民生活部 環境課
----	-----	-----	--------	-----------

当市では「事業用」については特に条例・規則等はありません。

中国	岡山県	総社市	332089	環境水道部 環境課
----	-----	-----	--------	-----------

総社市では事業用太陽光発電施設の設置等に関する取組は行っておりません。

中国	岡山県	高梁市	332097	市民生活部 環境課 環境政策係
----	-----	-----	--------	-----------------

- ・高梁市開発事業の調整に関する条例 3,000 m²以上の開発行為（秘書政策課）
- ・高梁市環境保全に関する条例 5,000 m²以上の開発行為（環境課）
- ・高梁市景観条例 一定規模を超える建築物・工作物等（まちづくり課）

中国	岡山県	備前市	332119	市民生活部 環境課
----	-----	-----	--------	-----------

太陽光発電施設に関する条例はありませんが、開発等に関する規則はあります。

備前市ホームページの例規データベースから検索できます。

<http://www.city.bizen.okayama.jp/>

参考

例規データベース

<http://krr138.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf>

備前市開発事業の調整に関する条例 平成 17 年 3 月 22 日 条例第 190 号

備前市開発事業の調整に関する条例施行規則 平成 17 年 3 月 22 日 規則第 138 号

中国	岡山県	瀬戸内市	332127	産業建設部 建設課
----	-----	------	--------	-----------

本市建設課で所管しているものについて以下の通りお答えいたします。

①瀬戸内市開発事業の調整に関する条例

太陽光発電所の設置に伴い土地の形質が変更される面積が 1,000 m²以上である場合、上記条例に基づき事前に協議が必要となります。条例につきましては、本市 HP の「例規集」のページから検索してご確認ください。

http://www1.g-reiki.net/setouchi/reiki_menu.html

②瀬戸内市景観条例

太陽光発電所に設置されるパネルの面積の総合計が 1,000 m²以上である場合、上記条例に基づき事前（行為着手の 30 日前まで）に届出を求めています。

条例等につきましては、以下のページよりご確認ください。

<http://www.city.setouchi.lg.jp/kurashi/bijinesusangyo/keikanzukuri/1420455692767.html>

なお、本件は、環境政策推進室へお問い合わせをいただきましたが、環境部関係では、届出等を要する条例・規則はないということです。
また、その他の部署においても、協議等が必要な条例・規則は所管していないと思われまますので念のため申し添えます。

中国	岡山県	真庭市	332143	建設部 都市住宅課
----	-----	-----	--------	-----------

当市では、太陽光発電および風力発電施設の設置に関して、一定規模以上の物に届出を行わせ、行政指導により規制誘導を行う条例を施行しています。

真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例について

http://www.city.maniwa.lg.jp/webapps/www/info/detail_1.jsp?id=7126

中国	岡山県	美作市	332151	企画振興部 企画情報課
----	-----	-----	--------	-------------

1. 条例規則等

美作市開発事業の調整に関する条例

http://www.city.mimasaka.lg.jp/static/reiki/reiki_honbun/r140RG00000045.html

美作市開発事業の調整に関する条例施行規則

http://www.city.mimasaka.lg.jp/static/reiki/reiki_honbun/r140RG00000046.html

2. 内容

明確な表記なし。

区画および形状に変更をもたらす行為として対応。

中国	岡山県	早島町	334235	建設農林課
----	-----	-----	--------	-------

町に必要な申請・届出等は下記のとおりです。()内は根拠法令

①造成行為があり、かつ、建築行為がある場合

- ・当該敷地面積が 500 m²以上の場合は、開発行為事前協議申出書
(早島町開発指導要綱)

http://public.joureikun.jp/hayashima_town/reiki/act/frame/frame110000437.htm

→協議後、必要な申請等が出てくる可能性があります。

- ・開発許可申請 (都市計画法)

許認可権限は、岡山県にあります。提出窓口は早島町。

- ・景観計画区域内建築行為等届出書 (早島町景観条例)

②造成行為があり、かつ、建築行為がない場合

- ・当該敷地面積が 800 m²以上の場合は、埋立行為等許可申請書
(早島町埋立行為等規制条例)

http://public.joureikun.jp/hayashima_town/reiki/act/frame/frame110000446.htm

③当該敷地に農地がある場合

- ・造成行為の有無にかかわらず、農地転用許可申請書又は届出書 (農地法)

計画内容によっては、上記以外にも必要となる申請等もありますので、あらかじめご了承ください。

なお、町ホームページ (<http://www.town.hayashima.lg.jp/>) に概要を掲載しておりますので、ご参照ください。

中国	岡山県	矢掛町	334618	町民課 住民環境係
----	-----	-----	--------	-----------

- ・事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等

○矢掛町開発事業の調整に関する条例

http://www.town.yakage.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/m236RG00000060.html

概要 1,000 m²以上の土地造成等を行う場合には届出が必要となります。

矢掛町の条例・規則としては、以上となります。また、景観等による届出については、矢掛町独自には定めていませんが、岡山県景観条例に該当する場合は届出が必要となります。

中国	岡山県	新庄村	335860	総務企画課
----	-----	-----	--------	-------

当村には太陽光発電設備の設置そのものに直接言およした条例・規則はありませんが、その設置にあたっては、下記の条例をご確認ください。

- 1) 新庄村開発行為に関する郷土保全条例（平成4年3月12日条例第1号）
- 2) 新庄村景観保存条例（平成4年3月12日条例第10号）
（上記条例はHP未掲載につき担当課までお問い合わせください）

それぞれ、

- 1) は「村内全域での1,000平方メートル以上の開発行為」を、
- 2) は「景観地区内／周辺での景観変更を伴う各種行為」を規制しています。

中国	岡山県	勝央町	336220	総務部／産業建設部
----	-----	-----	--------	-----------

勝央町開発事業の調整に関する条例

http://lg.jourekun.jp/shoo_town/act/frame/frame110000407.htm

勝央町開発事業の調整に関する条例施行規則

http://lg.jourekun.jp/shoo_town/act/frame/frame110000408.htm

勝央町開発事業の調整に関する条例第4条に、届出の対象となる規模の記述があります。

※「太陽光発電設備設置等の再生可能エネルギー事業については、設置区域の土地の面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの、又は施工済み若しくは施工中の設置事業と一体をなすと認められる設置事業で、その設置区域の土地の面積の合計が1,000平方メートル以上となるもの。」

中国	岡山県	西粟倉村	336432	産業観光課
----	-----	------	--------	-------

西粟倉村では、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等有りません。

従って、規模等によって岡山県の条例・規則等（環境影響評価条例、環境保全・緑地保全等に関する条例、景観条例等、土地開発等に関する条例等）により必要な手続を行って頂きます。

中国	岡山県	久米南町	336637	総務企画課
----	-----	------	--------	-------

パネル等設置における規制事項としては、設置区画の整地・造成前に届出と計画書を提出していただくこととなります。

造成する面積が1,000平方メートル以上を、一つの事業者が、一団の区画として造成する場合は対象です。提出された計画を確認し、施工にあたる諸注意・依頼を意見として付して回答し、そののちに着工していただくこととなります。

規模が大きくなる場合、県土保全条例の適用になることがあり、この場合、環境アセスメント等が必要になります。

また、立木を伐採し、用地を確保する場合、森林法により伐採届を提出していただくこととなります。

久米南町では、景観に関する条例は定めておりませんが、県が景観条例を定めていますので、そちらを準用することとなります。

中国	岡山県	美咲町	336661	まちづくり課 まちづくり係
----	-----	-----	--------	---------------

事業用太陽光発電施設の設置に係る条例・規則等はございません。

ただし、設置のための林地開発、土地造成等の開発行為に係る条例・規則はございます。

開発行為について

<http://www.town.misaki.okayama.jp/soshiki/matidukuri/2857.html>

広島県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
中国	広島県	広島県	340006	環境県民局 環境政策課

以前当課が調べたところの関連しそうな条例・規則のご案内をさせていただきます。

環境保全課が所管している条例・規則については次のページに紹介されていますので、参考にしてみてください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/116943.pdf>

森林保全課が所管しているのは、「土砂の適正処理に関する条例・規則等に係る手続」で、次のページをご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/87/1170661371413.html>

道路河川課が所管しているのは、「広島県砂防指定地管理条例に基づく制限行為および占用の許可手続」、「普通河川等保全条例に基づく土木工事の許可手続」で、次のページをご覧ください。なお、普通河川等保全条例については、説明しているホームページがありませんので、条例本文に直接リンクさせていただいております。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/96/1191202124312.html>

http://www3.e-reikinet.jp/hiroshima-ken/d1w_reiki/323901010025000000MH/323901010025000000MH/323901010025000000MH.html

中国	広島県	広島市	341002	都市整備局 都市計画課 都市デザイン係
----	-----	-----	--------	---------------------

事業用太陽光発電施設について、個別に取り決めておりませんので、太陽光発電装置について回答いたします。

太陽光発電装置は、広島市景観計画において「工作物1」に該当します。

地区によって、太陽光発電装置の規模にかかわらず全てのものが景観法に基づく届出の対象となる場合や、一定規模を超えたものが届出の対象となる場合があります。

規模要件のある地区においては、「築造面積が1,000平方メートルを超えるもの」に該当することにより届出対象となるものが多いように思います。

広島市景観計画においては、地区ごとに基準を設けておりますので詳しい内容については、こちらのページをご覧ください。

- ・広島市景観計画（平成26年7月4日告示）

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1405344049209/index.html>

- ・景観法に基づく届出制度について

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1418647584680/index.html>

中国	広島県	呉市	342025	環境部 環境政策課
----	-----	----	--------	-----------

事業用太陽光発電施設関連の条例等についてですが、呉市では、以下のページを参考にしてください。呉市では太陽光など再生可能エネルギーに特化した条例などはありません。

わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/66/wagamati.html>

呉市都市計画課のページ 景観条例等

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/49/>

中国	広島県	三原市	342041	都市部 都市開発課 計画係
----	-----	-----	--------	---------------

三原市で太陽光発電設置に伴う条例等についてですが、都市開発課所管について別紙1を参考にいただければと思います。

規模や場所により届出の有無がありますので、その他条例については、他法令の問い合わせについてまとめたもの（別紙2）があります。太陽光発電施設の設置には、関係しない条例もありますので、参考資料として取り扱っていただければと思います。

太陽光設置に関して主な条例として、環境影響評価条例、環境保全・緑地保全等に関する条例は市条例ではなく県条例で県が窓口になっています。

別紙1:大規模太陽光発電設備設置に係る規制等

別紙2:各種法令申請協議機関一覧表

（上記の別紙1、2はホームページ未掲載のため、担当部署まで問合せ下さい）

1 都市開発課計画係が所管する規制等

名称	根拠法令	対象行為	申請の時期	備考
大規模土地取引の届出	国土利用計画法第23条	1) 土地の所有権等の取得 2) 対価の授受 3) 契約の締結	契約締結後2週間以内。	市街化区域内:2,000㎡以上 市街化区域以外の都市計画区域内:5,000㎡以上 都市計画区域外:10,000㎡以上
土地有償譲渡届出	公有地の拡大の推進に関する法律第4条	1) 契約による売買等 2) 共有の場合、全員の一括譲渡	契約しようとする日の3週間以上前。	都市計画決定された都市施設内の土地:200㎡以上 道路区域決定や河川区域決定された土地:200㎡以上 市街化区域:5,000㎡以上 非線引き都市計画区域:10,000㎡以上
大規模行為届出	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例第18条第1項(県条例)	1) 大規模建築物又は大規模工作物の新築等 2) 土地の区画形質の大規模な変更 など	建築基準法による建築確認申請等を要する場合は、行為に着手する60日前で、かつ建築確認申請等を行う前。その他の場合は行為に着手する30日前。	建築物又は工作物:高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるとき。 土地の区画形質の変更:土地の面積が都市計画区域では3,000㎡、その他は1haを超えるときおよび法面又は擁壁が高さ5mおよび長さ10mを超えるとき。
景観形成地域行為届出	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例第11条第2項(県条例)	大規模行為届出対象行為に加え、広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又は広告物若しくはこれを掲出する物件の改造若しくは移転。	大規模行為届出と同じ。	張り紙、立て看板など:90日間以上のもの 表示面積の合計:1㎡以上のもの
屋外広告物許可	広島県屋外広告物条例第2条(県条例)	屋外で、常時又は一定の期間継続して、公衆に対して設置される看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板。	広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、許可が必要。	

2 問い合わせ先

- (1) 担当 三原市都市部都市開発課計画係
(2) 電話 0848-67-6113
(3) Email toshikaihatsu@city.mihara.hiroshima.jp

中国	広島県	尾道市	342050	市民生活部 環境政策課 環境政策係
----	-----	-----	--------	-------------------

本市では、太陽光発電施設の設置に特化した条例等はありません。

開発行為に係る法律や農地法等に該当する場合には、関係課への届出等が必要です。

なお、景観法に関連しては、次のとおり景観条例を制定していますので、該当する場合は担当課へ届出が必要です。

○尾道市景観条例

築造面積1,000㎡を超える工作物を設置する場合(第10条別表)

中国	広島県	福山市	342076	経済環境局 環境部 環境総務課 / 福山地区消防組合 消防局 警防部 予防課
----	-----	-----	--------	--

太陽光発電施設設置の関連法規とその福山市役所内担当課を下記のとおりまとめております。

関連法規	手続名	担当課
国土利用計画法	土地売買等の契約届出手続	都市計画課 (084-928-1092)
都市計画法	開発許可手続	開発指導課 (084-928-1163)
農地法	農地転用許可手続	農業委員会 (084-928-1120)

農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域農用地区域からの除外手続	農林水産課 (084-928-1031)
森林法	林地開発許可手続	農林整備課 (084-928-1036)
文化財保護法	"埋蔵文化財包蔵地	文化財課 (084-928-1278)
土壌汚染対策法	土木工事等届出手続"	環境保全課 (084-928-1072)
建築基準法	土地の形質変更に係る届出手続	建築指導課 (084-928-1104)
消防法	建築確認申請	消防局予防課 (084-928-1192)

都市計画課が所管している、太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則について回答します。

①「景観法第 16 条」

高さが 13m を超える、又は築造面積が 1,000 m² を超える工作物について、届出が必要です。

また、太陽光発電施設の設置に伴い、開発行為や土地の形質の変更等がある場合は届出が必要な場合があります。

届出の名称：景観区域内行為届出書

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/toshikeikaku/867.html>

②「都市計画法第 58 条の 2 第 1 項」

地区計画区域内に建設する場合、届出が必要です。

届出の名称：地区計画の区域内における行為の届出書

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/toshikeikaku/866.html>

③「福山市風致地区内における建築等の規制に関する条例第 2 条第 1 項」

風致地区内に建設する場合、申請が必要な場合があります。

また、太陽光発電施設の設置に伴い、木竹の伐採や土地の形質の変更等がある場合は届出が必要な場合がありますので、風致地区内に建設する場合は計画段階で都市計画課に相談して下さい。

申請の名称：風致地区内建築等許可申請書

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/toshikeikaku/864.html>

法令まとめページ

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/toshikeikaku/2118.html>

福山地区消防組合消防局 警防部 予防課

消防法、当組合火災予防条例の規制対象に該当すると考えられます。変圧器（全出力 50 キロワットを超えるもの）や蓄電池設備（設備容量が 4、800 アンペア・セル以上のもの）設置に対して届け出、設備の容量、出力の大きさ、その他の状況により小型消火器から、最大で水噴霧消火設備等の固定消火設備の設置が必要と思われま。

福山地区消防組合火災予防条例

http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/shobokumiai/home/reiki_int/reiki_honbun/ax60201011.html

第 57 条（火を使用する設備等の設置の届出）

(9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）

(12) 蓄電池設備（設備容量が 4,800 アンペア・セル以上のもの）

なお、当回答については当組合管内の施設を参考にしています。他都市条例や施設の状況、規模等の違いにより規制内容が変わる可能性があることを申し添えます。

中国	広島県	庄原市	342106	環境建設部 環境政策課 環境政策係
----	-----	-----	--------	-------------------

本市における環境保全関係（水質、大気、騒音・振動、ダイオキシン、悪臭）の取組みはありません。

環境建設部 都市整備課 都市整備係

○条例・規則等

1. 本市は、旧口和町、旧比和町および旧総領町を除く地域が、大規模行為届出対象地域に指定されているため、指定区域内では、行為の規模により、景観条例の届出が必要になります。

2. 上野池風致地区（72.71ha）内で行為を行う場合、行為の規模により、建築等許可申請の提出が必要となります。

○上記の該当する条例・規則等における太陽光発電に係る内容

1. 太陽光発電設備を新築する場合、築造面積（パネル面積）が 1,000 m²を超える場合、景観条例の届出が必要な規模要件に該当します。

<http://www.city.shobara.hiroshima.jp/government/post-342.html>

2. 太陽光発電設備の架台を含めた地上高さが 1.5m を超える場合（周辺立入り防止柵の高さも含む）、風致地区内建築等許可申請を要する工作物の新築に該当します。

<http://www.city.shobara.hiroshima.jp/industry/post-160.html>

中国	広島県	廿日市市	342131	建設部 都市計画課 都市計画係
----	-----	------	--------	-----------------

・本市においては、大規模工作物の建設等に関しては景観法の届出が必要となる場合があります。また、宮島は風致地区に指定されているので別の規制がかかります。

宅地造成工事規制区域内で行う太陽光発電施設の設置に伴う造成工事が宅地造成等規制法第 2 条第 2 号に規定する宅地造成に該当する場合または太陽光発電施設の設置に伴う区画形質の変更が都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為に該当する場合（主として太陽光発電設備の附属施設の建築を目的と判断した場合やパネルの下部空間に物置や作業場など屋内的用途が発生し建築担当部局において建築物と判断された場合など）においては、市が定める開発指導要綱に基づく事前協議を必要とする場合があります。この場合、事前協議終了後に許可申請を行い、宅地造成等規制法第 8 条または都市計画法第 29 条に定める許可を取得することとなります。また、開発指導要綱の内容については、下記の「開発行為および宅地造成の手続き・基準など」のホームページからご確認ください。

・規模や、場所、土地の状況によって届出が必要なものが変わるので、詳しくはホームページをご覧ください。

- ・景観法および景観条例に基づく届出

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/51/12394.html>

- ・風致地区内における建築などの許可申請

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/51/12419.html>

- ・開発行為および宅地造成の手続き・基準など

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/51/12407.html>

中国	広島県	安芸高田市	342149	市民部 環境生活課
----	-----	-------	--------	-----------

安芸高田市において、該当する条例・規則は、該当ありません。

なお、農地においては、農地法等。 山林につきましては、森林法等の規制がありますので、ご注意ください。

中国	広島県	海田町	343048	設部建設課 建築営繕係
----	-----	-----	--------	-------------

太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な海田町独自の条例・規則等はありませんが、広島県の定める『ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例』において、一定規模以上の太陽光発電を設置する場合には海田町建設課に届出が必要となります。届出は地域の景観保全を主旨とし、形状や色彩等について審査指導するものです。太陽光発電施設については建築物又は工作物に該当するため、高さ 13m 又は築造面積 1,000 m²を超えるものが届出対象となります。

詳細はリンクの海田町 HP または広島県 HP にてご確認ください。

- ・広島県景観条例に基づく届出について【海田町 HP】

<http://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/23/12276.html>

- ・ふるさと広島の景観情報【広島県 HP】

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/h-index.html#keikan>

また、太陽光発電施設のみでは対象となりませんが、造成等と同時に行う際には手続きが必要となる広島県条例等について、広島県がまとめておりますので次の HP 下部の『大規模太陽光発電の設置を検討されている方へ』の項目を参考として下さい。

- ・太陽光発電について【広島県 HP】

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/f-f1-taiyoukou.html>

- ・環境影響評価法、広島県環境影響評価に関する条例【広島県 HP】

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/h-h2-assessment-panhu-index.html>

- ・土壌汚染対策法【広島県 HP】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e5-dojo-index-kaisei.html>

- ・広島県生活環境の保全等に関する条例【広島県 HP】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/a-topics-151016jourei-index.html>

中国	広島県	安芸太田町	343684	住民生活課
----	-----	-------	--------	-------

本町におきましては、届出等に関する条例等はありません。

中国	広島県	北広島町	343692	町民課 環境管理係
----	-----	------	--------	-----------

開発の規模、種類、内容等により適用要件はそれぞれ異なりますが、以下の条例について届出等が必要な場合があります。

○北広島町開発行為の適正化に関する条例に基づく開発行為協議

<http://www.town.kitahiroshima.lg.jp/data/open/cnt/3/1297/1/kaihatupanfu.pdf>

○西中国山地国定公園周辺景観指定地域内では、ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（県条例）に基づく届出

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/204157.pdf>

○広島県環境影響評価に関する条例（県条例）、広島県生活環境の保全等に関する条例（県条例）に基づく手続き等

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/116944.pdf>

山口県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
中国	山口県	山口県	350001	商工労働部 商政課 電力対策班

本県には該当がありません。

中国	山口県	下関市	352012	
----	-----	-----	--------	--

都市整備部 まちなみ住環境整備課

当課では、景観法および景観条例等を所管しておりますが、現行の「景観法に基づく景観計画区域内行為届出制度」においては、太陽光発電施設を届出対象の工作物として位置づけておりません。

環境部 環境政策課

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等をまとめたものを HP に掲載しておりますので、下記に URL を添付させていただきます。

<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1460424006704/index.html>

中国	山口県	宇部市	352021	市民環境部 地域エネルギー推進室
----	-----	-----	--------	------------------

宇部市では、太陽光発電設置に関する条例等はありません。

ただし、太陽光発電設備に限らず、工事や整備を行う場所や内容によっては許可や届出が必要となる場合があります。

中国	山口県	山口市	352039	環境部 環境政策課 新エネルギー・温暖化対策担当
----	-----	-----	--------	--------------------------

本市で作成いたしております”太陽光発電設備設置・操業をされる皆様へ”にまとめております

太陽光発電設備設置・操業をされる皆様へ

<http://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/19491.html>

中国	山口県	萩市	352047	市民部 環境衛生課 生活環境係／まちじゅう博物館推進部 都市計画課 景観係
----	-----	----	--------	---------------------------------------

平成 29 年 1 月 4 日、萩市内における【事業用太陽光発電施設】計画に係る調査について確認しました。

◆調査対象:萩市景観条例【萩市景観計画】に基づく景観形成基準

公式ホームページにて検索して下さい。

◎太陽光発電装置の設置基準

1. 原則として、道路その他の公共の場所から望見できない位置に設置する。（重点景観計画区域内）
2. 屋根材として勾配屋根に使用する場合は、一体的に見えるように設置する。
3. 外壁材として使用する場合は、その他の外壁素材と調和するものとする。

4. 太陽光発電設備等の最上部が、当該建築物（建築設備を除く）の最上部を越えないものとする。

但し、陸屋根等において、やむを得ずパラペット等の高さを超える場合はルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保を図るものとする。

5. 地面に設置する場合で、やむを得ず道路その他の公共の場所からできる場合は、原則として、植栽、格子、ルーバー等目隠し修景等を設置し目立たないようにする。

6. 色彩は黒色又は濃紺色若しくは低彩度・低明度の目立たないものとし、光沢のないものとする。青色系のものは使用しない。（セル・架台・付帯設備等）

◆事業予定地の土地規制等についてお知らせします。

■萩市景観条例（萩市全域を対象）：窓口 都市計画課

◎【萩市景観計画】に定める景観形成基準：重点景観計画区域内に位置する場合、太陽光発電設備は、届出対象です。

◎一般景観計画区域に位置する場合、メガソーラー事業所として 3,000 m²を越える事業区域の場合、届出対象です。（地上設置型）

◎高さ 13mを越える建築物に太陽光発電設備を設置する場合、延べ床面積 500 m²を越える建築物の壁面・屋根面に設置する場合、届出対象です。

◎パネルの設置面積のみではなく、取付道路を含めて事業区域が、3,000 m²を越える造成工事（土地の形質の変更：整地等）を伴う場合、届出対象です。

◎公式ホームページに【萩市景観計画】および届出様式＜第 1 号様式（第 5 条、第 18 条関係） 萩市景観計画区域内行為届出書＞＜別紙 2 設計内容説明＞を掲載しています。

◎添付書類

1. 付近見取り図（グーグル等・オルソウ鳥瞰図）
2. パネル割付配置図
3. パネル・パワーコン・受変電設備等仕様書（カラーカタログ等）
4. 発電量算定式等事業計画書
5. 現況写真（4 方向および進入路面方向）
6. 完成パース（敷地に高低差がありますので造成（整地等）工事がありますか。造成計画図等）
7. 維持管理施設：侵入防止フェンス（忍び返し付き H2.2m程度）の色彩
8. 敷地周囲南側からパネル等施設が望見できますか。進入路は、林道ですか。農道ですか。

■自然公園法：【北長門海岸国定公園】区域の普通区域、特別区域の該当する場合（日本海沿岸から約 2km の範囲）許可申請又は、届出行為となります。

◎窓口（許可権者）：萩市都市計画課 花と緑の推進室 に事業所の位置を確認して下さい。

■農地法：農業委員会（農地転用許可）、農林振興課（農用地除外）他、耕作放棄地の活用

◎事業用地内に耕地番（田・畑）を含む場合、農用地区域内か確認して下さい。

◎農用地（農業振興地域）の場合、除外しないと農地転用届出が出来ません。

◎農政事業の施行の有無を確認して下さい。

◎受益者負担金等に賦課される為、農業耕作者債務保証の有無を調査し、債権者同意（耕作者・JA あぶらんど萩等）が必要な場合があります。

■鳥獣保護法：山口県萩農林事務所（森林部）

◎鳥獣保護区（渡り鳥の休息地）か、鹿・熊等保護地域（狩猟禁止区域）に含まれるか確認して下さい。

■中国電力(株)と十分協議して下さい。

◎送電網との系統関係協議が必要です。

◎系統関係申込必要書類を確認して下さい。環境影響調査等の実施状況、用地取得等に関する対応状況、地元住民に対する説明会等の実施状況、萩市・地元の事業同意

■環境アセス法：対象の面積・事業規模の場合、協議して下さい。

■森林法：林政課

◎区域内は耕地番のみですか。山林・原野を含みますか。

◎萩市森林計画に定める森林地域又は保安林地域を確認して下さい。

◎開発地域面積から林地開発許可申請が必要か、確認して下さい。（1ha 以上対象）

■都市計画法：都市計画課

◎建築物を建築する目的でない。法第 4 条に適用しない。かつ工作物の為、開発許可申請は、適用除外です。

但し、開発区域 1ha 以上かつ管理棟等の建築がある場合を除きます。

◎非線引き都市計画区域内外、用途地域等の制限を確認して下さい。

■建築基準法:建築課

◎法第 80 条第 1 項に該当する準用工作物でないことを協議して下さい。確認申請不要の判断。

■太陽光発電連系申込における萩市の同意について事前協議の際、提示を願う資料

◎添付資料

- ・付近見取り図 (1/10,000 程度)
- ・地形図 (等高線のあるもの)
- ・造成計画図 (土地の形質の変更を伴うもの)
- ・建設所在地の現況写真 (取付道路を含む 4 方面)
- ・建設計画 (ソーラー発電設備の要項:仕様形式・定格出力・PCS 仕様・送電仕様を明記した詳細図)
- ・主要な道路からの望見イメージ図
- ・配置平面図 (取付道路等賃貸計画地の範囲)
- ・構造詳細図

■事業概要書

- 1) 事業者:会社概要、太陽光発電事業施工実績等
- 2) 発電所名称 (仮称)
- 3) 出力規模:○○○k w
- 4) 年間発電量:約○○○万 kWh 【一般家庭の年間消費電力○○○世帯分】 【二酸化炭素 CO2 吸収換算 森林面積○○○ha/年相当】
- 5) ソーラー発電設備の概要:仕様形式・定格出力・PCS 仕様
- 6) 計画平面図・取付道路計画 (資材搬入路・管理道路)
- 7) 資材輸送計画
- 8) 太陽光設備発電量可能データ (仕様書)
- 9) 地域貢献について:発電事業者の萩市への固定資産税の納税、地元企業への工事発注、地権者への借地料の支払い、取付道路の有効利用
- 10) 事業による付加価値と事業採算評価について:概算事業費用と地域還元費用
- 11) 住民同意書: (地権者、自治会)
- 12) 事業化工程 (スケジュール): 着工時期・運転開始時期、中国電力との系統連系に係る所要期間を含む。
- 13) 事業期間:中国電力との契約期間、定置借地契約期間
- 14) 景観:主要な南側道路からの望見イメージ図又は望見予想図 (フォトモンタージュ)

問い合わせ

萩市まちじゅう博物館推進部 都市計画課 景観指導係 (兼) 計画係

- ◆ TEL 0838-25-3647
- ◆ FAX 0838-25-4011
- ◆ E メール 931@city.hagi.lg.jp

中国	山口県	岩国市	352080	
----	-----	-----	--------	--

該当する条例として景観条例があります。

景観法に基づく届出

<http://www.city.iwakuni.lg.jp/site/keikan-keikaku/2865.html>

メガソーラー等の大規模な太陽光発電設備を設置される方へ

<http://www.city.iwakuni.lg.jp/uploaded/attachment/5615.pdf>

中国	山口県	山陽小野田市	352161	市民生活部 環境課 環境保全係/都市計画課
----	-----	--------	--------	-----------------------

環境課に対して届け出るものではありません。とはいえ、大規模な太陽光発電施設および設置工事は騒音・振動の発生源になり得るため、周辺の環境に十分配慮して設置をする必要があります。なお、都市計画課には届出が必要な場合があるため、以下に都市計画課からの回答を掲載します。

【都市計画課回答】

太陽光発電事業は、開発許可不要として取り扱う自治体もありますが、本市では、設置する施設 (パネル、パワコン等) が建築物に該当する構造であれば、都市計画法第 29 条に基づく許可の対象として取り扱っております。

また、本市では、環境を保全し、調和のとれた地域開発と災害の防止を図り、秩序ある土地開発行為を行うために「山陽小野田市土地開発行為の手続等に関する条例」を平成 17 年 3 月 22 日より施行しております。

この条例は、建築物の有無に関わらず、1,000 m²以上の土地について区画形質を変える行為を対象としています。このことから、太陽光発電事業においても造成行為等によって、土地の区画形質を変える場合は条例の対象とし、届出が必要となっております。

<http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/soshiki/26/kaihatukyoka.html>

中国	山口県	周防大島町	353051	環境生活部 生活衛生課 環境衛生班
----	-----	-------	--------	-------------------

1、周防大島町環境保全基本条例および周防大島町環境保全基本条例施行規則

2、団地の造成その他土地の形質変更が 1,000 m²を超えるもの又は建物その他工作物の高さが 13m を超えるものについて、当該開発に着手する 30 日前までに開発方針および開発計画を書面で提出することとなっている。特に太陽光発電に係るものとは限定していないが、上記の条件に該当するものについて、届出の指導を行っている。

中国	山口県	田布施町	353434	町民福祉課
----	-----	------	--------	-------

田布施町に於いて事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

中国	山口県	平生町	353442	町民課 生活環境班
----	-----	-----	--------	-----------

本町では、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則はありません。

徳島県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
四国	徳島県	徳島市	362018	市民環境部 環境保全課

徳島市では現在、事業用太陽光発電設備の設置に伴う届出が必要となる独自の条例・規則等はありません。

四国	徳島県	鳴門市	362026	経済建設部 まちづくり課
----	-----	-----	--------	--------------

鳴門市では届出等について定めた条例等はありません。

四国	徳島県	小松島市	362034	市民環境部 市民生活課 環境企画・公害担当
----	-----	------	--------	-----------------------

●条例・規則等

→環境保全に関するものとして、「小松島市公害防止条例」および「小松島市公害防止条例施行規則」がありますが、他に問い合わせ内容に該当するような条例はありません。

<http://www2.city.komatsushima.tokushima.jp/reiki/reiki.html>

●上記の該当する条例・規則等における太陽光発電に係る内容

→公害防止条例・施行規則ともに、事業用・家庭用に関わらず太陽光発電に係る内容の規定はありません。

四国	徳島県	阿波市	362069	市民部 環境衛生課
----	-----	-----	--------	-----------

1 条例・規則等

阿波市で制定しております条例等は、次のとおりです。

- ①阿波市公害防止条例
- ②阿波市公害防止条例施行規則
- ③阿波市環境基本条例
- ④阿波市環境基本条例施行規則
- ⑤阿波市開発事業の調整に関する条例
- ⑥阿波市開発事業の調整に関する条例施行規則

2 上記の該当する条例・規則等における太陽光発電に係る内容

阿波市において、条例・規則等に太陽光発電に係る内容を記述したものはありません。

四国	徳島県	佐那河内村	363219	総務企画課
----	-----	-------	--------	-------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等は制定されていません。

四国	徳島県	板野町	364045	環境生活課
----	-----	-----	--------	-------

板野町では太陽光発電施設設置に関する条例・規則等はありません。

香川県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
四国	香川県	香川県	370002	環境森林部 環境政策課 総務・土地利用計画グループ

事業用太陽光発電施設の設置に関する条例および必要な手続き等を、下記のとおりお知らせいたします。

関係条例	確認事項	必要な手続き	備考	手続き窓口
環境影響評価条例	条例施行規則第3条で定める対象事業に該当するか。	条例第4条の2以下に定める手続きが必要。	20ha以上の事業の場合。	県環境政策課
みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例	条例第16条に掲げる土地開発行為に該当するか。 ・地域計画対象民有林0.1ha以上の土地開発行為 ・開発区域1ha以上の土地開発行為 ・上記2つに相当する土地開発行為	条例第16条に基づく事前協議が必要。	地域計画対象民有林1haを超える土地開発行為に該当する場合	県みどり保全課

※関係条例である「環境影響評価条例」「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」は次のURLより御覧いただけます。

http://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyo/gyosei/jorei_top.htm#

香川県では、事業用太陽光発電については企業立地推進課、住宅用太陽光発電およびその他再生可能エネルギーに関しては環境政策課がそれぞれ担当しております。

今回は国土利用計画法・環境影響評価条例等、環境分野に係る条例が該当するため、環境政策課より回答させていただきます。

四国	香川県	高松市	372013	
----	-----	-----	--------	--

環境局 環境保全推進課
該当する条例・規則等はありません。

都市整備局 都市計画課
高松市では景観条例を制定しており、3,000㎡を超える開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する行為）については、景観法に基づく届け出が必要となります。

ただし、事業用太陽光発電施設の開発行為の届出の有無について、微妙なところがございますので、事前に高松市建築指導課（TEL:087-839-2488）にて開発行為の届出が必要かどうかをご確認ください。
（施設の内容により、必要となる場合があるとのことです。）

開発行為が必要な場合で、区域面積が3,000㎡を超える場合は、景観条例に基づく事前協議並びに景観法に基づく届け出を行ってください。

景観条例は、ホームページに掲載していますので、URLを記載しておきます。

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/19067.html>

基本的に届出対象規模を超えるものは届け出が必要となりますが、事業用太陽光発電施設に特化した内容はございません。

四国	香川県	坂出市	372030	市民生活部 共働課 環境係
----	-----	-----	--------	---------------

共働課の所管する条例・規則等には、該当するものがないことをお伝えいたします。

建設経済部 都市整備課 都市計画係

都市整備課および政策課にて関連する条例等はありません

(問合課)

都市整備課

政策課

産業課

共働課

四国	香川県	観音寺市	372056	経済部 商工観光課 商工労政係・企業立地推進係
----	-----	------	--------	-------------------------

当市においては、設置に関して直接該当する届出はありません。

※太陽光設置に関わらず、騒音、水質汚濁等、一定の基準に該当する場合は届出が必要です。

四国	香川県	東かがわ市	372072	市民部 環境衛生課
----	-----	-------	--------	-----------

東かがわ市では、今のところ事業用の太陽光発電施設に対する環境保全に関する条例や規則等は制定されていません。

四国	香川県	三豊市	372081	環境部 バイオマスタウン推進課
----	-----	-----	--------	-----------------

本市においては、事業用太陽光発電施設の設置に伴う、環境保全対策等の条例・規則は設けていません。

したがって、環境保全対策等の届出は必要ありません。

四国	香川県	土庄町	373222	住民環境課
----	-----	-----	--------	-------

環境等に関する条例については、下記があります。

土庄町自然環境保全条例

http://www.town.tonosho.kagawa.jp/reiki_int/reiki_honbun/o116RG00000321.html

土庄町自然環境保全協定実施要綱

http://www.town.tonosho.kagawa.jp/reiki_int/reiki_honbun/o116RG00000322.html

土庄町景観条例

http://www.town.tonosho.kagawa.jp/reiki_int/reiki_honbun/o116RG00000582.html

土庄町景観条例施行規則

http://www.town.tonosho.kagawa.jp/reiki_int/reiki_honbun/o116RG00000583.html

四国	香川県	三木町	373419	総務課
----	-----	-----	--------	-----

本町において事業用の太陽光発電施設を設置する場合、関係条例として「三木町土地開発事業の調整に関する条例」があります。この条例は、本町の区域内において開発区域の面積が、1,000 m²以上の一団の土地について施行する土地開発事業が対象となり、あらかじめ当該開発行為に関する計画について協議が必要となるものです。

なお、開発面積や、開発場所によっては、香川県の条例の適用を受ける場合もあり、ケースによって異なりますことから、個別にご相談をお願いします。

三木町土地開発事業の調整に関する条例

https://www.town.miki.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/o118RG00000292.html

四国	香川県	まんのう町	374067	住民生活課
----	-----	-------	--------	-------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等につきましては、当町は規定しておりません。

愛媛県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
四国	愛媛県	今治市	382027	都市建設部 都市政策課

・ 条例、規則等

今治市景観条例、今治市景観条例施行規則

・ 内容

高さが13mを超え、又は築造面積が1,000㎡を超える太陽光発電設備（同一敷地若しくは一団の土地又は海上に設置するものに限る。ただし、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）および風力その他の再生可能エネルギー源を利用した発電設備の新設等をする際に景観法に基づく届出を義務付けしている。

http://www.city.imabari.ehime.jp/tosisei/townscape/jourei_keikaku.html

四国	愛媛県	西条市	382060	生活環境部 環境衛生課 環境係
----	-----	-----	--------	-----------------

該当する条例・規則等はありません。

四国	愛媛県	大洲市	382078	
----	-----	-----	--------	--

市民福祉部 市民生活課 環境保全係

騒音および振動につきましては、それぞれの規制法に基づき対応しておりますが、環境に配慮した規制するための条例等はありません。

建設部 都市整備課 都市計画係

本市では、平成21年3月、景観法に基づき景観計画を策定し、同年7月、景観条例を施行してありまして、下記の条例および規則が該当となります。

- ・ 大洲市景観条例
- ・ 大洲市景観条例施行規則】

上記条例・規則等における太陽光発電に係る内容

太陽光発電施設（事業用・屋上設置型・屋外設置型等）は、工作物と位置付けており、基本的には届出が必要となります。

詳しくは、下記URL大洲市ホームページの例規集をご覧ください。

<http://www.city.ozu.ehime.jp/>

四国	愛媛県	四国中央市	382132	市民部 生活環境課
----	-----	-------	--------	-----------

本市では、全件に関して該当がありません。

四国	愛媛県	東温市	382159	東温市
----	-----	-----	--------	-----

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等については、現時点では定めておりません。

四国	愛媛県	上島町	383562	企画政策課 企画政策係
----	-----	-----	--------	-------------

景観条例につきましては下記をご参考ください。

上島町景観条例

https://www.town.kamijima.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r034RG00000566.html

上島町景観条例等施行規則

https://www.town.kamijima.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r034RG00000567.html

四国	愛媛県	松前町	384011	まちづくり課
----	-----	-----	--------	--------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等は、松前町においては、まちづくり課計画建築係、町民課生活環境係で調査をいたしましたが、該当がない旨回答いたします。

四国	愛媛県	内子町	384224	環境政策室
----	-----	-----	--------	-------

条例等

内子町景観まちづくり条例

係る内容

計画区域および重点区域において、景観法第16条各号および景観法施行令第4条第1号および第2号に規定する行為を行おうとする者は、行

為の内容を示す書類を添えて、着手する30日前までに町長に届け出なければならない。

内子町例規集 http://www.town.uchiko.ehime.jp/reiki/reiki_menu.html

四国	愛媛県	鬼北町	384887	環境保全課 環境衛生係
----	-----	-----	--------	-------------

当町における事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

四国	愛媛県	愛南町	385069	環境衛生課
----	-----	-----	--------	-------

愛南町においては、「愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進に関する条例」を定めており、事業用太陽光発電施設の設置についてはこの条例に則った届出等が必要となります。

対象となる事業

事業区域の合計面積が500平方メートル以上である再生可能エネルギー発電事業

詳しい内容は下記 URL からご覧いただけます。

<http://www.town.ainan.ehime.jp/kurashi/tetsuduki/kankyoisei/energy/saienekisei.html>

高知県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
四国	高知県	高知市	392014	都市計画課 都市景観担当

◆都市計画課

○景観条例等に関して（高知市の公式 HP より以下に沿ってご覧ください。）

高知市公式 HP → 組織でさがす → 都市計画課 → 都市景観 → 上から4段目「高知市景観条例・高知市景観計画」

○土地開発等に関する条例等

「土地保全条例」および「土地保全条例施行規則」

◆環境政策課・環境保全課

関係する条例等はありません。

◆新エネルギー推進課

本市としては、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等を定めた条例はありません。

現時点では今後も条例を定める予定はありませんが、高知県が平成28年3月に策定した「太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドライン」があり、そのガイドラインに則した運営を行っています。

高知市景観条例（概要、届出等） 高知市景観計画

<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/52/keikangaiyou.html>

高知市土地保全条例

<http://lg.joureikun.jp/kochicity/act/frame/frame110000466.htm>

高知市土地保全条例施行規則

<http://lg.joureikun.jp/kochicity/act/frame/frame110001215.htm>

太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドライン

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030901/2016032200149.html>

四国	高知県	安芸市	392031	企画調整課
----	-----	-----	--------	-------

太陽光発電施設の環境保全対策等に係る条例、規則等は定めていません。

四国	高知県	南国市	392049	環境課
----	-----	-----	--------	-----

本市において、事業用太陽光発電施設の設置に伴う条例、規則等は定めておりません。

高知県で「太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドライン」を定めておりますのでご確認いただければと思います。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030901/2016032200149.html>

四国	高知県	須崎市	392065	環境保全課
----	-----	-----	--------	-------

・条例・規則等

>須崎市では、平成27年10月30日より「須崎市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱」を施行しています。
内容については、須崎市公式ホームページにも掲載していますのでご確認ください。

<http://www.city.susaki.lg.jp/life/detail.pHP?hdnKey=1192>

・上記の該当する条例・規則等における太陽光発電に係る内容

>上記の要綱の適用を受ける太陽光発電施設は、5,000㎡以上であるものが該当します。

四国	高知県	土佐町	393631	総務企画課
----	-----	-----	--------	-------

該当する条例としては土佐町環境保全条例になります。

http://www.town.tosa.kochi.jp/d1w_reiki/reiki.html

四国	高知県	いの町	393860	環境課 環境保全係
----	-----	-----	--------	-----------

いの町において該当事案に特化した条例・規則等は、現在ありません。

届け出については、高知県作成の太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドラインにより受付をすることになりますが、事業計画により様々な法令（農地、急傾斜地等）の管轄課に照会をすることになります。また、いの町の届け出に関する窓口等は『総務課』です。

四国	高知県	梶原町	394050	環境整備課 環境モデル都市推進室
----	-----	-----	--------	------------------

現時点で直接太陽光設置に係る内容の条例・規則というものはありませんが、届出が必要な条例・規則として梶原町景観条例および梶原町景観条例施行規則が該当していると思われます。

○梶原町景観条例

http://www.town.yusuhara.kochi.jp/town/reiki_int/reiki_honbun/o342RG00000401.html

○梶原町景観条例施行規則

http://www.town.yusuhara.kochi.jp/town/reiki_int/reiki_honbun/o342RG00000402.html

四国	高知県	四万十町	394122	町民環境課 四万十川対策室 地球温暖化対策担当
----	-----	------	--------	-------------------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等につきましては、四万十川条例と四万十町景観条例があります。四万十川条例につきましては、高知県が条例を制定しており、四万十町もこれに基づいて申請、許可をしています。また、四万十町景観条例につきましても建築物、工作物等の新増築や土地の形状変更などを行う場合、事前に届け出が必要となります。

四万十町景観計画について（景観計画の手引き等・高知県四万十川条例）

<http://www.town.shimanto.lg.jp/life/detail.pHP?hdnKey=1456>

四万十町景観条例

<https://www.town.shimanto.lg.jp/reiki/420901010027000000MH/420901010027000000MH/420901010027000000MH.html>

四万十町景観条例施行規則

<https://www.town.shimanto.lg.jp/reiki/420902100032000000MH/420902100032000000MH/420902100032000000MH.html>

四万十町環境基本条例

<https://www.town.shimanto.lg.jp/reiki/418901010081000000MH/418901010081000000MH/418901010081000000MH.html>

四万十町都市計画審議会条例

<https://www.town.shimanto.lg.jp/reiki/418901010151000000MH/418901010151000000MH/418901010151000000MH.html>

四万十町都市公園条例

<https://www.town.shimanto.lg.jp/reiki/418901010152000000MH/418901010152000000MH/418901010152000000MH.html>

四国	高知県	黒潮町	394289	住民課 環境保全係
----	-----	-----	--------	-----------

環境関係では、条例、規則等はありません。

福岡県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
----	------	------	-----	--------------

九州	福岡県	福岡県	400009	建築都市部 都市計画課
----	-----	-----	--------	-------------

建築都市部 都市計画課より景観に関して回答をさせていただきます。

本県では、景観について福岡県美しいまちづくり条例に基づき、3つの広域景観計画を策定しています。(矢部川流域景観計画・筑後川流域景観計画・京築広域景観計画)

上記の計画に基づき、開発および建築行為に対して届出などの指導を行っています。

また、県内では自治体独自の景観計画を策定しているところもあるため、自治体ごとに太陽光パネル等の取扱いが異なっている可能性がありますので、詳しくは策定している自治体に直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

さて、本県の計画では、太陽光発電の設置に関して直接的な基準は設けていませんが、「開発行為、土地の開墾」や「建築物や工作物」に関して、一定規模以上のものは届出を義務付けているため、届出をしていただく必要がある場合があります。

県が策定した広域景観計画の基準については、県のホームページに記載していますので、御確認ください。

県ホームページUR

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/7/49/219/>

企画・地域振興部 総合政策課 エネルギー政策室

当県に於いて事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等につきまして、現在事業用太陽光発電施設の設置を理由に当県へ届出等が必要となるものはございません。

ただし、太陽光発電施設を設置する土地の区分や開発面積により、必要となってくる届出等の手続きはございますので、以下の県 HP に各種法令に係る関連許認可等の担当窓口の一覧を掲載しております。

<ふくおかのエネルギー／主要な法令>

<http://www.f-energy.jp/kankeihourei.pHP>

九州	福岡県	北九州市	401005	地域エネルギー推進課
----	-----	------	--------	------------

本市において事業用太陽光発電施設の設置に限って届出等が必要な条例・規則等はありません。

事前にご相談があった事業者には、発電施設設置を検討される事業者様には、「発電設備設置に関する規制・窓口」をお渡しし、各種法令・条例に遵守したものとなっているか確認していただくよう伝えていきます。

「発電設備設置に関する規制・窓口」(抜粋)

条例による規制			
1	北九州市都市景観条例	景観法に基づく届出 地域により、確認申請を要する工作物は届出が必要。	建築都市局 都市計画課 093-582-2595
2	北九州市都市景観条例	景観法に基づく届出 地域により、確認申請を要する工作物は届出が必要。	建築都市局 都市計画課 093-582-2595
3	北九州市風致地区条例	工作物の新築に関する許可 10,000平方メートル以上の行為面積の場合、北九州市風致審議会に諮問。(事務処理に時間を要す) 都市計画法の開発許可と平行して事務を進めるのが良い。	各区まちづくり整備課 建設局 公園管理課 093-582-2464

参考

「発電設備設置に関する規制・窓口」はホームページでは公開されていないので、直接窓口までご連絡ください。

九州	福岡県	久留米市	402036	環境部 環境政策課
----	-----	------	--------	-----------

久留米市では、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出を明記している条例等はありません。

また、設置にあたる各種届出の有無については、設置場所、設置規模、設置形態などにより異なります。

現状としましては、具体的な設置案をご提示いただき、それに伴う各種届出をご案内することとなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

九州	福岡県	直方市	402044	上下水道・環境部 環境整備課
----	-----	-----	--------	----------------

当課ほか関係部署に確認した結果、該当する条例、規則はありませんでした

九州	福岡県	田川市	402061	市民生活部 環境対策課 環境政策係
----	-----	-----	--------	-------------------

本市において、該当する条例等はありません。

九州	福岡県	柳川市	402079	市民部生活環境課 環境係／建設部まちづくり課 まちづくり計画係／農業委員会 事務局
----	-----	-----	--------	---

事業用太陽光発電施設を設置するにあたり、環境に関する届出および条例規則等はありませんが、景観に関して「柳川市景観条例」に該当する可能性がありますので、その際は申請等が必要になるかと思えます。

届出の必要な行為や届出対象の範囲につきましては、条例等を参考にされて下さい。なお、景観に関しまして「まちづくり課」が担当になっております。

また、農地であるところに施設を設置する場合、農地転用等の許可が必要になりますが、場所によってはできる箇所とできない箇所があるとのことです。詳しくは担当課である「農業委員会」へお尋ねいただきますようお願いいたします。

柳川市景観条例

http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/reiki_int/reiki_honbun/r203RG00001014.html

柳川市景観計画概要版

<http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/library/download/kurashi/kurasi/keikangaiyou.pdf>

P11:届出の必要な行為

<http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/library/download/kurashi/kurasi/kurasi2/todokedetaisyo.pdf>

P12:届出の流れ

<http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/library/download/kurashi/kurasi/kurasi2/todokedenagare2.pdf>

【問合せ先】

(環境に関して) :柳川市市民部生活環境課 環境係

TEL 0944-77-8485 FAX 0944-73-2516

(景観に関して) :柳川市建設部まちづくり課 まちづくり計画係

TEL 0944-77-8552 FAX 0944-73-2516

(農地転用に関して) :柳川市農業委員会 事務局

TEL 0944-77-8772 FAX 0944-76-1135

九州	福岡県	八女市	402109	新社会推進部 環境課 環境政策係
----	-----	-----	--------	------------------

	届出の有無	条例・規則等	内容
農業委員会	無	無	・農地法の転用許可が必要
林業振興課	有	森林法	・林地開発許可 ・伐採届
		福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例	・土砂埋設許可
地域振興課	有	八女市文化的景観条例	・面積3、000m ² 以上の土地の形質の変更があれば届出が必要

九州	福岡県	筑後市	402117	市民生活部 かんきょう課 温暖化防止担当
----	-----	-----	--------	----------------------

該当なし

九州	福岡県	大川市	402125	都市計画課 都市計画係
----	-----	-----	--------	-------------

①条例、規則等

⇒本市全域が筑後川流域景観計画の区域になっております。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/chikugogawa-keikan.html>

また、開発については、県の条例を運用しております。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaihatsu1.html>

ちなみに、本市非線引き都市計画区域のため、
3,000 m²以上が開発対象となります。

②上記の該当する条例・規則等における太陽光発電に係る内容
⇒特にございません。

※環境部署にも確認しましたが、特に条例規則等はありませんでした。

九州	福岡県	小郡市	402168	環境経済部 生活環境課 環境係
----	-----	-----	--------	-----------------

環境・エネルギーを所管する当課および都市開発を所管する都市計画課ともに、該当の条例・規則はありませんでした。

九州	福岡県	筑紫野市	402176	環境課 環境保全・廃棄物担当
----	-----	------	--------	----------------

1. 条例・規則等

- (1) 筑紫野市開発行為等整備要綱
- (2) 筑紫野市環境配慮に関する要綱
- (3) 筑紫野市土地の地形変更に関する指導要領

2. 上記の条例・規則等における太陽光発電に係る内容

- (1) 500 m²以上の開発行為、中高層建築物（10m 以上）の建築物、都市計画法第 29 条に基づく許可が必要な開発行為
- (2) 2,000 m²以上の土地の形質変更や建築、工作物の新設、改築
- (3) 建築を伴わない土砂の埋め立て等による地形の変更

※農地、山林、原野および雑種地等において、2,000 m²以上 10,000 m²未満の規模で地形の変更を行う開発行為、または盛り土の高さが 2 m を超えるもの。

九州	福岡県	宗像市	402206	市民協働環境部 環境課
----	-----	-----	--------	-------------

事業用太陽光発電施設についてですが、「宗像市における土地に自立して設置する太陽光発電設備の設置に関する主な窓口」のとおり条例等についてまとめています。

窓口で問い合わせがあった場合にはこちらをお渡ししています。

宗像市における土地に自立して設置する太陽光発電設備の設置に関する主な窓口

<https://www.city.munakata.lg.jp/w028/040/040/060/380/taiyoukou.pdf>

九州	福岡県	太宰府市	402214	建設経済部 都市計画課
----	-----	------	--------	-------------

本市におきましては事業用太陽光発電施設に特化した条例・規則等の制定はありませんが、「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」の中に太宰府市景観計画の規定があり、良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項が定められています。

事業用太陽光発電施設の設置行為を行う場合も、道路や鉄道、眺望点などからの見え方の点検、背景となる緑の映り方への配慮など、本市の良好な景観形成にご協力をお願いしています。

太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例

http://www.city.dazaifu.lg.jp/soumu/reiki_int/reiki_honbun/q023RG00000909.html

太宰府市景観計画

<http://www.city.dazaifu.lg.jp/admin/shisei/tokai/1/4467>

九州	福岡県	古賀市	402231	市民部環境課
----	-----	-----	--------	--------

以下のとおり関連のある条例等について、回答いたします。

なお、福岡県内の市町村における規制対象等については、「再生可能エネルギー設備導入（メガソーラー等）における主な関連許認可等の担当窓口」としてデータでまとめられています。

<https://new-energy-guide.jp/>

※回答内容については、データ中の内容から抜粋しております。

法律・条例・要綱等の名称	規制対象
・古賀市土地対策指導要綱	1,000 m ² 以上の開発行為等

九州	福岡県	福津市	402249	地域振興部 うみがめ課 清掃対策係
----	-----	-----	--------	-------------------

都市管理課

①福津市開発指事業導要綱

太陽光設置区域面積が 1,000 m²以上の場合は開発行為に準ずるとして、指導要綱に沿って関係部局との協議を行ってもらっています。

主な協議は区域までの道路幅員の確保、両水排水、地元への説明およびその結果の報告、一定量の切土、盛土が発生する場合は、福津市環境創造条例また設置場所によっては福津市景観条例の届出が必要になります。

②福津市景観条例

(開発行為)

区域に応じて開発区域面積が 500 m²または 1,000 m²を超えるものは景観計画に係わる届出が必要です。また届出の要・不要に関わらず、開発行為を行う際は、景観形成基準を守っていただきたいです。具体的には「のり面、擁壁はできる限り生じないように勤める。やむを得ない場合は緑化等による修景に努める」よう、協議をします。

(工作物)

・区域に応じて、工作物の高さが 5m、10m、15mを超えるもの、または築造面積が 100 m²、500 m²、1,000 m²を超えるものは、景観計画に係る届出が必要です。

・届出の要。不要に関わらず、景観形成基準を守っていただいています。

例) フェンスを植栽で目立たなくする、付帯設備の色彩について基準値内の色彩を採用する等。

うみがめ課

福津市環境創造条例

(土地の形状変更)

環境配慮チェックシートの提出をお願いしています。また事業区域の面積が 3,000 m²以上で、かつ、現況地盤高から平均 3メートル以上の形状変更を施工しようとする場合は届出が必要です。

(特定建設作業)

特定建設作業(騒音・振動)を行う場合は作業開始の日の 7 日前までに、市長に届け出るとともに規制基準を遵守しなければならないです。

開発指導要綱:<http://city.fukutsu.lg.jp/kenkou/toshi/todokede.pHP>

景観条例:<http://city.fukutsu.lg.jp/kenkou/toshi/keikankeikaku.pHP>

環境創造条例:<http://city.fukutsu.lg.jp/reiki/honbun120308/r1630262001.html#top>

九州	福岡県	うきは市	402257	住環境建設課
----	-----	------	--------	--------

うきは市では、「うきは市開発行為指導要綱」「うきは市景観条例」などが有ります。

また、条例等ではありませんが「文化財保護法」に基づいて申請が必要になることがあります。

地区によっては、「うきは市文化財保護条例」「うきは市町並み保存地区条例」等も関係してくる場合も有ります。

これらの条例等は、造成行為または建築行為等により届出などが必要になってくるものです。

条例・要綱等については、うきは市のホームページ上で詳細を見ることができます。

うきは市例規集

<http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/reiki/>

九州	福岡県	嘉麻市	402273	産業振興課
----	-----	-----	--------	-------

嘉麻市では特に条例や規則等は設けておりません。

九州	福岡県	みやま市	402290	環境衛生課 環境衛生係
----	-----	------	--------	-------------

景観および開発については、市で定めた条例、規則等はなく、全て福岡県の条例等に基づいています。

参考として、福岡県のホームページをご案内します。

景観:<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yabegawa-keikan.html>

開発:<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaihatsu-01.html>

九州	福岡県	糸島市	402303	市民部 生活環境課 環境・エネルギー係
----	-----	-----	--------	---------------------

糸島市には、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等としまして、次の4つのものがございます。

- ①糸島市開発行為等に関する指導規程
- ②糸島市中高層建築物の建築に関する指導規程
- ③糸島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- ④糸島市漁港管理条例

①の対象は、1,000㎡以上の開発行為および建築行為。
 ②の対象は、10mを超える建築物です。
 ③は、建築物の用途、構造および敷地に関する制限です。
 いずれも、建築物に該当しない太陽光発電施設の場合は対象外です。
 ④は、漁港施設を占有する場合に対象となります。

九州	福岡県	那珂川町	403059	地域整備部 産業課 産業振興担当、地域整備部 都市計画課
----	-----	------	--------	------------------------------

産業課では事業用太陽光発電施設の設置によって、以下の条例の届出対象となることがあります。

- ◆那珂川町森林等の土地保全に関する条例
- ※その他関係規則
 - ・那珂川町森林等の土地保全に関する条例施行規則
 - ・那珂川町森林等の土地保全調査検討委員会設置規則

那珂川町例規集

<http://www.town.fukuoka-nakagawa.lg.jp/reiki/>

この条例は施設の設置により必ず届出が必要となるものではなく、那珂川町内の森林等について土地の形状変更を施工しようとした場合に対象となる可能性が出てきます。

土地の開発等を伴う施設の設置をご検討されている場合には、お手数ですがお電話等で直接産業課産業振興担当までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

都市計画課所管内容についてご回答いたします。

都市計画課所管事務において、当該計画に伴う条例・規則等は特にございませませんが、太陽光発電施設における附属建築物をご計画される場合は、その内容によっては都市計画法に基づく開発許可および町との事前協議が必要になる場合がございます。

都市計画法に基づく開発許可の内容につきましては、福岡県のHPでご確認ください。

九州	福岡県	宇美町	403415	環境課
----	-----	-----	--------	-----

当町は該当がありません。

九州	福岡県	篠栗町	403423	まちづくり課
----	-----	-----	--------	--------

篠栗町では、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はございません。

九州	福岡県	新宮町	403458	環境課
----	-----	-----	--------	-----

事業用太陽光発電施設の設置に関する条例・規則は、本町では制定していません。

なお、施設の設置にあたっては、「新宮町開発行為等指導要綱」に基づく事前協議が必要になる可能性があることを申し添えます。

新宮町開発行為等指導要綱

<http://www.town.shingu.fukuoka.jp/index.cfm/52、10783、c、html/13312/youkouikkatuban.pdf>

九州	福岡県	粕屋町	403491	道路環境整備課 環境衛生係
----	-----	-----	--------	---------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則は現在粕屋町にはございません。

九州	福岡県	岡垣町	403831	住民環境課 環境政策係
----	-----	-----	--------	-------------

事業用太陽光発電施設に対する環境保全・土地開発に関する条例等は下記が該当します。

- ・岡垣町環境基本条例
- ・岡垣町土地開発事業に関する指導要綱

環境基本条例は、太陽光発電施設による自然環境・生活環境に対する影響等土地開発事業に関する指導要綱（担当:都市建設課）は、1,000㎡以上の面積が該当します。

なお、条例は岡垣町ホームページ→町政情報→計画・例規（岡垣町例規集）に掲載しております。

http://www3.e-reikinet.jp/okagaki/d1w_reiki/reiki.html

九州	福岡県	遠賀町	403849	
----	-----	-----	--------	--

本町では事業用太陽光について定めた条例等はありません。

九州	福岡県	大木町	405221	環境課
----	-----	-----	--------	-----

本町では該当する条例・規則・要綱等はありません。

九州	福岡県	広川町	405442	環境衛生課 生活環境係
----	-----	-----	--------	-------------

事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

九州	福岡県	糸田町	406040	地域振興課 統計・広報係
----	-----	-----	--------	--------------

糸田町では、標記の件に関する届出等が必要な条例・規則等はありません。

九州	福岡県	福智町	406104	住民課 環境衛生係
----	-----	-----	--------	-----------

福智町では該当がありません。

九州	福岡県	吉富町	406422	
----	-----	-----	--------	--

吉富町には届出が必要と思われる条例等はありません。

佐賀県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
九州	佐賀県	佐賀県	410004	産業労働部 新エネルギー産業課 新エネルギー担当

条例名	内容	佐賀県庁 HP 内での URL	担当課
佐賀県環境影響評価条例	面積が 35ha 以上の「宅地その他の用地の造成」に対してアセスが必要。 太陽光発電設備は該当するとして運用。	http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00313942/index.html	佐賀県県民環境部 環境課
佐賀県文化財保護条例	・県重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響をおよぼす行為をしようとする場合 ・県史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響をおよぼす行為をしようとする場合 上記に場合、知事の許可が必要。太陽光発電施設も該当する。	http://www.pref.saga.lg.jp/kiji0031366/index.html	佐賀県教育庁文化財課
佐賀県立自然公園条例	県立自然公園内で工作物の新築、鉦物の掘採、土砂の採取等の行為を行う場合に知事の許可が必要。 工作物として太陽光発電施設も該当する。	http://www.pref.saga.lg.jp/kiji0037948/index.html	県民環境部 有明海再生・自然環境課

九州	佐賀県	唐津市	412023	都市整備部 まちづくり課 計画景観係／企画部 企画政策課
----	-----	-----	--------	------------------------------

都市整備部 まちづくり課 計画景観係

1 緑花推進条例

太陽光発電施設に限定するものではありませんが、本市では「緑花推進条例」により造成面積が 1,000 m² 以上の場合、10%の緑地の確保をお願いしております。

唐津市緑花推進条例

http://www1.g-reiki.net/karatsu/reiki_honbun/r079RG00000517.html

唐津市緑花推進条例施行規則

http://www1.g-reiki.net/karatsu/reiki_honbun/r079RG00000518.html

2 唐津市景観計画

(1) 蕨野の棚田地区

当該区域内で工作物の新築、増築、改築、外観を変更する修繕等を行う場合には、届出が必要となります。

詳細は、次の URL をご覧ください。

<https://www.city.karatsu.lg.jp/machidukuri/machi/kenchiku/kekan/keikan-keikaku.html>

(2) 城内地区・曳山通り地区（予定）

・当該地区内で工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更を行う場合には、届出が必要となる予定です。

・主な内容としては、色彩の制限があります。詳細は、次の URL をご覧ください。

<https://www.city.karatsu.lg.jp/machi/kenchiku/kekan/hikiyamakeikan/index.html>

・当該地区については、現在指定手続き中ですので、内容が変更になる可能性があります。

3 風致地区

工作物の新築、改築、増築、移転および色彩の変更にあたっては、原則として風致地区内行為の許可が必要となります。

また、宅地の造成や土地の形質の変更を行う場合も原則として許可が必要となります。

詳細は、次の URL をご覧ください。

<https://www.city.karatsu.lg.jp/machidukuri/machi/toshi/kekaku/kenchiku.html>

4 東唐津駅南地区地区計画

工作物の建設や土地の区画形質の変更を行う場合には、届出が必要となります。

詳細は、次の URL をご覧ください。

<https://www.city.karatsu.lg.jp/machidukuri/machi/toshi/kekaku/chiku.html>

企画部 企画政策課

太陽光発電施設の設置に関する条例等としては、下記の条例等があります。

・唐津市環境基本条例

http://www1.g-reiki.net/karatsu/reiki_honbun/r079RG00000382.html

ただ、届出等の必要はないようです。

結論としては、唐津市では届出等が必要な条例・規則等はありません。

九州	佐賀県	多久市	412040	市民生活課
----	-----	-----	--------	-------

現時点では、ご照会に類する条例・規則等はありません。

しかしながら、現在市内では、太陽光発電施設を含む小規模土地開発行為について「届出」を義務付ける条例・規則の制定に向け手続きを進めているところ です。

九州	佐賀県	伊万里市	412058	建設部 都市政策課 都市計画係
----	-----	------	--------	-----------------

伊万里市環境保全条例

http://www1.g-reiki.net/imari/reiki_honbun/q206RG00000378.html

第 6 条（土地開発に伴う協議等）

土地の区画変更、形質変更、性質変更等を行おうとする面積が 1,000 m² 以上ある場合は、あらかじめ伊万里市環境保全条例第 6 条に基づく土地開発協議の同意が必要です。

※この条例については、太陽光発電施設を限定しているものではありません。

伊万里市/伊万里市環境保全条例に伴う土地開発協議

<http://www.city.imari.saga.jp/4551.htm>

九州	佐賀県	武雄市	412066	まちづくり部	都市計画課	計画係
----	-----	-----	--------	--------	-------	-----

武雄市における事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則は以下のとおりです。

- ・武雄市土地開発行為に関する災害防止条例
- ・武雄市景観条例

但し、いずれの条例も「太陽光発電施設設置」に関する文言はありません。

そこで、武雄市における太陽光発電施設設置に対する届出の取り扱いについて以下に記述します。

【取り扱い】

市災害防止条例は開発行為許可申請（都市計画区域内においては 3,000 m²以上、都市計画区域外では 10,000 m²以上）を補完するものとして 1,000 m²以上の「開発行為」について届出を求めています。

なお、届出の取り扱い基準としては「開発行為」と合わせ、50 cmを超える切土・盛土を行う場合としています。

太陽光発電用施設（パネル）設置は建築物ではありませんので、都市計画法でいう「開発行為」には当たりません。また、山林を伐採し抜根等無く設置をしたり、農地にそのまま土盛り無くパネルを設置するケースも多くあります。

こういった切土盛土と伴わない行為であっても、面積が 1,000 m²を超えるような場合、周辺住民としては排水問題や法面崩壊などを心配される声があります。

届出をしてもらうことにより、地元区長の同意も必要となることから、周辺住民の懸念が緩和され、周辺環境と調和した開発をすすめてもらいたいと考えました。

そこで、条例第 2 条は『この条例において「開発行為」とは、主として土地利用又は土地の区画形質を変える目的で行う土地開発行為をいう』と定義していることから、「土地利用又は土地の区画形質を変える目的」とは登記地目の変更の必要がない行為でも、用途変更を行う際は条例でいう「開発行為」とし、届出を求めることとしました。

景観法・景観条例にもとづく届出につきましても、条例第 10 条において、届出を要する行為としまして『土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更（行為に係る部分の面積が 1,000 m²未満のものを除く）』としております。太陽光発電設備の設置を土地の形質の変更であると位置づけ、届出対象と取り扱いをしております。

九州	佐賀県	小城市	412082	環境課	環境係	
----	-----	-----	--------	-----	-----	--

業務用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例は制定しておりません。

九州	佐賀県	神崎市	412104			
----	-----	-----	--------	--	--	--

農業委員会

農業委員会では農地法の農地転用に関する条項および農地転用許可における太陽光発電施設等の許可基準等に照らし合わせて事務を執り行っています。

お問い合わせの件のような条例、規則は設けていません。

転用許可申請時には、土地利用計画図、資金の状況、土地改良区等関係機関の承諾、各種許認可の有無、転用事業者の資格など転用事業の実効性を確実に明確に示す添付資料を求めると共に、この転用事業が周辺の営農者および居住者等、地域に対して十分に理解が得られていることを重視しています。

総務企画部 総務課 秘書広報係

神崎市において事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

ただし、建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地区画形質の変更がある場合は、神崎市開発行為指導要綱による協定が必要になることが考えられます。事業実施の際は、建設課へお問い合わせください。

また、設置する土地に関し、農地を転用する場合や、周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合は届出が必要になりますので、詳しくは神崎市農業委員会、神崎市教育委員会 社会教育課へお問い合わせください。

〈問い合わせ〉

神崎市役所 建設課 電話 0952-37-0103

神崎市農業委員会 電話 0952-37-0108
 神崎市教育委員会 社会教育課 電話 0952-44-2731
 神崎市役所 生活環境推進室 電話 0952-37-0112 (環境保全関係)
 神崎市役所 農政水産課 電話 0952-37-0117 (農業振興関係)

九州	佐賀県	吉野ヶ里町	413275	環境課 環境衛生係
----	-----	-------	--------	-----------

該当する条例・規則等なし

九州	佐賀県	基山町	413411	まちづくり課 定住促進係 地域公共交通係
----	-----	-----	--------	----------------------

本町における条例・規則等はありません。
 法律や県条例・規則に準じて頂くようにしております。

九州	佐賀県	有田町	414018	住民環境課
----	-----	-----	--------	-------

現時点では事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありませんが、設置場所次第では「有田町都市景観条例」に該当する場合があります。

有田町都市景観条例

http://www.town.arita.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r306RG00000495.html

有田町都市景観条例施行規則

http://www.town.arita.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r306RG00000496.html

先述条例内に「歴史的景観形成地域」「伝統的建造物群保存地区」「風致保全地区」の指定があり、第9条(町民、事業者および専門家の責務)および第10条(都市景観の形成への配慮)が定められてあります。

指定地域および地区内での建築物等の新築、増築などをおこなう場合は届出をおこなう必要がありますが、強い縛りをもった条例にはなっていません。

担当課は文化財課になりますので、詳しい内容につきましては文化財課へお問合せください。

(文化財課 電話:0955-43-2899 E-Mail:bunka@town.arita.lg.jp)

九州	佐賀県	白石町	414255	生活環境課 環境係
----	-----	-----	--------	-----------

白石町では、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届け等が必要な条例・規則等はありません。

九州	佐賀県	太良町	414417	企画商工課 企画情報係
----	-----	-----	--------	-------------

太良町では事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則等はありません。

長崎県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署/内容
九州	長崎県	佐世保市	422029	環境部 環境政策課

本市におきまして、条例として「佐世保市風致地区内における建築等の規制に関する条例」を制定しております。

本市の風致地区内で太陽光発電施設等を設置するのであれば、本州市長の許可を受けなければなりません。

以上が、お尋ねの内容の範囲で判断しました回答でございます。

なお、事業用太陽光発電施設の規模や設置場所などによっては、土地開発や建築等に関する条例や規則等にかかわる場合がございます。

詳しくは佐世保市 HP でご確認ください。風致地区に関する担当部署である、佐世保市都市整備部都市政策課(連絡先:0956-25-9626)へお問い合わせください。

佐世保市風致地区内における建築等の規制に関する条例

http://www3.e-reikinet.jp/sasebo/d1w_reiki/415901010037000000MH/415901010037000000MH/415901010037000000MH.html

九州	長崎県	諫早市	422045	市民生活環境部 環境政策課
----	-----	-----	--------	---------------

事業用太陽光発電設備設置規制の概要(抜粋)

1. 規制の背景（規制の必要性）

○太陽光発電設備の普及については、国を挙げて推進している中、一方で太陽光発電設備の設置については、行政のチェックを受けずに設置を進めた案件が、特に雨水排水や土砂流出のトラブルを引き起こしている。

このため、何らかの規制を行う必要が生じており、これに対応するため、諫早市環境保全条例施行規則の一部改正で対応するもの。

2. 規制方法

○諫早市環境保全条例第 29 条第 1 項第 2 号に規定する開発行為等事前協議の対象に、太陽光発電設備の設置を加える。
(諫早市環境保全条例施行規則第 6 条（開発行為等の協議）第 3 項中に第 4 号として太陽光発電設備設置を盛り込む)

3. 規制対象規模および区域

- 太陽光発電設備設置に係る敷地面積が 0.1 ヘクタール（1,000 ㎡）以上
- 太陽光発電設備を設置する敷地の区画形質の変更を問わない（設置のみでも対象）
- 規制地域は市内全域（都市計画区域、市街化調整区域等を問わない）
- 適用除外（国、県等が行うもの）（法令の規定により許可を受けて行うもの）

4. 規制効果

- 災害の未然防止...雨水排水計画等についても事前協議対象
- 周辺住民の不安の払拭...周辺住民等に対し事業計画について協議を義務付け
- 各種行政手続きの確実な履行...事前協議の中で各種申請・届出について指導可能

5. 周知方法等

○公布日：平成 28 年 3 月 25 日、施行日：平成 28 年 7 月 1 日

- ・新たに規制を加えることとなるため、関係者への周知期間として 3 ヶ月間設ける。

○周知方法

・市報、市ホームページへの掲載、FM諫早での広報および九州電力の太陽光発電事業申請受付部局に当該事前協議制度についてのパンフレットを設置する。

6. 事前協議手続きの流れ

- 開発行為等事前協議書の提出（第 29 条第 1 項）違反...10 万円以下の罰金・科料
- 市との協議事項（第 29 条第 2 項）
- 協議済書の交付（第 29 条第 3 項）
- 工事施工中の遵守事項
 - ・開発地周辺の交通安全対策、資材搬入路の事前協議
 - ・開発地内のたん水、雨水の排水、土砂流出の対策 等
- 工事着工等の通知
 - ・工事着工、工事完了、使用開始、使用終了時は市長へ通知→現地調査

参考

太陽光発電設備設置に関する規制 | 諫早市公式ホームページ

<http://www.city.isahaya.nagasaki.jp/post27/30735.html>

諫早市環境保全条例

http://www.city.isahaya.nagasaki.jp/reiki/reiki_honbun/r248RG00000351.html

諫早市環境保全条例施行規則

http://www.city.isahaya.nagasaki.jp/reiki/reiki_honbun/r248RG00000352.html

九州	長崎県	大村市	422053	都市計画課
----	-----	-----	--------	-------

条例・規則等

- ・景観法
- ・大村市景観計画
- ・大村市景観条例
- ・大村市景観条例施行規則
- ・大村市環境保全条例
- ・大村市環境保全条例施行規則

該当する条例および規則等における太陽光発電に係る内容

・全市域を対象とする景観計画区域内において、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出対象となる行為、規模（大村市景観計画 51 頁）

・大村市景観条例第 12 条、大村市景観条例施行規則第 5 条

→ 景観計画区域内において、高さ 10 メートルを超える建築物に設置する太陽光パネルまたはパネル面積の合計が 50 平方メートルを超える太陽光パネルの新設等

を行う場合は、届出を行う必要があります。

◇詳細は大村市公式ホームページ「大村市景観条例および大村市景観計画について」に記載。

<http://www.city.omura.nagasaki.jp/keikan/machi/toshi/keikan/keikankeikakusakutei.html>

・大村市環境保全条例第 6 条

→ 大村市内において 1,000 平方メートル以上の土地開発（土地の区画形質の変更等）を行う場合は、事前に土地開発に関する協議を行う必要があります。太陽光発電施設の建設（土地の造成を行わない場合も含む）を行う場合も、事前に土地開発に関する協議を行う必要があります。

◇詳細は大村市公式ホームページ「土地開発協議に関して」に記載。

<http://www.city.omura.nagasaki.jp/keikan/machi/toshi/kaihatsu/tochikaihatsukyougi.html>

九州	長崎県	対馬市	422096	しまづくり推進部 未来創生課
----	-----	-----	--------	----------------

対馬市では、事業用太陽光発電施設の設置に伴う届出等が必要な条例・規則は特段定められておりません。

九州	長崎県	五島市	422118	再生可能エネルギー推進室 再生可能エネルギー推進班
----	-----	-----	--------	---------------------------

1 再生可能エネルギー等施設の設置に関する手続き情報（長崎県）

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2015/12/1450923258.pdf>

2 五島市内に設置する再生可能エネルギー施設に係る許認可等窓口一覧

五島市内に設置する再生可能エネルギー施設に係る許認可等窓口一覧

No.	許認可等手続の名称	法令等名・条項	太陽光発電	風力発電	バイオマス発電	バイオマス熱利用	バイオマス燃料製造	中小水力発電	地熱発電	担当部署	電話番号	備考
1. 土地取引に関するもの												
1-1	一定面積以上の土地の売買後の届出	国土利用計画法	●	●	●	●	●	●	●	県庁 企画振興部 土地対策室 土地利用班	095-895-2041	
1-2	森林の土地の所有者届出制度	森林法第10条の7の2第1項	●	●	●	●	●	●	●	市役所 農林整備課 耕地・森林班	0959-88-9533	
2. 土地造成・土地利用に関するもの												
2-1-1	都市計画区域内外における開発行為の許可	都市計画法第29条	●	●	●	●	●	●	●	県庁 土木部 建築課 宅地指導班 管理・用地課	095-894-3094	1ha超

一部のみ掲載

2 はホームページ未掲載の為、担当部署まで問合せ下さい。（長崎県版を五島市での窓口等にしたもの様です）

九州	長崎県	西海市	422126	さいかい力創造部 政策企画課 政策調整班
----	-----	-----	--------	----------------------

本市におきましては、事業用太陽光発電施設設置に係る特段の規定はございませんが、「西海市土地対策要綱（平成 17 年 4 月 1 日西海市告示第 90 号）におきまして、一定規模以上の土地の開発行為については、市への届出を要する旨の規定がございます。

・西海市土地対策要綱

第 3 条 市内において、5,000 平方メートル以上の一団の土地の開発行為をしようとするものは、あらかじめ事業計画を定め、市長に土地開発等届出書（別記様式）を提出しなければならない。

なお、県レベルでの規定により制限される場合もありますので、詳しくは長崎県ホームページをご覧ください。

■長崎県公式ウェブサイト

再生可能エネルギー発電施設設置に係る主な許認可等の手続き

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/tetsuduki-shinsei/tetsuduki-shinseikankei/184707.html>

九州	長崎県	南島原市	422142	市民生活部 環境課
----	-----	------	--------	-----------

本市には、太陽光に特化した条例等はありません。

問い合わせメールにありました例示条例の中で、本市に定めがある条例を下記のとおり回答します。

その他設置場所等の各種条件により関わりがある条例があるかもしれません。

詳しい内容は、所管課に問合せください。

- 1 南島原市公害防止条例（所管課:環境課）
- 2 南島原市景観条例（所管課:都市計画課）

南島原市例規集

https://www3.e-reikinet.jp/minamishimabara/d1w_reiki/reiki.html

また、長崎県が作成した「再生可能エネルギー等施設の設置に関する手続情報」があります。

長崎県 HP 内「再生可能エネルギー等施設の設置に関する手続情報〔許認可等手続情報〕」:

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2015/12/1450923258.pdf>

九州	長崎県	佐々町	423912	企画財政課 企画班
----	-----	-----	--------	-----------

本町においては該当する条例・規則等はありません。

熊本県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署/内容
九州	熊本県	熊本県	430005	商工観光労働部 エネルギー政策課

当県では、事業用太陽光に一律に規制を課すような条例・規則はありませんが、事業地や事業規模次第で、関係してくる可能性のある条例等を別添ファイルにまとめております。

なお、法律も含めた全体の関係法令一覧は以下に掲載しております。

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_10416.html

個々の条例の内容については関係法令一覧表に記載の制度全般の問合せ先にお尋ねいただければ幸いです。

九州	熊本県	熊本市	431001	都市政策課
----	-----	-----	--------	-------

熊本市の各部署の意見をまとめて回答いたします。尚、環境部門の部署に関しては該当する条例・規則がないとのことでした。

①開発許可について

本市では開発許可制度の運用において、建築物に該当しない太陽光パネルの築造およびそのための土地の形質の変更については規制の対象としておりません。

※詳細は開発景観課開発指導班（096-328-2507）にお尋ねください

②景観法について

本市では、建築物に該当しない太陽光パネルは、景観法に基づく届出の対象となる工作物として取り扱っておらず、規制の対象としておりません。

※詳細は開発景観課景観整備班（096-328-2507）にお尋ねください

③風致地区内行為について

本市の都市計画においては、都市計画法に基づく「風致地区」を指定しております。

風致地区の区域内で建築物や工作物を築造、土地の形質の変更、木竹の伐採等を行う場合は「熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づく許可申請が必要となる場合があり、その中で規制を行っております。

築造される太陽光発電設備が建築基準法上建築物と判断されるものは建築物として、その他のものは工作物として上記条例の基準に沿った制限をかけています。また、太陽光発電設備の設置に伴い木竹の伐採や土地の形質の変更が伴う場合はそれぞれの行為に対して規制がかかります。制限の主な内容は以下の通りです。

●建築物の建築

- ・建蔽率 30%以下
- ・外壁後退距離 道路境界線から 2m 以上、その他の敷地境界線から 1m 以上
- ・高さの限度 10m

- 工作物の築造
 - ・高さの限度 15m
- 土地の形質の変更
 - ・緑被率 20%以上
 - ・切土盛土 5m を超えるのりを生じる切土盛土を行わないこと
- 木竹の伐採
 - ・緑被率 20%以上

尚、数値基準がはっきりしているものについては以上となりますが、その他の許可基準として、周辺の土地の風致の維持上支障がないことが条件となります。

特に太陽光発電パネルについては、光の反射等により風致の維持上周辺への影響が大きいため、通常の建築物や工作物の許可基準（高さや緑被率等）に加え、周辺からの見え方や近くの住宅地に光が反射しないかどうか等の検討を行い、それらを勘案して許可の可否の判断を行っております。

※詳しくは都市政策課（096-328-2502）までお問い合わせください。

規制内容については上記条例または風致地区のしおり（条例の重要な部分を抜粋してまとめてあります）に記載しておりますので、そちらをご参照ください。

熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例

http://www1.g-reiki.net/kumamoto-city/reiki_honbun/q402RG00001073.html

風致地区のしおり

https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=1483&sub_id=1&flid=7411

九州	熊本県	八代市	432024	市民環境部 環境課 環境保全係
----	-----	-----	--------	-----------------

本市には該当する条例等ございません。

九州	熊本県	荒尾市	432041	環境保全課
----	-----	-----	--------	-------

太陽光発電施設の設置に伴うガイドラインはございません。また、届出等が必要な条例等もございません。

土地の開発による開発協議（1,000 平方メートルを超える土地の開発）は太陽光発電施設に限らず全てのものについて行っていますが、熊本県の条例に基づくものになります。

九州	熊本県	玉名市	432067	市民生活部 環境整備課 環境保全係
----	-----	-----	--------	-------------------

玉名市では、玉名市景観条例を策定しており、景観形成推進地区での工作物の建設において、大きさや規模に応じて届出が必要な場合があります。太陽光パネルのみの設置の場合は工作物とみなされないため、届出対象外となりますが、管理棟や事務所、フェンスなどの太陽光発電システムに併設する物が届出の対象となる場合もあります。

条例の中に太陽光発電について特別に設けている内容等はとくにはありません。

玉名市景観条例等

<http://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/137/6463.html>

九州	熊本県	菊池市	432105	環境課 環境政策係
----	-----	-----	--------	-----------

本市では、太陽光発電施設の設置および運営に関して規制する条例等はありません。

但し、菊池市環境基本条例施行規則により 1,000 m²以上の土地の用途変更となる事業等の開発行為を行う場合は市へ届出が必要となります。届出の詳細については HP へ掲載しております。ご参照ください。

菊池市環境基本条例施行規則

<http://www.city.kikuchi.lg.jp/reiki/data/reiki/hen008/shou006/H20-ki-015.html>

九州	熊本県	宇土市	432113	市民環境部 環境交通課 環境交通係
----	-----	-----	--------	-------------------

宇土市では、事業用太陽光発電施設の設置に伴うガイドラインおよび届出等が必要な条例・規則等は特にありません。
 ただし、土地の造成が必要な場合や、大規模な土地売買等が伴う場合は、本市の土地開発担当部署や企画政策担当部署と協議が必要な場合がありますので申し添えます。

九州	熊本県	宇城市	432130	市民環境部 衛生環境課
----	-----	-----	--------	-------------

現在の宇城市に於きましては事業用太陽光発電施設の設置に伴うガイドラインや届出等が必要な条例・規則等はありません。

九州	熊本県	阿蘇市	432148	土木部 住環境課 都市・環境係
----	-----	-----	--------	-----------------

阿蘇市景観条例

太陽光発電施設に用する土地が 1,000 m²を超える場合は大規模行為にあたり、市長へ景観条例の届出が必要となります。
 ご承知とは思いますが、太陽光発電に関して自然公園法施行規則の改正が平成 27 年 6 月 1 日に施行されております。

九州	熊本県	美里町	433489	総合政策課
----	-----	-----	--------	-------

美里町には、事業用太陽光発電施設の環境保全対策に関し届出等が必要な条例・規則等はありません。

九州	熊本県	長洲町	433683	まちづくり課
----	-----	-----	--------	--------

○長洲町大規模太陽光発電設備設置促進条例

http://public.joureikun.jp/nagasu_town/reiki/act/frame/frame110000859.htm

○長洲町大規模太陽光発電設備設置促進条例施行規則

http://public.joureikun.jp/nagasu_town/reiki/act/frame/frame110000860.htm

九州	熊本県	菊陽町	434043	総務部 総合政策課
----	-----	-----	--------	-----------

関係部署に確認しましたところ、本町では事業用太陽光発電の設置に伴うガイドラインや届出等が必要な条例・規則については定めておりません。

九州	熊本県	産山村	434256	企画振興課
----	-----	-----	--------	-------

本村においては、産山村景観条例および景観条例施行規則に基づく届出が必要です。
 景観計画区域における開発（大規模行為および土地区画形質の変更等）
 景観計画区域は、産山村全域となります。

産山村景観条例

<http://www.ubuyama-v.jp/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110000617.htm>

産山村景観条例施行規則

<http://www.ubuyama-v.jp/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110000618.htm>

産山村景観計画

<http://www.ubuyama-v.jp/files/uploads/2015/07/%E7%94%A3%E5%B1%B1%E6%9D%91%E6%99%AF%E8%A6%B3%E8%A8%88%E7%94%B.pdf>

九州	熊本県	南阿蘇村	434337	企画観光課 企画係
----	-----	------	--------	-----------

村にはガイドライン等はありません。

ただし、本村は阿蘇くじゅう国立公園内であることから公園法の手続きが必要となります。

九州	熊本県	湯前町	435066	総務課 企画振興係
----	-----	-----	--------	-----------

当町には該当の条例・規則等はありません。

九州	熊本県	五木村	435112	ふるさと振興課
----	-----	-----	--------	---------

事業用太陽光発電施設の設置に伴うガイドライン等は整備しておりません。

また、豊富な水資源と森林資源に恵まれていることから、これらを有効に活用し、雇用の創出、産業振興、非常災害時の電源確保等村が抱える課

題に対応するために、エネルギー政策ビジョンを策定しています。(平成 26 年 3 月)

<http://www.vill.itsuki.lg.jp/q/aview/28/3664.html>

九州	熊本県	苓北町	435317	企画政策課
----	-----	-----	--------	-------

事業用太陽光発電施設設置に伴う届出等につきまして、苓北町ホームページに景観条例等が掲載されておりますのでご覧いただければと思います。景観につきましてのお問い合わせは、企画政策課景観担当までお願いいたします。

苓北町景観条例

<http://reihoku-kumamoto.jp/keikan-jourei/>

苓北町景観計画

<http://reihoku-kumamoto.jp/keikan-keikaku/>

大分県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
九州	大分県	大分県	440001	生活環境部 環境保全課 大気保全班

○大分県環境影響評価条例

No.	関係法令等	確認事項	確認 チェック	相談窓口（連絡先）
-----	-------	------	------------	-----------

30ha の以上の土地の形質の変更を行う（太陽光発電所を含む）場合、「その他の土地の開発事業」として、条例の対象事業としています。

環境アセス Q&A : <http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/qa-assess.html>

なお、現在、大分県環境影響評価条例の改正に向けた作業中です。3 月の議会で議決されれば来年度から太陽光発電所の敷地面積 20ha が対象事業となります。

条例改正概要:<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/28eia-tsuika-pub-kekka.html>

問合先:大分県生活環境部 環境保全課 大気保全班 097-506-3114

○大分県沿道の景観保全等に関する条例

沿道景観保全地区等を指定し、大規模建築物の新築等について届出を受け、保全基準へ適合するよう配慮を求めています。なお、市町村の景観計画区域は適用除外です。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/17510/endoukeikan25.html>

県内の 10 市が景観計画を策定しています。(大規模建築物の新築等について届出が必要です。)

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/17510/keikan.html>

問合先:大分県土木建築部 都市・まちづくり推進課 景観・まちづくり班

097-506-4671

九州	大分県	大分市	442011	環境部 環境対策課 環境保全担当班
----	-----	-----	--------	-------------------

大分市における対応や相談窓口は下記の資料のとおりです。

太陽光発電設備の設置に係る相談窓口一覧

1	農地法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地の場合は農地転用が可能な土地か相談のうえ、可能であれば農地転用に係る手続きが必要 (市街化区域内) 農地転用の届出 (市街化区域外) 農地転用の許可 (県知事許可) 		農業委員会事務局 (市街化区域内) 農政担当班 (市街化区域外) 農地担当班	市役所本庁舎 8階 097-537-5654
2	農業振興地域の整備に関する法律 (農振法)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農用地域内である場合は、農振除外手続きが必要 (優良農地においては除外できない場合も有) 		農政課	市役所本庁舎 8階 097-537-5628
3	森林法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域森林計画の対象となっている森林を伐採する場合は、事前に「伐採および伐採後の造林届出書」の提出が必要 (森林法第 10 条の 8 で義務付け) <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採を開始する 90 日から 30 日前までの間に提出 ・ 地域森林計画の対象森林を伐採する森林所有者、伐採者と森林所有者が異なる場合は連名での 届出 ※立木がなくても対象区域に含まれている場合があるので、要注意 ※地域森林計画の対象森林での開発行為 (森林の伐採だけでなく土石や樹根の採掘、開墾、その他土地の形質を変更する行為) については、面積が 1 ヘクタールを超える場合には、林地開発行為に 該当する為、事前に県知事の許可が必要 (大分県中部振興局農山漁村振興部森林管理班との協議 097-506-5749) 		林業水産課林業担当班	市役所本庁舎 8階 097-537-5783
4	工場立地法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工場立地法の対象となる工場 (特定工場) の場合は、工場立地法の変更届が必要となる場合があります。 ※工場立地法の概要は大分市ホームページに掲載 		商工労政課商工業担当班	市役所本庁舎 9階 097-537-5959

九州	大分県	別府市	442020	生活環境部 環境課 環境企画室
----	-----	-----	--------	-----------------

別府市地域新エネルギー導入の事前手続等に関する要綱

別府市所管手続一覧

別府市所管手続以外の法令等による手続一覧

上記資料は次の URL からダウンロードすることが可能です http://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/environment/jigyo_index.html

九州	大分県	中津市	442038	総務部 総合政策課 まちづくり推進係
----	-----	-----	--------	--------------------

中津市では一定規模以上の太陽光発電設備について、景観法・景観条例に基づく協議、届出をお願いしています。

届出対象となる太陽光発電設備は、パネル面積が 500 m²を超えるもの、またはパネルの高低差が 10mを超える場合です。

中津市景観計画

<http://www.city.nakatsu.jp/doc/2014040100864/>

中津市景観条例

http://www.city.nakatsu.jp/d1w_reiki/422901010001000000MH/422901010001000000MH/422901010001000000MH.html

中津市景観条例施行規則

http://www.city.nakatsu.jp/d1w_reiki/422902100001000000MH/422902100001000000MH/422902100001000000MH.html

参考

太陽光発電 (ソーラーパネル) 設備に関する中津市景観計画の変更および中津市景観条例の一部改正について

中津市 まちづくり推進課

<変更および改正の概要>

周辺景観との調和が図られるように一定の規模以上の『太陽光発電設備』を設置する場合、景観法第 16 条の規定に基づく届出対象となる工作物に指定します。(平成 25 年 12 月 10 日中津市条例第 61 号)

『届出を必要とする具体的な規模』として次の 2 項目を追加します。

- ①太陽光発電設備のうち設置する発電パネル面を合計した面積が 500 m²を超える場合または、
- ②太陽光発電設備のうち設置する発電パネル面の最下部から最上部の高さが 10mを超える場合

上記の「太陽光発電 (ソーラーパネル) 設備に関する中津市景観計画の変更および中津市景観条例の一部改正について」はホームページには掲載

されておりませんが、景観計画の景観形成ガイドラインの最後のページに記載されております。

概要:景観形成ガイドライン H26年4月改正(景観形成重点地区2地区、届出対象に太陽光発電設備を追加しました)

http://www.city-nakatsu.jp/doc/2014040100864/file_contents/nakatsuguideline.pdf

九州	大分県	日田市	442046	市民環境部 環境課 企画推進係
----	-----	-----	--------	-----------------

当市では、下記のとおりといたしております。

- ・日田市環境保全条例
http://www1.g-reiki.net/hita/reiki_honbun/r086RG00000401.html
- ・太陽光発電設備の設置を目的とした土地開発について(説明)
- ・土地開発協議申請要領(太陽光発電施設)

太陽光発電設備の設置を目的とした土地開発について(説明)および土地開発協議申請要領(太陽光発電施設)についてはホームページ未掲載につき、窓口である都市整備課までお問合せ下さい。

概要:農地転用許可が必要なく、都市計画法上の開発行為に該当せず、森林法の林地開発該当せず、開発面積が1,000㎡以上で、土地の区画形質の変更が伴う場合、日田市環境保全条例に基づく「土地開発に伴う協議」が必要になる。

九州	大分県	杵築市	442101	生活環境課
----	-----	-----	--------	-------

太陽光発電関係の条例等

- 杵築市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱
- 担当課 生活環境課

<http://www.city.kitsuki.lg.jp/soshiki/10/saiseikanou-enerugi.html>

景観条例等

- 杵築市景観計画・杵築市景観条例
- 担当課 政策推進課

<http://www.city.kitsuki.lg.jp/soshiki/30/toshikeikaku15.html>

九州	大分県	宇佐市	442119	市民生活部 生活環境課 環境保全係
----	-----	-----	--------	-------------------

1. ガイドライン、条例・規則等

- ①宇佐市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱
<https://www.city.usa.oita.jp/uploaded/attachment/12291.pdf>
- ②宇佐市景観条例
<https://www.city.usa.oita.jp/uploaded/attachment/12690.pdf>
- ③宇佐市土砂等による土地の埋立て、盛土およびたい積の規制に関する条例
<http://www.city.usa.oita.jp/soshiki/11/701.html>

以上の2つが考えられます。

2. 上記の条例・規則等における太陽光発電に係る内容

- ①③は面積、②は区域内における行為およびその種類が届出等の要件となっており、いずれも特に太陽光発電に限った内容ではありません。

九州	大分県	豊後大野市	442127	環境衛生課 環境係
----	-----	-------	--------	-----------

ホームページにてご案内もさせていただいております。

1,000平方メートル以上の森林開発事業や太陽光発電所の設置等に係る届出(豊後大野市自然環境保全条例に基づく届出)について

<http://www.bungo-ohno.jp/docs/2016101700020/>

豊後大野市自然環境保全条例

http://www.bungo-ohno.jp/dynamic/reiki/reiki_honbun/r160RG00001046.html

豊後大野市自然環境保全条例施行規則

http://www.bungo-ohno.jp/dynamic/reiki/reiki_honbun/r160RG00001062.html

九州	大分県	国東市	442143	環境衛生課 環境推進係
----	-----	-----	--------	-------------

国東市では、太陽光発電施設に伴うガイドライン、条例等はありません。

九州	大分県	日出町	443417	政策推進課
----	-----	-----	--------	-------

当町独自の規定は、「日出町発電施設設置事業指導要綱」があります。
特に規制・許可を求めるものではありません。

日出町発電施設設置事業について | 日出町

http://www.town.hiji.oita.jp/page/page_00079.html

日出町発電施設設置事業指導要綱

http://www.town.hiji.oita.jp/d1w_reiki/425902500085000000MH/425902500085000000MH/425902500085000000MH.html

九州	大分県	九重町	444618	商工観光・自然環境課
----	-----	-----	--------	------------

太陽光発電施設の設置に伴う条例等について、九重町では、条例や要綱を設定しています。

土地に太陽光発電設備を設置する際には届け出が必要です

<http://www.town.kokonoe.oita.jp/docs/2017012300071/>

再生可能エネルギー発電設備を設置する際には事前に届出が必要となります

<http://www.town.kokonoe.oita.jp/docs/2017012400023/>

いずれも九重町ホームページ HOME 右にあるボタン「町からのお知らせ」⇒商工観光・自然環境課の欄に掲載してあります。

九重町ホームページ

<http://www.town.kokonoe.oita.jp/>

九州	大分県	玖珠町	444626	玖珠町役場 環境防災課 環境係
----	-----	-----	--------	-----------------

玖珠町環境保全条例

玖珠町環境保全条例施行規則

*環境保全条例第7条 事前協議については森林法等その他の関係法令での手続きが完了した後に、資料を添えて提出をお願いしております。

宮崎県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
九州	宮崎県	宮崎市	452017	

都市整備部 景観課

景観課では、条例・規則等において該当ありません。

環境部 環境保全課

宮崎市では該当するガイドライン、条例等はありません。

九州	宮崎県	都城市	452025	
----	-----	-----	--------	--

環境森林部 環境政策課

該当なし

土木部 維持管理課 管理調査担当

環境政策課からの回答のほかに、ガイドライン等はありません。

景観条例等（都市計画課）、土地開発等（建築課）に関する件もありませんでした。

維持管理課においては、設置の際に法定外の水路や道路の占用地が有る場合に、市道敷「道路占用許可申請」、市道敷外「法定外公共物占用申請」が必要となります。

また、事前に設置計画を把握出来ている件については、発電施設からの雨水排水による整備について地域住民・自治公民館・土地改良区・水利組合等・維持管理課等へ協議をお願いしています。

九州	宮崎県	日向市	452068	環境政策課 環境公害係
----	-----	-----	--------	-------------

本市では、太陽光発電施設に特定した条例等はありません。太陽光発電施設に限らずに、全般的な土地開発行為に関する届出については、条例があります。また、景観条例で定める景観計画区域においても太陽光発電施設に特定なく、工作物建設や開発行為の届出が定められています。

本市においても、太陽光発電施設の設置に伴う地域住民からの苦情等が発生しており、他市に見られるような太陽光発電施設に特定した、自然環境と調和するような施設設置を求める条例等の制定を検討していく必要があると考えています。

国会でもこの件に関する質問・答弁があっているようですので、国の方針（ガイドライン）も注視したいと考えています。

参考

日向市の環境と自然を守る条例

http://nico2-hyuga.kir.jp/reiki_new/reiki_honbun/aq60708271.html

日向市の環境と自然を守る条例施行規則

https://www.city.hyuga.miyazaki.jp/reiki_new/reiki_honbun/q607RG00000829.html

日向市景観条例

https://www.city.hyuga.miyazaki.jp/reiki_new/reiki_honbun/aq60711651.html

地区計画・景観計画・景観条例に基づく届出等について

<http://www.city.hyuga.miyazaki.jp/display.pHP?cont=110309091849>

九州	宮崎県	高鍋町	454010	政策推進課 総合政策係
----	-----	-----	--------	-------------

当町では直接、事業用太陽光発電施設を規制する条例等はありませんが、景観条例はあります。

<http://www.town.takanabe.miyazaki.jp/display.pHP?cont=140325211240>

九州	宮崎県	新富町	454028	まちおこし政策課
----	-----	-----	--------	----------

町独自でPV設置を規制する条例・規則等はありません。

※法令（農地法、森林法、都市計画法等）に関する規制のみです。

九州	宮崎県	川南町	454052	環境水道課 環境対策係
----	-----	-----	--------	-------------

該当するガイドラインおよび例規等はありません。

九州	宮崎県	門川町	454214	まちづくり推進課 企画政策係
----	-----	-----	--------	----------------

門川町については事業用太陽光発電施設だけに絞ったものはありません。

しかし、各々の法律や県条例等において届け出が必要になる場合がございますので、問い合わせ等があった都度に関係法令なども含めて確認を行う形で対応を行っております。特に林地開発や国定公園内の設置につきましては注意を要します。

九州	宮崎県	高千穂町	454419	総務課 行政係
----	-----	------	--------	---------

設置についての直接的なガイドライン、条例、規則等はありませんが、高千穂町自然保護条例および高千穂町自然保護条例同施行規則において届出が必要となってくる場合がございます。（その他、法律に準じて届出が必要となる場合があります。）

高千穂町自然保護条例

http://www.town-takachiho.jp/administration/reiki/reiki_honbun/q643RG00000346.html

高千穂町自然保護条例施行規則

http://www.town-takachiho.jp/administration/reiki/reiki_honbun/q643RG00000347.html

上記条例および同施行規則につきましては、企画観光課（電話 0982-73-1212）が主管課となっております。

九州	宮崎県	日之影町	454427	
----	-----	------	--------	--

・ガイドライン、条例・規則等

- … 現在整備化されていません。
景観条例は設定されていますので、規模により届け出が必要となります。
土地開発等については、1ヘクタール以上の形質の変更を行う場合は、都市計画法に基づく手続きが必要となります。

- ・上記の該当する条例・規則等における太陽光発電に係る内容
 - … 現在整備化されていません。

参考

日之影町景観条例

http://www3.e-reikinet.jp/hinokage/d1w_reiki/423901010014000000MH/423901010014000000MH/423901010014000000MH.html

鹿児島県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
九州	鹿児島県	鹿児島市	462012	環境局 環境部 再生可能エネルギー推進課

鹿児島市では太陽光発電施設の設置に伴うガイドラインや条例・規則等はないところです。

なお、要件によって届出等が必要となる条例については以下のとおりです。

- ・鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例
http://www1.g-reiki.net/kagoshima/reiki_honbun/q702RG00000741.html
- ・鹿児島市火災予防条例
http://www1.g-reiki.net/kagoshima/reiki_honbun/q702RG00000727.html

九州	鹿児島県	鹿屋市	462039	地域活力推進課
----	------	-----	--------	---------

本市においては、現在、事業用太陽光発電施設の設置に伴うガイドライン等はありません。

ただし、開発行為については、土地利用対策要綱がございますのでご参照ください。

鹿屋市土地利用対策要綱を制定しました。

<http://www.e-kanoya.net/htmbox/tosiseisaku/tochiriyou.html>

九州	鹿児島県	枕崎市	462047	企画調整課 企画調整係
----	------	-----	--------	-------------

本市では太陽光に限ったものではありませんが、大規模土地の開発行為に係るものに「枕崎市民の環境を守る条例」という条例があります。

内容は以下のとおりです。

- ・都市計画区域内 2,000㎡（2反）以上、都市計画区域外 5,000㎡（5反）以上の土地について、切土、盛土の発生する開発行為を行う場合、工事を着手する30日前までに市長への届出が必要。
- ・届け出た土地については、市から開発行為に係る指導等を通知する。

（参考）

枕崎市民の環境を守る条例

http://www3.e-reikinet.jp/makurazaki/d1w_reiki/354901010014000000MH/354901010014000000MH/354901010014000000MH.html

枕崎市民の環境を守る条例施行規則

http://www3.e-reikinet.jp/makurazaki/d1w_reiki/354902100030000000MH/354902100030000000MH/354902100030000000MH.html

九州	鹿児島県	出水市	462080	政策経営部 企画課
----	------	-----	--------	-----------

本市では事業用太陽光発電施設の設置に伴うガイドライン、条例、規則等は定めておりません。

ただし、計画面積が大規模、農地、山林等の場合は各担当課に所定の手続きを要します。

また、周辺環境に影響を与える可能性もありますので、環境の担当課への相談も必要です。

九州	鹿児島県	西之表市	462136	行政経営課 企画政策係
----	------	------	--------	-------------

現在、事業用太陽光発電施設の環境保全対策等に対応する条例等は本市では策定していません。

（環境保全条例等は策定されていますが、事業用太陽光発電施設に対応する条文等は設けていません。）

本市は、本土と系統連系されていない離島であることから、九州電力の出力制御が実施されるなど、事業用としても、家庭用としても設置が難し

い状況となってきました。

九州	鹿児島県	垂水市	462144	企画政策課 地域振興係
----	------	-----	--------	-------------

垂水市につきましては、お問い合わせの件について、必要な条例・規則等につきましては、市独自で制定はしていません。

九州	鹿児島県	霧島市	462187	建設部 都市計画課 都市計画グループ
----	------	-----	--------	--------------------

都市計画課に関する内容について下記のとおり回答いたします。

①景観条例等について

本市では霧島市景観条例を制定しており、その中で届出が必要な行為を定めております。

対象の行為とその規模に該当する場合は届出書を都市計画にご提出ください。

対象行為や必要な書類等詳細につきましては下記リンクからご確認ください。

<http://www.city-kirishima.jp/toshi/machizukuri/kekan/sebi/kekaku.html>

②土地開発等に関する条例等について

開発に関して、都市計画法や森林法の許可が必要になることがあるかと思えます。

また、鹿児島県においては鹿児島県土地利用対策要綱がございます。

上記はいずれも鹿児島県の許認可に係るため、許可等の要否については県に直接お尋ねください。

県の許認可に係らない場合、霧島市土地利用対策要綱に基づく協議が必要となる場合がございますので、事前に開発の内容等協議させていただきたいと存じますので、都市計画課までお尋ねください。

霧島市土地利用対策要綱の内容につきましては下記にリンクを添付いたしますのでご確認ください。

<http://www.city-kirishima.jp/toshi/machizukuri/toshikekaku/toshikekaku/kyogi.html>

③ 国土利用計画法について

お問い合わせにはございませんでしたが、関連しまして国土利用計画法について申し添えます。

事業にあたり、土地の売買はもとより賃借の場合であっても国土利用計画法に基づく、土地売買等届出書の提出が必要となる場合がございますので、ご計画がありましたら届出の要否について事前に都市計画課までお尋ねください。

九州	鹿児島県	志布志市	462217	市民環境課 環境政策室
----	------	------	--------	-------------

志布志市では独自に条例やガイドラインなどの策定はありませんので、現時点で届出が必要なものはありませんが、土壌汚染や騒音振動、林地開発などの法律に基づく手続きは他市町村同様となります。

なお、現在、水保全など環境保全についての条例等についての策定を検討中であり、今後状況が変わる場合がありますので、志布志市内で設置を予定される場合はその際に再度お問い合わせください。

九州	鹿児島県	さつま町	463922	町民環境課 環境係
----	------	------	--------	-----------

本町では事業用太陽光発電施設に関するガイドラインや条例等は特に設けておりません。

九州	鹿児島県	中種子町	465011	企画課 企画調整係
----	------	------	--------	-----------

条例・規則等については「該当なし」で報告させていただきます。

沖縄県

地域	都道府県	自治体名	コード	回答部署、担当部署／内容
沖縄	沖縄県	沖縄県	470007	環境部 環境再生課 環境対策班

事業用太陽光発電施設の設置に伴うガイドラインや太陽光発電施設設置にのみ特化した条例等は特にございません。

太陽光発電施設設置に伴い、一定規模以上の開発行為等については、以下の条例による手続きが必要な場合があります。

【沖縄県県土保全条例】

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/tochitai/shinsa/kaihatsu.html#kaihatsu2>

【沖縄県景観形成条例】

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/toshimono/keikan/okinawakenkeikankeiseijyourei.html>

沖縄	沖縄県	石垣市	472077	市民保健部 環境課 自然環境係
----	-----	-----	--------	-----------------

本市においては、ガイドライン、条例・規則等は、ありません。

沖縄	沖縄県	糸満市	472107	政策推進課
----	-----	-----	--------	-------

【①糸満市開発行為に関する指導要綱】

■URL / <http://www.city.itoman.lg.jp/docs/2016092400015/>

■概要 / 1,000 m²以上の一団の土地で区画形質の変更を伴う
事業用太陽光発電施設の設置がある場合は、
事前に申請が必要となります。

【②糸満市風景づくり条例に基づく届出】

■URL / <http://www.city.itoman.lg.jp/docs/2014070200039/>

■概要 / パネル面積の合計が 50 m²を超える場合、
届け出が必要となります。

沖縄	沖縄県	北中城村	473278	
----	-----	------	--------	--

現在のところ、太陽光発電施設に関する条例や規則等はありませんが、今後策定予定の景観計画において、太陽光パネルの配置について記述する
予定です（一部地域に限る）。

本計画の内容については、今後本村ホームページにて公開する予定となっておりますので、その際にご確認いただければ幸いです。

沖縄	沖縄県	中城村	473286	企画課 企画調整係
----	-----	-----	--------	-----------

中城村では下記条例により届出を要します。

- ・ 条例名:中城村景観条例 第 14 条（別表第 1～7）
- ・ 太陽光発電に係る内容: パネル面積が 200 m²以上の太陽光発電設備などを設置する場合、届出を要する

参照:中城村景観条例（第 14 条、別表第 1～第 7）

http://www3.e-reikin.net/nakagusuku/d1w_reiki/427901010014000000MH/427901010014000000MH/427901010014000000MH.html

沖縄	沖縄県	西原町	473294	総務部 総務課 広報係
----	-----	-----	--------	-------------

本町におけるガイドライン、条例・規則等としましては、以下のとおりです。

- ・「西原町生活環境保全条例」（生活環境安全課：098-945-5018）
→ 太陽光に関連する規定はございません。
- ・「西原町景観まちづくり条例」（都市整備課：098-945-4496）
→ 届出の対象となる工作物として「太陽光パネル」を規定しております。
- ・「西原町景観まちづくり条例施行規則」（都市整備課：098-945-4496）
→ 届出に係る必要な事項を定めております。

なお、西原町の例規につきましては、下記アドレスよりご確認ください。

【西原町例規集】 http://www1.g-reiki.net/nishihara/reiki_menu.html

独自調査

ガイドライン、条例・規則等（環境影響評価条例、環境保全・緑地保全等に関する条例、景観条例等、土地開発等に関する条例等、自然環境等と再生エネルギー発電設備事業との調和に関する独自の条例等の有無や太陽光に関わる検討状況や各地の動向などについて、各地の自治体に調査依頼を行う前に独自に事前調査、自治体の連絡先確認時にホームページ等で確認できた内容や後日検索等で入手した情報を下記に示す。

政府	重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jyuyouinfura/index.html
	「重要インフラの緊急点検」の実施について	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jyuyouinfura/pdf/jisshi.pdf
	「重要インフラの緊急点検」の点検項目追加について	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jyuyouinfura/pdf/koumokusuika.pdf
国会	第 192 回国会 64 太陽光発電施設の設置の在り方に関する質問主意書	http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/192064.htm
	民進、農地での太陽光発電促進へ法案提出方針	http://www.nikkei.com/article/DGXLASFS29H1U_Z20C17A3PP8000/
経済産業省	平成 26 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項	http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/teianbukai24shiryou03-2.pdf
	事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）	http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf
	平成 28 年度新エネルギー等導入促進基礎調査（太陽光発電事業者のための事業計画策定ガイドライン）	http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H28FY/000124.pdf
	再エネの長期安定電源化に欠かせないのは「地域との共生」	http://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyotiikikyousei.html
	再生可能エネルギーの主力電源化に向けた今後の論点～第 5 次エネルギー基本計画の策定を受けて～	http://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/007_01_00.pdf
	再エネ事業の長期安定化に向けた事業規律の強化と地域共生の促進	http://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/009_03_00.pdf
	小規模太陽光の規制強化 安全確認へ立ち入り、「固定価格」取り消しも視野	https://www.nikkei.com/article/DGKKZO3648276015102018MM0000/
	入札（太陽光第 3 回・バイオマス第 1 回）の上限価格設定に当たっての参考資料	http://www.meti.go.jp/shingikai/santei/pdf/041_01_00.pdf
	太陽光発電所への「標識」設置を喚起、未改善には認定取消も	https://tech.nikkeibp.co.jp/dm/atcl/news/16/111311683/
環境省	太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取組事例集(平成 28 年 4 月)	http://www.env.go.jp/press/files/jp/102583.pdf
	「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」について	http://www.env.go.jp/press/100408.html
	国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準等の一部改正について	http://www.env.go.jp/press/103891.html
	再生可能エネルギーに関する条例・特区制度	http://www.env.go.jp/earth/report/h29-02/h27_ref03.pdf
	太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取組事例集(平成 30 年 6 月)	http://www.env.go.jp/policy/assess/2system/pdf/jirei.pdf
	メガソーラーへの環境アセス適用も視野、今夏にも検討会	https://tech.nikkeibp.co.jp/dm/atcl/news/16/070511271/?ST=msb
	平成 30 年 8 月 30 日 第 1 回 太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会開催	http://www.env.go.jp/policy/assess/5-14solarpower/solar_h30_1.html#shidai
	平成 30 年 10 月 11 日 第 2 回 太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会	http://www.env.go.jp/policy/assess/5-14solarpower/solar_h30_2.html
	平成 30 年 10 月 12 日 第 3 回 太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会	http://www.env.go.jp/policy/assess/5-14solarpower/solar_h30_3.html https://www.denkishimbun.com/archives/33510
平成 30 年 10 月 30 日 太陽光発電の環境影響評価に係る検討状況について	http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/renewable/community/dl/01_04.pdf	

			平成 30 年 11 月 1 日 第 4 回 太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会	http://www.env.go.jp/policy/assess/5-14solarpower/solar_h30_4.html https://www.kentsu.co.jp/webnews/html_top/181102590009.html http://news.livedoor.com/article/detail/15535838/
			平成 30 年 12 月 6 日 第 5 回 太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会	http://www.env.go.jp/policy/assess/5-14solarpower/solar_h30_5.html http://www.env.go.jp/policy/assess/5-14solarpower/solar_h30_5/gijiroku_5.pdf
			平成 30 年 12 月 27 日 第 6 回 太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会	http://www.env.go.jp/policy/assess/5-14solarpower/solar_h30_6.html
	農林水産省		営農型発電設備の実務用 Q&A	http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/attachHPdf/einogata-4.pdf
			再生可能エネルギー発電設備を設置するための農地転用許可	http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/einogata.html
その他	龍谷大学大学院		固定価格買取制度導入後の地域における再生可能エネルギー事業に関する研究 ー再生可能エネルギー施設の所有性を軸にー	http://opac.ryukoku.ac.jp/webopac/dk_203_001_?key=OCMRTN
	野鳥の会		太陽光発電もアセス対象にと環境省へ要望	http://www.chunichi.co.jp/s/article/2018060501002286.html
	全国メガソーラー問題シンポジウム実行委員会		全国メガソーラー問題シンポジウム	https://megasolarsympo.wixsite.com/-solar-sympo
	エコリンクス		2017 京都府 再生可能エネルギー設備（太陽光発電）の設置・運用・メンテ・廃棄に係るガイドライン ー設置から廃棄までー 2018 年 11 月改訂版	http://www.eco-linx.com/wp-content/uploads/012524be4fec67ccca4544fb7542d8b5.pdf
都道府県名	市区町村名	団体コード		
北海道		010006	北海道の環境影響評価情報	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assessindex.htm
			北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン（素案）	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/grp/02/guideline/pubcome.honpen.pdf
			景観法に基づく届出制度 建設部まちづくり局都市計画課	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikan/todokede.htm
北海道	札幌市	011002	環境アセスメント（環境影響評価）	http://www.city.sapporo.jp/kankyo/assessment/seido/index.html
			景観計画区域における景観形成基準	http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/panfu/documents/panfu3.pdf
北海道	函館市	012025	函館市景観計画	https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031300013/files/keikaku.pdf
北海道	帯広市	012076	太陽光発電システムの設置を検討されている皆様へ	http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/shiminkankyoubu/kankyouka/h25subsidy02.data/taiyoukou_besshi.pdf
			太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて	http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/toshikensetsubu/kenchikushidouka/taiyoukou_kenntikukizyunnhou.html
北海道	登別市	012301	平成 24 年 4 月 26 日策定 メガソーラー施設の立地にかかる基本方針について	http://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/201303010235/file_contents/megakihonhousin.pdf
北海道	中標津町	016926	景観形成基準	https://www.nakashibetsu.jp/chousei/tosikeikaku/keikan/
青森県		020001	青森県環境影響評価条例のあらまし	http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/assess_summary.html
			青森県環境影響評価条例の対象事業の規模要件（概要）	http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/files/assess_kibo2011.pdf
青森県	平内町	023019	再生可能エネルギー発電設備の設置に関する手引き	http://www.town.hiranai.aomori.jp/index.cfm/10_12102_c_html/12102/20170411-171518.pdf

岩手県		030007	岩手県・環境影響評価	http://www.pref.iwate.jp/kankyou/hozen/hyoka/index.html
			太陽光発電事業を検討中の皆さまへ	http://www.pref.iwate.jp/dbps_data/material/files/000/000/032/521/ryuuijikou.pdf
岩手県	盛岡市	032018	盛岡市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指針の制定について	http://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/kankyo/chikyukankyo/1022270.html
			盛岡市景観計画の変更案及び景観条例の改正案に関する意見募集	http://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/public_comment/public_comment/1023734.html
			盛岡市景観計画の変更案及び景観条例の改正案に関する意見募集終了	http://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/public_comment/public_comment/1023734.html
			盛岡市景観条例の改正	http://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/toshiseibi/toshikeikan/1025312.html
岩手県	陸前高田市	032107	陸前高田市景観条例及び施行規則 制定 景観計画 策定	http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/kategorie/fukkou/toshikei/machinami/machinami.html
岩手県	奥州市	032158	景観法および奥州市景観条例に基づく届出制度と景観形成基準	https://www.city.oshu.iwate.jp/download.rbz?cmd=50&cd=4495&tg=17&inline=1
岩手県	雫石町	033014	「雫石町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例（案）」に係るパブリックコメントの募集について	http://www.town.shizukuishi.iwate.jp/docs/2017101000028/
			雫石町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例（案）に対するパブリックコメントの結果について	http://www.town.shizukuishi.iwate.jp/docs/2017121100067/files/pabukome.pdf
			「雫石町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例」を制定	http://www.town.shizukuishi.iwate.jp/docs/2018021400011/
			雫石町太陽光発電設備設置に関するガイドライン	http://www.town.shizukuishi.iwate.jp/docs/2018021400011/files/taiyoukou.pdf
宮城県		040002	宮城県の環境影響評価制度の概要	https://www.pref.miyagi.jp/site/assesu/assesu-ken.html
			メガソーラー事業に係る主な土地利用上の関係法令等相談窓口について	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/saisei/megasoudan.html
			規制改革等の要請への対応関係	https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/45876.pdf
宮城県	仙台市	041009	環境影響評価（環境アセスメント）	http://www.city.sendai.jp/kankyochose/kurashi/machi/kankyohozen/kurashi/kankyo/index.html
			土地利用調整条例	http://www.city.sendai.jp/kaihatsuchose-chose/jigyosha/taisaku/kaihatsu/chose/jore.html
			環境影響評価制度の対象事業に太陽光、火力、地熱、水力発電所を追加	https://www.city.sendai.jp/kankyochose/kurashi/machi/kankyohozen/kurashi/kankyo/tsuika.html
宮城県	亘理町	043613	太陽光発電設備の農地転用に伴うガイドライン	http://www.town.watari.miyagi.jp/index.cfm/9.4708.c.html/4708/20181029-163750.pdf
宮城県	松島町	044016	松島町景観条例施行規則	http://www.town.miyagi-matsushima.lg.jp/index.cfm/7_14800_c.html/14800/20140602-163401.pdf
宮城県	大郷町	044229	大郷町開発指導要綱（平成28年10月5日改正）	https://www.town.miyagi-osato.lg.jp/uploaded/attachment/1159.pdf
秋田県		050008	環境影響評価（環境アセスメント）について	http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/1075
			対象事業規模（条例の対象となる事業規模の一覧）	http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1138672953051/files/kiboyouken.pdf
秋田県	仙北市	052159	仙北市景観計画と景観条例	http://www.city.semboku.akita.jp/government/kouhou/2015/0801/documents/koho150801_0809.pdf
山形県		060003	山形県の環境影響評価	https://www.pref.yamagata.jp/kurashi/shizen/eikyohyoka/7050011pubdoc060302assess.html
			やまかたの景観	http://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180032/keikan/leaflet/leaflet_omote_ver6.pdf
			山形県立自然公園条例施行規則の一部改正（案）の概要について	https://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/050011/sizenkouen/joureishikoukisei/kisokukaiseigaiyo.pdf

			平成 30 年 4 月、山形県環境影響評価条例の一部を改正する条例が施行	https://www.pref.yamagata.jp/kurashi/shizen/eikyohyoka/7050011pubdoc060302assess.html
山形県	山形市	062014	山形市景観計画（案）	https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kakuka/machizukuri/toshiseisaku/sogo/keikan-keikaku_gaiyouban.pdf
			「山形市景観計画（案）」に対するパブリック・コメントの実施	https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shiseijoho/sub15/machidukuri/69ab7kekka_keikan_public.html
			「山形市景観計画（案）」に対するパブリック・コメントの実施結果について	
山形県	鶴岡市	062031	鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドライン	http://www.city.tsuruoka.lg.jp/seibi/kankyo/recycleenergy/saieneguid.files/saienehonbun.pdf
山形県	飯豊町	064033	飯豊町自然環境と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例	http://www.town.iide.yamagata.jp/001/env.html
福島県		070009	環境影響評価（環境アセスメント）の概要	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035a/eia-gaiyou.html
			福島県特定環境影響評価実施要綱	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035a/eia-shinsai-taiyou.html
			環境影響評価対象事業一覧	https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/116071.pdf
			福島県景観条例	https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/133067.pdf
福島県	福島市	072010	都市景観への取り組み 届出を要する行為・規模	http://www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/43/1607.html
			景観法に基づく届出について	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/toshikei-machi/machizukuri/documents/sum.pdf
福島県	会津若松市	072028	会津若松市景観条例（風力発電設備、太陽光発電設備その他これらに類するもの）	http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/j/reiki_int/reiki_honbun/c503RG00000960.html
福島県	いわき市	072044	太陽光発電事業者の皆様へ（重要） 太陽光発電施設導入にあたっての留意事項について	http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1528936137529/index.html
			小規模な林地開発(1ha 以下)は、事前に計画書の提出が必要です。(周知徹底)	http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/100100000982/index.html
			9 月 13 日、いわき市議会 9 月定例会一般質問にて「条例制定で太陽光発電事業の規制を」	https://blog.goo.ne.jp/hiroyuki19601121/e/f00ba4b2aa4e569af7a0bdd131b6408f
福島県	白河市	072052	景観まちづくり	http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page000665.html
			白河市太陽光発電施設の設置等に関する指導要綱	http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page003851.html
福島県	喜多方市	072087	景観法および喜多方市景観条例に基づく届出の手引き	https://www.city.kitakata.fukushima.jp/uploaded/attachment/4748.pdf
福島県	矢吹町	074667	太陽光発電設備の設置をご検討されている皆様へ	http://www.town.yabuki.fukushima.jp/page/page01054.html
茨城県		080004	環境アセスメント	http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/kankyo/05kankyo-assessment.html
			太陽光発電施設を適正に設置・管理するためのガイドラインの策定について	https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansai/chikyutaiyoukou-guidelines.html
			太陽光発電設備の立地について	http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/takuchi/takuchi/megasolar.html
茨城県	水戸市	082015	太陽光発電施設設置に係る関係法令 関係部局一覧	http://www.city.mito.lg.jp/000271/000273/00290/000336/002600/p016915_d/fil/syokannka.pdf
茨城県	日立市	082023	日立市太陽光発電施設の適正導入ガイドライン	http://www.city.hitachi.lg.jp/shimin/007/011/p038053_d/fil/2.pdf
茨城県	土浦市	082031	土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（案）のパブリック	http://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page009043.html
茨城県	古河市	082040	太陽光発電施設の適正導入ガイドラインの制定について	http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/0000006824.html

			古河市内における太陽光発電設備設置に関する条例の制定について	http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/0000006858.html
茨城県	石岡市	082058	石岡市太陽光発電設備設置事業の手続きに関する条例および施行規則	http://www.city.ishioka.lg.jp/page/page004135.html
			石岡市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	https://www.city.ishioka.lg.jp/data/doc/1473294281_doc_103_3.pdf
			太陽光パネルと景観について	http://www.city.ishioka.lg.jp/jgcms/admin68311/data/doc_dummy/1428458134_doc_103_2.pdf
茨城県	結城市	082074	結城市生活環境等と太陽光発電設備設置事業との調和および運営事業の適正管理に関する条例施行規則	http://www.city.yuki.lg.jp/data/doc/1490337076_doc_26_1.pdf
			太陽光発電設備（設置・造成・所有者等変更・維持管理）に関する条例の施行および手続きについて（平成29年4月1日～）	http://www.city.yuki.lg.jp/page/page004100.html
			太陽光発電設備に関する条例の施行規則の一部改正について（平成30年1月4日～）	http://www.city.yuki.lg.jp/page/page004716.html
茨城県	龍ヶ崎市	082082	龍ヶ崎市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	http://www.city.rvugasaki.ibaraki.jp/procedure/2016100300139/file_contents/H280933.pdf
茨城県	常総市	082112	「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」（常総市ガイドライン）	http://www.city.joso.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/57/gaidolain.pdf
茨城県	常陸太田市	082121	常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例及び施行規則	http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page005115.html
茨城県	高萩市	082147	土砂等による土地の埋め立て等の規制について	http://www.city.takahagi.ibaraki.jp/page/page002184.html
茨城県	北茨城市	082155	北茨城市太陽光発電施設の適正管理による地域環境の保全に関する条例及び施行規則の制定	http://www.city.kitaibaraki.lg.jp/docs/2017121900025/
茨城県	笠間市	082163	『笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例』について	http://www.city.kasama.lg.jp/page/page007232.html
茨城県	牛久市	082198	大規模盛土造成地マップについて	http://www.city.ushiku.lg.jp/page/page006284.html
茨城県	つくば市	082201	筑波山および宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例	http://www.city.tsukuba.ibaraki.jp/14215/14287/19843/019844.html
			つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置ガイドライン	http://www.city.tsukuba.lg.jp/jigyosha/machinami/machinami/saisei/1002093.html
			つくば市再生可能エネルギー発電設備の設置手続きに関する要綱	
			支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等の設置に関するガイドライン	http://www.city.tsukuba.lg.jp/jigyosha/shigoto/nouringyo/1004442.html
茨城県	ひたちなか市	082210	太陽光発電施設の事業者、工事業者の皆さま	http://www.city.hitachinaka.lg.jp/soshiki/5/2/9/5954.html
茨城県	守谷市	082244	守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（案）等に関する意見募集	https://www.city.moriya.ibaraki.jp/communication/publiccomment/H30_taiyoukou.html
			守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（案）等に関する意見募集の終了	https://www.city.moriya.ibaraki.jp/communication/publiccomment/H30_taiyoukou.html
			守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定	http://www.city.moriya.ibaraki.jp/section/0210/kankyou/taiyoukouhatudenn.html
茨城県	筑西市	082279	太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインの策定について	http://www.city.chikusei.lg.jp/index.pHP?code=2815
茨城県	坂東市	082287	菅生沼開発規制へ坂東市が茨城県内初の区域特定型条例	http://sankei.jp.msn.com/region/news/140927/ibr14092707010001-n1.htm
茨城県	東海村	083411	茨城県が定める「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に基づく手続等に関する東海村における留意事項	https://www.vill.tokai.ibaraki.jp/manage/contents/upload/58086ed389e28.pdf
栃木県		090000	栃木県の環境影響評価制度	http://www.pref.tochigi.lg.jp/d01/eco/kankyohoz/en/ea.html
			太陽光発電事業に係る主な土地利用関係法令等窓	http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/saiseikanoueneg

			口一覧	y/documents/tochiriyomadoguchiitchiran280330.pdf
			県景観条例に基づく大規模行為の届出	http://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/town/machidukuri/keikan/daikibo.html
			栃木県における再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組について	http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/saiseikanouenegy/documents/saienotorikumi.pdf
			太陽光発電設備設置のための農地転用の取扱いについて	http://www.pref.tochigi.lg.jp/g01/nouchityousei/taiyoukouhatuden.html
			「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」の策定について	http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/houdou/h29taiyoukouhatuden_sidousisin.html
			「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」運用開始	http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/saiseikanouenegy/shidoushishin.html
栃木県	足利市	092029	太陽光設備の設置規制 2017年2月、許可制条例化 足利市	http://www.shimotsuke.co.jp/category/life/welfare/environment/news/20161220/2545042
			「足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」が施行されました！	http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/saiseikanouenegry.html
栃木県	栃木市	092037	栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	http://www.city.tochigi.lg.jp/HP/page000016000/HPg000015375.htm
			栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則	http://www.city.tochigi.lg.jp/ct/other000043000/saiseikanousekoukisoku.pdf
			太陽光発電所設置を検討されている皆様へ	http://www.city.tochigi.lg.jp/hp/page000015000/hpg000014248.htm
栃木県	佐野市	092045	佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例(案)に関するパブリックコメントの実施について	http://www.city.sano.lg.jp/contact/pabucomme/180412/recruit.html
			佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例の施行について	http://www.city.sano.lg.jp/komoku/kankyoku/02/38.html
栃木県	鹿沼市	092053	平成28年度第2回鹿沼市環境審議会(県内では太陽パネルが山間に押し詰めるように設置されて)	https://www.city.kanuma.tochigi.jp/manage/contents/upload/58465fedd7624.pdf
			再生可能エネルギー発電設備設置事業の許可制度(2017.8)	https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0471/info-000004037-0.html
			「(仮称)鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電施設設置事業の調和に関する条例」(案)に係るパブリック・コメントの募集結果	https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0098/info-000004109-0.html
			鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の設置事業との調和に関する条例の制定	https://www.city.kanuma.tochigi.jp/viewer/print.html?id=4145&g=98
栃木県	日光市	092061	【日光市議会一般質問】太陽光パネル設置規制、条例化を検討	http://www.shimotsuke.co.jp/news/tochigi/region/news/20170309/2624163
			日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例(原案)に対する意見募集	http://www.city.nikko.lg.jp/seisaku/gyousei/shisei/pub-comment/2017kankyo.html
			産業観光常任委員会 日光市太陽光発電設備設置事業と周辺環境との調和に関する条例について議会と協議	http://www.city.nikko.lg.jp/giji/gyousei/gikai/gikai-kaigyotei.html
			日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例(原案)に対するパブリックコメント結果公開	http://www.city.nikko.lg.jp/seisaku/gyousei/shisei/pub-comment/2017kankyo.html
			栃木県内初、発電出力で太陽光設備規制 日光市議会が条例可決	http://www.shimotsuke.co.jp/news/tochigi/top/news/20171219/2908056
			「日光市太陽光発電設備設置事業と地域環境との調和に関する条例」の施行	https://www.city.nikko.lg.jp/kankyoku/kankyoku/taiyoukouhatuden.html
栃木県	大田原市	092100	「大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」(案)に対する意見募集(パブリックコメント)について	http://www.city.ohawara.tochigi.jp/docs/2018102400015/
栃木県	那須塩原市	092134	那須塩原市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインについて	http://www.city.nasushiobara.lg.jp/10/4760.html

栃木県	さくら市	092142	パブリックコメントの結果（さくら市景観計画）	http://www.city.tochigi-sakura.lg.jp/soshiki/19/toshiseibi-public-comment.html
栃木県	市貝町	093441	市貝町太陽光発電設備の設置事業に関する指導要綱の施行	https://www.town.ichikai.tochigi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=43866
栃木県	高根沢町	093866	太陽光発電設備の設置を検討される方へのご案内	http://www.town.takanezawa.tochigi.jp/life/zei/ko-teishisan/documents/taiyoukou.pdf
栃木県	那須町	094072	大規模太陽光発電施設に関する那須町景観計画および那須町景観条例等の改正について	http://www.town.nasu.lg.jp/HP/page000003100/HPg000003076.htm
			大規模太陽光 パネル規制の対策は。	http://www.town.nasu.lg.jp/ct/other000010800/gikai138-15.pdf
群馬県		100005	群馬県における環境アセスメント	http://www.pref.gunma.jp/04/e0110005.html
			太陽光発電所（メガソーラー）建設関連法規と担当部署一覧	https://www.pref.gunma.jp/contents/000376200.pdf
			太陽光発電設備の設置にあたっての配慮事項	http://www.pref.gunma.jp/04/bl01_00014.html
群馬県	前橋市	102016	前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について（議案第120号）	http://www.city.maebashi.gunma.jp/sisei/499/510/p016935_d/fil/1202.pdf
			再生可能エネルギー発電設備の設置が許可制になります<太陽光・風力・水力・バイオマス・地熱など>	http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/353/354/361/p017307.html
			前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則	http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/353/354/361/p017307_d/fil/kisoku.pdf
			前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例 《事前協議および許可申請等の手引き》	http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/353/354/361/p017307_d/fil/tebiki.pdf
			平成30年4月1日から『広瀬川河畔景観形成重点地区』が施行	http://www.city.maebashi.gunma.jp/jigyousya/353/354/361/p018699.html
群馬県	高崎市	102024	太陽光発電設備の設置を許可制にします	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2015033000079/
			高崎市内で太陽光発電施設の設置をお考えの方へ	https://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014011800175/files/takasaki-t.pdf
群馬県	桐生市	102032	桐生市景観条例に基づく届出の手引	http://www.city.kiryu.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/001/007/036/keikann_todokede.pdf
群馬県	太田市	102059	太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	http://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0100-002tosi-kenchiku/01news/files/taiyoukou-jyourei.pdf
			農地法第4・5条届出（市街化区域の農地転用）に関する必要書類 「6 誓約書（太陽光発電施設）」 太陽光発電施設設置の場合のみとなります。	http://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0200-001nougyou-iinkai/files/4.5tenpu.pdf
群馬県	沼田市	102067	沼田市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導要綱（案）」	http://www.city.numata.gunma.jp/_res/projects/default_project/_page/001/006/758/saisei_youkou.docx
			沼田市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導要綱	http://www.city.numata.gunma.jp/shisei/keikaku/toshikeikaku/1007270.html
群馬県	富岡市	102105	富岡市土地開発事業指導要綱の工事設計基準を改正します（太陽光発電施設）	http://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1494231282760/index.html
			自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(案)に関するパブリックコメントの実施	http://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1506672256436/index.html
			「富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(案)」に関するパブリックコメントの実施結果について	http://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1511506001415/index.html
			太陽光発電設備設置の開発協議に係る手続フロー	http://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1424343603868/files/taiyoukou_kaihatukyougifuro.pdf

			「富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例および施行規則」制定	http://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1524804269677/index.html
群馬県	安中市	102113	安中市地域開発事業指導要綱に基づく事前協議について	http://www.city.annaka.lg.jp/sangyo/shidouyoukou.html
			民間メガソーラー施設における有害鉄鋼スラグ関連について	http://www.city.annaka.lg.jp/seikatsu_kankyou/tekkou-slag-oshirase.html
			農用区域に含まれる農地の除外手続き（農振除外）について	http://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/sangyo/01_02.html
			（仮）安中市再生可能エネルギー発電事業に関する条例策定のための意見を募集します。	http://www.city.annaka.lg.jp/public_comment/29-1.html
			安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例について	http://www.city.annaka.lg.jp/sangyo/toshi-new.html
群馬県	草津町	104264	草津町景観まちづくり条例	http://www.town.kusatsu.gunma.jp/www/reiki/reiki_honbun/e247RG00000454.html
			草津町景観まちづくり大規模行為指導基準	http://www.town.kusatsu.gunma.jp/www/reiki/reiki_honbun/e247RG00000483.html
群馬県	高山村	104281	高山村における土地の開発事業（土地の造成・建築物等の建築・太陽光発電設備の設置）	https://www.vill.takayama.gunma.jp/02chiiki/toc-hi-taisaku/kaihatsu-todokede.html
群馬県	片品村	104434	片品村景観計画・片品村の美しい景観を守り育てる条例に関する意見の募集について	https://www.vill.katashina.gunma.jp/gaiyou/kaku-ka/kanko/2018-0410-1901-38.html
群馬県	東吾妻町	104299	東吾妻町「太陽光発電設備の設置」に関する配慮事項 公開	http://www1.town.higashiagatsuma.gunma.jp/www/contents/1498548359882/files/higashiagatsuma_taiyoukouhairyo.pdf
群馬県	川場村	104442	川場村太陽光発電施設の適正導入指針について	http://www.vill.kawaba.gunma.jp/gyosei/d_kurashi/taiyoukou_shishin.pdf
群馬県	みなかみ町	104493	みなかみ町景観計画 第2回景観審議会 説明資料 <景観調査／景観特性と課題の整理／景観計画の作成>	http://www.town.minakami.gunma.jp/politics/04_machikeikaku/toshikeikaku/2017-0904-1503-58.html
			みなかみ町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	http://www.town.minakami.gunma.jp/politics/04_machikeikaku/toshikeikaku/2018-0201-1123-58.html
			開発事業の事前協議制度(適用範囲の変更)	http://www.town.minakami.gunma.jp/politics/04_machikeikaku/toshikeikaku/2016-1014-1607-12.html
埼玉県		110001	環境影響評価（環境アセスメント）	http://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/asesu/
			埼玉県環境影響評価技術指針を一部改正	http://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/asesu/h30gijutushishinkaisei.html
			太陽光発電設備の設置ガイドライン	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0503/pv-all/documents/524103.pdf
			大規模太陽光発電施設（メガソーラー等）に関する情報について	http://www.pref.saitama.lg.jp/a0503/energy/reene/reene-megasolar.html
			市町村向けのガイドライン（作成例）	http://www.pref.saitama.lg.jp/a0503/energy/reene/documents/gl-sakuseirei.pdf
埼玉県	さいたま市	111007	さいたま市／環境影響評価（環境アセスメント）	http://www.city.saitama.jp/001/009/007/index.html
			さいたま市環境影響評価条例施行規則 別表第1（PDF形式:111KB）（対象事業の規模要件）	http://www.city.saitama.jp/001/009/007/p005974_d/fil/assesskisokubeppyou1.pdf
埼玉県	秩父市	112071	太陽光発電事業の適正実施に関するガイドライン・要綱	http://www.city.chichibu.lg.jp/6713.html
埼玉県	飯能市	112097	自然公園条例について	https://www.city.hanno.lg.jp/article/detail/1134
埼玉県	東松山市	112127	東松山市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/kurashi/kankyo/1536563447462.html
埼玉県	羽生市	112160	羽生市太陽光発電施設の適切な設置に関するガイドライン	http://www.city.hanyu.lg.jp/docs/2017041700019/
埼玉県	蓮田市	112381	蓮田市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	https://www.city.hasuda.saitama.jp/kankyo/machi/kankyou/taiyoukouhatudenshishetu.html

埼玉県	坂戸市	112399	坂戸市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	http://www.city.sakado.lg.jp/23,55913,205,753.html
埼玉県	日高市	112429	日高市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	http://www.city.hidaka.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/kankyo/seikatsukankyo/kankyohozen/8785.html
埼玉県	滑川町	113417	滑川町太陽光発電事業の適正実施に関するガイドライン・要綱の策定	http://www.town.namegawa.saitama.jp/townsmann/seikatsu/291227_taiyokou_guidoline.htm
埼玉県	嵐山町	113425	嵐山町太陽光発電施設の設置に関するガイドラインについて	http://www.town.ranzan.saitama.jp/0000003829.html
埼玉県	小川町	113433	「小川町太陽光発電事業の適正実施に関するガイドライン」「小川町太陽光発電事業実施の手続等に関する要綱」の策定について	http://www.town.ogawa.saitama.jp/0000002279.html
埼玉県	鳩山町	113484	平成 30 年 4 月 1 日に「鳩山町太陽光発電施設の設置に関する要綱」を施行	http://www.town.hatoyama.saitama.jp/soshiki/sangyosinko/kankyohozen/kankyohozen/1522815069398.html
埼玉県	横瀬町	113611	横瀬町太陽光発電施設の設置に関する要綱	http://www.town.yokoze.saitama.jp/soshiki/shinkou/sangyou_kankyou/documents/taiyoukou.html
埼玉県	皆野町	113620	皆野町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	http://www.town.minano.saitama.jp/wp-content/uploads/2017/04/a5b4103f3a5ed15c31a0b915354706c7.pdf
埼玉県	長瀬町	113638	自立型太陽光設置に伴うガイドラインを制定	http://www.town.nagatoro.saitama.jp/kankyo/taiyoukou/
埼玉県	小鹿野町	113654	「太陽光発電施設の適正な設置に関するガイドライン」を制定	http://www.town.ogano.lg.jp/menju/seikatu/kankyo/taiyoukougaido.pdf
埼玉県	東秩父村	113697	東秩父村内において実施される太陽光事業に対応する為、ガイドライン及び要綱を策定	https://www.vill.higashichichibu.saitama.jp/soshiki/06/taiyoukouhatuden-youkou.html
埼玉県	美里町	113816	太陽光発電施設設置に関する要綱を制定	http://www.town.saitama-misato.lg.jp/life/develop/taiyoukou.html
埼玉県	寄居町	114081	「寄居町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」及び「寄居町太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの事務取扱に関する規準」制定・公布	http://www.town.yorii.saitama.jp/soshiki/11/taiyoukou.html
千葉県		120006	千葉県環境影響評価条例関係	https://www.pref.chiba.lg.jp/kansei/eikyohyouka/jourei/
			メガソーラー施設に係る主な土地利用上の許認可等手続について	http://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/new-enrgy/tetzuzuki/documents/leaflet1405.pdf
			新エネルギー等施設の設置に関する手続情報〔許認可等手続情報〕	https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/new-enrgy/tetzuzuki/index.html
			農地転用関係事務指針の一部改正（案）に関する意見募集について	https://www.pref.chiba.lg.jp/noushin/iken/h29/zimushishin.html
千葉県	千葉市	121002	千葉市環境影響評価条例のあらまし	https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/assess_index.html
			市内で太陽光発電設備を用いた発電事業を計画されている方へ	https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/ondanka/kankeihourei.html
			太陽光発電設備における事業者の方へのお願い	https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/ondanka/taiyoukousecchi_info.html
千葉県	館山市	122050	太陽光・風力発電設備等の設置について	http://www.city.tateyama.chiba.jp/kankyou/page100101.html
千葉県	野田市	122084	野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(案)及び野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則（案）に関する意見募集	http://www.city.noda.chiba.jp/shisei/sanka/public/yotei/1018306.html
			野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例(案)及び野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則（案）に関する意見募集終了	http://www.city.noda.chiba.jp/shisei/sanka/public/kekka/1016988/1018324.html
千葉県	成田市	122114	成田市景観計画（変更素案）についてパブリックコメントを実施	https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/pubcomme_2908.html

千葉県	佐倉市	122122	佐倉市景観計画	http://www.city.sakura.lg.jp/0000018088.html
			景観法に基づく届出について	http://www.city.sakura.lg.jp/0000019144.html
			佐倉市景観計画ガイドライン	http://www.city.sakura.lg.jp/cmsfiles/contents/0000019/19144/keikankeikakugaido.pdf
千葉県	旭市	122157	旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染および災害の発生の防止に関する条例・規則が改正	https://www.city.asahi.lg.jp/section/kankyo/news/2016-0602-1323-7.html
千葉県	我孫子市	122220	「我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）結果の公表	https://www.city.abiko.chiba.jp/shisei/shisei_sanka/publiccomment/iken/heisei28iken/taiyoukoupublic.html
			我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例	http://www.city.abiko.chiba.jp/shisei/toshiseibi/keikan/taiyoukou.html
千葉県	印西市	122319	補足資料 2（印西市景観まちづくり市民懇談会会議録）	http://www.city.inzai.lg.jp/cmsfiles/contents/0000005/5551/hosoku2.pdf
千葉県	白井市	122327	第 2 回白井市環境審議会 「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」の策定について	http://www.city.shiroi.chiba.jp/shisei/shingikai/s08/1512111688830.html
			白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン(案)に対する意見の募集について	http://www.city.shiroi.chiba.jp/shisei/kocho/k04/1517371891258.html
			第 3 回白井市環境審議会 報告「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」について	http://www.city.shiroi.chiba.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/21/H29-3machishin.pdf
			白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン	http://www.city.shiroi.chiba.jp/shisei/shisaku/s02/1525244890527.html
千葉県	香取市	122360	香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について(意見募集)	https://www.city.katori.lg.jp/smph/government/kocho/public-comment/p041-050/p044.html
千葉県	山武市	122378	景観法および山武市景観条例に関する届出	http://www.city.sammu.lg.jp/soshiki/17/keikantodokede.html
千葉県	大網白里市	122394	大網白里市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン	http://www.city.oamishirasato.lg.jp/0000008712.html
千葉県	酒々井町	123226	酒々井町太陽光発電施設の設置及び管理に関するガイドライン制定	https://www.town.shisui.chiba.jp/docs/2018101500037/
千葉県	長柄町	124265	長柄町太陽光発電設備の適切な設置を図るための手続に関する条例が制定	http://www.town.nagara.chiba.jp/soshiki/5/1981.html
千葉県	長南町	124273	太陽光発電設備(区域面積 1,000 m ² 以上)の設置届について(長南町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱)	http://www.town.chonan.chiba.jp/osirase/16625/
東京都		130001	環境アセスメント	http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/assessment/index.html
東京都	世田谷区	131121	開発事業等に係る環境配慮制度における環境配慮内容を評価する仕組みの導入（試行）について	http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/157/802/d00141560_d/fil/7.pdf
			環境配慮制度のあらまし	http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/126/436/d00123595.html
東京都	武蔵野市	132039	武蔵野市まちづくり条例施行規則改正新旧対照表	http://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/547/urbanplanning-kisoku_comparative170331.pdf
神奈川県		140007	かながわの環境アセスメント	http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f247/
			神奈川県内の太陽光発電保守点検事業者データベースの作成	http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f300183/p1146586.html
神奈川県	横浜市	141003	環境アセスメント 環境影響評価課	http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/asesu/
神奈川県	川崎市	141305	環境影響評価（環境アセスメント）	http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html
			川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）対象事業一覧	http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-2-3-0-0-0-0-0-0.html
神奈川県	相模原市	141500	環境影響評価 相模原市	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi

				/kankyo/1008247/index.html
			相模原市の環境影響評価制度パンフレット	http://www3.e-reikinet.jp/sagamihara/d1w_reiki/426902100076000000MH/426902100076000000MH/426902100076000000MH.html
神奈川県	鎌倉市	142042	次の場合は手続が必要になる場合があります	https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankyo/documents/keikanhairyo.pdf
神奈川県	小田原市	142069	太陽電池発電設備（太陽光パネル）等を設置する場合の注意事項	http://www.city.odawara.kanagawa.jp/global-image/units/222024/1-20150623110903.pdf
新潟県		150002	新潟県：環境影響評価について	http://www.pref.niigata.lg.jp/kankyokikaku/1188946205814.html
新潟県	新潟市	151009	環境影響評価制度 新潟市	https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/jorei/jyorei/kankyo/kankyoseido.html
			新潟市景観計画の変更および新潟市景観条例の改正並びに新潟市屋外広告物条例施行規則の改正について	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/shimin/public/publiccomment/toshiseisaku/machisui/keikankaikakuhenko.files/keikan-keikaku-henko.pdf
新潟県	柏崎市	152056	第4章 景観計画区域と良好な景観の形成に関する方針	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/toshikekaku/machi/toshikekaku/kekan/documents/keikankeikakusoangaiyouban.pdf
			柏崎市景観計画 行為届出の手引き（届出の対象となる工作物：太陽光発電設備）	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/toshikekaku/machi/toshikekaku/kekan/documents/tebiki-todokede.pdf
富山県		160008	環境影響評価(環境アセスメント)制度について	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00001386.html
			富山県環境影響評価条例施行規則	http://www.pref.toyama.jp/sections/1103/reiki_int/reiki_honbun/i001RG00000409.html
			景観づくり施策	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1507/kj00001771-004-01.html
石川県		170003	環境アセスメント（環境影響評価制度）について	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/assess/assess.html
			環境アセスメント（環境影響評価制度）	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/assess/documents/kankyoaccess.pdf
			ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則（工作物の一つに太陽光発電施設を追加）	http://www1.g-reiki.net/ishikawa/reiki_honbun/i01RG00001075.html#e000005294
			いしかわ景観総合条例施行規則	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/toshi/keikan/documents/1403keikanjyoreikisoku.pdf
			石川県景観計画変更案（概要）	http://www.pref.ishikawa.lg.jp/toshi/keikan/documents/gaiyou.pdf
石川県	金沢市	172014	太陽光発電設備等の設置に係る景観形成基準の改正について	http://www4.city.kanazawa.lg.jp/data/open/cnt/3/17529/1/gaiyou.pdf
			川筋景観保全条例（仮称）の概要（案）（太陽光パネルの設置に対する景観上の配慮）	http://www4.city.kanazawa.lg.jp/data/open/cnt/3/23878/1/gaiyou.pdf
石川県	加賀市	172065	景観の届出が必要な行為、届出の流れ	https://www.city.kaga.ishikawa.jp/kensetu/juutaku/keikannotodokedegahituyounakoui_2.html
石川県	宝達志水町	173860	大規模な土地取引には届出が必要です 1 届出が必要となる土地取引の規模 (1) 市街化区域：2,000㎡以上 (2) 市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上 (3) 都市計画区域以外の区域：10,000㎡以上	http://www.hodatsushimizu.jp/kurashi/info/detail.jsp?id=2520
福井県		180009	福井県環境影響評価制度支援情報システム／TOP MENU	http://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess/
			福井県環境影響評価条例施行規則の改正（風力発電所の追加）について	http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kankyou/kankyouseisakuka/singikai_d/fil/004.pdf
山梨県		190004	山梨県／山梨県の環境アセスメント	http://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/14944571646.html
			環境影響評価制度	https://www.pref.yamanashi.jp/taiki-sui/documents/taisyo-jigyo-itiran.pdf

			太陽光発電施設の適正導入ガイドライン	https://www.pref.yamanashi.jp/energy-seisaku/guideline.html
			太陽光発電施設の適正導入ガイドライン（平成 29 年 3 月改訂）	https://www.pref.yamanashi.jp/energy-seisaku/guideline.html
			太陽光発電施設（ソーラーパネル）の景観との調和	http://www.pref.yamanashi.jp/kendosui/solar.html
			26日、山梨県議会は太陽光発電設備の適正化に関する議員連盟を設置し、初会合を開催。	https://www.sannichi.co.jp/article/2018/09/27/00299671
山梨県	甲府市	192015	甲府市景観計画	https://www.city.kofu.yamanashi.jp/toshikekaku/shise/shisaku/machi/toshi/documents/keikankeikaku4_1.pdf
			届出を要する行為に対する景観形成基準（対象:太陽光発電設備等の設置）	https://www.city.kofu.yamanashi.jp/toshikekaku/shise/shisaku/machi/toshi/documents/kizyun-taiyokou_1.pdf
			風致地区について	https://www.city.kofu.yamanashi.jp/toshikekaku/machi/kekaku/kekan/fuutitiku.html
山梨県	富士吉田市	192023	富士吉田市景観計画について	https://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=5927
山梨県	山梨市	192058	景観法および山梨市景観条例に基づく届出等の手引き	http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/gover/vision/city/files/keikantebiki.pdf
山梨県	大月市	192066	大月市景観計画	http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/sangyo/machi/keikannkeikaku.html
			大月市太陽光発電設備設置に関する指導要綱について	http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/kurashi/kanryo/taiyoukou-shidou.html
山梨県	韮崎市	192074	韮崎市景観計画	https://www.city.nirasaki.lg.jp/docs/2015092900020/
			韮崎市景観計画の変更（素案）について	https://www.city.nirasaki.lg.jp/docs/2015012600016/files/keikakubassui.pdf
山梨県	南アルプス市	192082	南アルプス市景観まちづくり条例・景観計画	http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/shisei/toshikeikaku/keikan_todokede.html
			【再掲】南アルプス市景観計画景観形成基準の一部改正について	http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/newspage?item=/shisei/soshiki-syokai/kensetsu-bu/toshikeikaku/news/btb1d
山梨県	北杜市	192091	「北杜市景観条例」に事業用太陽光発電施設の届出が追加されました	http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/topics/information/160322_keikanjorei.html
			「北杜市景観計画」を変更しました（太陽光パネルの設置を行う場合に、景観へ配慮した設置を行ってもらうため、平成 28 年 2 月 19 日に景観計画の変更を行い、届出対象行為の工作物に「事業用太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）」を追加しました。）	http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/machidukuriplan.html
			北杜市太陽光発電設備設置に関する指導要綱	https://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/taiyoukou_shidouyoukou.html
			北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会設置要綱	https://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/5334.html
			北杜市太陽光発電設備に関する指導要綱の一部を改正	https://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/3981.html
			太陽光発電の規制に関する条例制定を目指す検討委員会が市が条例を設けて建設を独自に規制すべきだという提言をまとめ、市長に提出	https://www3.nhk.or.jp/lnews/kofu/20181017/1040004591.html
山梨県	甲斐市	192104	甲斐市景観条例および景観計画	http://www.city.kai.yamanashi.jp/docs/201412220024/
			太陽光発電施設設置行為に対する景観形成の手引き	http://www.city.kai.yamanashi.jp/docs/201412220024/files/taiyoukoutebiki.pdf
山梨県	笛吹市	192112	太陽光発電施設設置行為に対する景観形成マニュアル（案）	http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/file/8/564aac431c46b.pdf

			太陽光発電施設設置行為に対する景観形成マニュアル	http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/file/8/588aafa78960f.pdf
山梨県	上野原市	192121	平成 29 年 7 月 19 日に開催した上野原市景観計画住民説明会	http://www.city.uenohara.yamanashi.jp/fs/8/4/8/4/_/_.pdf
			上野原市の景観について	https://www.city.uenohara.yamanashi.jp/gyosei/docs/keikan.html
山梨県	甲州市	192139	太陽光発電設備の農地転用に伴うガイドライン	http://www.city.koshu.yamanashi.jp/kurashi/files/20141006/%E3%82%BD%E3%83%BC%E3%83%A9%E3%83%91%E3%83%8D%E3%83%AB%E8%A8%AD%E7%BD%AE%E3%81%AE%E8%BE%B2%E5%9C%B0%E8%BB%A2%E7%94%A8%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%20%20.pdf
			第一回甲州市景観審議会会議要旨	http://www.city.koshu.yamanashi.jp/shisei/files/20150209/%E7%AC%AC%E4%B8%80%E5%9B%9E%E7%94%B2%E5%B7%9E%E5%B8%82%E6%99%AF%E8%A6%B3%E5%AF%A9%E8%AD%B0%E4%BC%9A%E4%BC%9A%E8%AD%B0%E8%A6%81%E6%97%A8.pdf
			平成 30 年甲州市議会 9 月定例会提出議案 発議案第 3 号 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書の提出について	http://www.city.koshu.yamanashi.jp/shisei/files/20180830/20180830%E3%80%90%E6%8E%B2%E7%A4%BA%E6%9D%BF%E3%83%BB%EF%BC%A8%EF%BC%B0%E3%80%91%E5%B9%B3%E6%88%90%EF%BC%93%EF%BC%90%E5%B9%B4%E7%94%B2%E5%B7%9E%E5%B8%82%E8%AD%B0%E4%BC%9A%EF%BC%99%E6%9C%88%E5%AE%9A%E4%BE%8B%E4%BC%9A%E6%8F%90%E5%87%BA%E8%AD%B0%E6%A1%88.pdf
山梨県	中央市	192147	景観法に基づく行為の届出	http://www.city.chuo.yamanashi.jp/sougou/benri.php?id=412
山梨県	市川三郷町	193461	市川三郷町景観条例	http://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp/reiki_int/reiki_honbun/r209RG00000791.html
山梨県	早川町	193640	早川町景観条例・景観計画	http://www.town.hayakawa.yamanashi.jp/town/grapple/keikanjyourei.html
山梨県	富士川町	193682	富士川町景観計画	http://www.town.fujikawa.yamanashi.jp/chosei/info/machi/files/keikankeikaku.pdf
山梨県	西桂町	194239	西桂町景観計画および景観条例等の改正について	https://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=6306
山梨県	忍野村	194247	忍野村景観計画	http://www.vill.oshino.lg.jp/docs/2013022200028/
			忍野村太陽光発電施設に関する景観形成基準	http://www.vill.oshino.lg.jp/docs/2013022200028/files/taiyokokijun.pdf?doc_id=3312
山梨県	山中湖村	194255	太陽光発電設備および風力発電の設置に関する取り扱いについて	http://www.vill.yamanakako.lg.jp/docs/2013060600026/
			富士山麓地域景観形成共通の運用基準	http://www.vill.yamanakako.lg.jp/docs/2013022800167/files/taiyoukou.pdf
山梨県	鳴沢村	194298	鳴沢村景観条例	http://www.vill.narusawa.yamanashi.jp/div/kikaku/pdf/narusawamurakeikanjyourei.pdf
山梨県	富士河口湖町	194301	富士河口湖町太陽光発電設備又は風力発電設備の建設等に関する指導要綱	https://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/upload/files/seisaku/taiyoukou_fuuryoku_youkou.pdf
長野県		200000	長野県環境影響評価制度 平成 27 年 10 月には、事業の計画段階における環境配慮のための新たな手続の導入、事業着手後に実施する調査・報告などの手続の充実、大規模太陽光発電施設など新たな種類の大規模開発事業への対応を主な内容とする条例改正	https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/kyohyoka/hyoka/index.html
			景観法および長野県景観条例に基づく行為の事前	http://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/infra/shinse

			届出について	i/kensetsu/kekanho.html
			長野県景観規則 (6) 太陽光発電施設（一団の土地又は水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。別表において同じ。）	https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/su/mai/kekan/documents/h2809keikankisoku.pdf
			長野県環境影響評価条例対象事業の種類・規模一覧表（法との比較）	http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kan/kyo/ekyohyoka/hyoka/documents/taisyo.pdf
			大規模太陽光発電設備に係る景観対策に 大規模太陽光発電設備に係る景観対策について	https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/su/mai/kekan/documents/shiryo271124-3.pdf
			太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアルについて	https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/20160627solar-manual.html
			太陽光発電設備の農地転用に係る検討のためのガイドラインをとりまとめました（長野県農業会議）	http://www.naganokaigi.com/new/detail.pHP?n=251&g=0
			都道府県・政令市における発電所等に係る条例対象事業の状況	https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kan/kyo/ekyohyoka/hyoka/sennmonniinnkai/documents/4-1.pdf
			太陽光発電施設設置に係る市町村取組状況等調査結果（H29.4 末現在）公開	http://database.shin-ene.net/archives/law/1364/
長野県	長野市	202011	「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の策定について	https://www.city.nagano.nagano.jp/uploaded/attachment/90424.pdf
			「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」	https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kankyo/113371.html
			「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の見直しについて	https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kankyo/155190.html
			長野市景観計画	https://www.city.nagano.nagano.jp/site/sougoukekaku/8933.html
			大規模な建築行為等の届出について（景観計画改定）	https://www.city.nagano.nagano.jp/site/keikankekaku/417627.html
長野県	松本市	202029	届出・通知が必要となる行為（規模）	https://www.city.matsumoto.nagano.jp/shisei/matidukuri/keikan/keikankekaku/keikannkekaku.files/kibo.pdf
			松本市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導基準	https://www.city.matsumoto.nagano.jp/shisei/matidukuri/saiene_energy/2016_04_01.html
長野県	上田市	202037	上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱に規定する届出の技術的取扱い要領について	https://www.city.ueda.nagano.jp/tosikei/document/s/taiyoko-toriatukaiyoko.pdf
			太陽光発電施設の適正導入ガイドラインを施行します	http://www.city.ueda.nagano.jp/tosikei/taiyoko-guideline-sikou.html
			上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱に規定する届出の技術的取扱い要領の改訂	https://www.city.ueda.nagano.jp/tosikei/document/s/taiyoko-toriatukai-youryou2.pdf
長野県	飯田市	202053	太陽光発電設備を設置する場合の届出等に関する取扱要領	https://www.city.iida.lg.jp/uploaded/attachment/15977.pdf
			太陽光発電施設等の取扱いを定めること（飯田市景観計画の変更（案）並びに飯田市景観規則、飯田市土地利用調整条例及び飯田市土地利用調整条例施行規則の一部改正（案））に対する意見の募集	http://www.city.iida.lg.jp/soshiki/29/taiyoukoupubliccomment.html
			太陽光発電施設等の取扱いを定めること（飯田市景観計画の変更（案）並びに飯田市景観規則、飯田市土地利用調整条例及び飯田市土地利用調整条例施行規則の一部改正（案））に対する意見の募集結果（2017年11月15日更新）	http://www.city.iida.lg.jp/site/tochi/taiyoukou-kekaku.html
			太陽光発電施設等の取扱いを定めることについて（飯田市景観規則及び飯田市土地利用調整条例施行規則の一部改正）	http://www.city.iida.lg.jp/site/tochi/taiyoukou-toriatukai.html
長野県	諏訪市	202061	諏訪市再生可能エネルギー利用施設の設置等に関するガイドラインの改正について	https://www.city.suwa.lg.jp/www/info/detail.jsp?id=7104
長野県	小諸市	202088	太陽光発電設備の設置に関する届出	http://www.city.komoro.lg.jp/doc/2014092200017/

			小諸市事業用太陽光発電設備設置に係るガイドライン（案）	http://www.city.komoro.lg.jp/doc/2017032700110/file_contents/gaidoan.pdf
			小諸市事業用太陽光発電設備設置に係るガイドライン（案）に、対して出された意見の概要と市の考え方	http://www.city.komoro.lg.jp/doc/2017051500098/file_contents/publiccomment.pdf
			小諸市事業用太陽光発電設備設置に係るガイドラインを公表します	http://www.city.komoro.lg.jp/attention/2017051500067/
長野県	伊那市	202096	伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置などに関するガイドライン	https://www.inacity.jp/smph/kurashi/kankyo_keikan/energy/gaidorainn.html
			伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインの改正について	http://www.inacity.jp/kurashi/kankyo_keikan/energy/174seid20170116.html
			伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置などに関するガイドラインの改正	http://www.inacity.jp/kurashi/kankyo_keikan/energy/h30gaidokaisei.html
長野県	駒ヶ根市	202100	駒ヶ根市景観条例について	http://www.city.komagane.nagano.jp/index.pHP?ci=10519&i=14684
			太陽光発電設置に関わる説明会等の手引き	http://www.city.komagane.nagano.jp/index.pHP?ci=10106&i=16202
長野県	中野市	202118	景観区域内における行為の届出について	http://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2014042300057/
長野県	飯山市	202134	飯山市景観計画の一部変更（案）について	http://www.city.iiyama.nagano.jp/assets/files/toshikeikaku/keikaku/toshikeikakushingikai/47/47_shiryo.pdf
長野県	茅野市	202142	再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドラインについて（改正版）	http://www.city.chino.lg.jp/www/contents/1419380329094/index.html
長野県	塩尻市	202151	塩尻市再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドラインについて	https://www.city.shiojiri.lg.jp/kurashi/kankyo/kyohozen/guide.html
長野県	佐久市	202177	大規模な太陽光発電設備の設置に係る届出等について	https://www.city.saku.nagano.jp/kurashi/kankyo_kogai/shin_energy/taiyokohatsuden/todokede.html
			太陽光発電施設設置に関する規制について	https://www.city.saku.nagano.jp/kurashi/kankyo_kogai/shin_energy/taiyokohatsuden/kisei.html
			太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン及び要綱の策定について	https://www.city.saku.nagano.jp/kurashi/kankyo_kogai/shin_energy/taiyokohatsuden/taiyoukou.html
			自然環境保全条例について 「太陽光発電設備の設置」に伴い、佐久市自然環境条例に規定された「木竹の伐採」、「土地の形質の変更」等の行為を行う場合は、今後も条例の対象との注意喚起	https://www.city.saku.nagano.jp/machizukuri/toshi_machizukuri/doro_koen_kenchiku/sizenkannkyou.html
長野県	千曲市	202185	千曲市景観計画	http://www.city.chikuma.lg.jp/docs/2013071600022/
長野県	東御市	202193	太陽光発電事業等（地面設置型）は10kW以上で届出が必要です	http://www.city.tomi.nagano.jp/category/2512/130234.html
長野県	安曇野市	202207	太陽光発電施設の設置にあたり必要な手続きがあります	http://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/35/1243.html
			特定開発事業の認定について（「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」第48条第2項）	http://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/36/10898.html
長野県	小海町	203033	平成29年第3回定例会にて太陽光の規制の必要性について質疑	http://www.koumi-town.jp/office/archives/gikai/cat130/293.html
長野県	佐久穂町	203092	太陽光発電施設に関する規制について	https://www.town.sakuho.nagano.jp/kurashi/sumai/hikkoshi/juminzeimuka_983.html
長野県	軽井沢町	203211	太陽光発電施設設置基準の一部改正について	http://www.town.karuizawa.lg.jp/www/contents/1439786057115/index.html
長野県	御代田町	203238	建築制限・申請関係 （●工作物に「土地に自立して設置する太陽光発電設備」が加わりました。）	http://www.town.miyota.nagano.jp/category/kenc_hiku_kaihatsu/2102.html
			長野県景観規則の一部改正に伴い、一定規模を超え	http://www.town.miyota.nagano.jp/category/kenc

			る太陽光発電施設の建設は事前届出が必要です	hiku_kaihatsu/6065.html
			平成29年第3回定例会において、「小規模な太陽光発電施設へ届け出の義務化を」検討・審議	http://www.town.miyota.nagano.jp/category/gikai/132674.html
長野県	青木村	203491	青木村太陽光発電設備設置事業指導要綱	http://www.vill.aoki.nagano.jp/asset/00032/gyousei/soumuka/data/shidovoko.pdf
長野県	下諏訪町	203611	下諏訪町再生可能エネルギー設備の設置等に関するガイドライン	http://www.town.shimosuwa.lg.jp/www/contents/1502091431010/index.html
長野県	富士見町	203629	富士見町再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン	https://www.town.fujimi.lg.jp/page/gaido.html
長野県	原村	203637	太陽光発電施設乱開発抑制へ 原村南原区 区内全74世帯が再生可能エネルギー発電施設開発などを念頭に置いた「南原区自然景観・環境保全住民協定」を締結	http://www.nagano-np.co.jp/articles/12868
長野県	箕輪町	203831	太陽光発電設備について	http://www.town.minowa.nagano.jp/data/open/cnt/3/1145/1/112640taiyoukou.pdf
			再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン	http://www.town.minowa.nagano.jp/jyukan/jumin0002_3.html
長野県	飯島町	203840	飯島町地域自然エネルギー基本条例	http://www.town.ijima.lg.jp/assets/%E9%A3%AF%E5%B3%B6%E7%94%BA%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E8%87%AA%E7%84%B6%E3%82%A8%E3%83%8D%E3%83%AB%E3%82%AE%E3%83%BC%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E6%9D%A1%E4%BE%8B.pdf
			自然エネルギーによる 10kW 以上の発電は事前に届出が必要です。	http://www.town.ijima.lg.jp/mn020309.html
			景観行政団体移行へ飯島町 計画策定委が発足	http://www.nagano-np.co.jp/articles/16829
			平成29年度施政方針（（景観計画の策定を進め、景観行政団体への移行に向けて取り組む）	http://www.town.ijima.lg.jp/assets/%E5%B9%B3%E6%88%9029%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E6%96%BD%E6%94%BF%E6%96%B9%E9%87%9D%E3%80%90%EF%BD%88%EF%BD%90%E7%94%A8%E3%80%91.pdf
			「飯島町景観計画」を策定	http://www.town.ijima.lg.jp/jigyousyo08.html
長野県	南箕輪村	203858	南箕輪村景観計画	http://www1.g-reiki.net/vill.minaminowa/reiki_honbun/e747RG00000639.html
長野県	中川村	203866	中川村再生可能エネルギー利用施設の建設等に関するガイドライン	http://www.vill.nakagawa.nagano.jp/index.pHP?f=HP&ci=10113&i=12154
長野県	松川町	204021	再生可能エネルギー発電施設の設置を予定されている業者の方へ	http://www.matsukawa-town.jp/cms-sypher/www/common/detail.jsp?id=7142
			松川町再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン	http://www.matsukawa-town.jp/cms-sypher/open_imgs/service/0000018542.pdf
長野県	高森町	204030	第4回 高森町景観計画策定委員会 資料	http://www.town.nagano-takamori.lg.jp/material/files/group/3/20160906dai4kai_siryuu.pdf
			高森町景観条例	http://www.town.nagano-takamori.lg.jp/d1w_reiki/429901010012000000MH/429901010012000000MH/429901010012000000MH_misikou.html
長野県	阿南町	204048	阿南町再生可能エネルギー発電設備の設置等に係るガイドライン	http://www.town.anan.nagano.jp/tyomin/cat3/001601.html
長野県	売木村	204129	売木村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例	http://www.urugi.jp/d1w_reiki/428901010034000000MH/428901010034000000MH/428901010034000000MH.html
長野県	上松町	204226	上松町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	http://www.town.agematsu.nagano.jp/gyousei/kurashi/jiminfukushi/seikatsukankyo/gomikaishu_2_7.html
長野県	南木曾町	204234	南木曾町の自然環境等と再生可能エネルギー設備設置業との調和に関する条例を制定	http://www.town.nagiso.nagano.jp/kankyoutaku/saiene_2.html
長野県	木祖村	204251	木祖村自然環境等と再生可能エネルギー発電事業	

			との調和に関する条例	
長野県	大桑村	204307	大桑村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	http://reiki.vill.ookuwa.nagano.jp/4289010100250000MH/428901010025000000MH/frm_inyo_pr_ag1.html
長野県	木曾町	204323	木曾町地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例（平成 29 年度規則改正版）	http://www.town-kiso.com/chousei/reiki/100322/100574/
			木曾町地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する指針	
長野県	麻績村	204463	木曾町地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例（平成 30 年度規則改正版）	https://www.town-kiso.com/chousei/reiki/100322/100574/
			太陽光発電設備の設置事業について	http://www.vill.omi.nagano.jp/promotion/notice/000650.php
長野県	麻績村	204463	・再生可能エネルギー発電設備の設置の用に供する目的で行う土地利用事業の設置基準	http://www.vill.omi.nagano.jp/promotion/img/land_use_business.pdf
			・再生可能エネルギー設備の設置基準	http://www.vill.omi.nagano.jp/promotion/img/renewable_energy_equipment.pdf
			・麻績村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例	http://www.vill.omi.nagano.jp/promotion/img/j01.pdf
長野県	筑北村	204528	筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例（案）に対するご意見を募集	http://www.vill.chikuhoku.lg.jp/archives/4720
			筑北村自然環境等と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例の制定	http://www.vill.chikuhoku.lg.jp/archives/5308
長野県	池田町	204811	池田町土地利用審議会に諮問した内容(太陽光発電等の取扱い)について、5月22日に答申	http://www.ikedamachi.net/0000000610.html
長野県	信濃町	205834	太陽光発電施設の設置に関する指導要綱及びガイドラインへの意見募集結果について	https://www.town.shinano.lg.jp/docs/179383.html
			信濃町太陽光発電施設の設置に関する指導要綱 信濃町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	https://www.town.shinano.lg.jp/docs/190947.html
長野県	飯綱町	205907	飯綱町自然環境保全条例施行規則が改正されます（平成 29 年 1 月 1 日施行）	http://www.town.iizuna.nagano.jp/1084/004952.html
岐阜県		210005	岐阜県:環境影響評価	http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11264/index_15083.html
			太陽光発電施設設置に関し環境調査を要する法規制	https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-o-hozen/c11265/sizenkyoutei.data/hourei.pdf
			自然環境保全協定に関する手続き	http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11265/sizenkyoutei.html
			再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令等一覧 - 岐阜県	http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/seicho-
			再生可能エネルギー発電事業に係る市町村独自の要綱・規制等一覧表	http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/seicho-sangyo/11353/energy_support.data/dokujikisei_290101.pdf
			「国土利用計画（岐阜県計画）－第五次－」の策定について	http://www.pref.gifu.lg.jp/event-calendar/c_11654/kokudokeikaku05.data/happyo_290330.pdf
			太陽光発電の適正導入に関する国の動向について	https://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaivo/soshiki-annai/shoko-rodoshinsangyou/solar-gov.html
岐阜県	岐阜市	212016	太陽光発電の概要	http://www.city.gifu.lg.jp/secure/10885/taiyou_1.pdf
岐阜県	高山市	212032	参考資料	http://www.city.takayama.lg.jp/res/projects/default_project/page_001/002/168/sankou.pdf
			議第 13 号 高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例の一部を改正する条例について（太陽光発電設備等の届出対象を拡大するため）	http://www.city.takayama.lg.jp/res/projects/default_project/page_001/008/162/290119gi013gou.pdf
			太陽光発電施設等の設置に係る基準の設定について	http://www.city.takayama.lg.jp/res/projects/default_project/page_001/008/027/taiyoukoukizyun

				pdf
			高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例 平成 29 年 4 月 1 日から同条例の一部改正により、太陽光発電設備および風力発電設備の設置については面積に関係なく、届け出が必要となる行為となりました。	http://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000061/1005212/1002136.html
岐阜県	多治見市	212041	多治見市風景づくり計画の一部改正について（内容説明）	http://www.city.tajimi.lg.jp/gyose/kakuka/tosisei-pub/documents/naiyousetumeishiryu2.pdf
			開発許可以外に必要な協議（多治見市土地開発指導要綱は、建築物の建築を目的としない造成行為、都市計画法第 29 条第 1 項に規定する開発行為に抵触しない造成行為（例えば太陽光パネル設置、露天駐車場、露天資材置場などを目的としたもの）についても適用されます。）	http://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/kaihatsu/kaihatsu/index.html
岐阜県	関市	212059	関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（素案）についてのパブリックコメントを実施	https://www.city.seki.lg.jp/0000013333.html
岐阜県	中津川市	212067	中津川市太陽光発電設備設置に関する取扱要綱	http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/wiki/%E4%B8%AD%E6%B4%A5%E5%B7%9D%E5%B8%82%E5%A4%AA%E9%99%BD%E5%85%89%E7%99%BA%E9%9B%BB%E8%A8%AD%E5%82%99%E8%A8%AD%E7%BD%AE%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%8F%96%E6%89%B1%E8%A6%81%E7%B6%B1
			平成 29 年第 1 回中津川市議会（定例会）提出予定議案（中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定）	http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/press/H290220_01_H29%E5%B9%B43%E6%9C%88%E8%AD%B0%E4%BC%9A%E6%8F%90%E5%87%BA%E4%BA%88%E5%AE%9A%E8%AD%B0%E6%A1%88.pdf
			中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を制定しました	https://goo.gl/mtLF3y
岐阜県	瑞浪市	212083	瑞浪市景観計画	http://www.city.mizunami.lg.jp/docs/2015121600037/files/1.pdf
			平成 28 年度第 1 回瑞浪市都市計画審議会会議記録	http://www.city.mizunami.lg.jp/docs/2017022000015/files/100.pdf
岐阜県	恵那市	212105	恵那市太陽光発電設備に係る開発事業に関する要綱の制定	http://www.city.ena.lg.jp/jigyousya/kenchiku/land-development/
			太陽光発電事業による無秩序な山林伐採を防ごうと、恵那市が独自の規制に乗り出す。七日の市議会一般質問で、市建設部の鷺見典幸部長が意向を明かした。	http://www.chunichi.co.jp/article/gifu/20180308/CK2018030802000023.html
			太陽光発電設備設置に関する条例及び施行規則（案）への意見を募集	http://www.city.ena.lg.jp/shisei/administration/iken/taiyoukouhatudenn-jyoureikisoku/
			太陽光発電設備設置に関する条例及び施行規則（案）への意見を募集終了	http://www.city.ena.lg.jp/shisei/administration/iken/taiyoukouhatudenn-jyoureikisoku/
			「恵那市太陽光発電設備設置に関する条例」制定	http://www.city.ena.lg.jp/jigyousya/kenchiku/land-development/
岐阜県	土岐市	212121	土岐市太陽光発電設備設置指導要綱	http://www.city.toki.lg.jp/docs/8882.html
岐阜県	可児市	212148	太陽光発電施設設置に関する配慮事項	http://www.city.kani.lg.jp/item/14295.htm
岐阜県	郡上市	212199	森林の伐採について 太陽光パネル設置および、それに関連した森林の伐採をする場合は、事前にご相談ください。	http://www.city.gujo.gifu.jp/admin/info/post-423.html
岐阜県	下呂市	212202	下呂市土地開発事業に関する条例の条例改正に伴い、地上設置式の太陽光発電設備の設置（出力 10 キロワット未満のもの※を除く。）を行うときも協議が必要	http://www.city.gero.lg.jp/jichimaru_mobile_jpn/departamentTop/node_1057/node_1111/node_27681

			太陽光発電設備に関する下呂市景観ガイドラインについて	http://www.city.gero.lg.jp/departementTop/node_1057/node_1113/node_33125
岐阜県	神戸町	213811	神戸町工場立地法に基づく準則を定める条例【骨子案】に関する意見募集について	http://www.town.godo.gifu.jp/cgi_img/20170327koujou.pdf
岐阜県	池田町	214043	工場立地法の手続き	http://www.town.gifu-ikeda.lg.jp/0000001392.html
岐阜県	白川町	215066	太陽光発電設備（1,000 m ² 以上）を設置する際は届出が必要です(白川町太陽光発電設備設置事業の指導に関する要綱)	https://www.town.shirakawa.lg.jp/%E5%A4%AA%E9%99%BD%E5%85%89%E7%99%BA%E9%9B%BB%E8%A8%AD%E5%82%99%EF%BC%881000%E3%8E%A1%E4%BB%A5%E4%B8%8A%EF%BC%89%E3%82%92%E8%A8%AD%E7%BD%AE%E3%81%99%E3%82%8B%E9%9A%9B%E3%81%AF%E5%B1%8A%E5%87%BA/
岐阜県	御嵩町	215210	御嵩町太陽光発電の推進および適正管理に関する条例（仮称）の制定について	http://www.town.mitake.gifu.jp/file/HP_2012/section/HP/185/20160719185029/%E5%BE%A1%E5%B5%A9%E7%94%BA%E5%A4%AA%E9%99%BD%E5%85%89%E7%99%BA%E9%9B%BB%E3%81%AE%E6%8E%A8%E9%80%B2%E5%8F%8A%E3%81%B3%E9%81%A9%E6%AD%A3%E7%AE%A1%E7%90%86%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%9D%A1%E4%BE%8B%EF%BC%88%E4%BB%AE%E7%A7%B0%EF%BC%89%E6%A6%82%E8%A6%812.pdf
静岡県		220001	静岡県／環境影響指導	http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-050/assessetc.html
			環境影響指導	http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-050/assessetc.html
			メガソーラー建設に係る環境影響評価手続きについて	https://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-050/assess/taiyoko.html
			工場立地法に基づく緑地率等の見直しについて	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoku/sa-530/documents/gaiyou.pdf
			法規制や必要な手続きおよび担当部署	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoku/sa-150/megasolar/documents/kankeihorei.pdf
			メガソーラー事業に係る主な関係法令等窓口一覧	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoku/sa-150/megasolar/documents/kankeihorei.pdf
			太陽光発電事業にかかる自然環境保全協定の手続き	http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-070/kyoutei.html
			県景観懇話会が一時紛糾 メガソーラー巡り会長が議事進行拒否	http://www.at-s.com/news/article/politics/shizuoka/451886.html
			太陽光発電に関する実態及び課題に係る市町アンケート調査結果	http://www2.pref.shizuoka.jp/all/kisha18.nsf/c3db48f94231df2e4925714700049a4e/1cf741945078770c49258278002f1c3d?OpenDocument http://www.chunichi.co.jp/article/shizuoka/20180427/CK2018042702000047.html
			静岡県環境影響評価条例施行規則の一部改正について（太陽光発電所の追加）	http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-050/assess/jyourei/kaisei30.html
			第2回太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン検討会の開催	http://release.itmedia.co.jp/release/sj/2018/09/18/ebb0372ac0f9bd3a7d01f7f0d4dada24.html
			平成 29 年度 都市と緑・農が共生するまちづくりに関する調査「静岡県における自然景観と調和した太陽光パネルに関する景観誘導施策の検討調査」報告書	http://www.mlit.go.jp/common/001238092.pdf
			太陽光発電設備の適正導入に向けたモデルガイドラインの公表について	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoku/sa-150/megasolar/modelguideline.html
静岡県	静岡市	221007	環境影響評価（環境アセスメント）：静岡市	http://www.city.shizuoka.jp/601_000015.html
			大規模な太陽光発電施設建設に係る環境影響評価手続きについて	http://www.city.shizuoka.jp/041_000148.html

静岡県	浜松市	221309	浜松市太陽光発電施設設置に関する土地利用要綱(趣旨)	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shin-ene/new_ene/documents/solaryoukou260401.pdf
			環境影響評価(環境アセスメント)	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kankyoku/assess/index.html
			太陽光発電適正管理支援組織設立へ	http://www.kentsu.co.jp/webnews/html_top/171221100066.html
			「浜松市太陽光発電施設設置に関する土地利用要綱」平成30年5月1日改正・施行	https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shin-ene/new_ene/documents/taiyoukou_yoko.pdf
			大規模太陽光発電所の建設による自然や生活環境への影響を回避、低減するため、環境アセスメント(環境影響評価)条例の施行規則の一部を改正し、適用範囲を広げる方針	https://www.kentsu.co.jp/webnews/html_top/181024100024.html
静岡県	熱海市	222054	熱海市太陽光発電設備設置事業指導要綱	http://www.city.atami.shizuoka.jp/page.pHP?p_id=2069
			平成29年9月29日に熱海市風致地区条例許可等審査基準を改正	http://www.city.atami.lg.jp/shisei/machidukuri/1001355/1004266.html
静岡県	三島市	222062	三島市土地利用事業に関する指導要綱	https://www.city.mishima.shizuoka.jp/media/05082010_pdf_2015819_radE905F.pdf
静岡県	富士宮市	222071	富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/municipal_government/liti2b0000000w33.html
			太陽光発電設備・風力発電設備の取扱いについて	http://www.city.fujinomiya.lg.jp/citizen/liti2b0000001ak0.html
			太陽光発電等補助申請・規制	http://www.city.fujinomiya.lg.jp/sp/entrepreneURLiti2b0000000qvly.html
			太陽光発電設備設置等に係る相談窓口一覧	http://www.city.fujinomiya.lg.jp/municipal_government/liti2b0000000w33-att/kjdvo40000000ght.doc
静岡県	伊東市	222089	伊東市土地利用事業等の適正化に関する指導要綱の一部改正について	http://www.city.ito.shizuoka.jp/toshi_keikaku/taiyoukousisetukobetukijun.pdf
			メガソーラーを規制へ 伊東市が条例化方針	http://www.chunichi.co.jp/article/shizuoka/20171115/CK2017111502000051.html
			伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(案)について	http://www.city.ito.shizuoka.jp/toshi_keikaku/html/20170130110212.html
			伊東市議会3月定例会は19日の最終本会議において、大規模太陽光発電所(メガソーラー)規制条例を可決	http://www.at-s.com/news/article/social/shizuoka/469899.html
			「伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」の制定	http://www.city.ito.shizuoka.jp/toshi_keikaku/html/20180330175946.html
静岡県	島田市	222097	土地利用事業適正化指導要綱	https://www.city.shimada.shizuoka.jp/taisaku/documents/shidouyoukouh270401.pdf
静岡県	富士市	222101	太陽光発電設備の設置に係る自粛要請について	http://www.city.fuji.shizuoka.jp/kurashi/c0902/fmervo00000042g8.html
静岡県	磐田市	222119	太陽光発電施設設置に関する土地利用について	https://www.city.iwata.shizuoka.jp/jigyosha/kaihatsumu/pdf/toc_pdf_002.pdf
静岡県	焼津市	222127	焼津市土地利用事業の適正化に関する指導要綱	https://www.city.yaizu.lg.jp/g06-001/tochiriyoudocuments/shidouyoukou.pdf
			焼津市景観まちづくりニュース vol.1(2016年12月)(太陽光発電施設等の土地の使い方を指導する)	https://www.city.yaizu.lg.jp/g06-001/keikankeikaku/documents/keikannews1.pdf
静岡県	掛川市	222135	掛川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱	http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/business/toshi/sidouyoukou.html
静岡県	藤枝市	222143	藤枝市景観計画	http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/toshi/keikaku/1475561277945.html
			届出対象行為	http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/toshi/keikan/1487830934990.html
静岡県	御殿場市	222151	景観	https://city.gotemba.shizuoka.jp/gyousei/kanri/ass

				ets/uploads/2016/01/keikan1.pdf
			土地利用事業指導要綱	https://city.gotemba.shizuoka.jp/gyousei/kanri/assets/uploads/2016/01/totiriyouzigyoku.pdf
			御殿場市開発行為等の手引き 第1編 開発許可制度の概要	http://www.city.gotemba.shizuoka.jp/gyousei/kanri/assets/uploads/2016/01/H28_1seidogaiyou.pdf
静岡県	袋井市	222160	農地を農地以外のもの（宅地等）にする場合／袋井市ホームページ 農地を農地以外の目的（宅地・雑種地等）に転用使用とする場合には、申請を行い許可を受けることが必要になります。 農地法では、優良農地の確保と計画的土地利用の推進を図るため、様々な審査基準を定めています。申請が提出されると、市農業委員会および県農業会議で毎月審議を行います。	http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/jigyosha/norisuisan/1478591738115.html
			袋井市土地利用事業の適正化に関する指導要綱	http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/kurashi_tetsuzuki/jutaku_doro/toshikeikaku/tochiriyo/1425447029319.html
			太陽光発電を目的とした農地転用の取り扱いについて（WORD：16.8KB）	http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/38/taiyou.docx
静岡県	下田市	222194	下田市景観まちづくり条例	http://www.city.shimoda.shizuoka.jp/doc/reiki/421901010017000000MH/421901010017000000MH/421901010017000000MH.html
			（仮称）下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー事業との調和に関する条例についての意見募集（パブリック・コメント）開始	http://www.city.shimoda.shizuoka.jp/category/081401publicboshu/142779.htm
			再生エネルギー大規模開発には不同意 下田市議会条例案を審議	http://izu-np.co.jp/shimoda/news/20180630iz100000017000c.html
			下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について	http://www.city.shimoda.shizuoka.jp/category/080200kaiatsu_kisei/143400.html
			平成30年10月1日施行により下田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の一部改正	https://www.city.shimoda.shizuoka.jp/category/080000shisei_guide/121265.html
静岡県	裾野市	222208	裾野市景観条例、裾野市景観計画に基づく届出	http://www.city.susono.shizuoka.jp/biz/cp/keikan-jiyourei-kisoku.pHP
			裾野市土地利用事業に関する指導要綱	http://www.city.susono.shizuoka.jp/biz/1susono-totiriyousidouyoukou.pdf
			太陽光発電施設を設置する場合、「土地利用事業に関する指導要綱」に基づく申請が必要になります	http://www.city.susono.shizuoka.jp/machizukuri/3/6568.html
			裾野市開発行為等の手引き	http://www.city.susono.shizuoka.jp/material/files/group/24/47890321.pdf
			太陽光発電施設について土地利用事業に関する指導要綱を一部改正	http://www.city.susono.shizuoka.jp/machizukuri/3/8517.html
静岡県	湖西市	222216	会議録 2016年2月17日 ...太陽光発電設備（パネル）の反射光による夏場の温度上昇 ... 住宅の周辺においても、大規模な太陽光発電の設置が進んでいる。	http://www.city.kosai.shizuoka.jp/secure/11035/%E5%B9%B3%E6%88%9027%E5%B9%B4%E5%BA%A6%20%E3%80%80%E6%B9%96%E8%A5%BF%E5%B8%82%E7%92%B0%E5%A2%83%E5%AF%A9%E8%AD%B0%E4%BC%9A%E3%80%80%E4%BC%9A%E8%AD%B0%E9%8C%B2.pdf
			届出対象行為と補助金制度の手引き 資料編 太陽光発電は、屋根の南側であれば、道路（国道301号や市道新居37号）に面した反対方向に設置す	http://www.city.kosai.shizuoka.jp/secure/5120/%E8%B3%87%E6%96%99%E7%B7%A8.pdf

			る。	
静岡県	伊豆市	222224	伊豆市土地利用要綱	http://www.city.izu.shizuoka.jp/pdf/d1678_4.pdf
			土地利用事業等の適正化に関する要綱	http://www.city.izu.shizuoka.jp/form1.pHP?pid=4995
			「伊豆市景観まちづくり計画」を策定しました	http://www.city.izu.shizuoka.jp/gyousei/gyousei_detail007030.html
			自然環境と再生可能エネルギー施設との調和に向けた条例案 パブリックコメント募集	http://www.city.izu.shizuoka.jp/gyousei/gyousei_detail007639.html
			伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例案パブリック・コメント実施結果について	http://www.city.izu.shizuoka.jp/media/01060202_pdf_201861_rad9F66E.pdf
			「伊豆市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」の制定について	http://www.city.izu.shizuoka.jp/gyousei/gyousei_detail007808.html
静岡県	御前崎市	222232	土地利用指導要綱	http://www.city.omaezaki.shizuoka.jp/kensetsu/shinsei/tochiriyou.html
静岡県	菊川市	222241	菊川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱	https://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/toshikeika/ku/tochiriyougigyou.html
静岡県	伊豆の国市	222259	伊豆の国市景観条例	https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/tosikei/documents/keikanjourei.pdf
			土地利用事業の計画の基準	https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/tosikei/machizukuri/tochi/documents/totiriyoubepppyou3.pdf
			土地利用事業の適正化に関する指導要綱	https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/tosikei/machizukuri/tochi/documents/totiriyousidouyoukou.pdf
静岡県	牧之原市	222267	牧之原市土地利用事業の適正化に関する指導要綱	http://www.city.makinohara.shizuoka.jp/bg/kuras/hi/ent/529.html
静岡県	東伊豆町	223018	(仮称)東伊豆町内における太陽光発電設備設置事業に関する条例のパブリックコメント(結果公表)	http://www.town.higashiizu.shizuoka.jp/bg/jigyo/ent/2578.html
			大規模開発を抑制へ 臨時町議会、太陽光発電条例を提案	http://izu-np.co.jp/shimoda/news/20181025iz100000003000c.html
			東伊豆町内における太陽光発電設備設置事業に関する条例が制定	http://www.town.higashiizu.shizuoka.jp/bg/jigyo/ent/2578.html
静岡県	河津町	223026	(仮称)河津町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例のパブリックコメントについて	http://www.town.kawazu.shizuoka.jp/publiccomment/saiseikanouenerugi/
静岡県	松崎町	223051	松崎町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例(案)についての意見募集	http://www.town.matsuzaki.shizuoka.jp/docs/2018072400022/
			松崎町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例(案)についての意見募集(パブリックコメント)の実施結果について	http://www.town.matsuzaki.shizuoka.jp/docs/2018081700014/
			松崎町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定	http://www.town.matsuzaki.shizuoka.jp/docs/2018091000012/
静岡県	函南町	223255	函南町土地利用事業の適正化に関する指導要綱平成26年7月1日から太陽光発電施設を追加しました	http://www.town.kannami.shizuoka.jp/gyosei/machizukuri-toshi/tochiriyo/taiyohatsuden/260701.html
静岡県	清水町	223417	清水町土地利用事業指導要綱	http://www.town.shimizu.shizuoka.jp/content/300208315.pdf
静岡県	長泉町	223425	長泉町景観形成基本計画の概要	http://japan.nagaizumi.org/gyousei/publiccomment/h27_01/h27_01shiryu2.pdf
静岡県	小山町	223441	小山町景観条例施行規則	http://www.fuji-oyama.jp/oyama/reiki/reiki_honbun/g340RG00000819.html
静岡県	吉田町	224243	榛南南遠広域都市計画地区計画の決定(吉田町決定)(案)	http://www.town.yoshida.shizuoka.jp/secure/3568/1250_2_%E6%A6%9B%E5%8D%97%E5%8D%97%E9%81%A0%E5%BA%83%E5%9F%9F%E9%83%BD%E5%B8%82%E8%A8%88%E7%94%BB%E5%9C%B0%E5%8C%BA%E8%A8%88%E7%94%

				BB%E3%81%AE%E6%B1%BA%E5%AE%9A%E F%BC%88%E5%90%89%E7%94%B0%E7%94%B A%E6%B1%BA%E5%AE%9A%EF%BC%89%EF %BC%88%E5%9C%B0%E5%8C%BA%E8%A8%8 8%E7%94%BB%E7%B4%A0%E6%A1%88%EF% BC%89.pdf
静岡県	川根本町	224294	川根本町土地利用事業の適正化に関する指導要綱	https://www.town.kawanehon.shizuoka.jp/reiki/re iki_honbun/r225RG00000074.html
静岡県	森町	224618	土地利用事業に関する指導要綱	http://www.town.morimachi.shizuoka.jp/docs/201 4070200015/
愛知県		230006	環境影響評価（環境アセスメント）	http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0 000059702.html
			環境影響評価（環境アセスメント） - 愛知県	http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0 000059702.html
			対象となる事業の概要	http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/348 41.pdf
			愛知県土地開発行為に関する指導要綱・指導基準 （協議申出書の添付図面：太陽光発電施設）	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tochimizu/00000 11919.html
愛知県	名古屋市	231002	環境アセスメント(環境影響評価)	http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-5-22- 14-0-0-0-0-0-0-0.html
			名古屋市環境影響評価条例施行細則	http://www.city.nagoya.jp/kankyo/cmsfiles/conten ts/0000076/76136/saisoku.pdf
			名古屋市景観計画（平成 23 年 9 月 1 日変更）	http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/cmsfiles/co ntents/0000028/28070/keikankeikaku_20110901. pdf
			有松町並みガイドライン	http://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/cmsf iles/contents/0000080/80069/gaidorain.pdf
愛知県	豊橋市	232017	太陽光発電システム（50kW 以上）の建設に係る手 続きについて	http://www.city.toyohashi.lg.jp/31256.htm
			主な法令関係と所管課の一覧	http://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/46834/hour eikannei.pdf
愛知県	岡崎市	232025	大規模土地利用行為事前協議パンフレット	http://www.city.okazaki.aichi.jp/1550/1567/1637/p 019973_d/fil/daikibopamphlet.pdf
愛知県	春日井市	232068	太陽光発電事業にかかる許認可届出手続きについ て「太陽光発電事業にかかる春日井市許認可届出手 続一覧」を公開	http://www.city.kasugai.lg.jp/shimin/gomi/keihats u/1013260.html
愛知県	常滑市	232165	常滑市太陽光及び風力発電施設の設置等に関する ガイドライン策定について(第 11 回常滑市議会協 議会協議事項)	http://www.city.tokoname.aichi.jp/_res/projects/de fault_project/_page_/001/001/590/h30kyougikai11 .pdf
愛知県	江南市	232173	農地法第 4 条および第 5 条許可申請提出書類（店 舗・駐車場・資材置場・太陽光設備）	http://www.city.konan.lg.jp/sangyokanko/nousei/4 _5_tenpo.pdf
			太陽光発電設備に係る転用申請の必要追加添付資 料	http://www.city.konan.lg.jp/sangyokanko/nousei/4 _5_tenpo.pdf
愛知県	新城市	232211	新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	http://www.city.shinshiro.lg.jp/index.cfm/6,44553, 186.html
			新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱の 改定 対象：50kW 以上⇒10kW 以上の施設	http://www.city.shinshiro.lg.jp/index.cfm/6,44553, 186.html
愛知県	田原市	232319	再生可能エネルギーの立地規制に関する報告書（太 陽光発電施設・風力発電施設）	http://www2.city.tahara.aichi.jp/gikai/annai/4/pdf /280216_saiene.pdf
			田原市太陽光発電施設の設置に関するガイドライ ン	http://www.city.tahara.aichi.jp/kurashi/gomi/1000 033/1003548/index.html
愛知県	東郷町	233021	東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例 案の意見募集	
			東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例 案の意見募集結果	http://www.town.aichi-togo.lg.jp/tokei/kenchiku/k aishatsujoureikekka.html

			東郷町開発行為及び土地利用の調整に関する条例を施行 宅地開発、建築物の建築、土地の用途の変更をするときは	http://www.town.aichi-togo.lg.jp/tokei/kenchiku/machi/kenchiku/kaihatsukoui/kenchikushidou.html http://www.town.aichi-togo.lg.jp/jinji/koho/chousei/kouhou/kouhoushi/documents/180207.pdf
愛知県	東浦町	234427	景観法および東浦町景観条例に基づく届出について 東浦町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱を制定	http://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/jigyosha/toshikeikaku_keikan/1486372020565.html http://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/oshirase/1507183587025.html
愛知県	美浜町	234460	美浜町議会 美浜町 3. 太陽光発電等の開発行為について	http://www.town.aichi-mihama.lg.jp/docs/2013100804773/
愛知県	設楽町	235610	「設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例」制定	http://www.town.shitara.lg.jp/index.cfm/15,4009,52,206.html
三重県		240001	大規模太陽光発電（メガソーラー）事業と環境アセスメントについて	http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/87949000001.htm
			三重県 環境アセスメント・公害調停	http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/index.htm
			大規模太陽光発電（メガソーラー）事業と環境アセスメントについて	http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/87949000001.htm
			メガソーラー設置に係る主な関係法令等一覧	http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000636693.pdf
			景観法・三重県景観づくり条例・三重県景観計画	http://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/34247007086.htm
			「太陽光発電施設」の設置に係る景観法に基づく手続きについて	http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000698184.pdf
			太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000697792.pdf
			三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン（案）に対する意見を募集します	http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0030900032.htm
三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインを策定	http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0030900035.htm			
三重県	津市	242012	津市景観計画について	http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000008918/index.html
			太陽光発電設備に関する景観法の届出制度のご案内	http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1459228267180/index.html
三重県	四日市市	242021	規制請願、市議会採択 四日市市、指導要綱など検討へ	https://mainichi.jp/articles/20170630/ddl/k24/010/183000c
			太陽光発電事業に関する景観法に基づく届出制度について	http://www.city.yokkaichi.lg.jp/files/panf.pdf
			「（仮称）四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン（案）」について -ご意見を募集します-	http://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1511928822912/index.html
			「（仮称）四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン（案）」に関するパブリックコメント（意見募集）の結果について	http://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1518480509883/index.html
三重県	伊勢市	242039	伊勢市景観計画を変更しました（平成29年11月1日）太陽光発電施設を届出対象工作物に追加	http://www.city.ise.mie.jp/15793.htm
			太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン。	http://www.city.ise.mie.jp/secure/20838/taiyoukou-guideline.pdf
			（別紙）太陽光発電施設の設置に伴う景観への影響に関する予測結果調書（WORD 50KB）	http://www.city.ise.mie.jp/secure/20838/taiyoukou-yosoku.docx
三重県	松坂市	242039	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインの運用を開始します	http://www.city.matsusaka.mie.jp/site/toshikeika/sp-1-guidelines.html
三重県	桑名市	242055	桑名市景観計画 概要版	http://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/2812449_c_html/12449/20151125-131853.pdf

三重県	亀山市	242101	亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 1 制定・改廃の背景と趣旨 「道路法施行令および道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令」(平成24年政令第294号)による道路法施行令の一部改正により道路の占用の許可に係る工作物として太陽光発電設備等が追加されることにより、本条例について所要の改正を行うものです。	http://www.city.kameyama.mie.jp/kfiles/housei/ko-uj/h24kouji/h2503_kouji.data/0329jyo015.pdf
			太陽光発電施設の適正導入について	http://www.city.kameyama.mie.jp/soshiki/seibun/kankyo/kansou/docs/2018061900038/
三重県	鳥羽市	242110	所管事務調査「景観と再生可能エネルギーの調和について」調査結果報告書	https://www.city.toba.mie.jp/gikai-shomu/documents/h29bunkyochosakekka.pdf
			鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例(案)へのパブリックコメント(結果)	https://www.city.toba.mie.jp/hozen/kankyou/saien/e/jorei/public.html
三重県	熊野市	242128	の熊野市小規模太陽光発電施設の設置に関するガイドラインの策定 計画(平成30年12月熊野市議会定例会市政報告)	http://www.city.kumano.mie.jp/sisei/sityoukousitu/siseihoukoku/3012siseihoukoku.pdf
三重県	志摩市	242152	志摩市景観計画に基づく届出制度	https://www.city.shima.mie.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/36/03keikankeiseikijyun.pdf
			再生可能エネルギー発電施設の規制に関する国への要望について	https://www.city.shima.mie.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/20170127press9.pdf
			平成28年志摩市議会第4回定例会 議決結果(伊勢志摩国立公園の景観保全と太陽光発電所設置規制条例制定を求める. 請願書)	https://www.city.shima.mie.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/55/kekka.28.12.pdf
			「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン(素案)」の骨子	http://www.satoumi-shima.jp/kyogikai/H290209siryou4-1-1.pdf
			志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例	https://www.city.shima.mie.jp/kurashi_tetsuzuki/gomi_kankyo/kankyo/1498528918999.html
			小規模な太陽光発電設備設置事業に関するガイドライン	https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/shiminseikatsubu/kankyoka/kankyomachizukurinikansurukeikaku/1511754637643.html
三重県	伊賀市	242161	伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱	http://www.city.iga.lg.jp/cmsfiles/contents/000000/0/996/taiyoukousettityoukou.pdf
			土地所有者、開発事業者のみなさんへ「工事の前には埋蔵文化財包蔵地の事前照会を！」	http://www.city.iga.lg.jp/0000004031.html
			太陽光発電施設設置のための農地転用の取扱いについて	http://www.city.iga.lg.jp/0000000884.html
三重県	大台町	244431	太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	http://www.odaitown.jp/kurashi/gomi_kankyo/kankyo/1484787722390.html
三重県	御浜町	245615	太陽光発電設備の設置に関する指導要綱を制定	http://www.town.mihama.mie.jp/yakuba/seikatsukankyou_ka/seikatsukankyou22.html
滋賀県		250007	第10回滋賀県景観審議会広域的景観形成検討専門部会の開催について...	http://www.pref.shiga.lg.jp/h/toshi/keikaneshinbun/20170117.html
			環境影響評価/滋賀県	http://www.pref.shiga.lg.jp/d/saisei/files/assess/shiga_assess_index.html
			大規模太陽光発電設備等設置にかかる関係法令等窓口一覧表	http://www.pref.shiga.lg.jp/f/eneshin/files/kisei_siryou20160621.pdf
			第66回滋賀県景観審議会の開催について(【諮問事項】景観行政団体である各市行政界を跨ぐ対岸の景観等琵琶湖を中心とした広がりつつながりのある一体的な県土の景観の整備および保全について(太陽光発電施設の景観基準の検討について))	http://www.pref.shiga.lg.jp/h/toshi/keikaneshinbun/20170322.html
			メガソーラー建設、住民に事前説明を 滋賀県が初対策 山林開発許可の審査基準を年内に改正する	http://www.kyoto-np.co.jp/shiga/article/20171219000019
滋賀県	大津市	252018	大津市太陽光発電施設の規制等に関する意見聴取	http://www.city.otsu.lg.jp/shisei/iinkai/fu/kihon/to

			会	shikeikakubu/1481882343296.html
			風致地区内行為許可に係るガイドライン	http://www.city.otsu.lg.jp/ikkrwebBrowse/materia/files/group/92/fuutigaidorain.pdf
			第5次 大津市国土利用計画	http://www.city.otsu.lg.jp/ikkrwebBrowse/materia/files/group/25/kokudo5_1.pdf
			大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例(案)の策定に係る意見募集について	http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/035/1303/p/1505380861620.html
			大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例(案)のパブリックコメント結果の公表	http://www.city.otsu.lg.jp/shisei/koho/public/h29nen/1505463571567.html
			「大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」を制定	http://www.city.otsu.lg.jp/ikkrwebBrowse/materia/files/group/28/2018030106.pdf
			太陽光発電設備の設置ガイドライン策定(案)に係る意見募集について	http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/035/1303/g/taiyoukou/1519971075687.html
			太陽光発電設備の設置ガイドライン策定(案)に係る意見募集の結果について	http://www.city.otsu.lg.jp/machi/toshi/keikaku/1523251813206.html
			太陽光発電設備の設置ガイドライン	http://www.city.otsu.lg.jp/business/kenchiku/takuchi/1522401708239.html
滋賀県	近江八幡市	252042	近江八幡市風景計画について	http://www.city.omihachiman.shiga.jp/contents_detail.pHP?frmId=6932
滋賀県	草津市	252069	太陽光発電施設等の地上設置に係る取扱根拠、届出対象行為および基準について(滋賀県提供アンケート結果および環境省まとめによる)	https://www.city.kusatsu.shiga.jp/shisei/kaigishin/gikai/hokoku/naibu/buchoukaigi/H27042709.files/2706s1-6.pdf
			太陽光発電設備の設置に係る手続きについて	http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/toshikeikaku/keikan/keikankeikaku/keikan_taiyoko.html
			大規模な太陽光発電設備等を設置する場合は、景観への配慮をお願いします	https://www.city.kusatsu.shiga.jp/shisei/kaigishin/gikai/hokoku/sangyotoshisuido/keikanshigikai.files/270717gaiyoutitrasi.pdf
			太陽光発電設備等の設置に係る草津市景観計画の変更について	http://www.city.kusatsu.shiga.jp/shisei/kaigishin/gikai/hokoku/sangyotoshisuido/keikanshigikai.files/12siryou3.pdf
滋賀県	甲賀市	252093	甲賀市景観計画 ガイドライン	http://www.city.koka.lg.jp/secure/11703/keikankeikaku%20gaidorain.pdf
滋賀県	東近江市	252131	東近江市開発行為等に関する指導要綱に該当する事業等の一部改正について	http://www.city.higashiomi.shiga.jp/0000007669.html
			東近江市太陽光発電設備設置に関する指導要綱の新たな制定について	http://www.city.higashiomi.shiga.jp/0000008548.html
滋賀県	日野町	253839	太陽光発電設備設置に関する指導要綱について	http://www.town.shiga-hino.lg.jp/contents_detail.pHP?co=ser&frmId=3254
京都府		261009	環境アセスメント情報 - 京都府	http://www.pref.kyoto.jp/assessment/
京都府	京都市		京都市の環境アセスメントについて	http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000157051.html
			太陽光発電装置	http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000160/160119/guidelines_taiyoukou.pdf
			太陽光パネルの景観規制	http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000160113.html
			条例のあらまし	http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000157/157051/aramashi.pdf
			京都市西京区桂坂もみのき第2地区建築協定	http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000021/21236/kz_mominoki2_H29.pdf
			京都市西京区桂坂さくら第2地区建築協定	http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000021/21236/kz_sakura2_H28.pdf
			京都市西京区桂坂つばき東第1地区建築協定	http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000021/21236/katurazakatubaki_east1.pdf
京都府	宇治市	262048	9月定例議会 請願第30-4号 宇治市における太陽光発電設備の設置に関する規制条例の策定についての請願	https://www.city.uji.kyoto.jp/cmsfiles/contents/000020/20467/S30-4.pdf

			「宇治市における太陽光発電設備の設置に関する規制条例の策定についての請願」採択	http://www.city.uji.kyoto.jp/0000020642.html
京都府	南丹市	262137	南丹市景観計画【概要版】	https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/shisei/106/002/001/12732/00014193002.pdf
			景観形成基準チェックリスト（山里自然エリア）	http://www.city.nantan.kyoto.jp/www/kurashi/101/009/007/27191/00027199012.pdf
京都府	南山城村	263672	京都府南山城村で進められている大規模太陽光発電所（メガソーラー）計画に反対する住民グループが10日、地元で記者会見し、村や京都府に対し、開発反対の意思表示や不認可を求めていく考えを述べた。	http://www.kyoto-np.co.jp/politics/article/20180310000119
			再生可能エネルギー発電設備（太陽光・風力）設置について	http://www.vill.minamiyamashiro.lg.jp/contents_detail.php?frmId=1617
京都府	京丹波町	264075	京丹波町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）に対するパブリックコメント結果	https://www.town.kyotamba.kyoto.jp/cmsfiles/contents/0000004/4545/pabukome.pdf
			京丹波町太陽光発電施設の設置に関するガイドラインについて	https://www.town.kyotamba.kyoto.jp/0000004783.html
大阪府		270008	大阪府環境影響評価条例施行規則	http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_houbun/k201RG00000377.html
			大阪府の環境アセスメント	http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/assess/
			平成29年度第1回「太陽光発電施設の地域共生に向けた近畿経済産業局・大阪府連携協力会議」及び「庁内連絡調整会議」の開催について	http://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=29123
			大阪府域における太陽光発電施設の地域との共生を推進する体制<大阪モデル>	http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/pv_osakamodel.html
大阪府	豊中市	272035	環境影響評価 豊中市	https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/kankyoseisaku/kankyou_assessment/eikyohyouka.html
			環境影響評価（環境アセスメント）制度について	https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/kankyoseisaku/kankyou_assessment/eikyohyouka.files/panhu2.pdf
大阪府	高槻市	272108	環境影響評価制度	http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/sangyou/kankyouh/gyomuannai/hyoka/assess_h25.html
大阪府	吹田市	272051	吹田市環境まちづくり影響評価条例 対象事業	http://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0118/2330/2012327192915.pdf
			吹田市環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】	http://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0090/2525/201531211358.pdf
大阪府	枚方市	272108	枚方市環境影響評価条例・施行規則・様式	http://www.city.hirakata.osaka.jp/0000004380.html
大阪府	茨木市	272116	高度地区に係る特例許可の手続きについて（太陽光発電装置は緑化面積とはみなしません。）	http://www.city.ibaraki.osaka.jp/jigyousya/toshi/1372742749151.html
大阪府	箕面市	272205	山麓部などの太陽光発電設備の設置を規制します～山麓部などに設置する一定規模の太陽光発電設備の設置を規制する条例を3月議会に提案～	https://japan.zdnet.com/release/30232025/
			特定太陽光発電設備の設置の規制について ・箕面市特定太陽光発電設備の設置の規制に関する条例 ・箕面市特定太陽光発電設備の設置の規制に関する条例施行規則	https://www.city.minoh.lg.jp/machi/taiyoukoukisei.html
大阪府	大阪狭山市	272311	平成28年（2016年）招集大阪狭山市議会定例会12月定例会月議会 議決結果一覧（太陽光発電事業中止を求める請願）	http://www.gikai-web.com/osakasayama/pdf/kekka/h2812t.pdf
兵庫県		280003	太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例について	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/taiyoukoujourei.html
			太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例について（パブリックコメント）	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/taiyoukoujourei_public-comment.html

			太陽光発電施設の設置等に関する基準（施設基準）	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/taiyoukoujourei.html
			大規模建築物等に係る手続き(景観条例等)	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks20/wd23_000000030.html
			大規模開発の事前指導の運用について	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks19/h28daikiboyoukou.html
			林地開発許可制度について(工場、事業場の設置:太陽光発電施設など)	https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk22/af17_000000006.html
			兵庫県の開発許可制度の手引(平成27年4月:H29改訂版)	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/wd24_0000000054.html
			著しく大規模な太陽光発電施設に対する「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」の施設基準の強化	https://web.pref.hyogo.lg.jp/press/20180406_e9f93834a6d8f89849258267000750c3.html
			「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の改正骨子(案)」に関する県民意見提出手続き(パブリック・コメント手続)の実施について	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/taiyoukoujourei_kaisei_public-comment.html
			太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の改正骨子(案)」に関する県民意見提出手続(パブリック・コメント手続)の実施結果	https://web.pref.hyogo.lg.jp/press/20181026_1265.html
			太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の一部を改正する条例の概要について	https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/documents/kaiseigaiyou.pdf
兵庫県	神戸市	281000	神戸市環境影響評価等に関する条例 対象事業一覧	http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/environmental/assessment/jigyoku.html
			地域・地区指定による景観形成	http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/urban/scene/rlk0003.html
			神戸市生物多様性の保全に関する条例	http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/biodiversity/tayoseijorei_kaihatsutodokede.html
			新幹線止めた「太陽光パネル」神戸市が設置規制強化を検討	https://www.mbs.jp/news/kansainews/20180713/GE000000000000023501.shtml
			太陽光発電パネルの適正な設置に向けた取り組み「(仮称)神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例」の制定を目指します	http://www.city.kobe.lg.jp/information/press/2018/08/20180822195101.html
			「(仮称)神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例」の制定について市民の皆さまのご意見を募集	http://www.city.kobe.lg.jp/information/press/2018/09/20180925195101.html
兵庫県	姫路市	282014	太陽光発電設備に係る景観の届出について	http://www.city.himeji.lg.jp/var/rev0/0077/8391/2015122145127.pdf
			景観計画と景観法に基づく届出	http://www.city.himeji.lg.jp/s70/2212583/7890/8288.html
兵庫県	尼崎市	282022	尼崎市環境影響評価等に関する条例	http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/tosi_kogai/033assess.html
兵庫県	西宮市	282049	西宮市花の峯におけるメガソーラー発電計画についての請願	http://www.nishi.or.jp/media/2016/201703seigann13.pdf
			太陽光発電設備設置事業に関連する「快適な市民生活の確保に関する条例」の一部改正について	http://www.nishi.or.jp/media/2016/gaiyoukaisetu.pdf
			「太陽光発電施設の設置・管理に関するガイドライン」を策定	http://www.nishi.or.jp/contents/0004187300030010500829.html
			開発事業等におけるまちづくりに関する条例施行規則の改正	https://www.nishi.or.jp/smph/jigyoshajoho/kaihatsujigyokaihatsumijigyo/tetsuzuki/machi-dl.html
兵庫県	豊岡市	282090	豊岡市景観条例施行規則	http://www.city.toyooka.lg.jp/www/contents/13457

				64700361/files/keikankisoku.pdf
兵庫県	赤穂市	282120	赤穂市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例について	https://www.city.ako.lg.jp/shimin/kankyousaieneiyourei.html
兵庫県	宝塚市	282146	自治体エネルギー政策の動向と宝塚市の現状	http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/_res/projects/default_project/page/001/017/881/16102603.pdf
			宝塚市小規模事業用太陽光発電設備の確認申請について	http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kankyo/energy/1014260/1011279.html
兵庫県	三田市	282197	三田市景観条例施行規則	http://www.city.sanda.lg.jp/toshi/documents/sto_enforcement_rules.pdf
			市街地周辺景観計画(案)及び山並み・田園景観計画(案)に関する意見交換会の実施について	http://www.city.sanda.lg.jp/toshi/keikan/201712keikankeikakuikenkoukankai.html
			景観計画(案)に対する市民意見の募集	http://www.city.sanda.lg.jp/shiseijouhou/kouhou/sichou_kaiken/documents/2017_11_14_kaiken07.pdf
			太陽光パネルを許可制に 三田市が検討、12月にも条例案 300平方メートル以上、県より厳格化	https://mainichi.jp/articles/20181005/ddl/k28/010/403000c
			里山の保全を目的とした「里山と共生するまちづくり条例」の骨子案を公表	https://www.47news.jp/2854706.html
			「三田市里山と共生するまちづくり条例(案)」の意見交換会の開催及び意見募集について	http://www.city.sanda.lg.jp/shiseijouhou/kouhou/sichou_kaiken/documents/06_20181010kaiken.pdf
			「三田市里山と共生するまちづくり条例(案)」「例外となる野外焼却の運用指針(案)」について	https://mykoho.jp/article/%E5%85%B5%E5%BA%AB%E7%9C%8C%E4%B8%89%E7%94%B0%E5%B8%82/%E5%B8%82%E5%BA%83%E5%A0%B1-%E4%BC%B8%E3%81%B3%E3%82%86%E3%81%8F%E4%B8%89%E7%94%B0-%E5%B9%B3%E6%88%9030%E5%B9%B412%E6%9C%881%E6%97%A5%E5%8F%B7/%EF%BD%A2%E4%B8%89%E7%94%B0%E5%B8%82%E9%87%8C%E5%B1%B1%E3%81%A8%E5%85%B1%E7%94%9F%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%BE%E3%81%A1%E3%81%A5%E3%81%8F%E3%82%8A%E6%9D%A1%E4%BE%8B%E6%A1%88%EF%BD%A3%EF%BD%A2%E4%BE%8B/
兵庫県	加西市	282201	加西市開発調整条例を改正します	http://www.city.kasai.hyogo.jp/04sise/11osir/osir1804/osir180418a.htm
兵庫県	篠山市	282219	太陽光発電設備の設置に関する景観ガイドラインを策定しました。	http://www.city.sasayama.hyogo.jp/pc/group/keikan/city-planning/post-62.html
			太陽光発電施設に係る「篠山市土地利用基本計画」の変更(案)等に対するご意見の募集	https://www.city.sasayama.hyogo.jp/pc/group/keikan/recruitment/post-81.html
			篠山市まちづくり条例等における太陽光発電施設許可基準等の変更	https://www.city.sasayama.hyogo.jp/pc/group/keikan/city-planning/post-85.html
兵庫県	丹波市	282235	丹波市開発指導要綱	http://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/toshijiyutaku/kaihatusidouyoukoukaisei.html
			3月定例会の一般質問順位および質問事項をお知らせします(太陽光発電設置に関する条例が必要ではないか)	http://www.city.tamba.hyogo.jp/site/gikai/ippansitumon.html
			太陽光発電「1000平方メートル以上で届出」丹波市が開発要綱改正を検討	http://tanba.jp/modules/news/index.php?page=article&storyid=2900
			丹波市開発指導要綱を改正(平成30年10月1日施行)	http://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/toshijiyutaku/ambashikaihatusidouyoukoukaisei.html
兵庫県	南あわじ市	282243	太陽光発電施設を建設する場合	http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/soshiki/toshi/taiyoukou-takuchizousei.html
兵庫県	宍粟市	282278	太陽光発電施設設置の際は届け出てください	http://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu

				/seikatsueisei/tantojoho/kankyorisaikuru/1491815906368.html
			宍粟市太陽光発電施設設置事業に関する指導要綱	http://www.city.shiso.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/68/taiyoukouhatudensidouyoukou.pdf
兵庫県	加東市	282286	太陽光発電設備の設置について、届出を義務付けました。	http://www.city.kato.lg.jp/kakukanogoannai/shimiseikatsubu/seikatsuka/kankyo/1473810370809.html
兵庫県	たつの市	282294	たつの市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱	http://www.city.tatsuno.lg.jp/kankyou/saiseikano-usidouyoukou.html
兵庫県	多可町	283657	「多可町太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（案）」への意見を募集	http://www.takacho.jp/life_stage/seikatuanzen/kouhou-kiji/170801taiyoukouhatudenjyourei.html
			生活環境常任委員会で「多可町太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」が全員賛成で可決されました。	http://kunimasa.net/topics/
			「多可町太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」が9月29日の本会議で可決され、条例制定となり、12月1日以降の設置について適用	https://www.youtube.com/watch?v=LPINrUoHTU0&feature=youtu.be
兵庫県	福崎町	284432	福崎町開発事業等調整条例案が可決され、平成29年4月1日から施行。なお、この条例の施行により、福崎町開発指導要綱は廃止します。	https://www.town.fukusaki.hyogo.jp/0000002171.html
兵庫県	佐用町	285013		
奈良県		290009	環境アセスメント / 奈良県の環境情報サイト	http://www.eco.pref.nara.jp/jorei_kisoku/a01.html
			意見書第11号 太陽光発電について、自然と住環境との調和を求める意見書	http://www.pref.nara.jp/44990.htm
奈良県	奈良市	292010	景観法、なら・まほろば景観まちづくり条例による届出制度等	http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1262653352851/
奈良県	橿原市	292052	橿原市景観計画・橿原市景観条例	https://www.city.kashihara.nara.jp/ryokuchikeikan/matizukuri/keikan/keikanjourei/keikanjourei.html
奈良県	宇陀市	292125	平成29年6月定例会(第5日目) 太陽光発電の設置に対する市の対応については、当委員会で調査できるよう、事業者の会社概要や自治会に提出された事業内容、現場写真、行政対応などの資料提出を求め、継続調査とする。	http://www.city.uda.nara.jp/gikai-soumu/shisei/gikai/gijiroku/h29_06_t_5.html
			「宇陀市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（素案）」のパブリックコメントを行います	http://www.city.uda.nara.jp/kankyoutaisaku/kurashi/kankyou/solar-power-regulations.html
			宇陀市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について 原案可決	http://www.city.uda.nara.jp/gikai-soumu/shisei/gikai/shingike-kkekka/documents/singikekkah29-12.pdf
			宇陀市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例について	http://www.city.uda.nara.jp/kankyoutaisaku/taiyoukoujourei/taiyoukou.html
奈良県	平群町	293423	平群町太陽光発電設備設置に関する指導要綱の制定について	http://www.town.heguri.nara.jp/web/sintyaku/sintyaku16-10-14-1.html
和歌山県		300004	和歌山県の環境影響評価（環境アセスメント）について	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/assess/index.html
			和歌山県環境影響評価条例施行規則	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/reiki/reiki_honbun/k501RG00001312.html
			「太陽光発電施設等の取り扱い変更（案）および太陽光発電施設等の設置に関する景観ガイドライン（案）」に対する意見募集について	https://www.pref.wakayama.lg.jp/bcms/prefg/080900/pubcom_keikan/documents/ikenn.pdf
			和歌山県景観計画における太陽光発電施設等の取り扱い変更（案）について	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/pubcom_keikan/ikennbosyu_d/fil/02_gaiyou.pdf
			第114回和歌山県都市計画審議会の開催について（第3号議案 太陽光発電施設の設置に関する景観	http://wave.pref.wakayama.lg.jp/news/kensei/shiryo.pHP?sid=24964

			法に基づく届出制度改正に伴う和歌山県景観計画の変更について（諮問）	
			「（仮称）和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」骨子案に係る県民の皆様のご意見を募集	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/taiyokojorei.html
			「（仮称）和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」骨子案に係るパブリックコメント（県民意見募集）実施結果について	http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/taiyokojorei.html
			和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/taiyokojorei/gaiyo.html
和歌山県	和歌山市	302015	「太陽光発電設備等の設置に関する景観ガイドライン（案）」に対する意見募集について	http://www.city.wakayama.wakayama.jp/res/projects/default_project/page/001/011/930/kaikenn3-5.pdf
			太陽光発電設備等の設置に関する景観ガイドライン	http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/douro_kouen_machi/1007741/1007788/1012705.html
			和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例骨子（案）に対する意見募集	http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/gomi_kankyo/1001115/1017922.html
			和歌山市は25ヘクタール以上の太陽光発電を整備する事業者に市との協議や許可を要件とする条例案などの議案を2月定例会市議会に提出する	https://mainichi.jp/articles/20180217/ddl/k30/010/392000c
			和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について	http://www.city.wakayama.wakayama.jp/shisei/hasshin/1001156/1013973/1014812/1019117.html
和歌山県	橋本市	302031	橋本市の太陽光発電条例成立、来月施行へ 住民説明と届け出義務化	http://megasolar-sokuhou.seesaa.net/article/463257824.html
			橋本市太陽光発電設備の設置に関する条例	http://www.city.hashimoto.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/30-12gian23.pdf
和歌山県	田辺市	302066	「田辺市景観計画（案）」に対する市民意見の募集について	http://www.city.tanabe.lg.jp/keikaku/keikaku/keikankeikaku.html
			田辺市が景観行政団体となり、景観条例を施行しました。	http://www.city.tanabe.lg.jp/keikaku/keikaku/keikan-machizukuri.html
和歌山県	広川町	303623	太陽光発電施設の設置・運営基準に関するガイドラインを求める意見書	http://www.town.hirogawa.wakayama.jp/gikai/pdf/ikensyo_h281220.pdf
			太陽光発電施設の設置・運営基準に関するガイドライン等を求める要望決議	http://www.town.hirogawa.wakayama.jp/gikai/pdf/ketsugi_h281220.pdf
和歌山県	有田川町	303666	有田川町景観計画	http://www.town.aridagawa.lg.jp/kurashi_document/keikan-keikaku_all2.pdf
			有田川町の景観まちづくり	http://www.town.aridagawa.lg.jp/kurashi/seikatsu/5388.html
			太陽光発電施設の設置に関する景観形成基準	http://www.town.aridagawa.lg.jp/kurashi_document/keikan-keikaku_taiyoukou.pdf
鳥取県		310000	環境影響評価/環境立県推進課/とりネット	http://www1.g-reiki.net/tottori/reiki_honbun/k50ORG0000493.html
鳥取県	鳥取市	312011	景観計画区域に設置される太陽光パネルの取り扱いについて	http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1193962700390/activesqr/common/other/51c29856008.pdf
鳥取県	米子市	312029	大規模太陽光発電設備設置に係る規制等	http://www.city.yonago.lg.jp/secure/17127/solar_kisei201406.pdf
			大規模太陽光発電設備設置に係る規制等	http://www.city.yonago.lg.jp/secure/17127/solar_kisei201512.pdf
鳥取県	北栄町	313726	北栄町農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン	http://www.e-hokuei.net/4991.htm
島根県		320005	環境影響評価制度	http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/seido/
			風力・太陽光発電施設に係る届出事務取扱～ふるさ	http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/keika

			と島根の景観づくり条例～	n/jourei/todokede.data/furyokuhatudentaiyoukouuhatudenn.pdf
島根県	松江市	322016	都市計画の原案の縦覧、説明会及び公聴会開催のお知らせ(本地区の建築物の形態意匠の制限に、太陽光パネルについての規定を加えようとするものです。)	http://www1.city.matsue.shimane.jp/machidukuri/toshikeikaku/oshirase/toshikeikaku-genan-juran_20170905-20170919.html
島根県	浜田市	322024	第4章 良好な景観形成 に向けた取り組み	http://www.city.hamada.shimane.jp/www/content/s/1456108742150/simple/daiyonsyou.pdf
			2. 届出が必要な行為と景観形成基準の解説 (太陽光発電施設にあつては、設置面積の合計が 100 m ² を超えるもの)	http://www.city.hamada.shimane.jp/www/content/s/1489041451598/simple/mimata_tyu.pdf
			3. 色彩に関する基本的な考え方 (太陽光発電施設については、特に景観に大きな影響を)	http://www.city.hamada.shimane.jp/www/content/s/1489041451598/simple/jozan_ko.pdf
			浜田市景観条例施行規則	http://www.city.hamada.shimane.jp/www/content/s/1489041451598/simple/keikansikoukisokku.pdf
島根県	出雲市	322032	太陽光発電事業者の皆様へ「景観の届出はお済みですか？」	http://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1406879322992/index.html
島根県	益田市	322041	景観法第 16 条の規定による大規模行為の届出に関する手引き	https://www.city.masuda.lg.jp/uploaded/life/19667_48442_misc.pdf
島根県	江津市	322075	江津市景観条例施行規則	http://www.city.gotsu.lg.jp/usr/reiki_int/reiki_honbun/m108RG00000887.html
岡山県		330001	環境アセスメント	http://www.kankyo.or.jp/tyousa/assessment/
			メガソーラー設置に係る関係法令等担当窓口一覧	http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/460014_3192263_misc.pdf
岡山県	岡山市	331007	岡山市環境影響評価条例(素案)へのご意見募集(パブリックコメント)の結果について	http://www.city.okayama.jp/kankyoku/kankyuhozen/kankyuhozen_t00092.html
			岡山市内の山林で大規模太陽光発電所の建設計画が浮上しており、地元住民から環境や災害への影響を心配する声が上がっている。市は2月定例議会に独自の環境影響評価条例案を提案。対象にはメガソーラーも含める方針だが、国の上位法がないので、条例の実効性は未知数。	https://www.asahi.com/articles/ASL2Q52NPL2QPPZB00K.html
			岡山市、環境アセス義務付けで乱立規制へ	https://mainichi.jp/articles/20180617/ddl/k33/040/235000c
岡山県	倉敷市	332020	倉敷市美観地区景観条例施行規則	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/4785.htm
岡山県	津山市	332038	景観法に基づく 津山市景観計画の運用 Q&A	https://www.city.tsuyama.lg.jp/common/photo/free/files/7705/201603090914080146792.pdf
岡山県	真庭市	332143	真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例について	http://www.city.maniwa.lg.jp/webapps/www/info/detail_1.jsp?id=7126
			真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例(案)に対する意見と市の考え方	http://www.city.maniwa.lg.jp/webapps/open_imgs/info/0000000063_0000025098.pdf
岡山県	美作市	332151	美作市がメガソーラー開発に規制 書類提出義務付けの条例案提案へ	http://www.sanyonews.jp/article/779659/1/?rct=sakusyu
			美作市大規模太陽光発電事業に係る地域社会に対する影響評価条例を制定	http://www.city.mimasaka.lg.jp/jigyosha/1536888146856.html
広島県		340006	環境アセス・景観	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/h-index.html
			大規模太陽光発電(メガソーラー)の設置を検討されている方へ	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/116944.pdf
広島県	広島市	341002	環境アセスメント(環境影響評価)制度の概要	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1111448539116/index.html
			広島市環境影響評価条例施行規則	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1266815455604/simple/sekoukisoku.pdf
			第6章 建築物・工作物等の届出制度 (㊤一般区域(景観計画重点地区以外))	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1405344049209/simple/common/other/53c3db23023.pdf

山口県		350001	環境影響評価について	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15500/assessment/kannkyoueikyoku.html
			メガソーラー事業に関する手続きについて	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a16100/electric/20120613001.html
山口県	下関市	352012	下関市発電施設建設ナビ～行政窓口のご案内～改訂版の発行	http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1460424006704/index.html
山口県	山口市	352039	山口市景観条例	http://www1.g-reiki.net/yamaguchi/reiki_honbun/r245RG00000898.html
			山口市の生活環境の保全に関する条例について	http://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/74/15800.html
山口県	別府市	352063	防府市内で産業用太陽光発電事業を実施される皆様へ	http://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/15/sangyouyoutaiyoukou.html
山口県	岩国市	352080	景観に関する Q&A	https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/44/2857.html
徳島県		360007	徳島県の環境影響評価制度	https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shizen/2001071700033
			徳島県環境影響評価条例等の一部改正（素案）に係るパブリックコメントの募集結果について	http://www.pref.tokushima.jp/docs/2015022000226/files/1_kekkakouhyou.pdf
香川県		370002	香川県環境影響評価条例施行規則	http://www.pref.kagawa.lg.jp/somugakuji/hoki/d1w_reiki/41190210004100000000/4119021000410000000/41190210004100000000.html
			事前協議制度およびみどりの保全協定	http://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyo/midori/midori_jorei/jokyo.htm
			香川県議会の一般質問で浜田知事は県として太陽光発電所設置のガイドラインを検討することを明らかにした。	https://www.ksb.co.jp/newsweb/index/8098
			20日の定例県議会において、土庄町豊島で計画が進む太陽光発電事業を巡る地元住民による反対運動を踏まえ、事業者に対し住民への事前説明を義務付ける法整備などを求める意見書を採択	https://mainichi.jp/articles/20180321/ddl/k37/010/351000c
			香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン（仮称）（案）についてパブリック・コメント（意見公募）を実施	https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir3/dir3_1/dir3_1_3/wgtd5v181211135626.shtml
香川県	土庄町	373222	景観計画の改訂	http://www.town.tonosho.kagawa.jp/tns/info708.html
愛媛県		380008	環境影響評価制度	https://www.pref.ehime.jp/kankyou/k-HP/theme/assessment/about/
			愛媛県庁／環境影響評価	http://www.pref.ehime.jp/kankyou/k-hp/theme/assessment/about/index.html
愛媛県	松山市	382019	太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱い	https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kurashi/jutaku/taiyoko.files/taiyoko.pdf
			松山市景観計画を変更しました	https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/mac/hizukuri/toshikeikaku/keikan/keikaku/keikan_sakutei.html
愛媛県	今治市	382027	景観法に基づく届出制度について	http://www.city.imabari.ehime.jp/tosisei/townscapetodokede.html
愛媛県	大洲市	382078	景観計画（届出制度）について	http://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/toshiseibi/0005.html
愛媛県	松野町	384844	森の国松野町景観条例施行規則	http://www.town.matsuno.ehime.jp/reiki_int/reiki_honbun/o264RG00000564.html
愛媛県	愛南町	385069	産業用再生可能エネルギー発電設備の設置についてお知らせします	http://www.town.ainan.ehime.jp/kurashi/tetsuduki/kankyoeisei/energy/saienekisei.html
高知県		390003	高知県の環境アセスメント情報	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/kochiasse.html
			太陽光発電事業関係手続き等に関する説明会	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030901/files/2016032200149/2_shiryou1.pdf

			第 19 回 高知県四万十川流域保全振興委員会 (概要版)	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/files/2017020700047/file_20171301152045_1.pdf
			太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドラインについて	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030901/2016032200149.html
			太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドライン (平成 29 年 12 月 4 日改定) について	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030901/taiyoukouguidelinekaitei.html
			高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部改正について (意見公募)	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/h29-sekoukisoku-ikenkoubo.html
			高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部改正について (意見公募終了)	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/h29-sekoukisoku-ikenkoubo-syuuryou.html
			高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則(平成 13 年高知県規則第 16 号)の一部改正について	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/2018kisokukaisei.html
高知県	土佐清水市	392090	高知県土佐清水市が再エネ 10kW 以上届け出制に条例改正	https://www.kochinews.co.jp/article/42578/
			土佐清水市再生可能エネルギー基本条例の改正について	https://www.city.tosashimizu.kochi.jp/kurashi/section/kankyo/6878.html
高知県	四万十市	392103	四万十川景観計画を変更します 1. 届出対象行為の具体例追加 届出漏れの発生や届出要否についてのお問合せいただくことが多いため、「大規模な工作物」の具体例に「太陽光発電施設など」の文言を追加します。	http://www.city.shimanto.lg.jp/city-office/info/c-board.cgi?cmd=one&no=2129&id=
高知県	香美市	392120	太陽光発電施設に転用できる農地	http://www.city.kami.kochi.jp/soshiki/43/taiyoukou.html
福岡県		400009	環境アセスメント (環境影響評価) 太陽光発電導入円滑・適正化講習会の実施について～トラブルの予防・解消と適切な発電事業の実施に向けて～	http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kankyoassess.html http://www.pref.fukuoka.lg.jp/press-release/h29-pvsupport-lecture.html
福岡県	北九州市	401005	環境影響評価制度 北九州市の環境影響評価制度 (リーフレット)	http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu01_0429.html http://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000733206.pdf
福岡県	福岡市	401307	福岡市 環境局 // 環境影響評価 福岡市環境配慮指針 (改定版) 福岡市 宅地とは何か。(宅地造成等規制法) 太陽光発電施設用地等も「宅地」として扱われることとなります。都市計画法に基づく開発許可制度における宅地の定義とは異なる	http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-chosei/gene/004.html http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-chosei/HP/hairyo-shishin.html http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/machinami/qa/FAQ2607_2.html
福岡県	大牟田市	402028	大牟田市景観形成ガイドライン (届出の手引き)	http://www.city.omuta.lg.jp/common/UploadFileDisp.aspx?c_id=5&id=4963&sub_id=2&flid=2612
福岡県	久留米市	402036	久留米市景観計画の策定および久留米市景観条例の制定	https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1080shisei/2050machi/3070keikan/2011-0113-1831-197.html
福岡県	直方市	402044	直方市太陽光発電設備設置事業に関する条例の策定について【条例(案)の概略】への意見を募集 「直方市太陽光発電設備設置に関する条例」制定	http://www.city.nogata.fukuoka.jp/shisei/1238/2455/6415.html https://www.city.nogata.fukuoka.jp/kurashi/1200/6747.html
福岡県	飯塚市	402052	自然や生活環境を守るための条例ができました	http://www.city.iizuka.lg.jp/k-sebiese/machi/kankyo/hozen/jore.html
福岡県	宗像市	402206	土地に自立して設置する太陽光発電設備の設置に関する主な窓口について	https://www.city.munakata.lg.jp/w028/040/040/060/380/taiyoukou.pdf
福岡県	嘉麻市	402206	嘉麻市大規模太陽光発電設備設置促進条例を廃止	http://www.city.kama.lg.jp/info/prev.asp?fol_id=10

			する条例（案）についての意見募集（パブリックコメント）	684
福岡県	朝倉市	402273	伝統的建造物群保存地区（伝建地区）の現状変更申請について ※太陽光パネルの設置は許可していません。	http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1430177504020/
福岡県	宇美町	402281	宇美町開発行為等指導要綱を改正	https://www.town.umi.lg.jp/soshiki/9/3425.html
佐賀県		403415	環境アセスメント / 佐賀県	http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00313942/index.html
佐賀県	多久市	410004	多久市、民間の太陽光発電設置規制条例検討へ、	http://www.saga-s.co.jp/news/saga/10101/356835
佐賀県	嬉野市	412040	「嬉野市再生可能エネルギー発電設置指導要綱」を制定しました。	http://www.city.ureshino.lg.jp/shimin/35/23477.html
長崎県		420000	環境影響評価（環境アセスメント）	https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/kankyohozen-ondankataisaku/kankyoasesu/
			長崎県環境影響評価条例の対象事業	https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/kankyohozen-ondankataisaku/kankyoasesu/jorei-taishojigyo/
			再生可能エネルギー発電施設設置に係る主な許認可等の手続き	https://www.pref.nagasaki.jp/object/tetsuduki-shinsei/tetsuduki-shinseikankei/184707.html
			長崎県景観計画	https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2015/08/1439167634.pdf
長崎県	諫早市	422045	太陽光発電設備設置に関する規制	http://www.city.isahaya.nagasaki.jp/post27/30735.html
長崎県	大村市	422053	大村市景観計画	https://www.city.omura.nagasaki.jp/keikan/machi/toshi/keikan/documents/omurasikeikankeikaku.pdf
長崎県	壱岐市	422100	壱岐市景観条例施行規則	https://www.city.iki.nagasaki.jp/reiki/reiki_honbun/r014RG00001156.html
長崎県	波佐見町	423238	景観条例	http://www.town.hasami.lg.jp/yakuba/doboku/pdf/keikan_zyourei.pdf
熊本県		430005	環境アセスメントについて	http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_404.html
			メガソーラー関係法令等窓口一覧表	https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=10416&sub_id=2&flid=21229
熊本県	水俣市	432059	「水俣市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を制定	http://www.city.minamata.lg.jp/3230.html
			「水俣市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を改正	http://www.city.minamata.lg.jp/3230.html
熊本県	菊池市	432105	平成 29 年 3 月 21 日に菊池市景観条例及び施行規則制定	https://www.city.kikuchi.lg.jp/q/aview/136/14654.html
			平成 29 年 12 月 11 日に「菊池市景観計画」を策定	
熊本県	阿蘇市	432148	阿蘇市景観計画	http://www.city.aso.kumamoto.jp/files/uploads/2015/05/view_plan_2015.pdf
熊本県	天草市	432156	天草市景観条例施行規則 1. 太陽光発電設備に係る項目の追加 (1) 届出対象行為への追加 (2) 景観形成のための基準への追加	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/reiki/reiki_honbun/r351RG00001136.html
熊本県	和水町	433691	メガソーラー発電所建設に伴う災害防止協定を締結	https://www.town.nagomi.lg.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=1299&sub_id=1&flid=5525
熊本県	南小国町	434230	南小国町景観計画	http://www.town.minamioguni.kumamoto.jp/making/docs/%E5%8D%97%E5%B0%8F%E5%9B%BD%E7%94%BA%E6%99%AF%E8%A6%B3%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf
熊本県	産山村	434256	産山村景観計画	http://www.ubuyama-v.jp/files/uploads/2015/11/%E7%94%A3%E5%B1%B1%E6%9D%91%E6%99%AF%E8%A6%B3%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf

熊本県	高森町	434281	高森町景観条例施行規則	http://www1.g-reiki.net/takamori/reiki_honbun/r370RG00000725.html
熊本県	西原村	434329	西原村景観条例施行規則	http://www.vill.nishihara.kumamoto.jp/reiki/reiki_honbun/q453RG00000630.html
大分県		440001	環境アセスメント	http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/kankyo-assess.html
			大分県環境影響評価条例の改正について	http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/1044564_1336788_misc.pdf
			大分県環境影響評価条例等の改正について	http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/28eia-kaisei.html
大分県	大分市	442011	「大分市景観計画」および「大分市景観条例」について	http://www.city.oita.oita.jp/www/contents/1286948872695/index.html
大分県	中津市	442038	太陽光発電設備に関する景観法の届出について	http://www.city.nakatsu.lg.jp/doc/2015061600142/
大分県	竹田市	442089	竹田市景観条例	https://www.city.taketa.oita.jp/reiki/reiki_honbun/r335RG00001137.html
			竹田市景観計画 届出パンフレット	https://www.city.taketa.oita.jp/temp/files/2017032913381324678.pdf
大分県	豊後高田市	442097	「豊後高田市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱」を制定しました	http://www.city.bungotakada.oita.jp/page/page_02028.html
			豊後高田市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱	http://www.city.bungotakada.oita.jp/page/page_02028.html
大分県	杵築市	442101	杵築市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱	http://www.city.kitsuki.lg.jp/soshiki/10/saiseikano-enerugi.html
大分県	宇佐市	442119	景観法に基づく行為の届出について	http://www.city.usa.oita.jp/soshiki/25/22353.html
大分県	由布市	442135	由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	http://www.city.yufu.oita.jp/wp-content/uploads/2014/03/sizen_saisei_jorei.pdf
大分県	日出町	443417	日出町発電施設設置事業について	http://www.town.hiji.oita.jp/page/page_00079.html
大分県	九重町	444618	土地に太陽光発電設備を設置する際には届け出が必要です（そこで、「九重町生活環境保全および開発に関する条例施行規則」を一部改正し、土地に自立して設備する太陽光発電設備を開発行為と見なし、届出の対象であることを明文化しました。）	http://www.town.kokonoe.oita.jp/docs/2017012300071/
			『九重町再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱』を制定しました	http://www.town.kokonoe.oita.jp/docs/2017012400023/
宮崎県		450006	環境アセスメント	http://eco.pref.miyazaki.lg.jp/data/assessment/
			環境影響評価（環境アセスメント）の条例対象事業の追加について	http://eco.pref.miyazaki.lg.jp/wp-content/uploads/2017/03/%E3%82%A2%E3%82%BB%E3%82%B9%E6%9D%A1%E4%BE%8B%E5%AF%BE%E8%B1%A1%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E3%81%AE%E8%BF%BD%E5%8A%A0%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%EF%BC%88%E5%AF%BE%E8%B1%A1%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E4%B8%80%E8%A6%A7%E8%A1%A8%E5%85%A5%E3%82%8A%EF%BC%89.pdf
			景観形成に係る太陽光発電設備の取扱いについて	http://www.pref.miyazaki.lg.jp/toshikeikaku/shak aikiban/toshikekaku/20150224133905.html
宮崎県	都城市	452025	景観条例に基づく届け出	http://cms.city.miyakonojo.miyazaki.jp/display.php?cont=140227145923
			太陽光発電パネルなどを設置するときは太陽光発電パネルなどの再生可能エネルギー施設の設置に伴い、敷地内の雨水排水設備を市道の側溝に接続する計画がある場合は、事前に維持管理課または総合支所建設課に協議をお願いします。また、降雨の時に敷地の土砂などが流出しないよう対策をお願いします。	http://cms.city.miyakonojo.miyazaki.jp/display.php?cont=140908142540

宮崎県	小林市	452050	小林市景観条例	http://toweb.city.kobayashi.lg.jp/reiki/reiki_honbu/r346RG00001505.html
宮崎県	日向市	452068	太陽光発電設備及び風力発電設備に係る景観形成基準	http://www.hyugacity.jp/tempimg/20171114134844.pdf
宮崎県	西都市	452084	景観基本条例に基づく届出について	http://www.city.saito.miyazaki.jp/tempimg/160224115021201602241138260f.pdf
宮崎県	綾町	453838	綾町照葉の里景観条例	http://www.town.aya.miyazaki.jp/ayatown/jyorei/act/frame/frame110000449.htm
宮崎県	高千穂町	454419	高千穂町景観計画	http://www.town-takachiho.jp/industry/%E9%AB%98%E5%8D%83%E7%A9%82%E7%94%BA%E6%99%AF%E8%A6%B3%E8%A8%88%E7%94%B300228.pdf
			高千穂町景観計画 概要版 (ガイドライン)	http://www.town-takachiho.jp/industry/%E9%AB%98%E5%8D%83%E7%A9%82%E7%94%BA%E6%99%AF%E8%A6%B3%E5%BD%A2%E6%88%90%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%80%90%E3%80%91%28%E6%A1%88%29180222.pdf
鹿児島県		460001	環境影響評価について	https://www.pref.kagoshima.jp/ad01/kurashi-kankyo/kankyo/hyoka/03005002.html
			環境影響評価の対象事業および規模	https://www.pref.kagoshima.jp/ad01/kurashi-kankyo/kankyo/hyoka/documents/1873_20140917163406-1.pdf
鹿児島県	鹿児島市	462012	鹿児島市景観計画・景観条例・景観形成重点地区	http://www.city.kagoshima.lg.jp/kensetu/toshikeikaku/toshikeikan/machizukuri/kekan/kekan/kekan.html
鹿児島県	鹿屋市	462039	鹿屋市土地利用対策要綱 本市では、都市計画法などの法令等の適用を受けない開発行為について、必要な事項を定め、市民、開発者および行政が相互に連携し、協力して適正な宅地等開発を推進することにより、地域の快適な居住環境の確保および良好な市街地の形成を図り、もって、本市の健全な発展と安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする「鹿屋市土地利用対策要綱」を平成 27 年 6 月に制定し、平成 28 年 1 月 1 日から施行しました。	http://www.e-kanoya.net/htmbox/tosiseisaku/index.html
鹿児島県	指宿市	462101	『指宿市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱』を制定	https://www.city.ibusuki.lg.jp/main/kyosei/kankyo/kankyo/page011437.html
鹿児島県	霧島市	462187	霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン	https://www.city-kirishima.jp/kankyo/kurashi/kankyo/saiseikanouenergy/documents/guideline01.pdf
			霧島市景観条例の一部を改正する条例 急増する太陽光発電設備の設置に対し景観への配慮を促し、もって本市における良好な景観の保全・育成に取り組むため、所要の改正を行うもの	http://www.city-kirishima.jp/soumu/shise/jyorei-reiki/koufujyorei/documents/29019.pdf
鹿児島県	南九州市	462233	ガイドライン等の制定に向け協議中	http://www.city.minamikyushu.lg.jp/contents/html/gikaidayori/201702/0611.pdf
			南九州市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの運用開始について	http://www.city.minamikyushu.lg.jp/cgi-bin/HPViewContent.cgi?pID=20170420111424
鹿児島県	湧水町	464520	湧水町再生可能エネルギー発電 設置に関するガイドライン	http://www.town.yusui.kagoshima.jp/saisei-energy.pdf
			平成 28 年 9 月 1 日より運用を開始しておりますが、今回、事業計画の届出等についての見直しを行いました	http://www.town.yusui.kagoshima.jp/saiseikanou-enerugi.html
沖縄県		470007	環境影響評価 (環境アセスメント)	http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seisaku/hyoka/assess.html

			沖縄県環境影響評価条例施行規則	http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seisaku/hyoka/documents/h260201_kisoku_zenbun.pdf
			「沖縄県環境影響評価条例及び施行規則の一部改正案」に対する意見の募集について	http://www.pref.okinawa.jp/site/iken/h29/index.html
			沖縄県環境影響評価条例及び同施行規則の一部改正について	http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seisaku/documents/1.pdf
			沖縄県環境影響評価条例等の改正について(平成30年10月1日全面施行)	http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seisaku/hyoka/seido/jourei-kaisei.html
沖縄県	名護市	472093	名護市景観ガイドライン	http://www.city.nago.okinawa.jp/DAT/LIB/WEB/1/20130701kkangaido.pdf
			議事日程第1号 平成29年3月2日午前10時開議(太陽光パネル設置等に関する条例制定についての請願)	http://www.city.nago.okinawa.jp/DAT/LIB/WEB/1/186giziHP.pdf
			請願第4号 太陽光パネル設置等に関する条例制定についての請願 3月28日 継続審査	http://www.city.nago.okinawa.jp/DAT/LIB/WEB/1/180412syorikekka.pdf
沖縄県	糸満市	472107	糸満市風景づくり計画 糸満市風景づくり計画届出の手引き	http://www.city.itoman.lg.jp/docs/2014042200012/files/todokede-tebiki.pdf
沖縄県	うるま市	472131	うるま市景観計画・景観条例	http://www.city.uruma.lg.jp/town/521/612
			うるま市景観条例の一部改正について	http://www.city.uruma.lg.jp/town/521/612/9376
沖縄県	大宜味村	473022	大宜味村自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	http://www.vill.ogimi.okinawa.jp/docs/2016100400013/files/saiseikanou_jyorei.pdf
沖縄県	東村	473031	再生可能エネルギー発電設備設置に関する条例等のお知らせです。	http://www.vill.higashi.okinawa.jp/detail.jsp?id=84038&menuid=15259&funcid=1
沖縄県	北中城村	473278	北中城村景観計画の策定について	http://www.vill.kitanakagusuku.lg.jp/site/view/contentview.jsp?cateid=19&id=2088&page=1
沖縄県	中城村	473286	中城村景観計画の概要(パンフレット)	http://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp/UserFiles/File/gaiyou(3).pdf

認定 NPO 法人 太陽光発電所ネットワーク
〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-10 湯島ビル 602
電話:03-5805-3577 FAX:03-5805-3588